いの町
立地適正化計画

令和５年２月

いの町

目　　次

1. 立地適正化計画について 1

1.1 背景と目的 1

1.2 立地適正化計画とは 2

1.3 立地適正化計画の概要 3

1.4 SDGs の推進による持続可能な都市づくり 4

2. いの町の現況 5

2.1 いの町の概要 5

2.2 人口動向 7

2.3 人口の将来見通し 12

2.4 産業動向 13

2.5 土地利用動向 18

2.6 交通動向 22

2.7 都市機能の状況 26

2.8 ハザードの状況 34

2.9 財政状況 36

2.10 地価動向 38

3. 立地適正化計画の基本方針 39

3.1 都市の成り立ちと都市づくりの課題 39

3.2 基本的な方針 44

4. 誘導区域の設定 50

4.1 居住誘導区域・準居住誘導区域（水災害対策重点区域）の設定 50

4.2 都市機能誘導区域の設定 83

5. 誘導施設の設定 93
5.1 誘導施設設定の考え方 93
5.2 誘導施設の設定 94
6. 誘導施策の設定 99
6.1 誘導施策の考え方 99
6.2 居住誘導施策 101
6.3 都市機能誘導施策 108
6.4 交通ネットワークに関する施策 114
6.5 防災に関する施策 119
6.6 “らしさ”に関する施策 122
7. 防災指針 126
7.1 防災指針とは 126
7.2 災害リスク分析と課題の抽出 129
7.3 防災まちづくりの将来像・取組方針の検討 166
7.4 取組スケジュール 178
8. 届出制度 181
8.1 居住誘導区域における届出・勧告制度 181
8.2 都市機能誘導区域における届出・勧告制度 182
9. 目標値等の検討 183
9.1 目標値の設定 183
9.2 計画の進行管理 196

1.　立地適正化計画について

1.1　背景と目的

いの町では、今後の人口減少や高齢化の進行に対応すべく、平成 25 年 4 月「いの町都市計画マスタープラン」（都市計画法 18 条の 2）を改定し、「徒歩や自転車での移動を中心とした生活圏の中で日常的なサービスを受けることのできる、集約型の都市構造の形成」に向けた都市づくりを進めています。

こうした中、都市再生特別措置法の改正（平成 26 年 8 月）において立地適正化計画が位置づけられ、コンパクトな都市機能や居住の集積、交通と土地利用の連携等のまちづくりの方針が示されるとともに、令和 2 年都市再生特別措置法改正により、立地適正化計画に防災指針を定め計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むことが求められることとなりました。

また、いの町では、まちづくりの上位計画である「いの町第 2 次振興計画（基本構想）（平成 26 年 12 月）」をはじめ、「いの町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）」「第 2 期いの町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 2 年 3 月）」などが策定されたほか、都市計画の上位計画である「高知広域都市計画区域マスタープラン（平成 30 年 3 月）」（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）においても、いの町中心部が多極ネットワーク型都市構造の「地域拠点」と位置づけられました。

このため、これからのいの町の都市づくりは、集約型都市構造のさらなる推進が必要となっており、「いの町都市計画マスタープラン（平成 25 年 4 月）」などの上位計画で位置づけた将来都市像の具現化に向け、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の適正な立地と誘導、また、公共交通等の様々な施策との連携を含めた包括的なマスタープランとして、「いの町立地適正化計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

■「いの町都市計画マスタープラン」（平成 25 年 4 月）
○目指すべきまちの将来像：～豊かな緑と清流に抱かれた心のふるさと“いの”～
○都市構造：徒歩や自転車での移動を中心とした生活圏の中で日常的なサービスを受けることのできる集約型の都市構造の形成

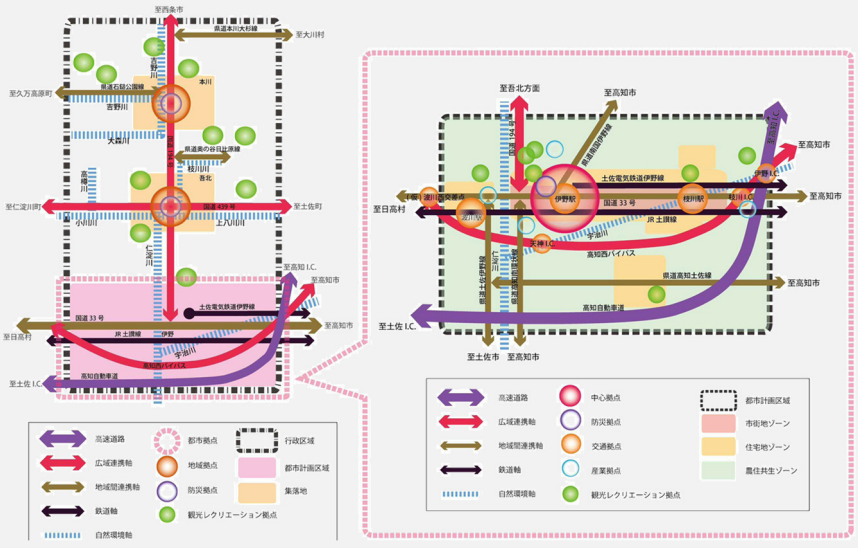

○「目指すべきまちの将来像」の実現に向け、「いの町立地適正化計画」を策定

1.2　立地適正化計画とは

平成 26 年 8 月に「立地適正化計画」が制度化されました。これは、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティ形成に向けた取組を推進しようとしているものです。

立地適正化計画は、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直していく計画です。

具体的には、適切に市街化を促進するため「用途地域」のなかに、「居住誘導区域」「都市機能誘導区域」といった二つの区域等を設定し、まとまりあるまちの姿の実現を目指します。

■立地適正化計画制度の概要

○記載する事項（都市再生特別措置法第 81 条の 2）

- 計画の区域
- 立地の適正化に関する基本的な方針
- 居住誘導区域（都市の居住者の居住を誘導すべき区域）
- 都市機能誘導区域（都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域）
- 誘導施設（都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設）
- 市町村が講ずべき施策、事業等
- 防災指針（都市の防災に関する機能の確保に関する指針）

○誘導策（財政上、金融上、税制上の支援施策、誘導区域外に立地する場合の事前届出等）

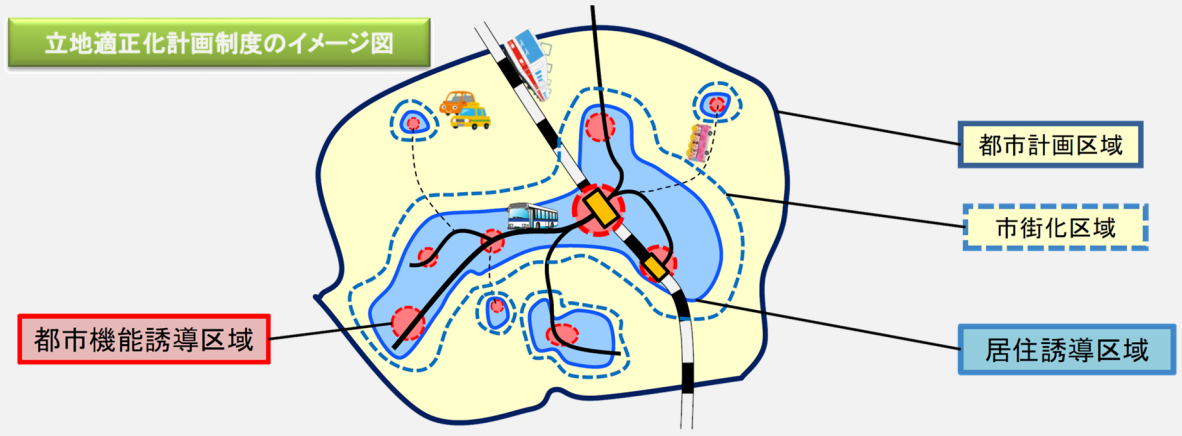

出典：「立地適正化計画作成の手引き」（令和 4 年 4 月改定　国土交通省）

1.3　立地適正化計画の概要

1.3.1　計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市計画に関する基本的な方針の一部とみなされることとなり（都市再生特別措置法第 82 条)、「いの町都市計画マスタープラン（H25.4)」の目指す集約型都市構造の実現を図るための計画となります。

また、いの町の総合計画である「いの町第 2 次振興計画（基本構想）(H26.12)」や「高知広域都市計画区域マスタープラン（H30.3)」などの上位計画を踏まえ、医療・福祉、商業、防災や交通などの各種計画と調整・整合を図ります。

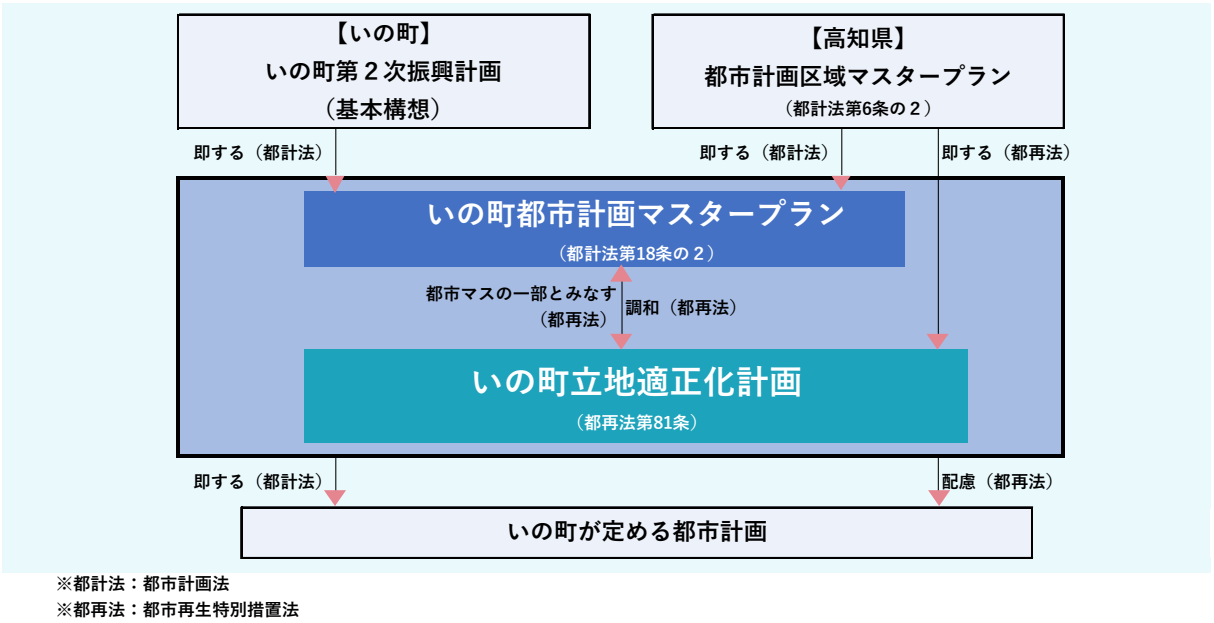

図 1-1　計画の位置づけ

1.3.2　計画の区域

いの町全体を視野に入れて各地域の位置づけを明らかにした上で、都市計画区域全体（おもに高知広域都市計画区域におけるいの町）を立地適正化計画の区域とします。

1.3.3　目標年次

本計画は、目標年次を概ね 20 年後の令和 22 年（2040 年）頃として策定します。

1.4　SDGs の推進による持続可能な都市づくり

■SDGs（持続可能な開発目標）との関わり

〇SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で示された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。SDGs は、すべての国を対象に地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す世界共通の目標として、17 のゴールと 169 のターゲット（達成基準）から構成され、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組を示しています。

〇いの町立地適正化計画では、国際連合が掲げている持続可能な開発目標である SDGs の 17 の目標のうち、3 番・8 番・9 番・11 番の目標達成を推進します。

3.すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

8.働きがいも経済成長も

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する

9.産業と技術革新の基盤をつくろう

強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る

11.住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする

2.　いの町の現況

2.1　いの町の概要

2.1.1　概要

いの町は、平成 16 年 10 月 1 日に誕生した新しい町です。高知県の中央部に位置し、総面積は 470.97 平方キロメートルで高知県の総面積の約 6.6%を占めます。

いの町は、土佐和紙発祥の地として四国で最も透明度の高い仁淀川の美しい流れとともに育まれてきました。また、歴史的商家の町並みや土佐和紙など素晴らしい観光資源を有するとともに、日本最大のヤブツバキや四国随一の規模を誇る「程野の滝」など、四季折々の自然が織りなす美しい風景や棚田などの自然も広がっています。

■いの町平野部

いの町の気候は、面積が広大であることから、温暖多雨で四季の調和がよく保たれた伊野地域から、平野部と比較して気温が 3 度ほど低く、夏季は冷涼で比較的過ごしやすいものの、冬季は最低気温が-10 度にも達する本川地域まで変化に富んでいます。

2.1.2　位置・地勢等

(1)　位置

いの町は高知県の中央部に位置し、県都高知市が東南部約 10km にあります。

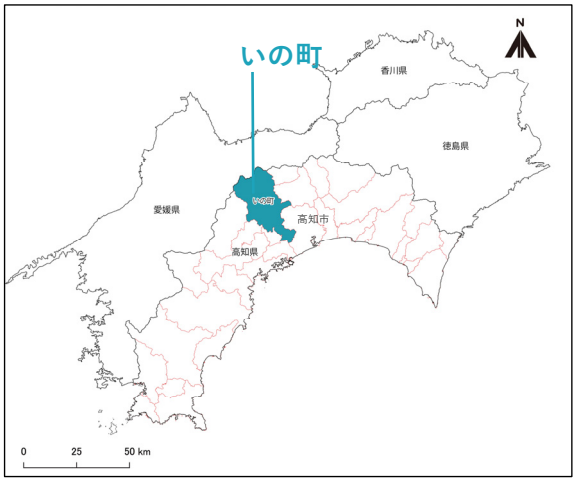

図 2-1　位置図

出典：国土数値情報

(2)　地勢

いの町は、南北に長く、平地と丘陵地が広がる伊野地域東南部を除くとほぼ全域が山地で、森林面積は町全体の 90%を占めています。町北部の本川地域では 1,800m級の山が連なり町中心市街地との標高差も大きく、その自然環境が変化に富んでいることもいの町の特徴となっています。

また、本川地域の瓶ヶ森（かめがもり）一帯は石鎚国定公園に、吾北地域の陣ヶ森一帯は工石山陣ヶ森県立自然公園に指定されています。本川地域は吉野川の源流域であり、伊野地域は仁淀川の下流域、そして吾北地域は仁淀川の支流、上八川川（かみやかわがわ）の流域にあたり、いずれの河川も清流と呼ぶにふさわしい水質や渓谷、水辺空間等のすぐれた自然景観を備えています。

2.1.3　都市の成り立ち

いの町は、高知県中央部、仁淀川の沿川に位置するまちであり、平成 16 年 10 月 1 日、吾川郡の伊野町(いのちょう)、吾北村(ごほくそん)、土佐(とさ)郡の本川村(ほんがわむら)が合併して誕生した新しい町です。

江戸時代は仁淀川支流山間地の成山(なるやま)で土佐藩御用紙の七色紙が生産され、仁淀川に沿う伊野も土佐和紙の中心的生産地の一つでした。その後、上流山村で栽培された楮や紙などの商いが盛んとなり、在郷町として成立しました。いの町は、こうした歴史的成り立ちから都市が形成され、現在の特徴的な都市構造を呈しています。

■都市の成り立ち（いの町の都市構造）

・仁淀川沿川の伊野町は、土佐和紙の中心的生産地の在郷町として成立
・仁淀川上流域の物資が伊野町の河港で荷揚げされ、東西方向に松山街道を通って高知城下に物資を運ぶまちとして発展
・伊野の街並みは、楢本神社付近の渡河地点、芝町（七丁ヶ芝）から形成
・明治 41 年、土佐電鉄の伊野への延伸は画期的な紙の輸送手段となり、その後大正 13 年の鉄道開通により、細長い形の伊野の街が形成
・昭和 39 年、伊野簡保保養センター開業に伴って波川簡易駅が設置され、鉄道は当時から高知市への通勤通学の足として活用
・昭和 44 年、問屋坂が開通、その後都市計画で日本紙業高知工場前から楢本神社まで道路が建設され、伊野をとりまく環状線（山手線）が出現
・松山街道（国道 33 号）が環状線の輪の中を斜めに横切り、松山街道沿道の商店街は自動車を避けて、歩いて買い物に利用される街として形成

出典：いの町史（平成 27 年 3 月高知県いの町）

■楢本神社

■伊野の伝統的商屋（中田家住宅）

2.2　人口動向

2.2.1　人口・世帯数の推移

人口は平成 7 年の 30,079 人をピークとして減少傾向に転じ、平成 27 年には 22,767 人となっています。平成 7 年以降の 5 年ごとの推移を見ると、減少率は約 5%を超える高い水準で進み、今後も引き続き、減少傾向で推移していくものと見込まれます。

世帯数は平成 12 年の 10,285 世帯をピークとして減少傾向となり、それまでの核家族化から世帯数の縮小へと転じています。

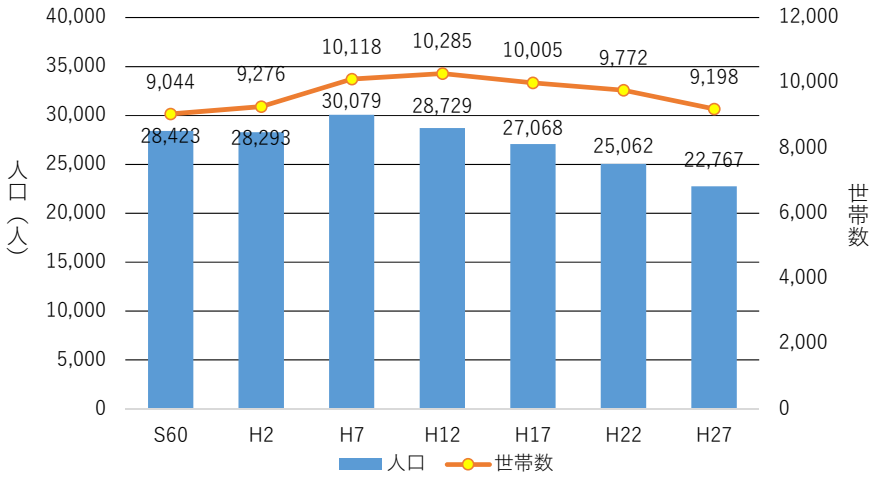

図 2-2　人口動向

出典：国勢調査
※H12 までは伊野町、本川村、吾北村の合計数

2.2.2　区域別人口の推移

都市計画区域における区域別人口（市街化区域・市街化調整区域別）は、近年はともに減少傾向です。市街化区域の減少率は、平成 22 年と平成 27 年の比較で-4.8%であるものの、市街化調整区域は-23.5%であり、市街化調整区域の減少傾向が著しい状況にあります。

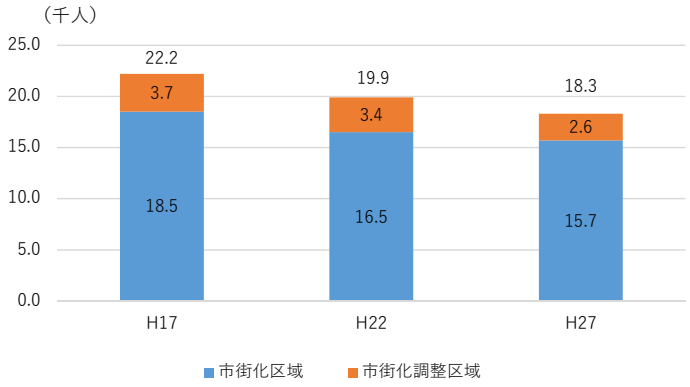

図 2-3　区域区分別人口の推移

出典：都市計画現況調査（国土交通省）

2.2.3　年齢 3 区分人口の推移

(1)　年齢 3 区分人口の推移

年少人口（0 歳~14 歳）、生産年齢人口（15 歳~64 歳）は減少傾向にあり、老年人口（65 歳以上）は、平成 2 年に年少人口を上回って以降、増加傾向です。

団塊の世代（S22~S24 生）が老年人口に組み込まれた平成 27 年は最も高い増加となり、平成 27 年の高齢化率は 35.7%となっています。いの町の高齢化率は、高知県（32.5%）及び全国（26.3%）を上回っています。

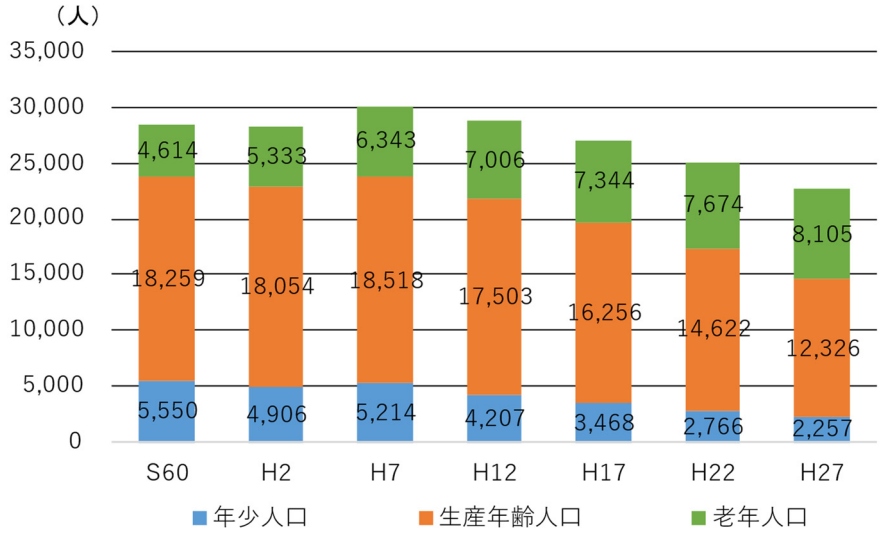

図 2-4　年齢 3 区分人口の推移(実数)

出典：国勢調査

※H12 までは伊野町、本川村、吾北村の合計数

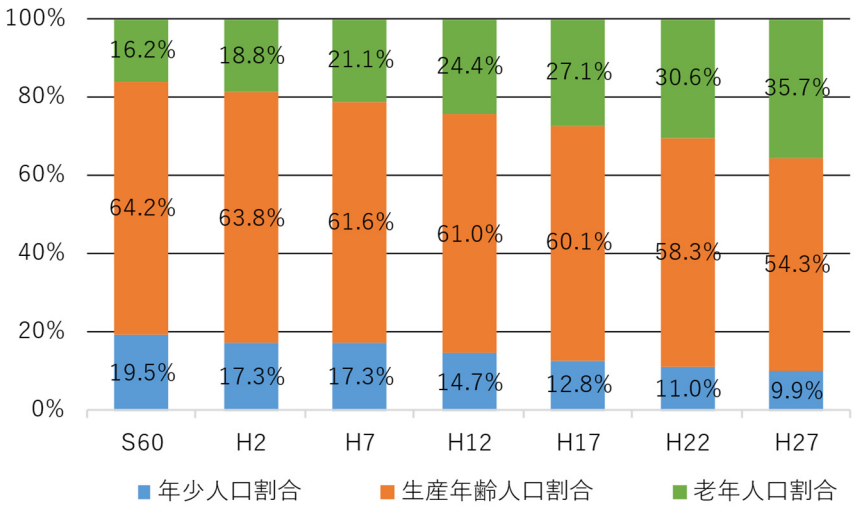

図 2-5　年齢 3 区分人口の推移(割合)

出典：国勢調査

※H12 までは伊野町、本川村、吾北村の合計数

2.2.4　人口密度の推移

平成 27 年と令和 22 年の比較では、伊野地域（大国町周辺）、枝川地域（西浦）、伊野南地域（天王）の人口減少が著しい一方で、伊野地域（新町、旭町、柳町、天神町）、枝川地域（北浦）、川内地域（波川）で人口増加が予想され、人口の集積エリアは徐々に縮小、分散化しています。

「図 2.7　年齢 3 区分別人口分布（都市計画区域、100m メッシュ）（平成 27 年）」に示すように、年少人口は枝川地域に多く居住しており、枝川地域が比較的若い地域となっています。次いで、伊野南地域、伊野地域、川内地域と続きます。

生産年齢人口は、伊野南地域に広く居住しています。次いで枝川地域、伊野地域、川内地域と続きます。

老年人口は、伊野地域、枝川地域に比較的多く、次いで伊野南地域、川内地域と続きます。

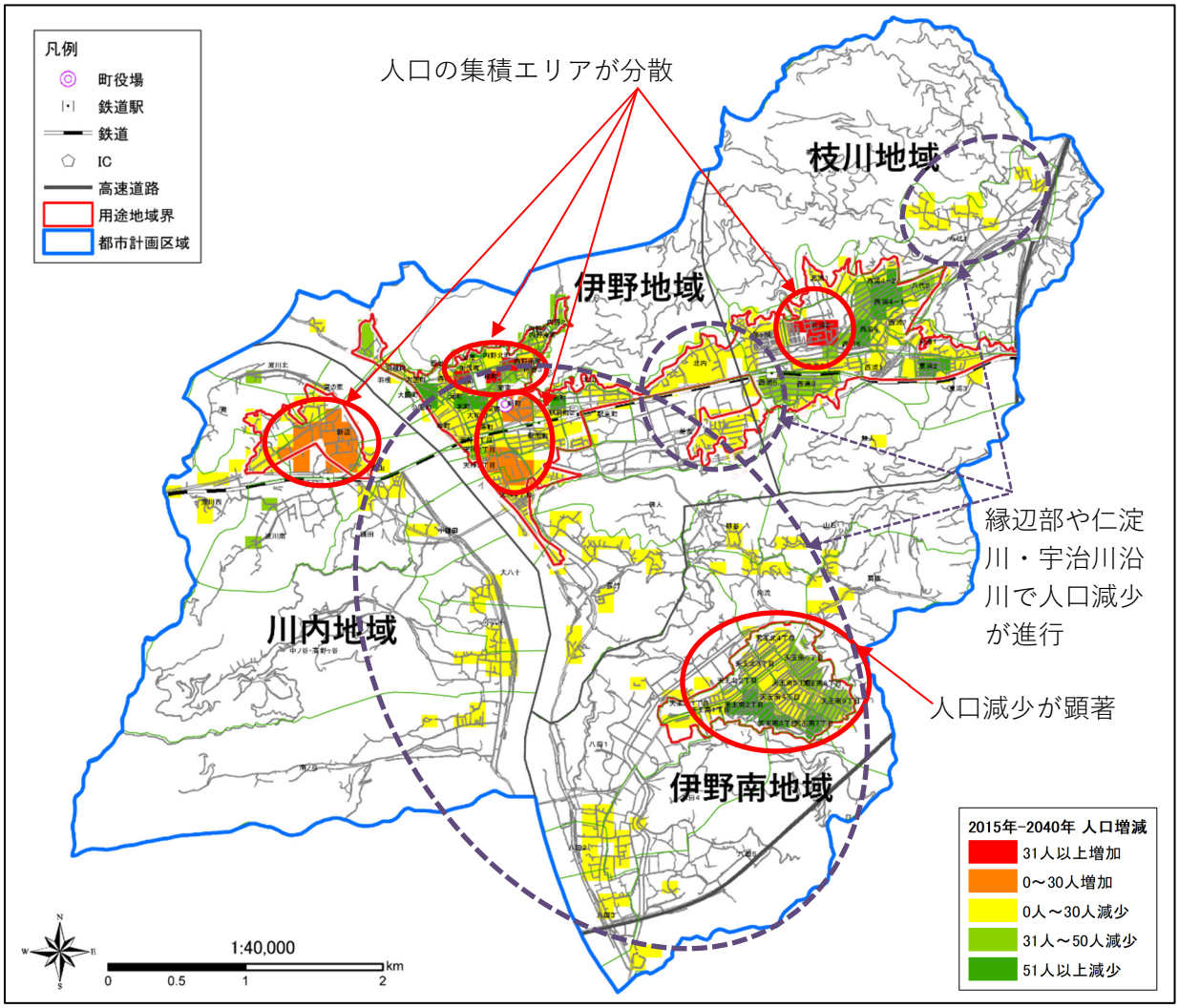

図 2-6　総人口の分布（都市計画区域、100m メッシュ）（平成 27 年〜令和 22 年増減）

出典：国土技術政策総合研究所　将来人口・世帯予測ツール

■年少人口

○市街化区域

・枝川地域（西浦、東浦、八代等）に 20 人未満、伊野地域（西町等）、伊野南地域（天王北 2 丁目等）に 10 人未満の集積があります。

○市街化調整区域

・5 人未満の集落が点在しています。

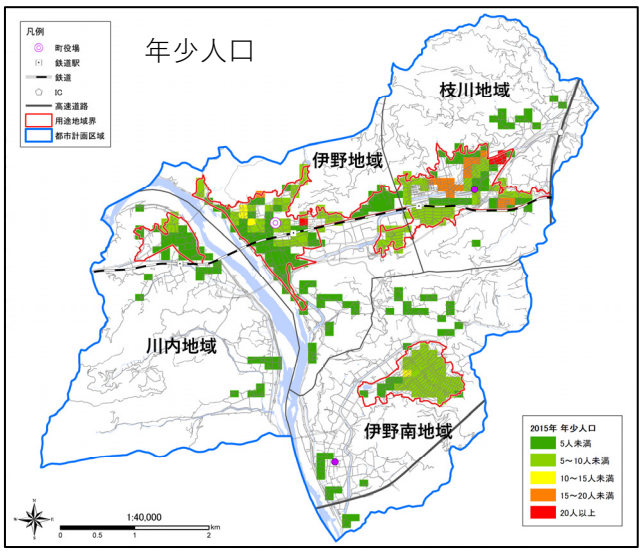

■生産年齢人口

○市街化区域

・枝川地域に 80 人以上の集積、伊野地域及び伊野南地域に 80 人未満の集積、川内地域に 40 人未満の集積があります。

○市街化調整区域

・全体に 20 人未満の集落が点在しています。

・川内地域（波川）の区域界付近には、40 人未満の集積が点在しています。

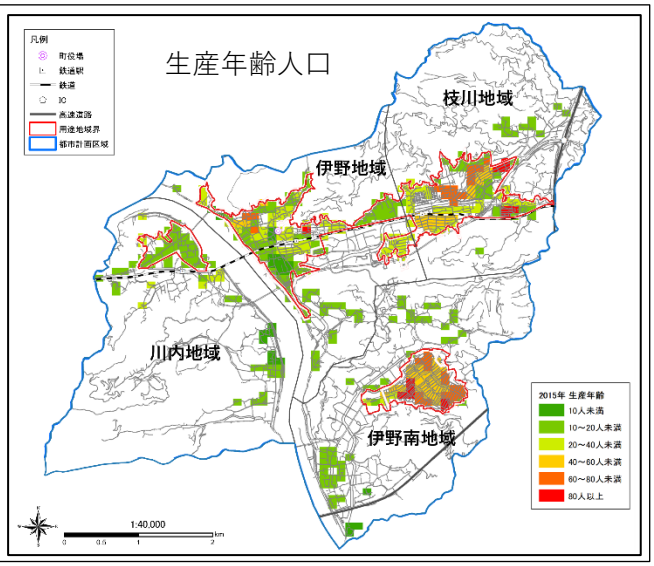

■老年人口

○市街化区域

・伊野地域、枝川地域に 25 人以上の地域が集積、伊野南地域に 25 人未満の地域が集積、川内地域（波川）は 15 人未満の地域が集積しています。

○市街化調整区域

・全体に 10 人未満の集落が点在しています。

・川内地域（波川）には、25 人以上の集落や 20 人以上の集落があります。

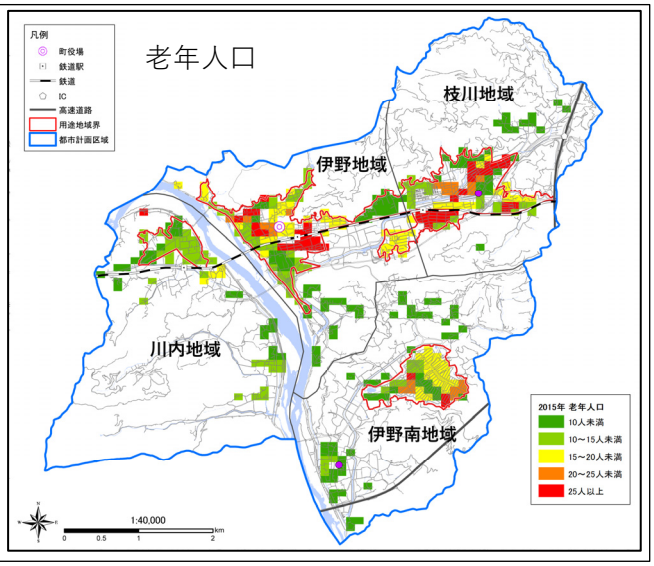

図 2-7　年齢 3 区分別人口分布（都市計画区域、100m メッシュ）（平成 27 年）

出典：国土技術政策総合研究所　将来人口・世帯予測ツール

2.2.5　男女別年齢 5 歳階級別人口

男女別年齢 5 歳階級別人口をみると、いわゆる坪型の人口構造となっています。

団塊の世代が老年人口に組み込まれた平成 27 年は 65～69 歳人口が男女ともに頂点となり、今後、さらなる高齢化の進行が予想されます。

子育て世代（20 歳代~40 歳代）が年々減少しています。また、高校卒業後、進学や就職時の人口減少（15 歳代~19 歳代）が顕著であり、若者世代の社会減が懸念されます。

年少人口も減少傾向にあり、いの町の少子高齢化が顕著となっています。

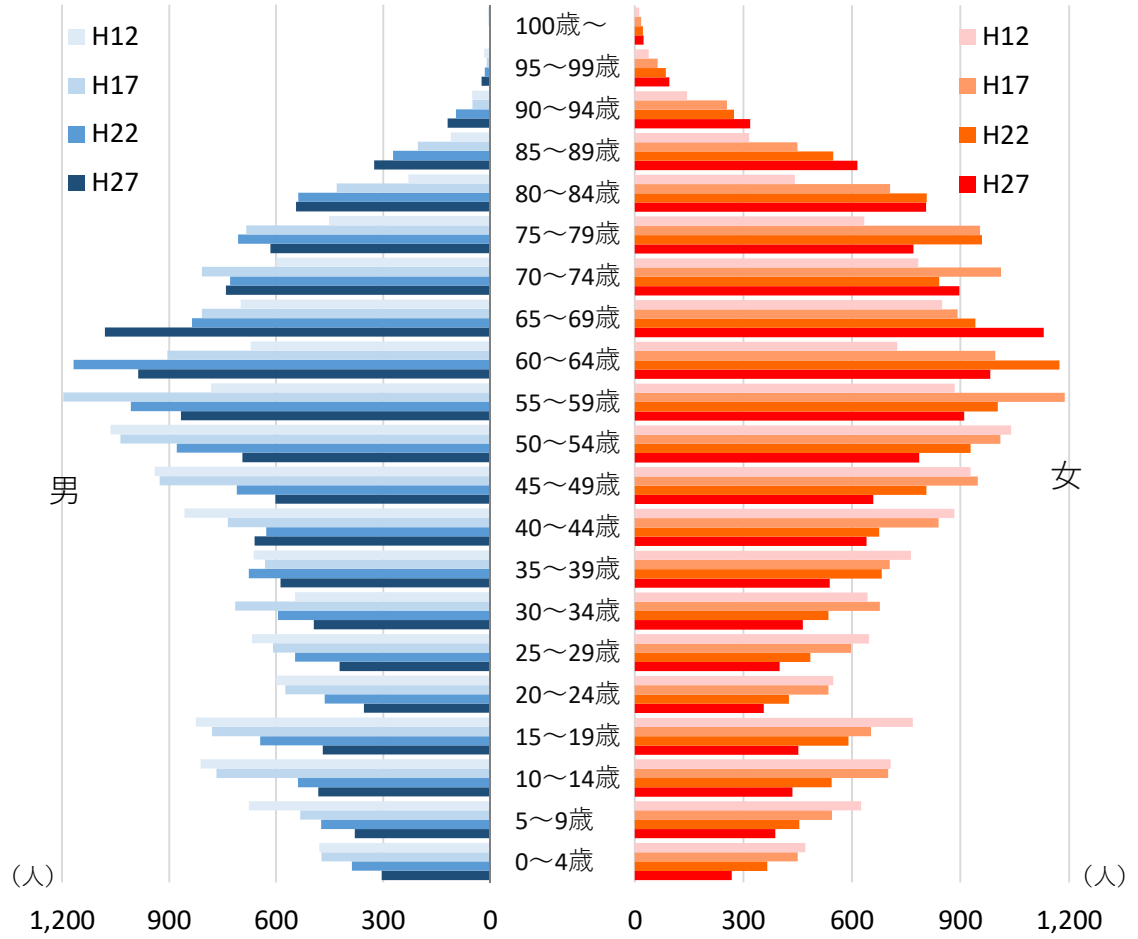

図 2-8　男女別年齢 5 歳階級別人口の推移

出典：国勢調査

2.3　人口の将来見通し

いの町の総人口は平成 27 年に 22,767 人でしたが、令和 22 年には 12,730 人と推定されており、約 44.1%の減少と予想されています。なお、高知県平均は約 26.3%の減少であり、いの町の人口減少は顕著です。

平成 22 年国勢調査をベースとした国立社会保障・人口問題研究所の平成 27 年人口推計値と平成 27 年国勢調査実績値の比較を見ると、97.8%とやや下振れしており、想定を上回る人口減少が懸念されます。また、0~4 歳の人口推計値は 90.4%、20~24 歳の若者世代の人口推計値は 76.7%です。一方、老年人口の増加傾向が進み、令和 12 年には生産年齢人口を上回り、老年人口割合がいの町全体の 47.4%に及ぶことが予想されます。

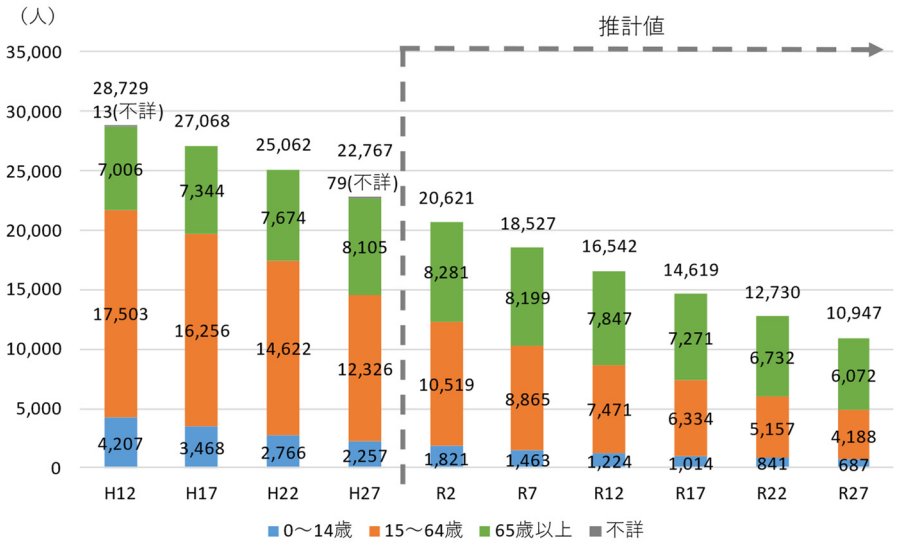

図 2-9　年齢 3 区分別人口の推移

出典：国勢調査、「日本の将来推計人口」　国立社会保障・人口問題研究所情報室人口動向研究部

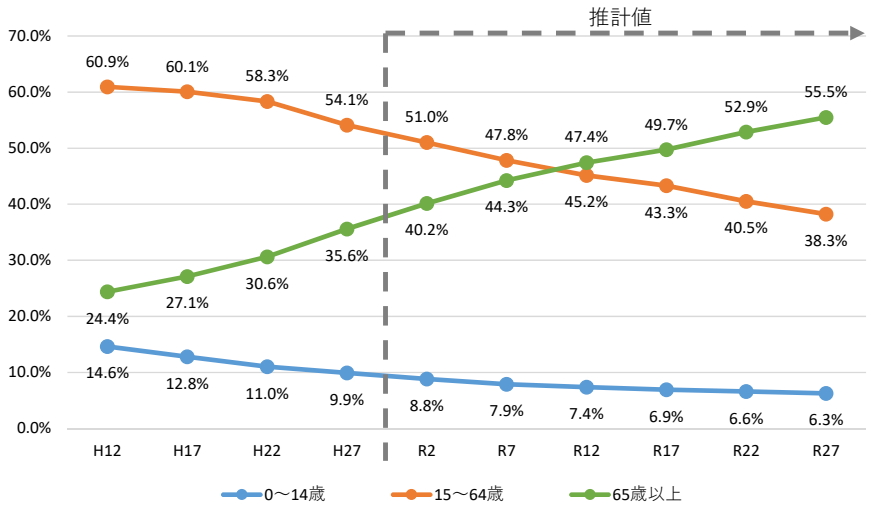

図 2-10　年齢 3 区分別人口割合の推移

出典：国勢調査、「日本の将来推計人口」　国立社会保障・人口問題研究所情報室人口動向研究部

2.4　産業動向

2.4.1　産業分類別就業者数の推移

就業者数は、平成 7 年をピークとして減少傾向にあり、平成 27 年に 10,303 人となっています。

産業分類別就業者数は第 1 次産業、第 2 次産業が減少傾向ですが、やや下げ止まり傾向です。

平成 27 年の産業分類別就業者数の構成比は、第 1 次産業 7.9%、第 2 次産業 21.1%、第 3 次産業 71.0%です。高知県全体と比較すると製紙業に関わる第 2 次産業の就業人口が多く、第 1 次産業の就業人口が少ないのがいの町の特徴です。

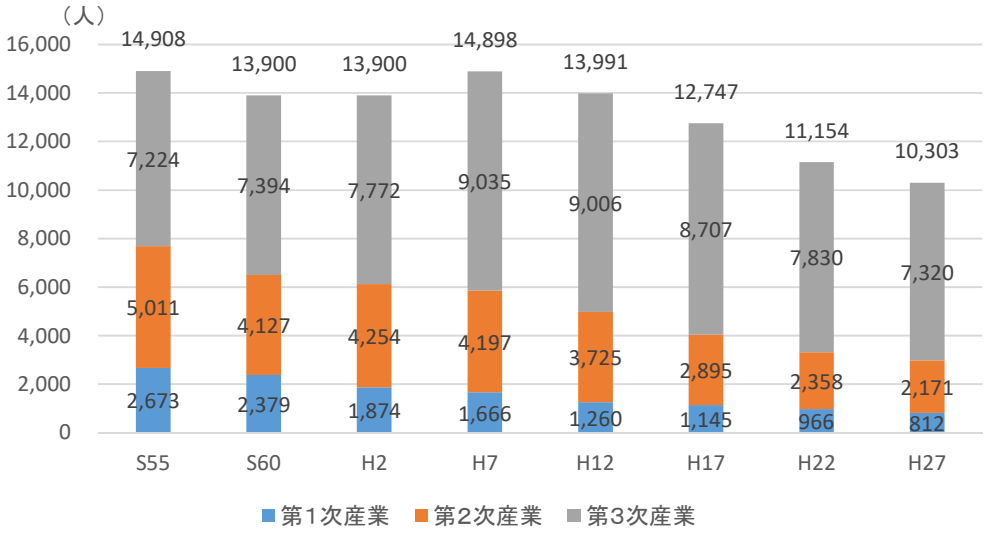

図 2-11　産業分類別就業者の推移(実数)

出典：国勢調査

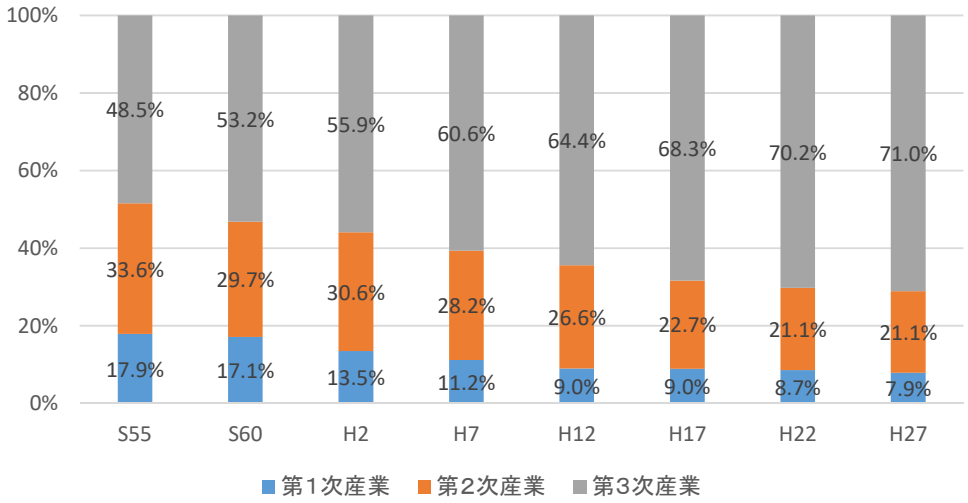

図 2-12　産業分類別就業者数の推移(割合)

出典：国勢調査

2.4.2　労働力状態の変化

労働力総数は平成 22 年から平成 27 年の 5 年間で 1,865 人が減少しているのに対して、就業者数は、完全失業者や非労働力人口からの転換により、811 人の減少にとどまっており、失業率は 5.1％まで改善しています。

なお、失業率の改善状況（改善率）は、全国が 34.0%、高知県が 36.5%に対し、いの町は 36.6%となり、若干優れています。

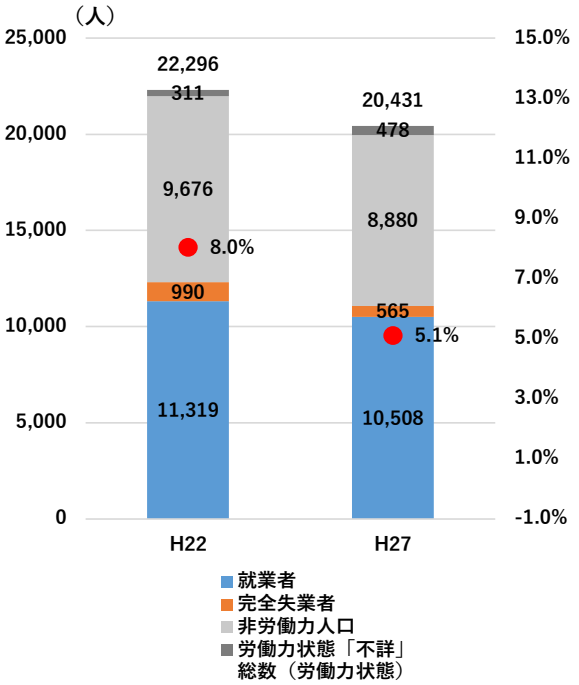

図 2-13　労働力状態の変化

出典：国勢調査

2.4.3　性別・年齢階級別・産業大分類別の就業割合

男性は、卸売業・小売業、製造業、建設業の就業割合が比較的高くなっています。特にいの町は、高知県と比較すると製造業が多いことが特徴です。

高知県の女性は、全国と比べて医療・福祉の就業割合が高く、特にいの町の女性は医療・福祉の主な担い手となっています。

子育て世代（20～40 歳代）について見ると、男性は卸売業・小売業が多く、女性は医療･福祉の分野での就業割合が高くなっています。

いの町の基幹産業である製紙業に関わる製造業は、40 歳代の男性が主な担い手となっています。

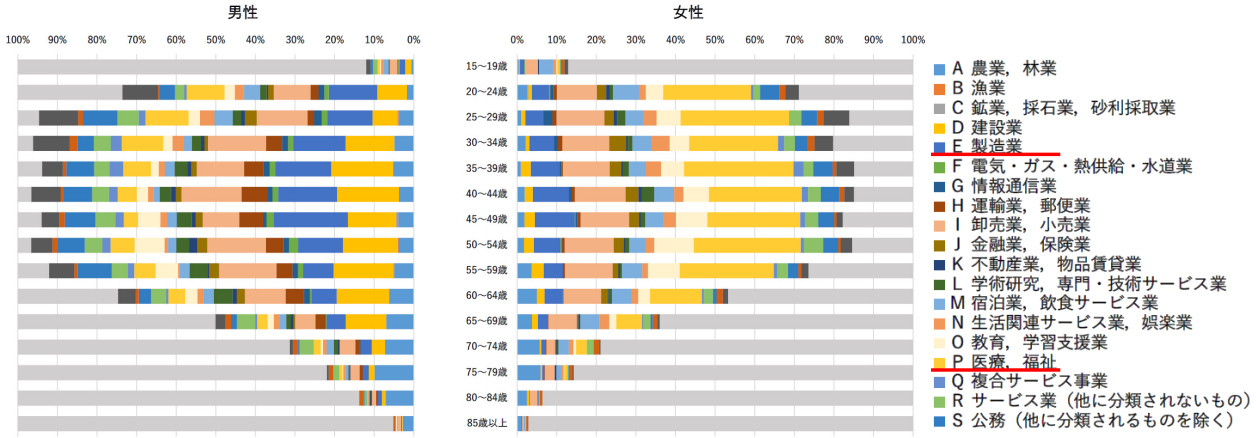

図 2-14 性別・年齢階級別・産業大分類別の就業割合

出典：平成 27 年国勢調査

2.4.4　工業の動向

(1)　工業の動向

製造業事業所数は概ね横ばいで推移しています。

従業者数も、平成 27 年に一旦落ち込んだものの、概ね横ばいで推移しています。

製造品出荷額は、平成 23 年以降増加傾向が続いており、平成 30 年の製造品出荷額総額は約 298 億円です。

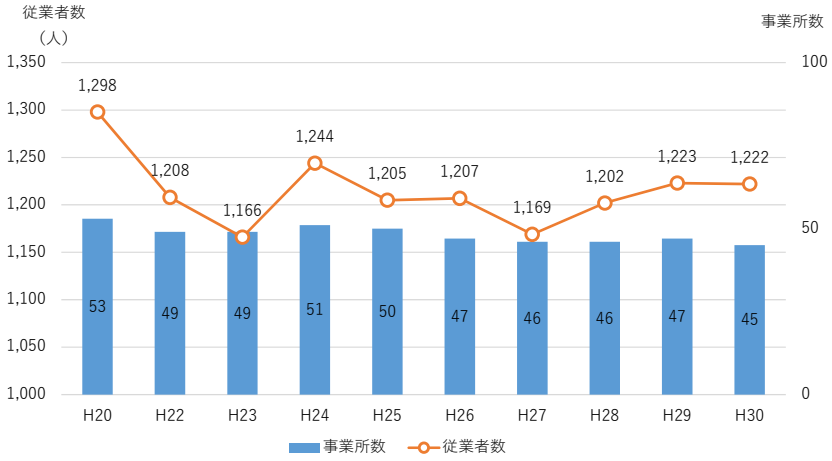

図 2-15　製造業事業所数と製造業従業者数の推移

出典：工業統計調査

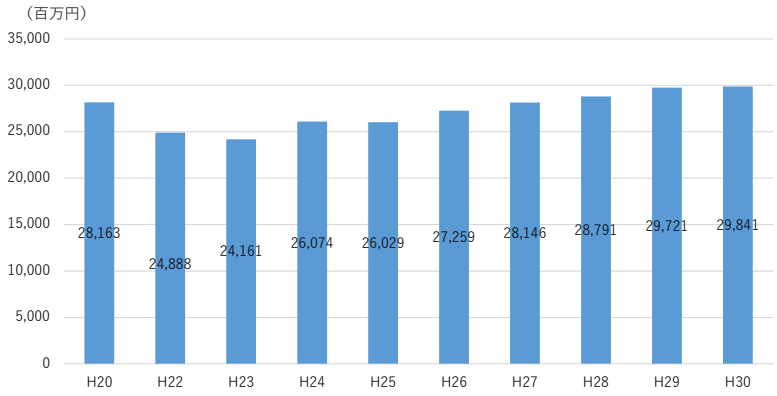

図 2-16　製造品出荷額の推移

出典：工業統計調査

■伝統産業の現状

土佐和紙の発祥の地として、いの町の手すき和紙の振興は、大変重要です。

手すき和紙業は、時代の変遷に伴って全国的に衰退しましたが、手すき和紙は、今でも根強い人気があり、中でも土佐和紙は、種類の豊富さと品質の良さで有名です。現在、いの町における手すき和紙の工場数は、わずか 10 軒程となり、そのすべてが家内工業で生産されています。道具職人や原料栽培農家においても高齢化や後継者不足が深刻な状況で、県の産業振興計画にも「土佐和紙の販売促進と保存・継承」を位置づけ、関係機関との連携を図りながらそれぞれの課題解決に努めています。

2.4.5　商業の動向

商店数と従業者数は、平成 11 年以降徐々に減少傾向を示しています。

年間商品販売額は、平成 14 年の約 227 億円をピーク時として平成 19 年まで一旦減少しましたが、その後平成 28 年には約 211 億円まで持ち直しています。

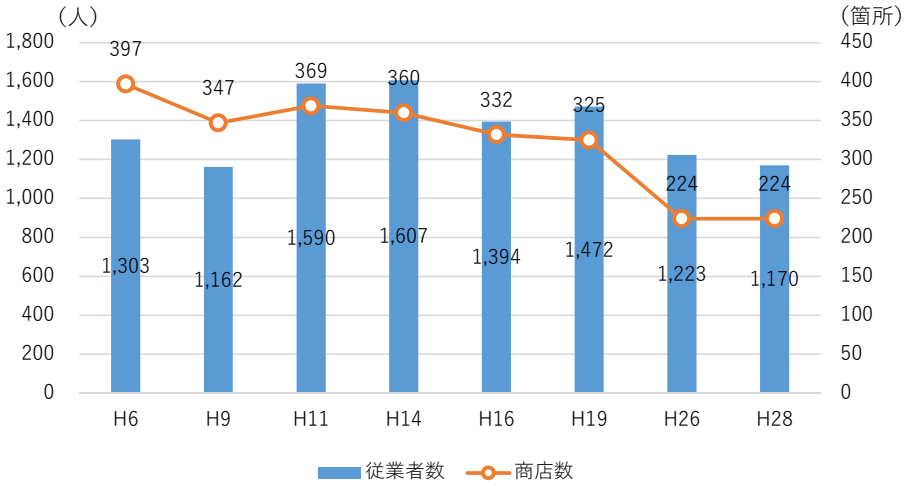

図 2-17　商業商店数と商業従業者数の推移

出典：商業統計調査

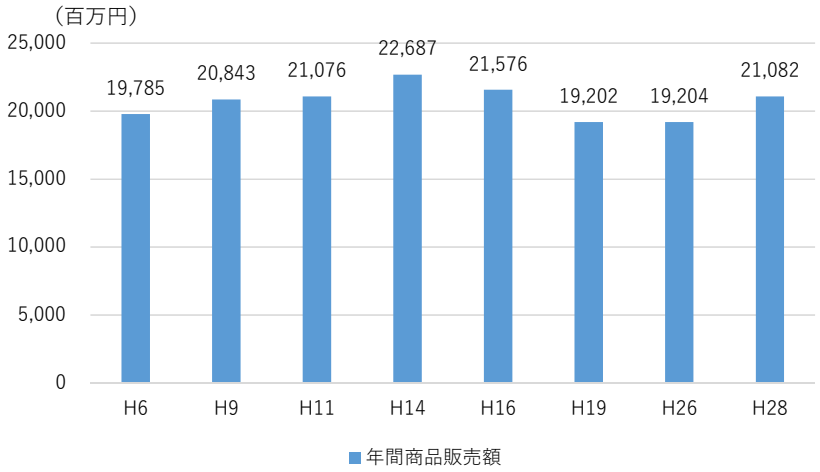

図 2-18　年間商品販売額の推移

出典：商業統計調査

2.4.6　農業の動向

全国的な傾向として、農業は、農産物の輸入自由化等による価格の低迷や農業従事者の高齢化と担い手の減少等により厳しい環境におかれています。

いの町においても、総農家数は平成 12 年の 1,263 戸から平成 27 年の 841 戸へ約 66.6%に縮小し、耕地面積は平成 12 年の 798ha から平成 27 年の 708ha へ約 88.7%に縮小しています。

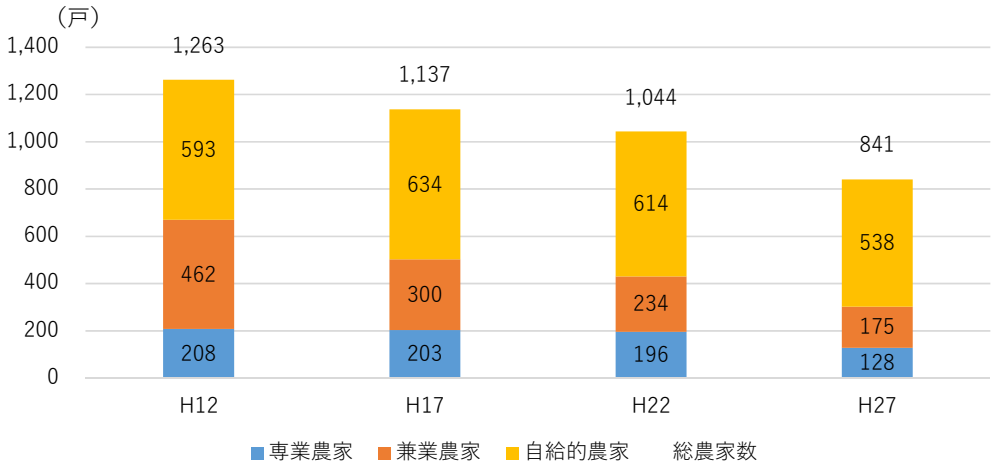

図 2-19　農家数の動向

出典：農林業センサス

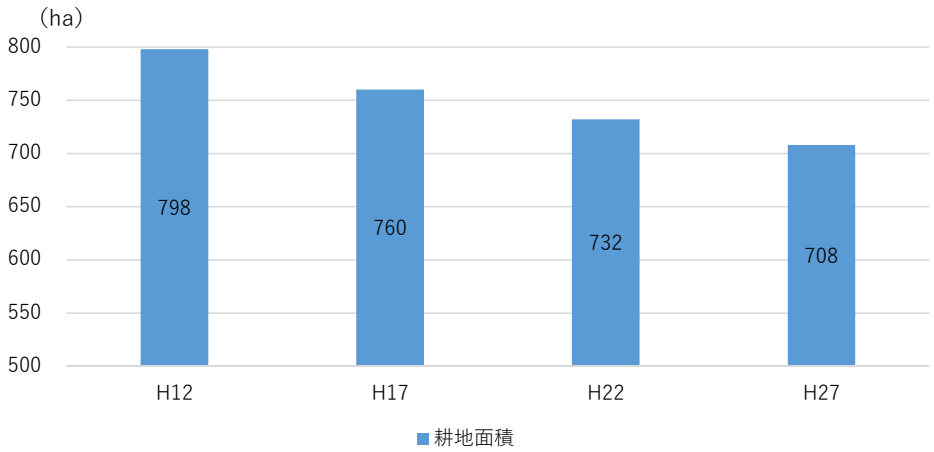

図 2-20　耕地面積の動向

出典：農林業センサス

2.5　土地利用動向

2.5.1　土地利用の現況

いの町の行政区域面積は 470.97 ㎢（47,097ha）です。その内、都市計画区域は 2,840ha であり、市街化区域は 353ha（都市計画区域の 12.4%）、市街化調整区域は 2,487ha（都市計画区域の 87.6%）となっています。

都市計画区域の土地利用の現況（平成 24 年都市計画基礎調査）は、田畑や山林などの自然的土地利用が約 89.9%、住宅、商業、工業の用地などの都市的土地利用が約 10.1%となっています。

土地利用の構成比は、山林（60.2%）、農用地（畑）（12.5%）、農用地（田）（5.9%）、水面（6.0%）が多く、次いで住宅用地（5.6%）、工業用地（1.0%）、文教厚生用地（1.0%）となっています。（その他土地利用を除く）

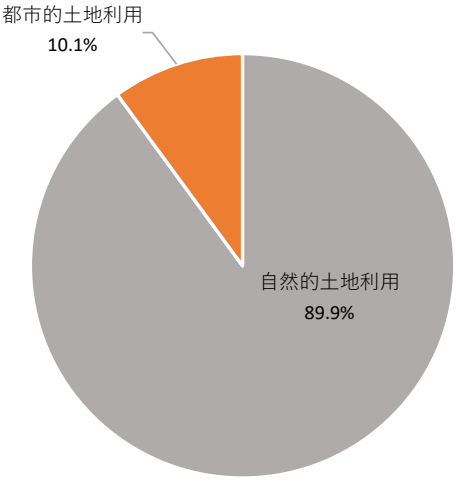

図 2-21　土地利用割合（都市計画区域）

出典：H24 年度都市計画基礎調査

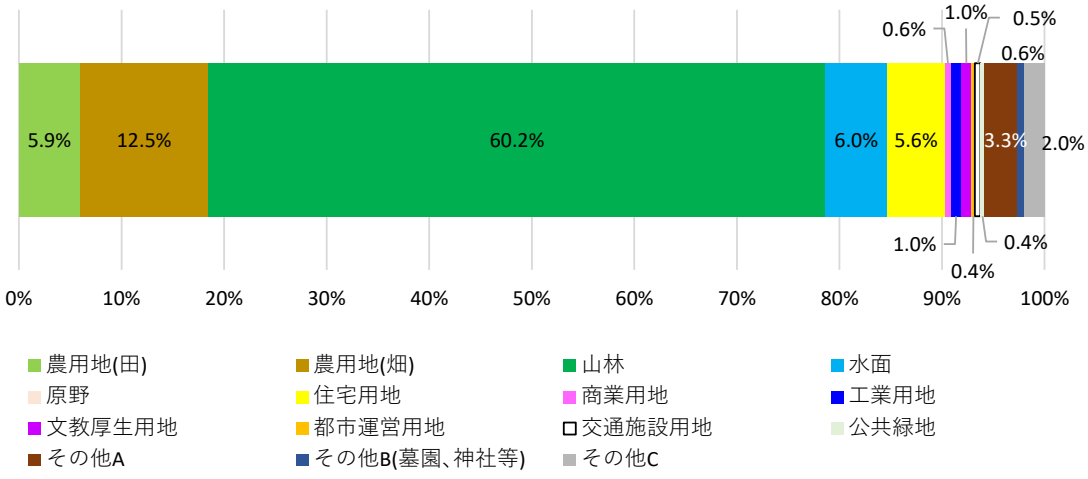

図 2-22　土地利用割合（都市計画区域）

出典：H24 年度都市計画基礎調査

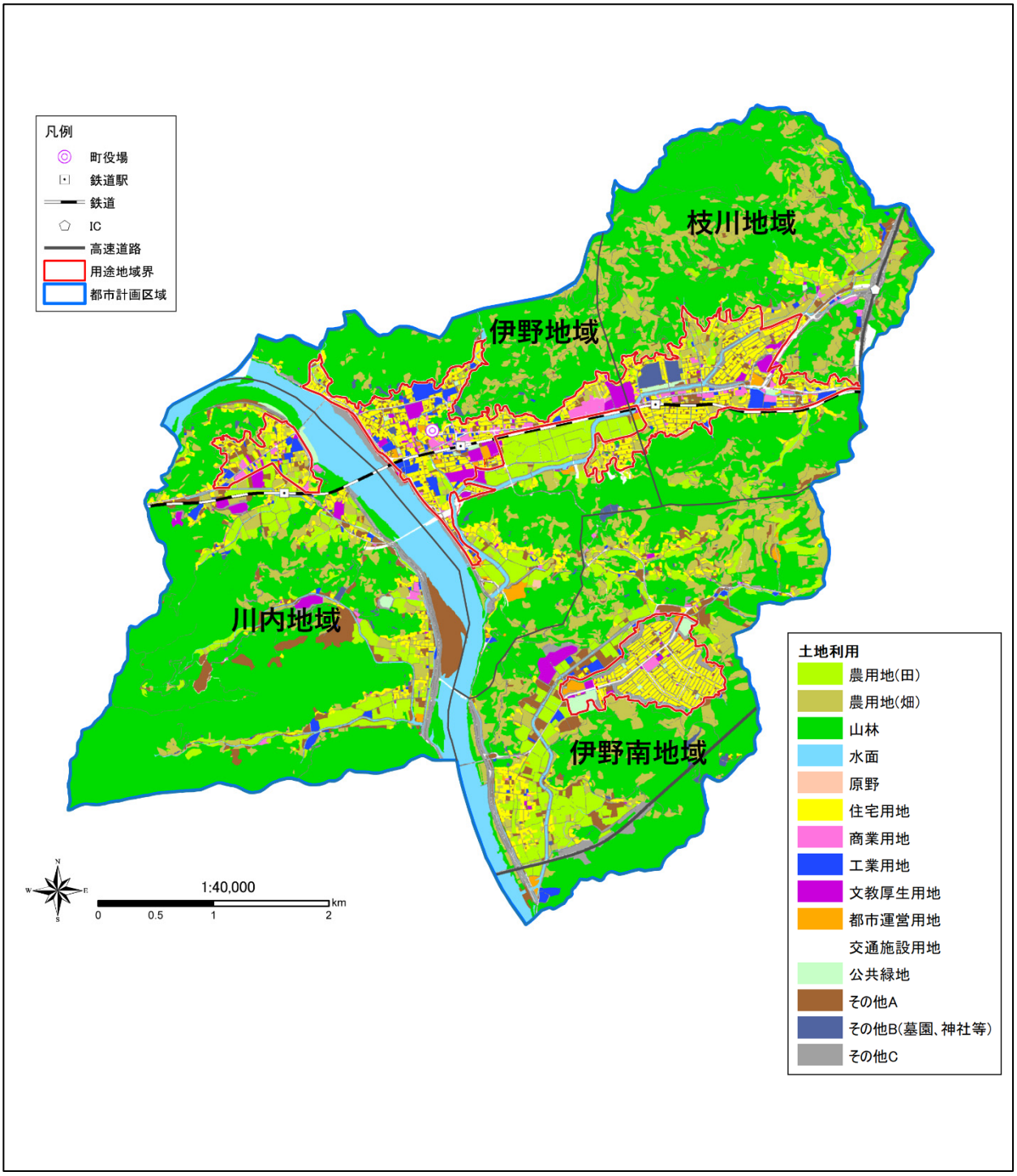

図 2-23　土地利用現況図

出典：平成 24 年度都市計画基礎調査

2.5.2　用途地域の指定状況

いの町の都市計画では市街化区域に用途地域を定め、住居系用途が 3 種類（第一種低層住居専用地域(123ha)、第一種住居地域(117ha)、第二種住居地域(38ha)）、商業系用途が 2 種類（近隣商業地域(12ha)、商業地域(4ha)）、工業系用途が 2 種類（準工業地域(13ha)、工業地域(46ha)）の計 7 種類(合計 353ha)を指定しています。（令和 3 年 3 月 31 日現在）

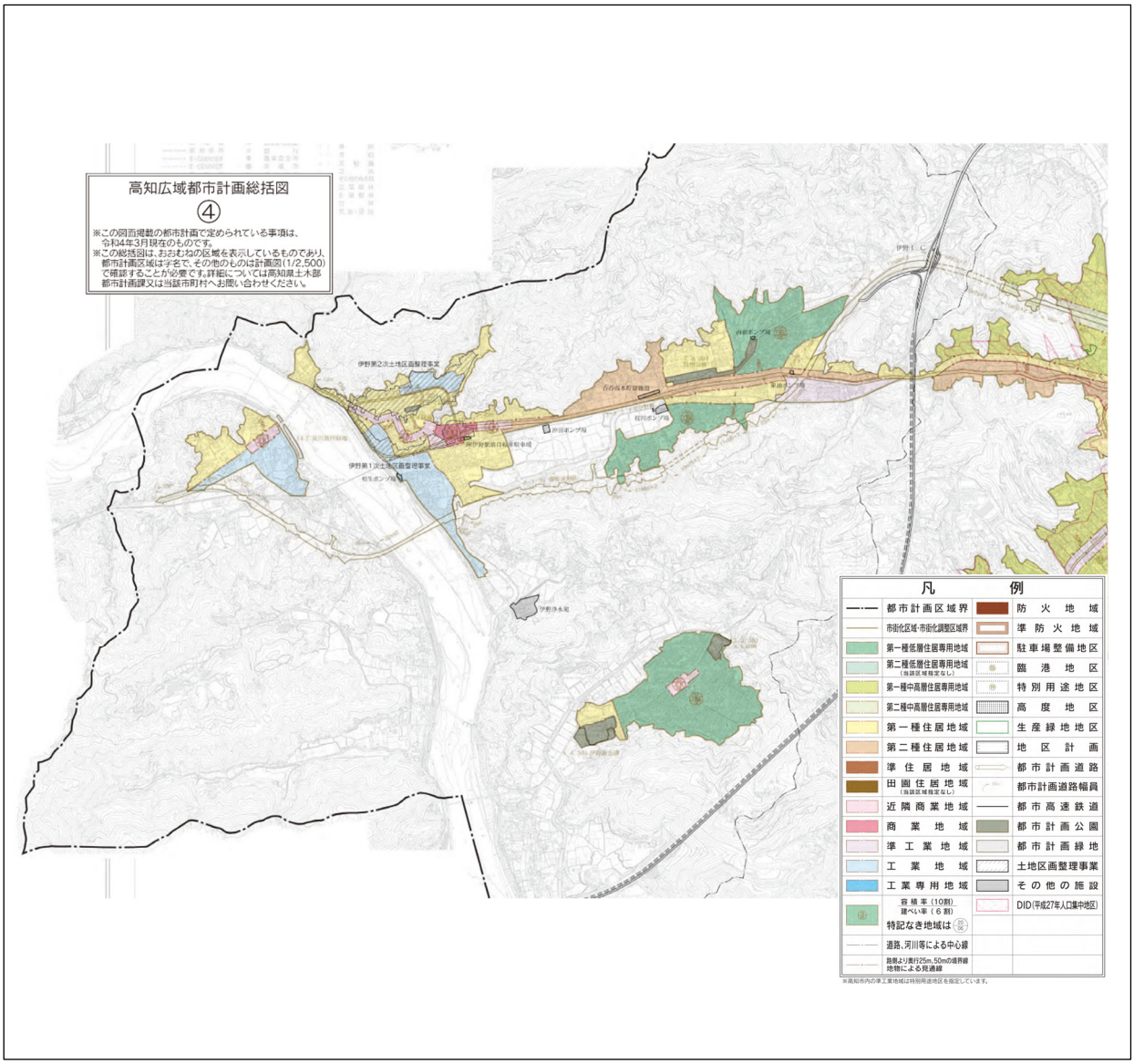

図 2-24　用途地域の指定状況

出典：高知県広域都市計画総括図

2.5.3　低未利用地等の状況

(1)　低未利用地

土地利用状況を見ると、伊野地区などの中心市街地をはじめ、枝川、波川、天王などに、多くの空き地などの低未利用地が点在しています。（参照：図 2.23　土地利用現況図　その他Ａ）

(2)　空き家

いの町の空き家等の状況は、平成 20 年には住宅総数 10,950 棟に対し空き家率 12.42%、平成 25 年には住宅総数 11,380 棟に対し 17.40%、平成 30 年には住宅総数 11,200 棟に対し 18.66%と空き家率が上昇傾向にあります。

表 2.1　住宅総数と空き家数

(1)住宅数・空家数・空家率

本町の住宅数・空家数・空家率については、総務省が実施した「住宅・土地統計調査」によると、次のとおりとなっています。

調査年次	住宅総数	居住世帯あり	居住世帯なし（空家）	空家率
平成20年	10,950棟	9,590棟	1,360棟	12.42%
平成25年	11,380棟	9,400棟	1,980棟	17.40%
平成30年	11,200棟	9,110棟	2,090棟	18.66%

【資料：住宅・土地統計調査（総務省統計局）】

(2) 空家の種類

本町における空家の種類については、次のとおりとなっています。

調査年次	空家数（総数）	二次的住宅	賃借用の住宅	売却用の住宅	その他の住宅
平成20年	1,310棟	130棟	250棟	－	930棟
平成25年	1,980棟	70棟	160棟	20棟	1,730棟
平成30年	2,090棟	50棟	380棟	20棟	1,560棟

（二次的住宅…別荘など）

【資料：住宅・土地統計調査（総務省統計局）】

※ 合計が合わない場合があります。

出典：いの町空家等対策計画（令和 4 年 3 月）

2.6　交通動向

2.6.1　通勤・通学流動

通勤通学流動は、平成 27 年に 2,938 人の流出超過となっています。流出入先で最も多い都市が隣接する高知市で、2,489 人の流出超過です。次いで、土佐市、南国市及び日高村とのつながりが強くなっています。

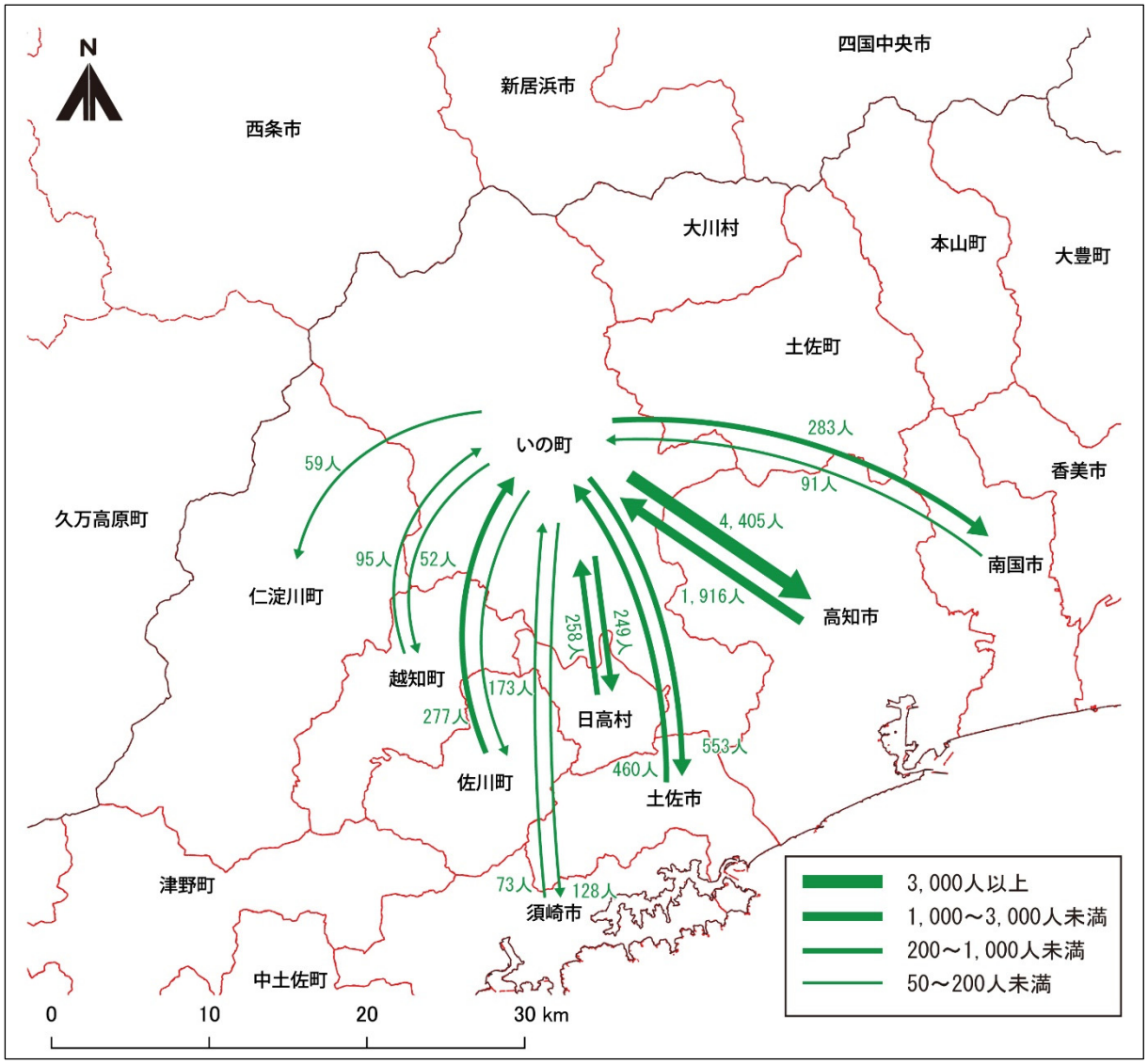

図 2-25　通勤・通学流動図

出典：平成 27 年国勢調査より作成

2.6.2　公共交通の利用状況

(1)　公共交通の概要

いの町における公共交通は、鉄道（JR 土讃線、とさでん交通電車伊野線）と路線バスが運行されています。

公共交通結節点の JR 伊野駅を拠点として、とさでん交通電車伊野線や高知市、土佐市を接続する路線バス、いの町の南東部を循環する町営バス、小野、毛田、成山地区での定時制予約式乗合タクシーが運行されています。

JR 伊野駅から吾北、本川地区方面に行く幹線道路には、民間事業者が運行する路線バスがあり、吾北地区までの中山間地域とその路線バスとを接続する予約式乗合タクシーが運行されています。

なお、中山間地域にはバス利用不便地域が点在し、本川地区では、いの町社会福祉協議会本川支所における過疎地有償運送が実施され、交通弱者の移動手段を確保しています。

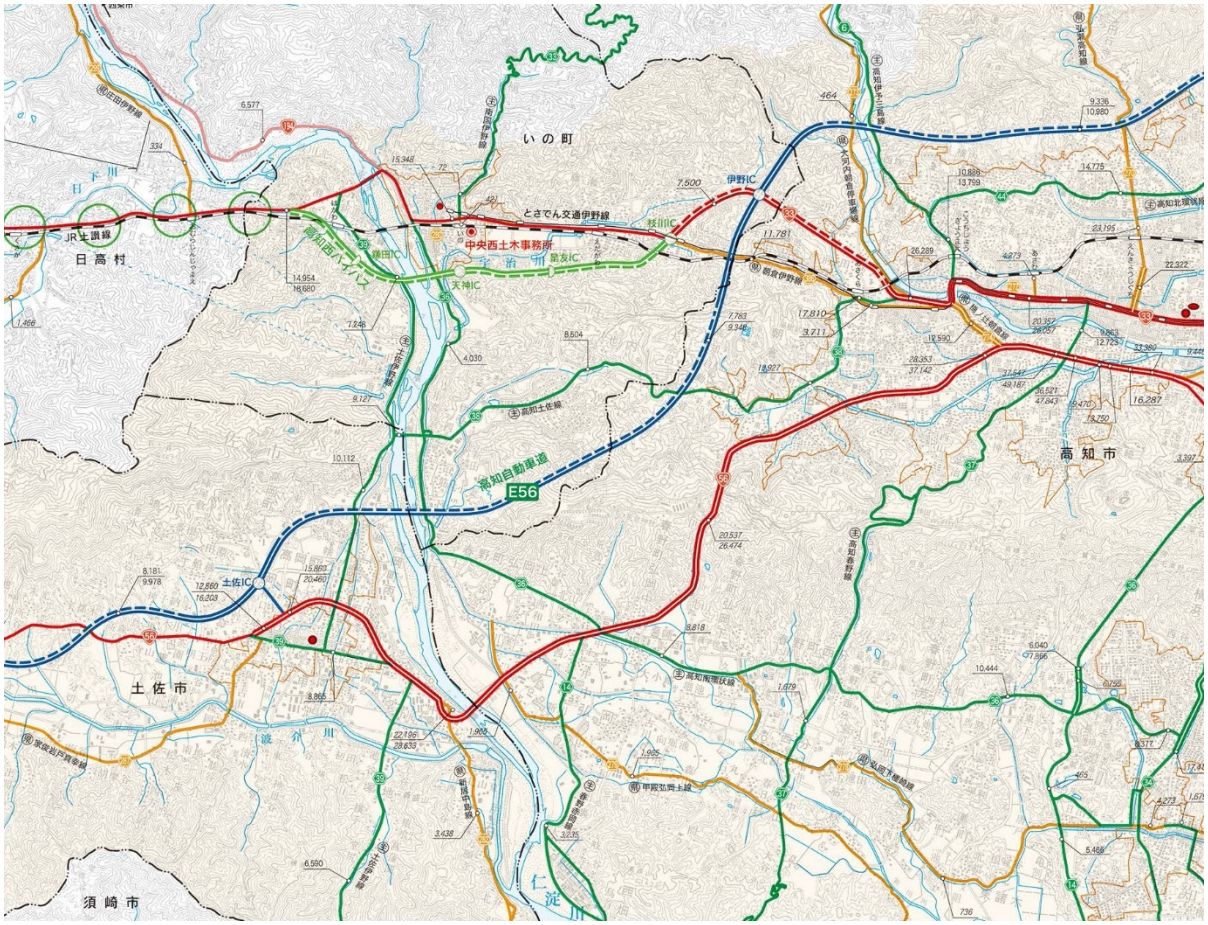

図 2-26　いの町周辺の道路網図

出典：高知県道路管内図（令和 4 年年 3 月）

(2)　鉄道

いの町南部を東西方向に JR 土讃線が運行しています。また、とさでん交通電車伊野線がいの町中心部まで運行しており、高知市方面と連絡しています。

平日の本数は、JR 土讃線が 418 本、とさでん交通電車伊野線が 90 本です。

JR 土讃線の乗降客数は、平成 30 年に伊野駅が 936 人/日、枝川駅が 700 人/日、波川駅が 314 人/日となっています。伊野駅は平成 27 年の約 1,000 人/日をピークとして、その後やや減少し、現在は 936 人/日～960 人/日とほぼ横ばいです。枝川駅は 700 人前後波川駅は 300 人前後でほぼ横ばいが続いています。

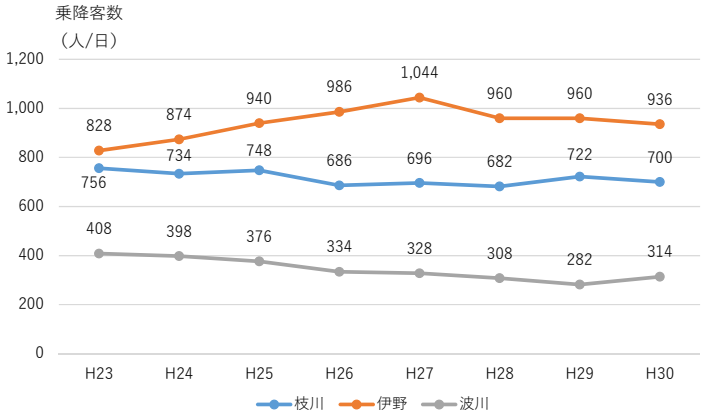

図 2-27　鉄道駅別乗降客数（JR 土讃線）

出典：国土数値情報

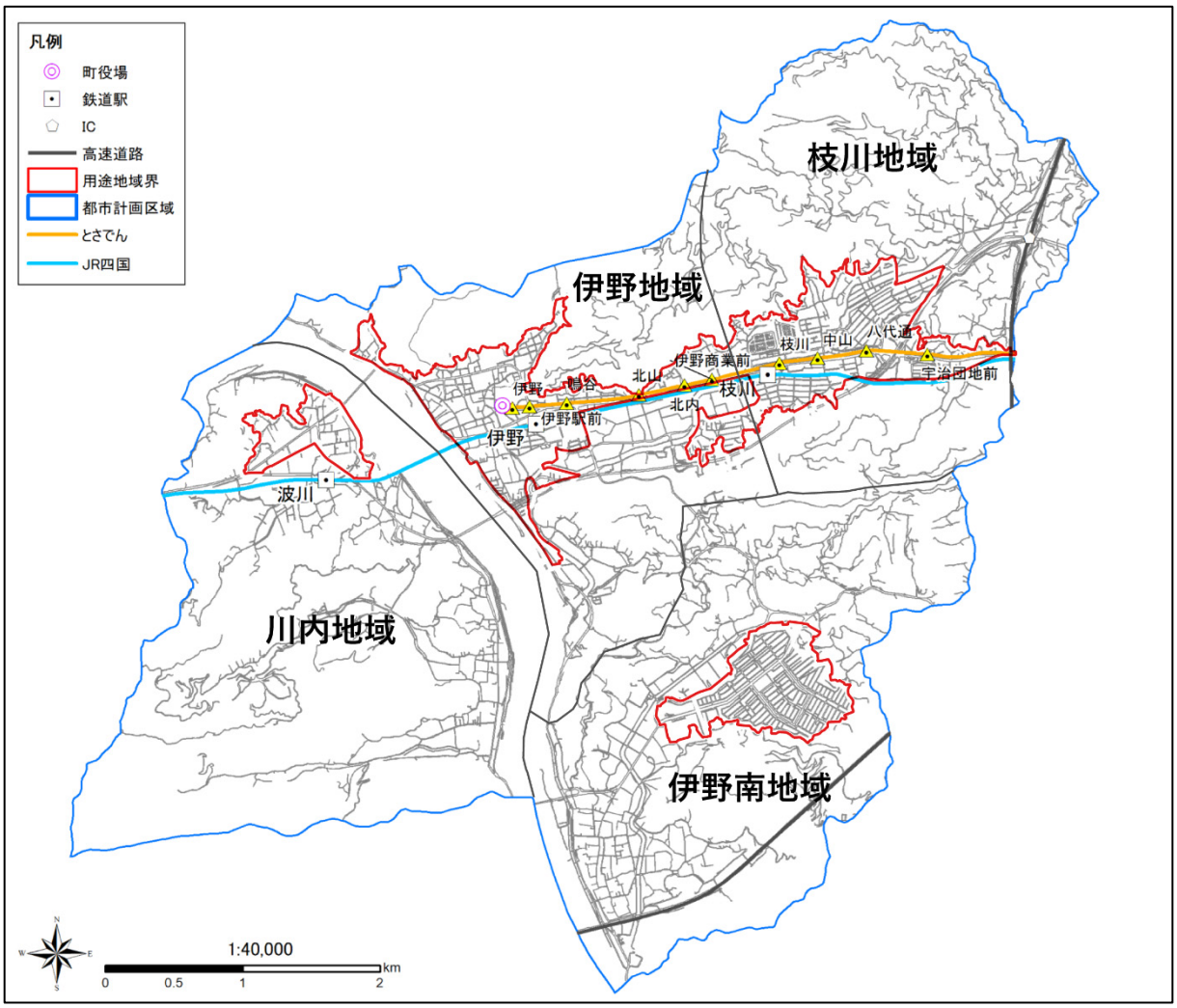

図 2-28　鉄道網図

出典：いの町地域公共交通総合連携計画（平成 22 年 3 月）

(3)　バス

市街地部は、循環線（町営バス）が伊野地区東南部の都市部を循環ルートで運行し、他に定時制デマンド式乗合タクシー（町営）が運行しています。また、土佐市からの循環線（ドラゴンバス）が伊野地区南部から JR 伊野駅へ運行しています。

中山間地域はバス利用不便地域が点在しており、路線バスの廃止代替バスとして、主に伊野地区、吾北地区を県交北部交通が運行し、スクールバス（町営）の一般混乗を実施しています。本川地区を嶺北観光自動車が運行しています。

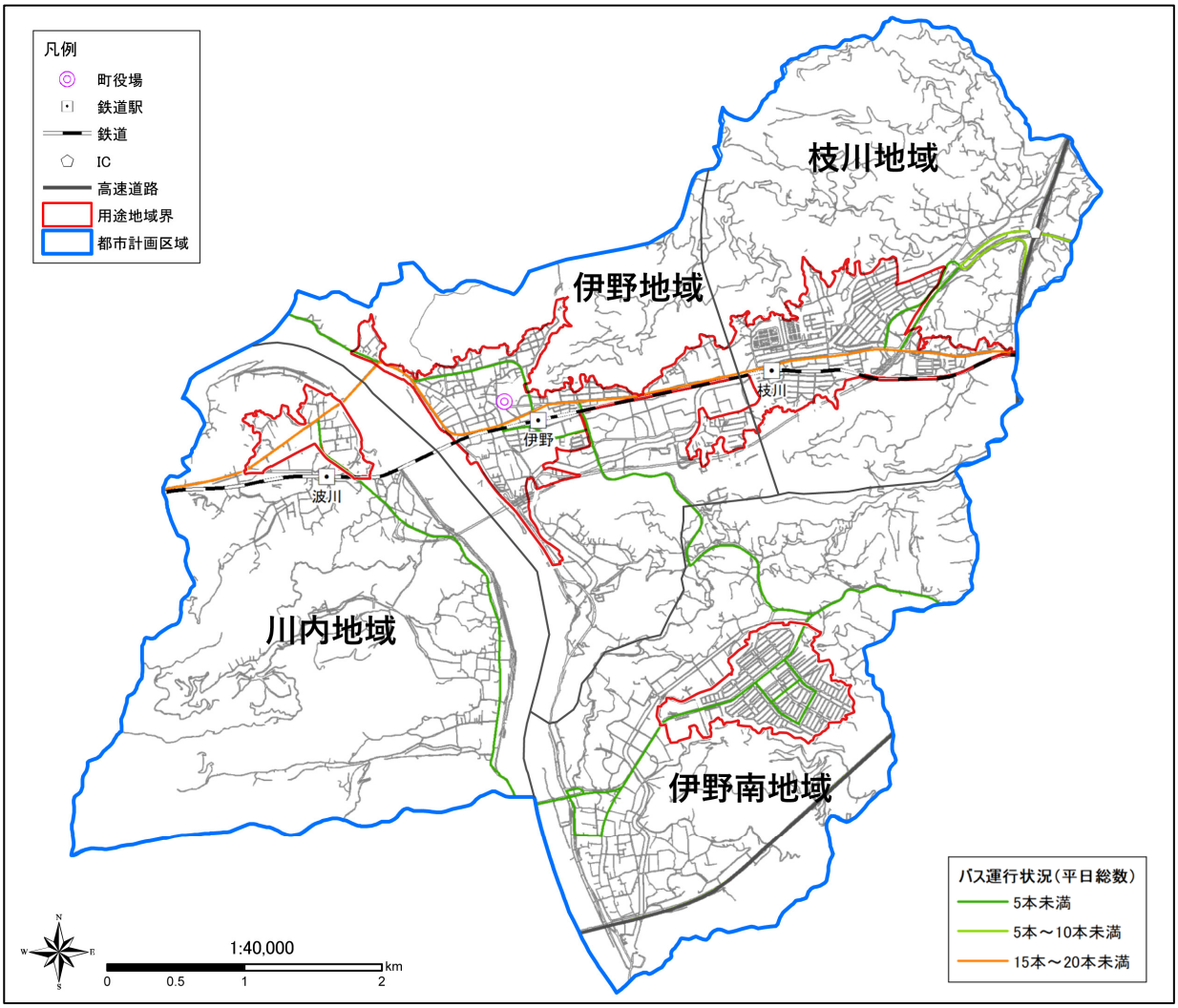

図 2-29　バスの運行本数

出典：都市計画基礎調査

2.7　都市機能の状況

2.7.1　行政機能

都市計画区域内の行政施設は、下図に示すとおり、伊野地域に、いの町本庁舎、総合保険福祉庁舎（すこやかセンター伊野）が、また枝川地域に枝川出張所、伊野南地域に八田出張所があります。

その他、都市計画区域外には、吾北総合支所、本川総合支所があります。

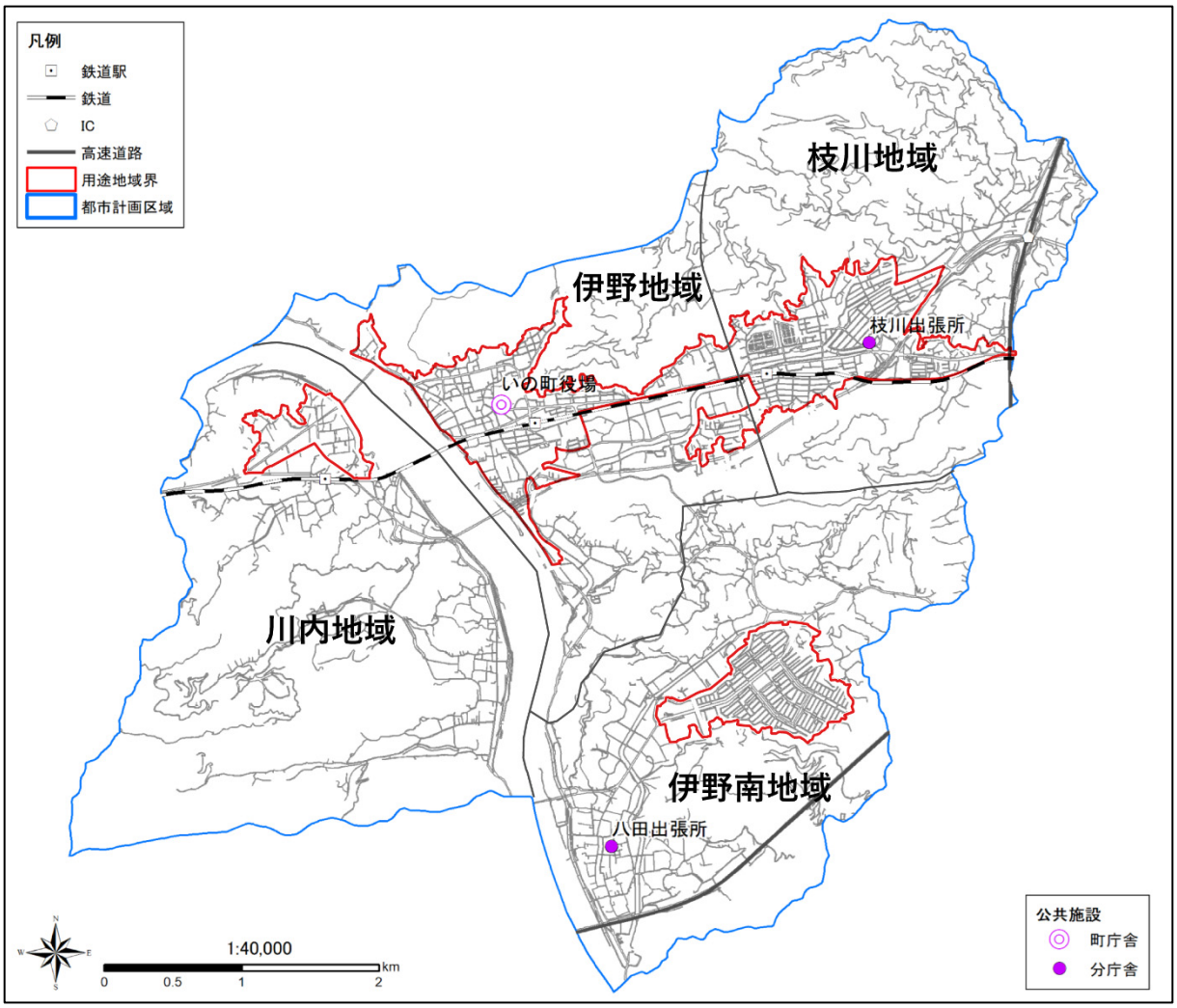

図 2-30　行政施設位置図（都市計画区域）

出典：国土数値情報

2.7.2　高齢者福祉機能

町全体では、平成 31 年 4 月現在の高齢化率は約 35.6％である一方、世帯の減少が進み、今後ますます一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、高齢化の加速が懸念されます。

高齢者福祉施設は、主に市街化調整区域内を中心に立地しており、平成 27 年から令和 22 年で徒歩圏内の老年人口は 5.3 人/ha から 6.7 人/ha に増加し、カバー率は 46.5％から 59.9％に上昇することが予想されます。（高齢者徒歩圏 1km※半径 500ｍとして設定）

高齢者福祉機能は、平成 27 年と令和 22 年ともに老年人口が多い枝川地域で不足しています。

表 2.2　高齢者福祉施設（都市計画区域）のカバー率

都市計画区域内老年人口		徒歩圏老年人口		圏域面積	徒歩圏老年人口密度		カバー率	
平成27年	令和22年	平成27年	令和22年		平成27年	令和22年	平成27年	令和22年
5,798人	5,745人	2,698人	3,442人	511ha	5.3人/ha	6.7人/ha	46.5%	59.9%

出典：介護サービス情報公表システム、国土技術政策総合研究所　将来人口・世帯予測ツール

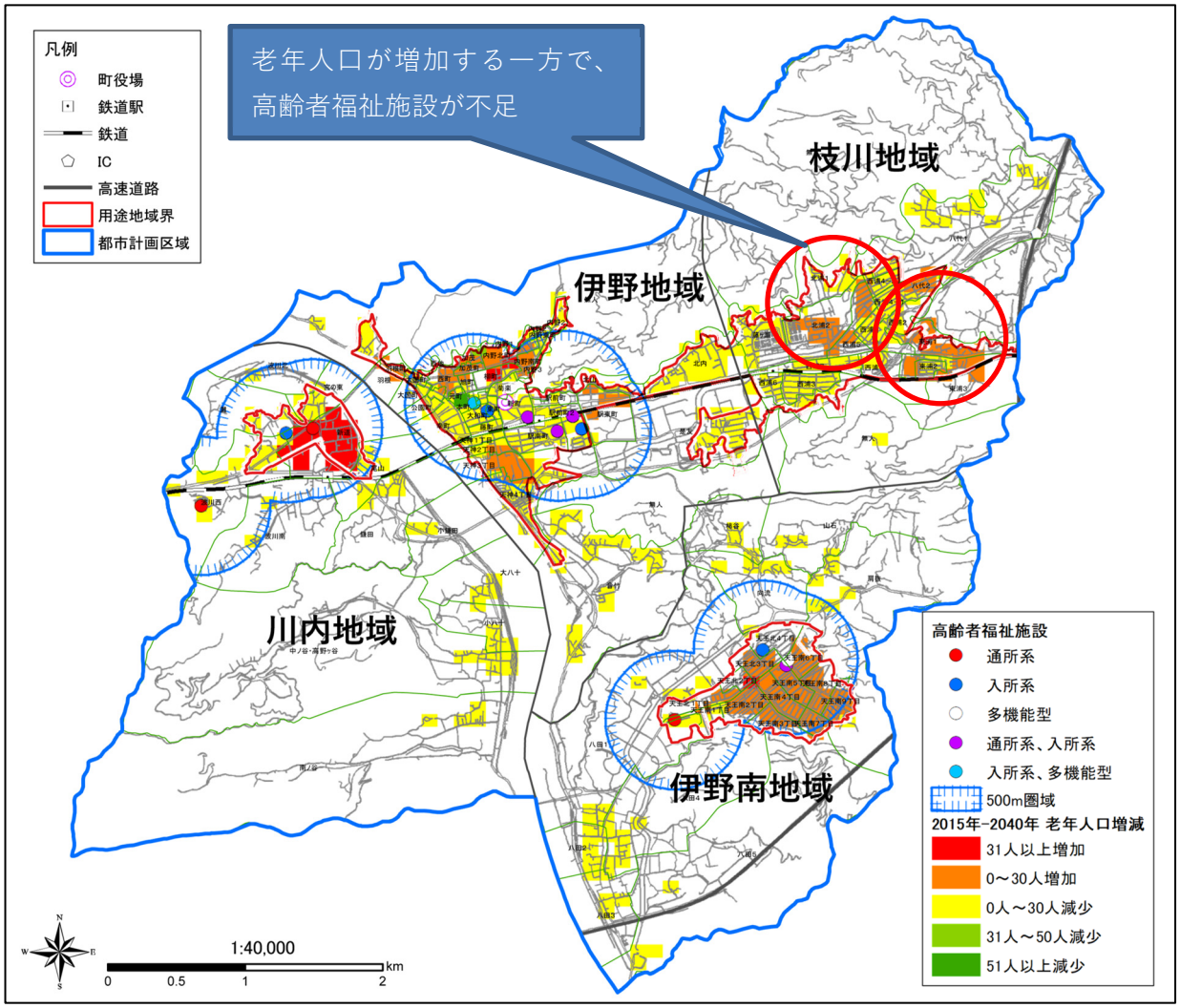

図 2-31　高齢者福祉施設（都市計画区域）のカバー状況（平成 27 年～令和 22 年増減：老年人口）

出典：介護サービス情報公表システム、国土技術政策総合研究所　将来人口・世帯予測ツール

2.7.3　子育て支援施設

いの町は、認可保育所が町立４園・私立２園、ほかに町立へき地保育園が１園、町立幼稚園が１園、認定こども園が２園あります。子育て支援施設は、平成 27 年と令和 22 年で徒歩圏内の年少人口は 1.3 人/ha から 0.5 人/ha に減少し、カバー率は 77.0%から 76.8%に下降することが予想されます。（子育て支援施設※半径 800ｍとして設定）

市街化区域のうち、伊野地域、川内地域、伊野南地域では大部分をカバーしていますが、平成 27 年と令和 22 年ともに枝川地域で不足しています。

表 2.3　子育て支援施設（都市計画区域）のカバー率

都市計画区域内年少人口		徒歩圏年少人口		圏域面積	徒歩圏年少人口密度		カバー率	
平成27年	令和22年	平成27年	令和22年		平成27年	令和22年	平成27年	令和22年
1,971人	817人	1,517人	627人	1,200.3ha	1.3人/ha	0.5人/ha	77.0%	76.8%

出典：いの町子育てパーフェクトページ HP、いの町子ども子育て支援事業計画、国土技術政策総合研究所　将来人口・世帯予測ツール

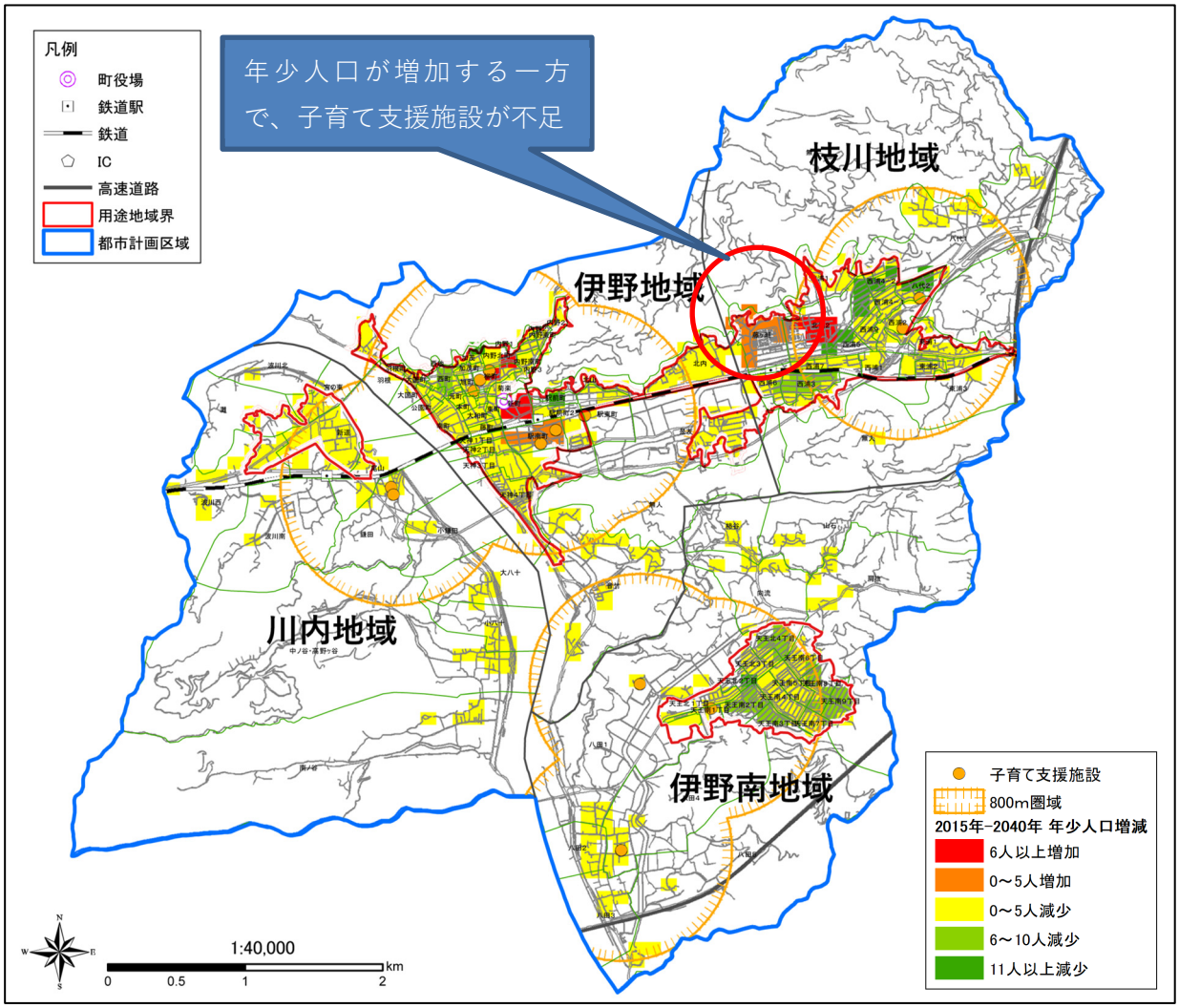

図 2-32　子育て支援施設（都市計画区域）のカバー状況（平成 27 年～令和 22 年増減）

出典：いの町子育てパーフェクトページ HP、いの町子ども子育て支援事業計画
国土技術政策総合研究所　将来人口・世帯予測ツール

2.7.4　教育機能

小学校が 16 校（うち休校中 9 校)、中学校が 6 校（うち休校中 1 校)、高校が 2 校あります。

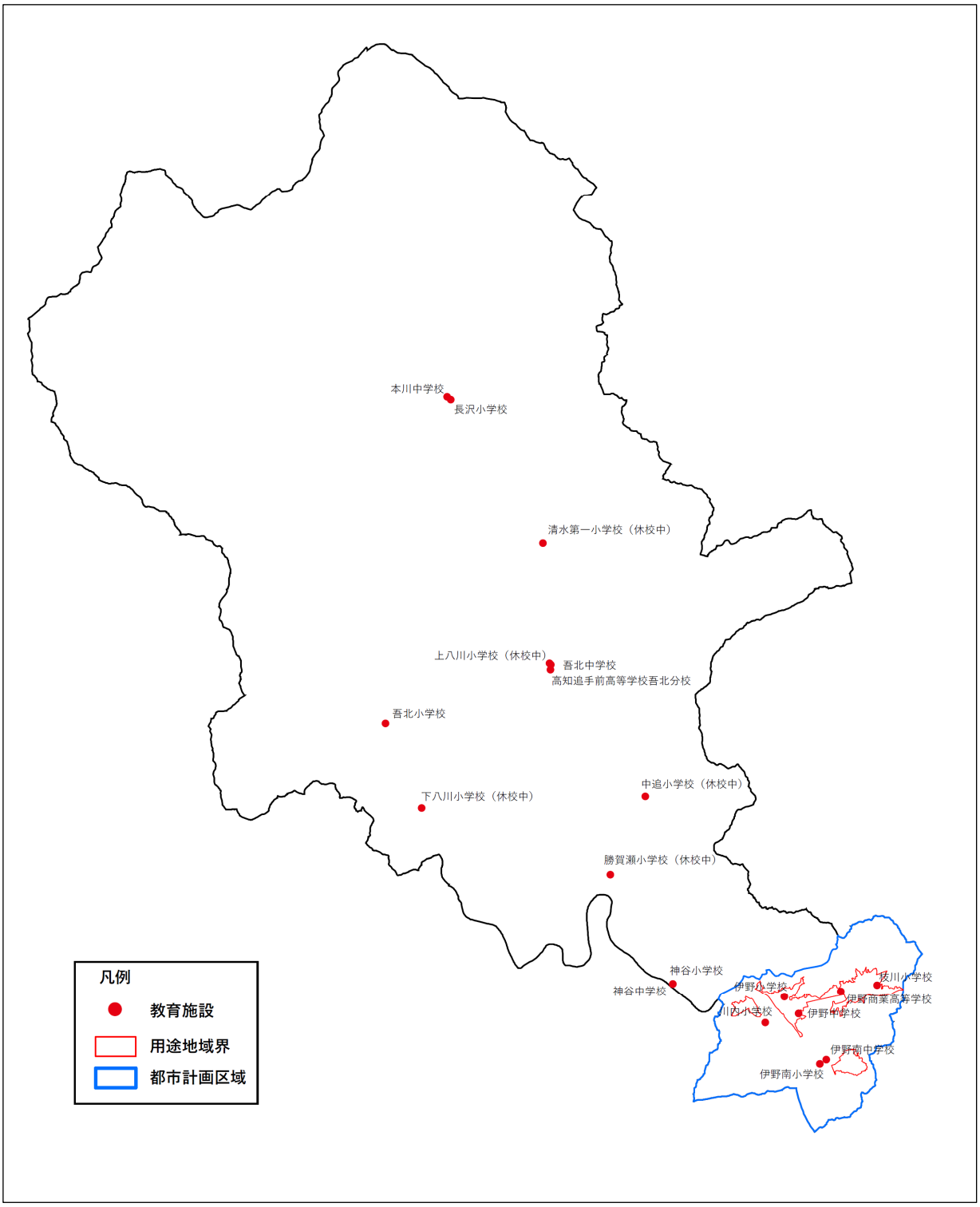

図 2-33　教育施設位置図

出典：国土数値情報

2.7.5　商業機能

商業施設は概ね市街化区域内に立地しています。国道 33 号沿道やいの町役場のある中心市街地及び天王ニュータウンにスーパー及びコンビニエンスストアが立地しています。

平成 27 年から令和 22 年で徒歩圏内の人口は 12.7 人/ha から 8.1 人/ha に減少し、カバー率は 89.6%から 93.4%に上昇することが予想されます。

商業機能（スーパー、コンビニ）としては、平成 27 年と令和 22 年ともにほぼ市街化区域内全域をカバーしています。

表 2.4 商業施設（スーパー、コンビニ）（都市計画区域）のカバー率

都市計画区域内人口		徒歩圏人口		圏域面積	徒歩圏人口密度		カバー率	
平成27年	令和22年	平成27年	令和22年		平成27年	令和22年	平成27年	令和22年
18,383人	11,338人	16,467人	10,592人	1,300.1ha	12.7人/ha	8.1人/ha	89.6%	93.4%

出典：i タウンページ、国土技術政策総合研究所　将来人口・世帯予測ツール

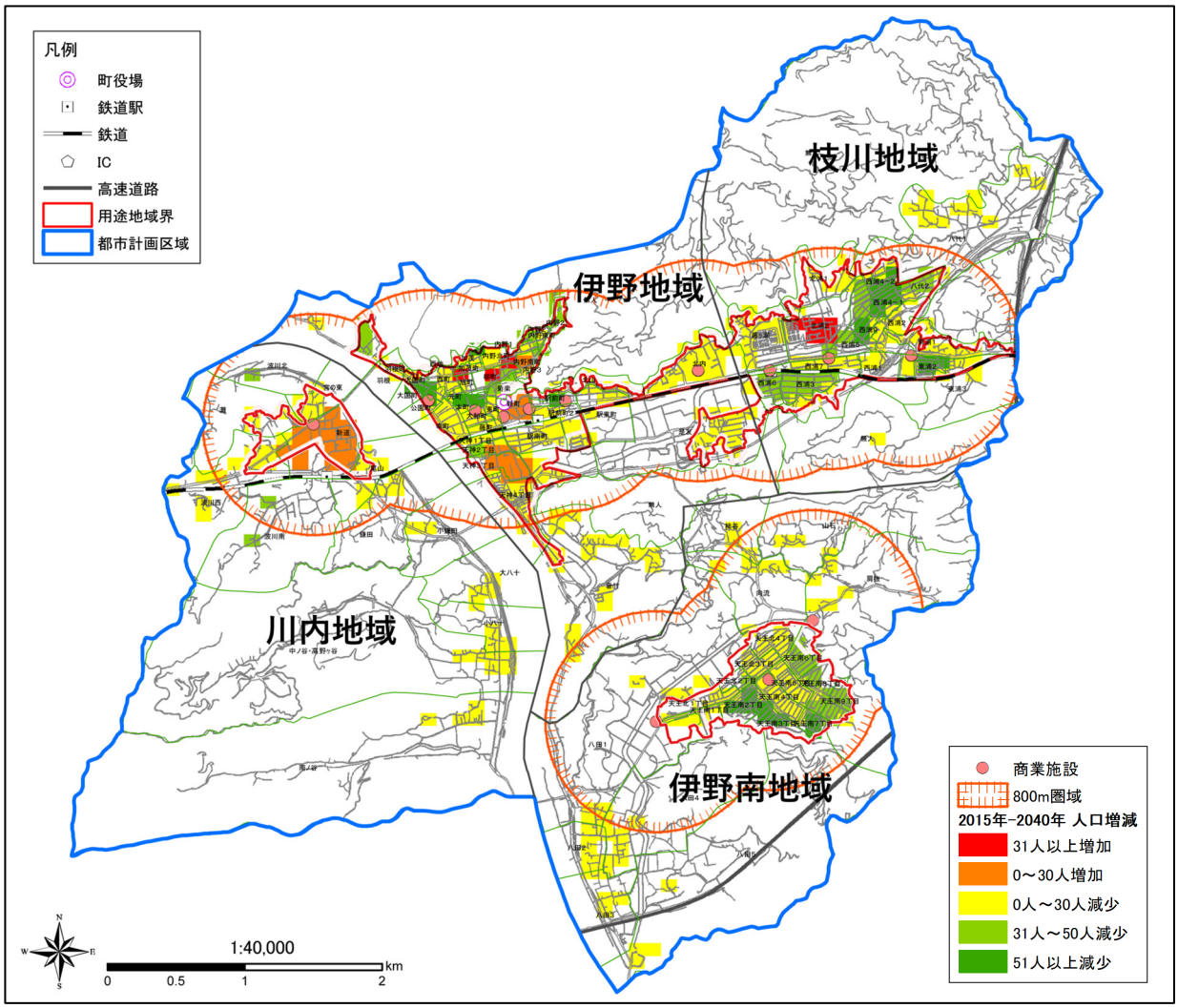

図 2-34　商業施設（スーパー、コンビニ）（都市計画区域）のカバー状況（平成 27 年〜令和 22 年増減）

出典：i タウンページ、国土技術政策総合研究所　将来人口・世帯予測ツール

2.7.6　医療機能

医療施設は概ね市街化区域内に立地しており、高知県の災害拠点病院であるいの町立国民健康保険仁淀病院が、伊野駅南側に位置しています。いの町の診療科は、内科が多い一方、外科3科、小児科1科、産婦人科0科となっており、子育てにやや不利な環境にあります。

平成27年から令和22年で、医療施設の徒歩圏内の人口は12.3人/haから8.0人/haに減少し、カバー率は84.8%から89.3%に上昇しますが、平成27年と令和22年ともにほぼ市街化区域内全域をカバーしています。

表 2.5　医療施設（病院・診療所）（都市計画区域）のカバー率

都市計画区域内人口		徒歩圏人口		圏域面積	徒歩圏人口密度		カバー率	
平成27年	令和22年	平成27年	令和22年		平成27年	令和22年	平成27年	令和22年
18,383人	11,338人	15,580人	10,127人	1,267.1ha	12.3人/ha	8.0人/ha	84.8%	89.3%

出典：四国厚生支局 HP、国土技術政策総合研究所　将来人口・世帯予測ツール

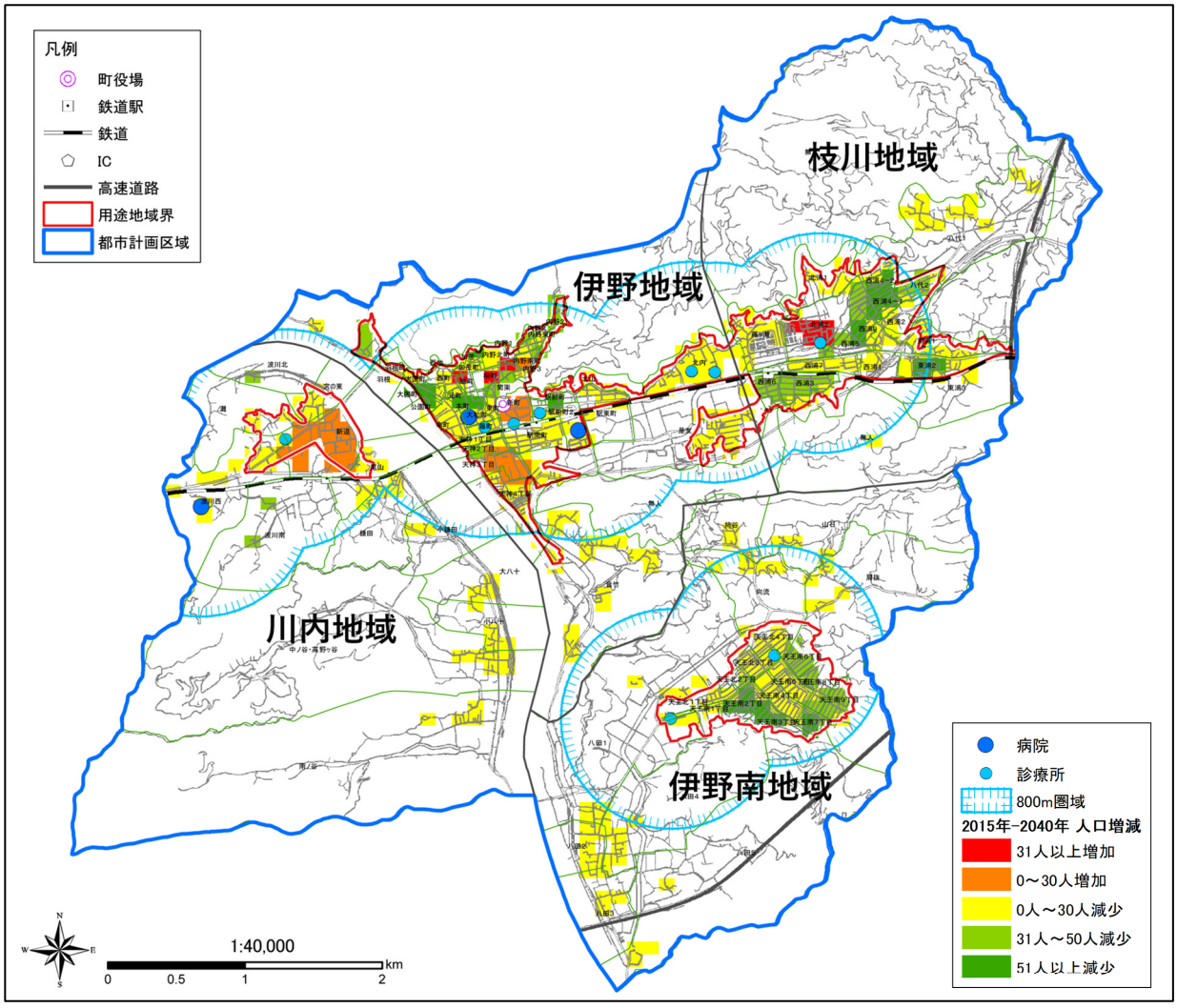

図 2-35　医療施設（病院・診療所）（都市計画区域）のカバー状況（平成27年〜令和22年増減）

出典：四国厚生支局 HP、国土技術政策総合研究所　将来人口・世帯予測ツール

2.7.7　金融機能

都市計画区域内における金融機関は、市街化区域内の中心市街地や国道 194 号沿道などに銀行 3 行、信用金庫 1 行、JA コスモス 2 箇所、郵便局 5 箇所が立地しています。

平成 27 年から令和 22 年で徒歩圏内の人口は 14.1 人/ha から 9.1 人/ha に減少し、カバー率は 86.4%から 90.9%に上昇することが予想されます。

金融機能は、平成 27 年と令和 22 年ともにほぼ市街化区域内全域をカバーしています。

表 2.6　金融施設（都市計画区域）のカバー率

都市計画区域内人口		徒歩圏人口		圏域面積	徒歩圏人口密度		カバー率	
平成27年	令和22年	平成27年	令和22年		平成27年	令和22年	平成27年	令和22年
18,383人	11,338人	15,886人	10,305人	1,128.0ha	14.1人/ha	9.1人/ha	86.4%	90.9%

出典：庁内資料、ｉタウンページ、国土技術政策総合研究所　将来人口・世帯予測ツール

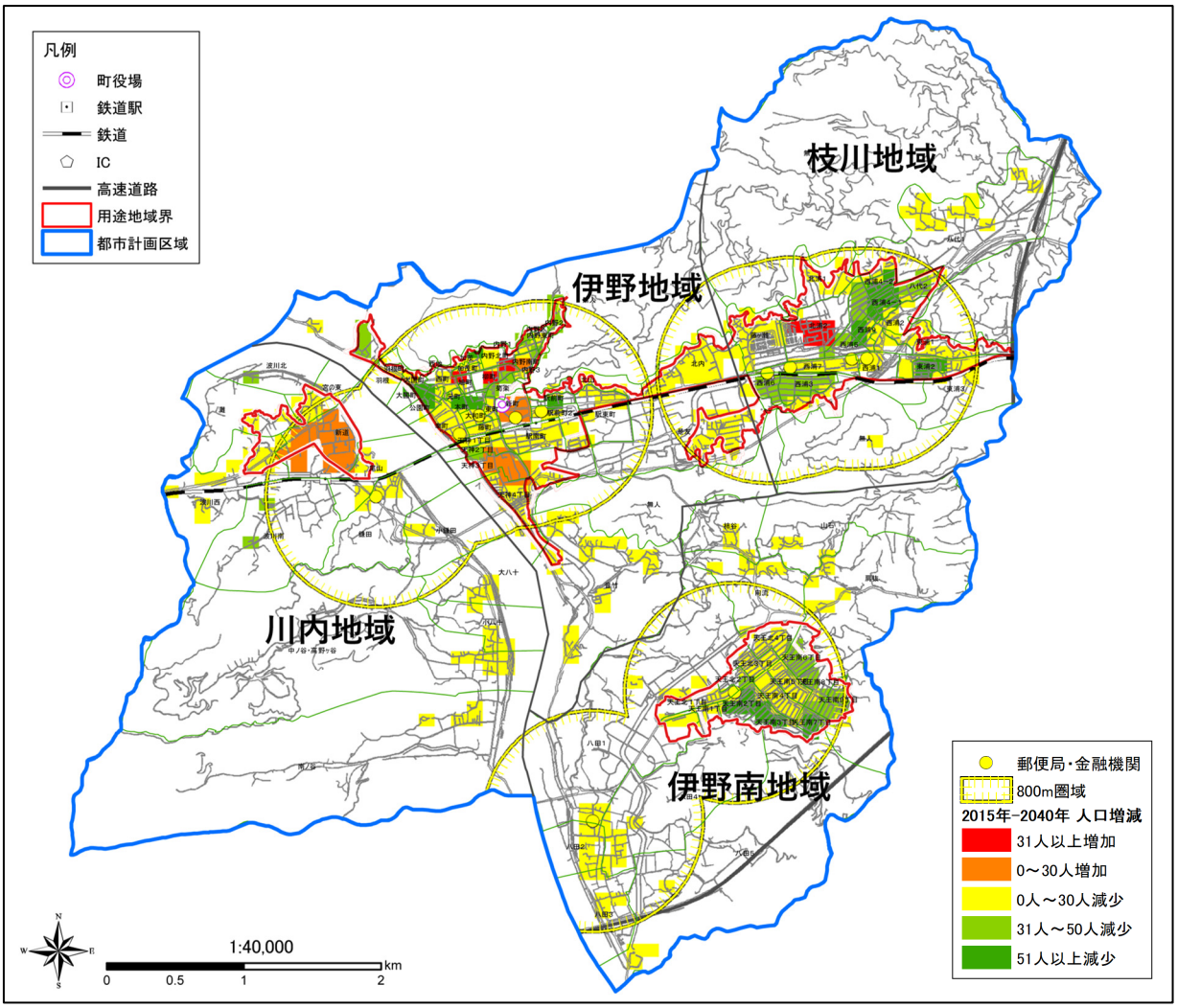

図 2-36　金融施設（都市計画区域）のカバー状況（平成 27 年〜令和 22 年増減）

出典：庁内資料、ｉタウンページ、国土技術政策総合研究所　将来人口・世帯予測ツール

2.7.8　文化・スポーツ・レクリエーション機能

文化系施設は、いの町立図書館、いの町紙の博物館の 2 施設が中心市街地のやや西よりに位置しています。

スポーツ系施設は、中心市街地にいの町立伊野体育館、天王ニュータウンに高知県立青少年体育館及びいの町総合運動場が立地し、中山間地域に吾北運動場及びいの町立吾北体育館の合計 5 施設があります。

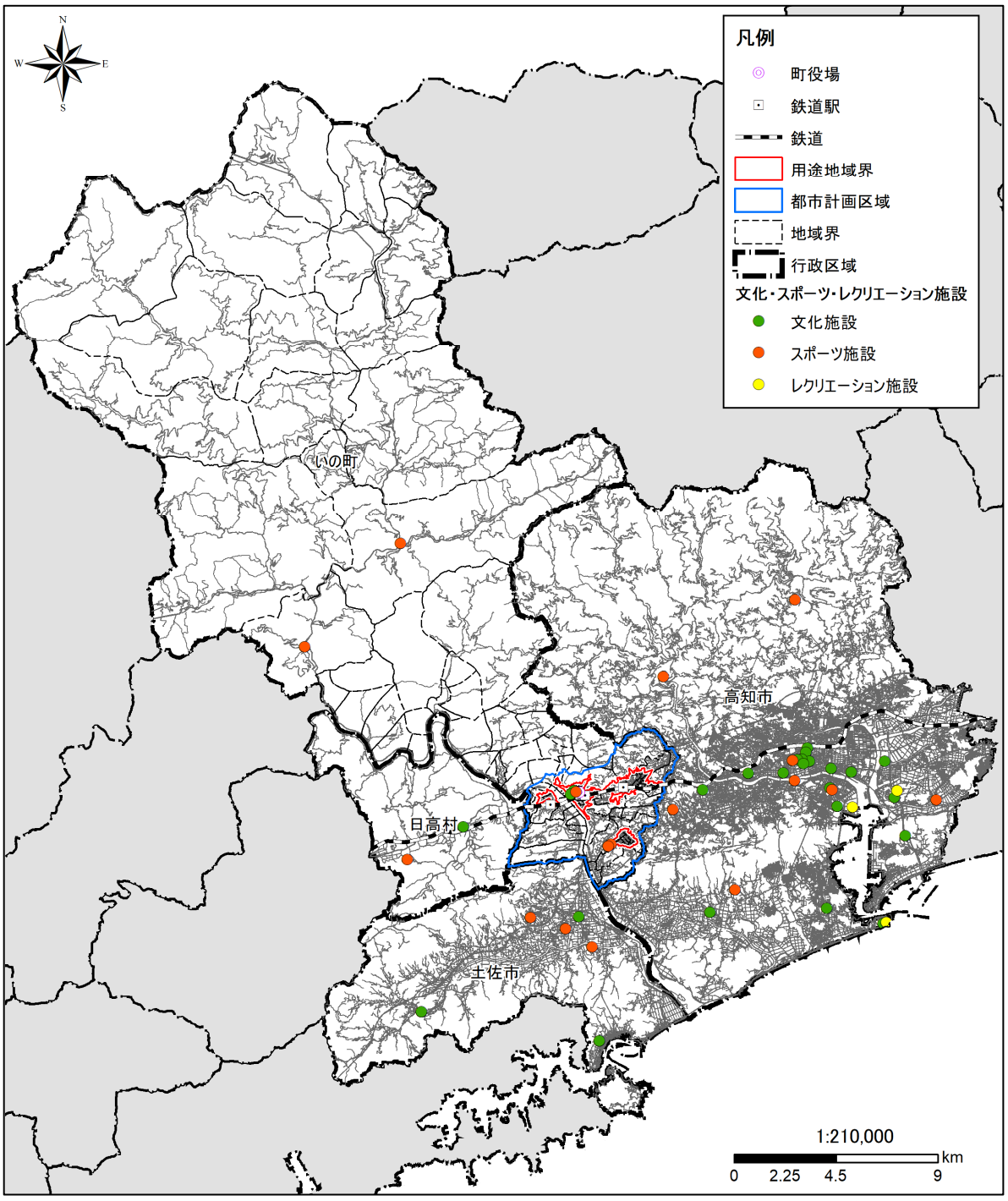

図 2-37　文化・スポーツ・レクリエーション施設位置図（いの町全域）

出典：庁内資料、国土数値情報

2.8　ハザードの状況

2.8.1　ハザードエリアの分布状況

市街化区域には、市街化調整区域との境界付近に土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流）及び土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流）が分布しています。

仁淀川の浸水想定区域は、市街化区域の川内地域、枝川地域、伊野地域の大部分を含んでおり、宇治川の浸水想定区域は、市街化区域の伊野地域、枝川地域の大部分を含んでいます。なお、天王ニュータウンのある市街化区域は浸水想定区域に入っていませんが、一部大規模盛土造成地となっています。

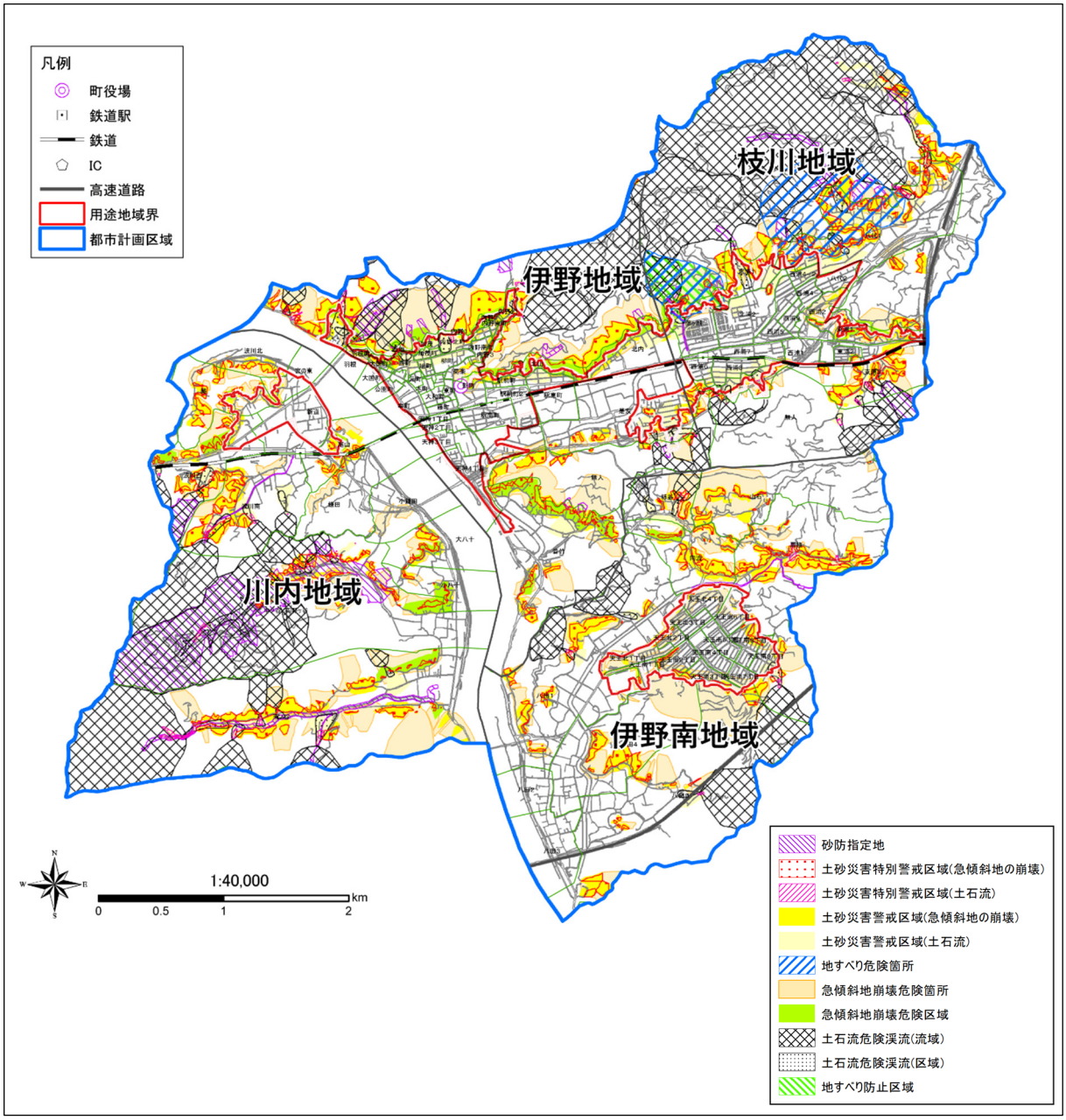

図 2-38 土砂災害警戒区域・土砂災害危険個所位置図（都市計画区域）

出典：国土数値情報

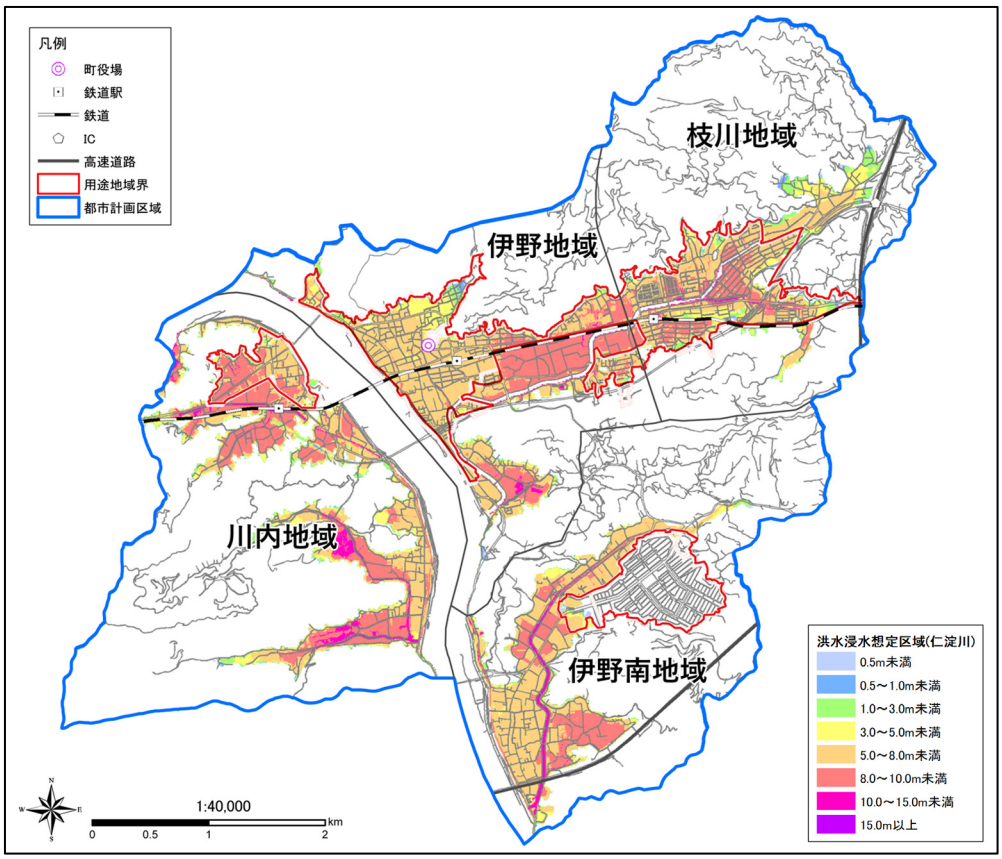

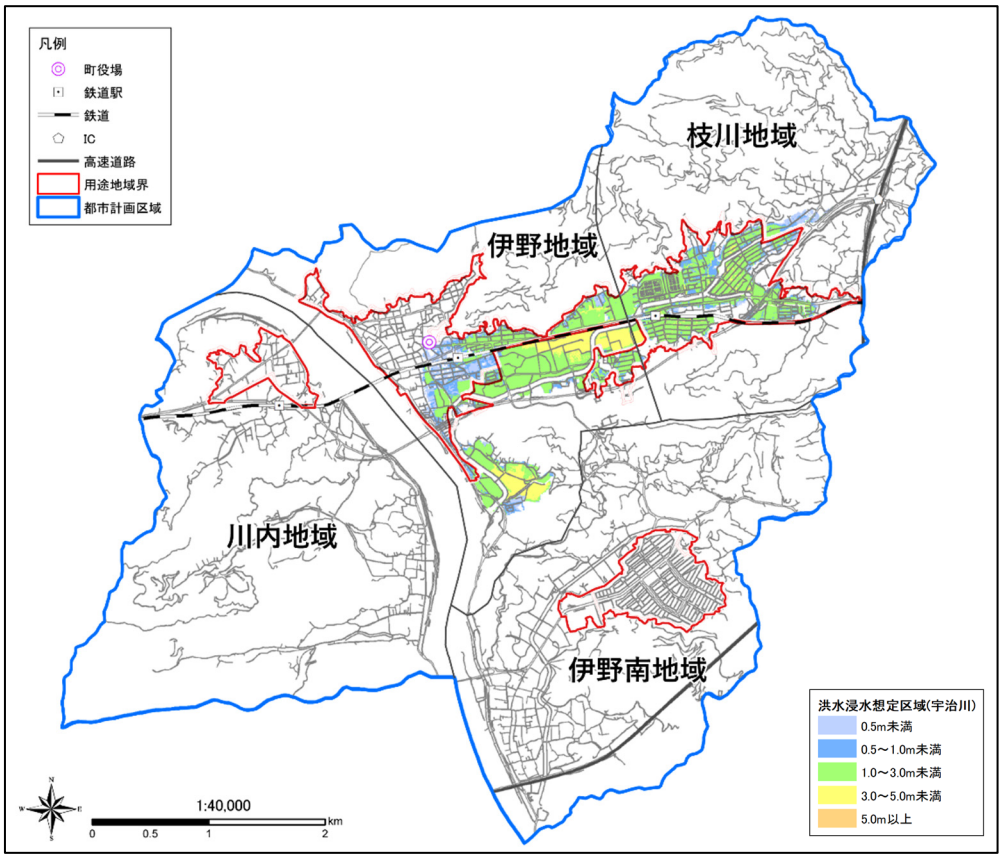

図 2-39 洪水浸水想定区域位置図（上図:仁淀川、下図：宇治川）

出典：庁内資料

2.9　財政状況

2.9.1　歳入・歳出状況

歳入決算額の推移を見てみると、歳入総額は概ね 140 億円前後となっています。平成 26 年度には、新本庁舎建設工事のため地方債が増加しています。また、令和 2 年度では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業等の実施により国庫支出金が増加しています。地方税に関しては、10 か年で横ばいとなっており、税収の増加は見込めない状況となっています。

歳出も歳入と同様の減少傾向を示しています。内訳は投資的経費が最も高くなっています。

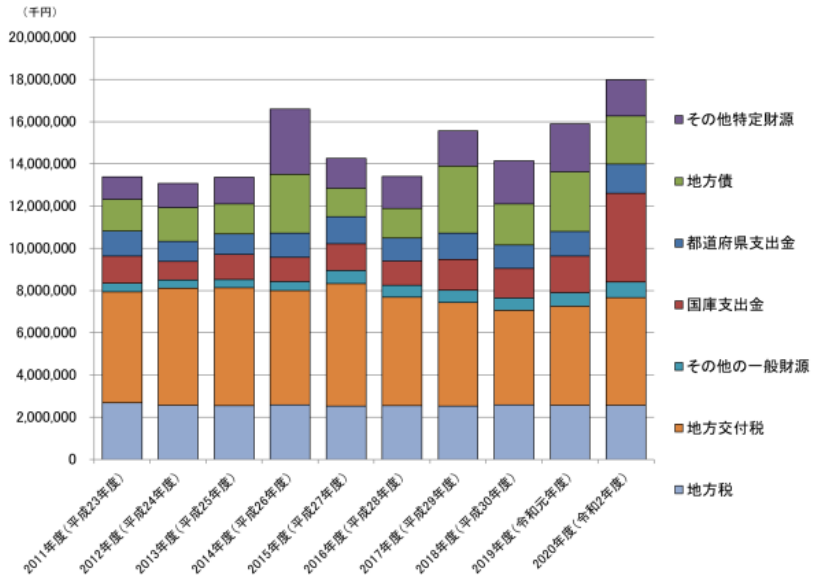

図 2-40　歳入状況の推移

出典：決算統計書

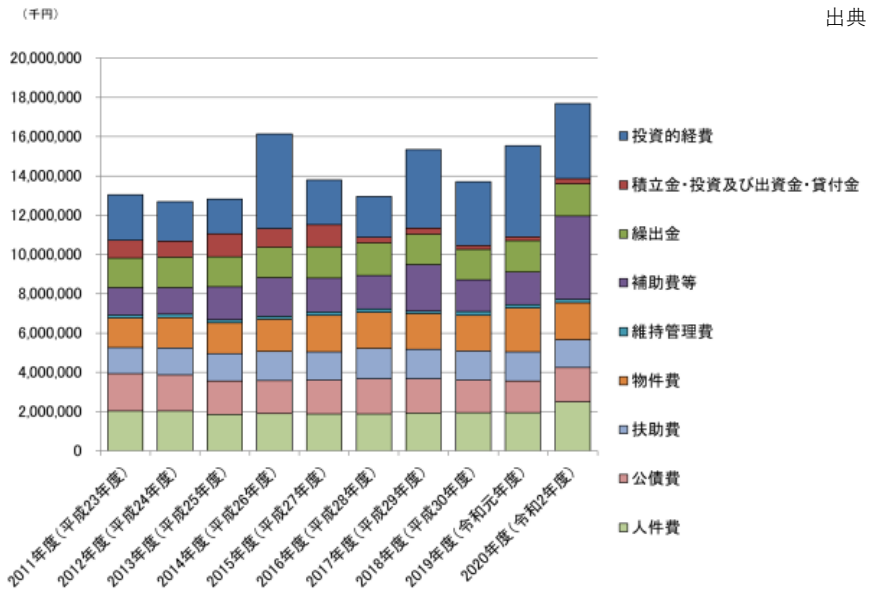

図 2-41　歳出状況の推移

出典：決算統計書

2.9.2　公共施設の更新等費用の見通し

総合管理計画改訂時（令和 3 年度）時点では、40 年間の改修費用と更新費用総額は 1,536 億円、これを年平均に換算すると、約 38 億円という結果となります。

財源の見込みについては、歳出決算額の投資的経費及び維持管理費の年平均額を算出すると、約 32.7 億円（「いの町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月作成 、令和 4 年 1 月改訂)」参照）となります。また、企業会計分の投資的経費も考慮すると、一年あたりの財源の見込みは、全体で 37.3 億円となり、財源不足が見込まれます。

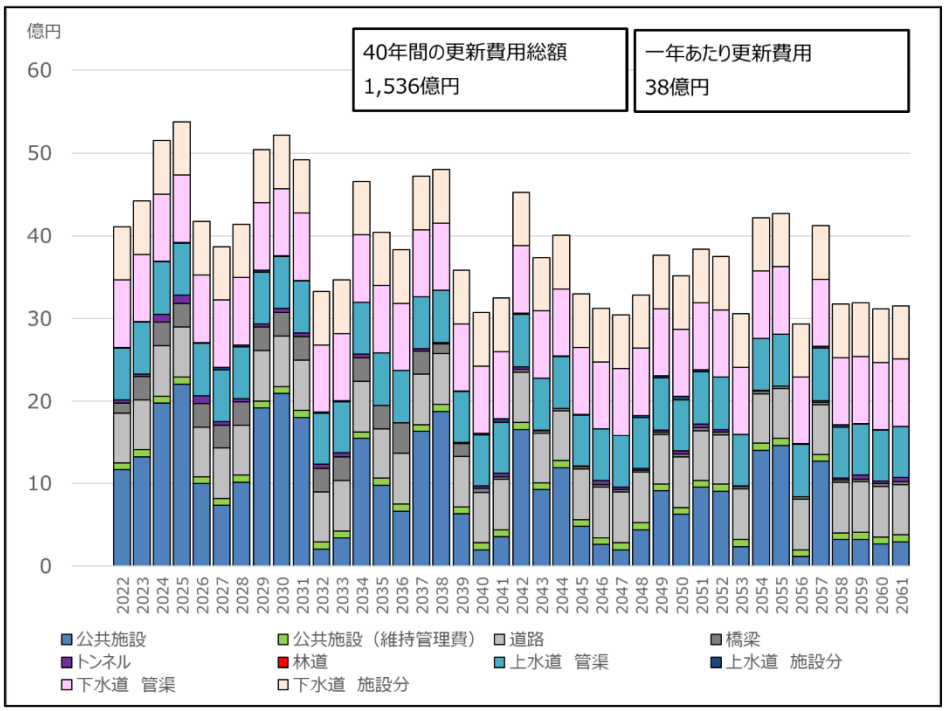

[1] 建物系公共施設の維持管理経費も加味しています。維持管理経費は、2018～2020 年度の 3 か年の経費を整理し、1 年当たりの平均を出すと、約 0.8 億円となりました。
[2] 上水道・下水道等の企業会計分の 4 か年の投資的経費を整理し、1 年当たりの平均を出すと、4.6 億円となりました。

図 2-42　公共施設等全体の更新費用

出典：いの町公共施設等総合管理計画（平成２９年３月 作成 令和４年１月 改訂）

2.10　地価動向

住宅用地及び商業用地について、平成 22 年から令和 2 年までの地価動向を見ると、市街化区域の住宅用地は、平成 27 年まで緩やかに下落し、その後下げ止まり、ほぼ横ばいです。市街化区域の商業用地は、概ね平成 25 年まで下落が著しい状況でしたが、それ以降は緩やかな下落傾向となっています。

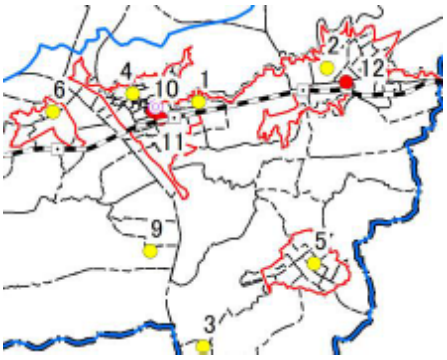

調査地点位置図

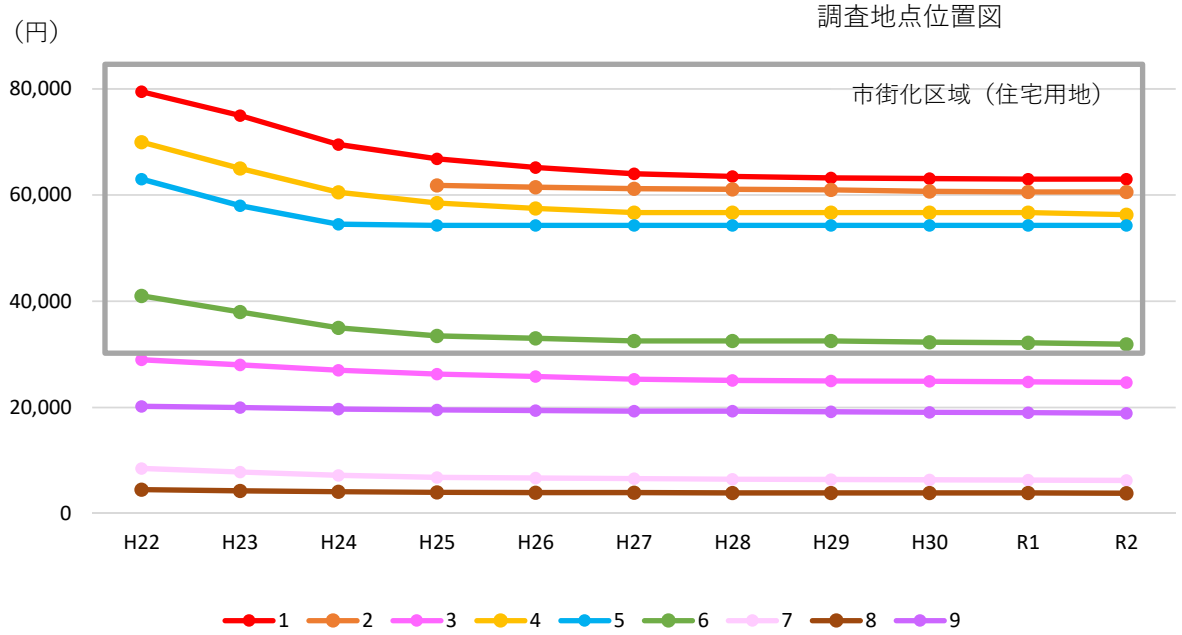

図 2-43　地価の推移（住宅用地）

出典：国土数値情報

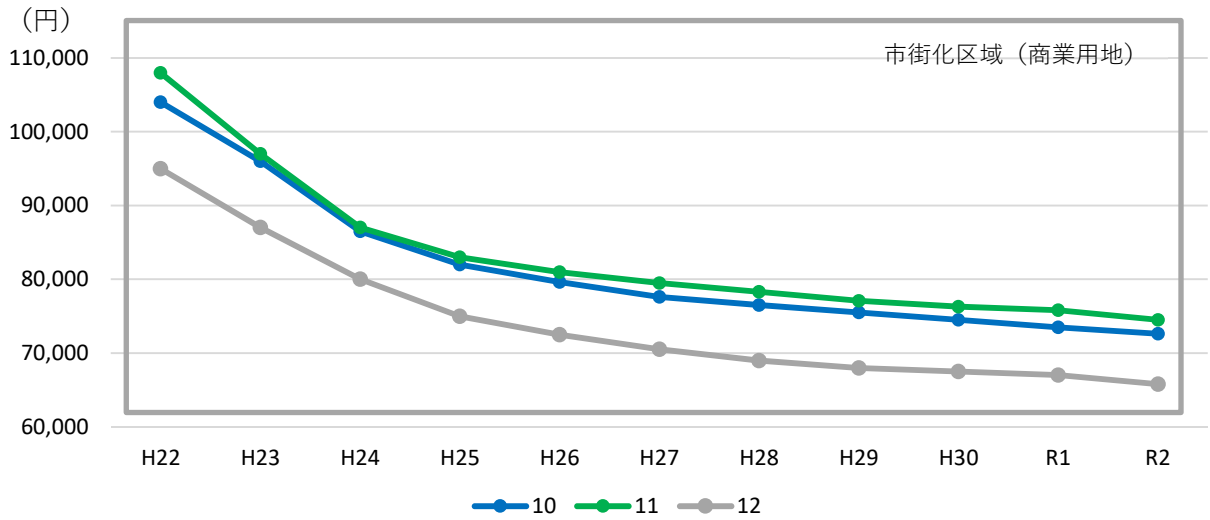

図 2-44　地価の推移（商業用地）

出典：国土数値情報

3.　立地適正化計画の基本方針

3.1　都市の成り立ちと都市づくりの課題

いの町の都市の成り立ちを踏まえた上で、都市づくりの課題を整理します。

3.1.1　都市の成り立ちと都市構造の課題

■【都市の成り立ち】（いの町の都市構造と課題）

〇いの町は、従来より集約連携型都市構造 （コンパクト・プラス・ネットワーク）として発展

✓職住近接型の在郷町として、定住型の都市が環状線と道路・鉄道等の沿線に集約

✓高知市との近接性や公共交通ネットワークにより、通勤通学型の都市として機能

〇形成された現在の市街地は、市街地内の歩く機能と利用率の高い自動車利用の混在に弊害

〇年齢構成の変化や道路・交通などの発達から、求められる都市機能が変化

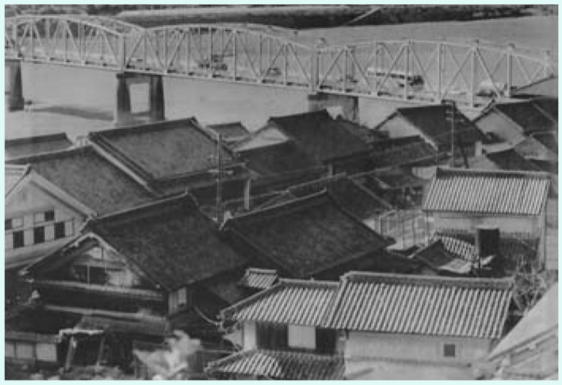

問屋坂と仁淀川橋（昭和 42 年）
（いの町史）

【都市構造の再構築に向けて】

〇インフラが充実する一方、弊害が出始めたまちなかの都市構造に対し、都市機能の再構築が必要

※現在の自動車社会や人口構成の変化等への適合が必要

スーパー駐車場では目的外の駐車も混在

3.1.2　都市の現状と抱える課題

いの町の現況の調査結果及びいの町をとりまく状況の変化に基づき、いの町の抱える都市の課題を整理します。

■1【人口】人口動向・地域分布

○いの町の人口減少は顕著、世帯数は減少局面

○高齢化がさらに進み、子育て世代、進学就職の若者世代の社会減が深刻

○常住市町村の転出超過

○人口の集積エリアが徐々に縮小・分散化し、比較的若い世代の地域・働き手の世代が多い地域・高齢者の多い地域へと偏在化の傾向

【居住誘導に向けて】

○減少する人の量と年齢構成の偏る地域に対し、地域に応じた生活サービスの最適化が必要

■2【産業】産業・労働

○製紙業が基幹産業、第１次、第２次産業は減少するも下げ止まり

○観光業は増加傾向

○失業率は全国や高知県より若干好調

○いの町の製造業の主な担い手は男性、医療・福祉の主な担い手は女性

【居住誘導・都市機能誘導に向けて】

○男女、高齢者などが働きやすく、快適に暮らすことができる職住近接の居住環境の形成や機能の充実が必要

■3【土地利用】用途地域・空き地・空家

○公共事業の収用代替地（沖田地区）への居住の誘導

○高知西バイパスへの企業誘致と計画的な土地利用の推進

○人が住んでいない住宅・取り壊す住宅（空家）等は倍増

【居住誘導に向けて】

○実態に即した市街化区域の見直しと無秩序な開発の抑制、産業発展等に資する適切な土地利用等が必要

■4【交通】道路・交通

○道路ネットワークが広域化

○地域内は自動車通行と歩く道路が混在化

○交通ネットワークは自動車が主流

○高知市、近隣都市を結ぶ広域ネットワークや中山間地域を結ぶ地域内ネットワークの重要度は高い

【交通ネットワークの形成に向けて】

○広域化する道路ネットワークの活用

○内々交通として利用頻度が少なくなった道路の自動車と歩く道の共存

○高知市との連携、地域内との連携のための公共交通ネットワークの充実

■5【都市機能】生活サービス・施設

○公共下水や公園などは未整備地域が存在

○都市機能（H27 年→R22 年比較）は高齢者福祉機能、子育て支援機能、子育てに係る医療機能の不足が存在、商店街のにぎわい低下が懸念

【都市機能誘導に向けて】

○生活サービス、高齢者福祉、子育て支援や医療（小児科・産婦人科）の充実や商店街のにぎわい創出が必要

3.1.3　解決すべき課題

都市の抱える課題及び上位計画に基づくまちづくりの基本理念や基本方針、住民意向結果を踏まえた上で、いの町の解決すべき課題を整理します。

立地適正化計画において根源的な解決すべき都市の課題は、「人口減少への対応」「防災リスクへの対応」と捉えることができます。

【まちづくりの基本理念】

■いの町第２次振興計画（基本構想）（平成 26 年 12 月）

○将来像　“豊かな自然と心に出会えるまち・いの”－森林と清流を後世の子どもたちに－

■いの町都市計画マスタープラン（平成 25 年 4 月）

○目指すべきまちの将来像：～豊かな緑と清流に抱かれた心のふるさと“いの”～

○都市構造：徒歩や自転車での移動を中心とした生活圏の中で日常的なサービスを受けることのできる集約型の都市構造の形成

○まちづくりの目標

「防災力が高く、安心して暮らせるまちづくり」「豊かな自然とともに暮らすまちづくり」「都市機能が集約した次世代につなぐまちづくり」「伝統産業や歴史文化を活かした個性あるまちづくり」「すべての人が安全に移動できるまちづくり」「住民と行政の連携による活力あるまちづくり」

■第２期いの町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和２年３月）

○基本目標１ 産業活性化と安定した雇用を創出する

○基本目標２ 新しい人の流れをつくる

○基本目標３ 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる、女性の活躍の場を拡大する

○基本目標４ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

【住民意向の反映（アンケート、ワークショップ）】
（都市再生特別措置法第 81 条第 22 項）

■日常行動

○伊野駅、枝川駅周辺でまかなうことが多いものの、高知市とのつながりが顕著

■居住意向

○「自然」「治安」「住環境」が優れ、「交通利便性」「買い物」「病院・診療所」が懸念

■まちづくり

○「土砂災害」「洪水」対策を重視

■重要だけど取組が不十分

○「雇用創出」「産業振興」「バリアフリー化」「空き地・空家対策」

■施設への要望

○生活基盤整備、にぎわい創出、子育てにきびしい環境の改善など

【解決すべき課題】　（マクロの視点）

課題①【人口減少への対応】

■人口・世帯の減少と高齢化への対応

■子ども・若者・子育て世代の高知市などへの流出への対応

○人口や居住を見据えた効率的な都市構造の再構築

・偏在する人口集積や年齢バランスに応じた都市構造の見直し

○将来の暮らしを見据えた都市機能の適正化

・身近な生活サービス機能の維持・向上

・産業の担い手の確保

・交通ネットワーク機能の確保

課題②【防災リスクへの対応】

■仁淀川沿川に形成されたまちとしての自然災害への備え

○南海トラフ地震、仁淀川などの自然災害への対応

・仁淀川、宇治川の洪水への対応

・土砂災害などの自然災害への対応

・リスクの低減

・リスクの回避

3.2　基本的な方針

先の課題に基づくとともに、いの町都市計画マスタープラン（平成 25 年 4 月）に示されるまちづくりの目標及び住民意向を踏まえ、本計画の目指すべき将来都市像を示します。

さらに、将来都市像の実現に向けて、まちづくりの方針（ターゲット）と課題解決に必要な施策・誘導方針（ストーリー）を示します。

3.2.1　目指すべき将来都市像

いの町は、まちづくりの基本理念をいの町都市計画マスタープラン（平成 25 年 4 月）において「～豊かな緑と清流に抱かれた心のふるさと“いの”～」とし、市街地における集約型都市構造の実現を図ることとしています。

本計画は、この都市計画マスタープランを踏まえ、将来都市像の具現化を図ります。

【立地適正化計画の目指す将来都市像】

■計画の視点

「集約型の都市構造の形成」（都市計画マスタープラン）

■立地適正化計画による都市構造・都市機能の再構築の考え方

定住・通勤通学型拠点の都市機能+仁淀川（河港）から延びる都市軸の機能強化

とともに

いの町らしい「かつての歩くまち・暮らすまち」（ウォーカブルなまちづくり）

を再構築

■立地適正化計画における将来都市像

○松山街道（国道 33 号）及び環状線(山手線)と鉄道から形成されてきた市街地の都市構造と都市機能の再構築により

○いの町らしい環境や暮らしを活かしながら

○高齢者、女性、若者世代や働く世代が職住近接で安全に定住でき、高知市へも便利に通勤通学のできる暮らしを享受できるまちづくりを進め

仁淀川とともに歩む
いの町らしい定住・通勤通学型まちづくり

の形成を目指します

3.2.2　まちづくりの方針（ターゲット）の検討

居住や都市機能の誘導により解決するためのまちづくりの方針（ターゲット）を示します。

【目指すべき都市構造】
■　仁淀川と街道・鉄道に骨格を形成されてきたまちとしての都市構造を形成
○拠点
・いの町の暮らしを支える「中心拠点」を形成します。
・地域性に配慮し、生活サービスを提供する「生活拠点」を形成します。
○交通軸
・仁淀川から東西方向へと伸びる松山街道（国道 33 号）及び鉄道や広域交通により、拠点間や高知市を結ぶ骨格交通軸を強化します。

【居住誘導に関わる方針】
■方針１　在郷町として発展した仕事と暮らしのまちづくり
○定住のまち
・都市機能が集中する環状線（山手線）内の中心市街地や生活利便性の高い拠点周辺に人口が集積したまちづくりを進めます。また、これまで培われてきた地域コミュニティや生活環境を充実し、子育て世代や地域で暮らす高齢者も安心して暮らすことができるまちづくりとします。
○仕事の場
・製紙業等の基幹産業や生活サービスの担い手として活躍できるまちづくりを進めます。

【都市機能誘導に関わる方針】
■方針２　仁淀川から陸路に沿って発展した歩いて暮らせるまちづくり
○生活サービス
・環状線（山手線）内と国道 33 号、鉄道等の交通軸沿線のにぎわいや生活を支える拠点には、居住のみならず、商業、業務、医療・福祉、歴史・文化・観光等の多様な都市機能を集積し、維持します。
○歩くまち・歩いて楽しいまち
・環状線（山手線）内の中心市街地は、自動車を利用しなくても、歩いて利用できるまちとして再構築します。

【交通ネットワークに関わる方針】
■方針３　河港から高知市を結ぶ交通で発展していくまちづくり
○広域の道路ネットワーク
・高知西バイパスの開設による恵まれた道路ネットワークを有効活用し、都市機能を誘導します。
○自動車と歩く道の共存
・自動車依存の生活スタイルから、歩き・自転車や公共交通を選択できるまちづくりへと転換します。
○公共交通ネットワーク
・近隣市町や特に高知市への通勤通学型のまちとして、公共交通の利便性の向上を図り、ライフステージに応じた暮らしを可能とします。
○地域内の公共交通ネットワーク
・本川地区、吾北地区などを結ぶ公共交通ネットワークの強化により、中山間地域の暮らしを支えます。

【防災に関わる方針】
■方針４　水災害リスクを認識した上で、安全に暮らすことができるまちづくり
○災害リスクへの低減
・地震、洪水や土砂災害等の災害リスクに対して、安全な居住環境を形成します。
○居住リスクの回避
・災害の危険性の高い居住地の抑制、安全な居住地への人口集積を促進します。

【共通：”らしさ”に関わる方針】
■方針５　仁淀川と暮らすまちづくり
○いの町らしさの享受
・全ての町民や移住者が、仁淀川やこれまでに育まれてきた歴史・文化にふれあえ、それぞれの地域や属性に応じた生活スタイルで暮らすことのできるまちづくりを進めます。

3.2.3　目指すべき都市の骨格構造の検討

いの町都市計画マスタープラン（平成 25 年 4 月）の将来都市像の具現化に向け、先に示す目指すべき都市構造により、居住や都市機能の誘導を図ります。居住や都市機能の誘導に関する区域の位置づけ、目指すべき都市構造及び拠点や農住共生ゾーンにおいてイメージする“いの町らしい暮らし”を以下に示します。

表 3.1　区域の位置づけと区域設定の考え方

立地適正化計画における区域設定等	位置づけと設定の考え方
町域 > 都市計画区域 > 市街化区域 > 居住誘導区域	○生活サービスや公共交通サービスを確保し、いの町の主な居住地として一定水準の人口密度を維持する区域 ✓日常的な生活サービスが充実している地域、公共交通利便性の高い地域を設定
町域 > 都市計画区域 > 市街化区域 > 都市機能誘導区域	○商業、業務、医療・福祉、子育て支援、行政、歴史・文化・観光（交流・レクリエーション等）の都市機能を集積し、いの町らしい都市生活を確保し、にぎわいを高める区域 ✓中心拠点、生活拠点及び周辺の都市機能が集積した公共交通利便性の高い地域を設定
町域 > 都市計画区域 > 市街化区域 > **中心拠点（中心市街地及び伊野駅周辺）**	○鉄道の主要駅及び主要交通軸に囲まれた中心市街地としての拠点性を活かし、様々な都市機能を誘導する拠点 ✓国道33号と環状線（山手線）に囲まれた中心市街地・伊野駅周辺の交通結節点である伊野駅、いの町役場、図書館、紙の博物館等の行政、文化施設や商業、飲食サービス、産業、医療施設等の高度な施設及び住居の集積した拠点を設定
町域 > 都市計画区域 > 市街化区域 > **生活拠点（枝川駅周辺及び国道33号沿道）**	○鉄道の主要駅及び主要交通軸沿道の公共交通利便性が高く、周辺住民が日常利用する施設や機能を誘導する拠点 ✓枝川駅周辺をはじめ、国道33号沿道の商業、業務、金融、行政支所等の施設や日常生活に必要な大規模商業施設、飲食サービス施設等の集積が見込まれる地域を設定
町域 > 都市計画区域 > 市街化区域 > **生活拠点（波川・国道33号沿道）**	○主要交通軸沿道の公共交通利便性が高く、周辺住民が日常利用する施設や機能を誘導する拠点 ✓国道33号沿道の医療・福祉、商業、交流・レクリエーション等の施設や職住近接の住居系施設の集積が見込まれる地域を設定
町域 > 都市計画区域 > 市街化区域 > **生活拠点（天王・主要地方道高知土佐線沿道）**	○主要交通軸沿道の公共交通利便性が高く、周辺住民が日常利用する施設や機能を誘導する拠点 ✓主要地方道高知土佐線沿道の医療・福祉、商業、金融、交流・レクリエーション等の施設や住居系施設の集積が見込まれる地域を設定
町域 > 都市計画区域 > 市街化区域	【農住共生ゾーンとは（都市計画マスタープラン）】 ・市街地ゾーン、住宅地ゾーン以外の、農業環境や森林と居住環境との共生を図るエリア
町域 > 都市計画区域 > 地域拠点（小さな拠点等）	○将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、 地域住民が主体となった集落拠点 ✓吾北総合支所、本川総合支所周辺及び「小さな拠点」を設定
広域連携軸（高知西バイパス、高知自動車道）	【広域連携軸とは（都市計画マスタープラン）】 ・周辺の市町村など広域を結び、地域拠点や他の市町村を有機的につなぐ連絡道路（高知西バイパス、高知自動車道） ※西条市等への通勤通学流動が比較的少ないことから、西条市を結ぶを国道194号は、広域連携軸から地域間連携軸へと位置づけを変更
地域間連携軸（国道33号、国道194号及びJR土讃線、とさでん交通）	・近隣市町及び中心拠点、地域／生活拠点へのアクセスを確保する地域間連携軸 ✓各拠点を結ぶ国道33号、国道194号及びJR土讃線、とさでん交通を設定
地域内連携軸（県道、主要地方道、町道）	・いの町内と中心拠点、地域／生活拠点へのアクセスを確保する地域内連携軸 ✓県道朝倉伊野線、主要地方道高知土佐線、主要地方道南国伊野線、主要地方高知南環状線、主要地方道土佐伊野線、天王（是友IC）中心拠点を結ぶ町道
拠点内・居住地域内の道路・交通	【安全で快適な人にやさしい道路空間とは（都市計画マスタープラン）】 ・幹線道路を補完する補助幹線道路、鉄道駅や教育施設、主要な公共施設の周辺等の町道

図 3-1　目指すべき骨格構造

目指すべき都市の骨格構造における拠点や農住共生ゾーンにおいてイメージする“いの町らしい暮らし”を以下に示します。

表 3.2　各拠点及び周辺においてイメージする“いの町らしい暮らし

区 分		町　域						隣接市域 （高知市、土佐市）
		都市計画区域外 （中山間地域）	都市計画区域内					
			市街化調整区域	市街化区域				
拠点の位置づけ		地域拠点	拠点以外の市街化区域	生活拠点 （波川・国道 33 号沿道）	中心拠点 （中心市街地及び伊野駅周辺）	生活拠点 （天王・主要地方道高知土佐線沿道）	生活拠点 （枝川駅周辺及び国道 33 号沿道）	
主な居住者のイメージ		農林業を営む世帯　子育て世帯・高齢者世帯	多様な世帯	子育て世帯・高齢者世帯 町内外で働く世帯	子育て世帯・高齢者世帯 町内外で働く世帯	多様な世帯 町内外で働く世帯	子育て世帯・高齢者世帯 町内外で働く世帯	–
		●農林業を営む世帯 ●自然環境に囲まれた豊かな暮らしを求める世帯 ●人口構成は高齢者が多め	●人口が少ない地域 ●以前から居住する多様な世代が暮らす地域	●人口が少なく高齢者世帯が多い地域 ●仁淀川の近くで豊かに暮らすことを求める世帯 ●程よく自然環境が身近に感じられる環境を求める世帯	●高齢者世帯が多い地域 ●中心市街地の商店や地場産業含む製造業等に従事する働き手が多い ●仁淀川や中心市街地近くで豊かに暮らすことを求める世帯	●働き手（生産年齢人口）が多い地域 ●充実した子育て・教育環境を求める若年世帯 ●程よく自然環境が身近に感じられる環境を求める世帯	●子育て世帯、高齢者世帯が多い地域 ●充実した子育て・教育環境を求める若年世帯 ●程よく自然環境が身近に感じられる環境を求める世帯	–
いの町らしい暮らしのイメージ（例）		●山や川などの豊かな自然環境が身近にある場所に住みながら、地域内や町内の拠点周辺、または近隣市で働く暮らし ●日用品や買回り品、専門品の購買は町内の拠点周辺、あるいは近隣市を利用	●仕事はいの町内や近隣市で働き、休日は仁淀川や中山間の自然、中心拠点や高知市での余暇を楽しむ暮らし ●日用品の購買は自宅周辺や拠点周辺を利用し、買回り品は近隣市を利用	●いの町内や近隣市で働き、休日は仁淀川や中山間の自然、中心拠点や高知市での余暇を楽しむ暮らし ●日用品の購買は拠点内を利用し、買回り品は土佐市や高知市を利用	●伊野駅から中心市街地、波川緑地までのエリアを中心としたまちなかでの人とのふれあいや交流を楽しむ暮らし ●中心拠点や近隣市で働き、休日は仁淀川や中山間の自然、中心拠点や高知市での余暇を楽しむ暮らし ●日用品の購買は拠点内を利用し、買回り品は高知市を利用	●仕事は高知市で働き、休日は仁淀川や中山間の自然、中心拠点や高知市での余暇を楽しむ暮らし ●日用品の購買は拠点内を利用し、買回り品は高知市を利用	●仕事はいの町内や近隣市で働き、休日は仁淀川や中山間の自然、中心拠点や高知市での余暇を楽しむ暮らし ●日用品の購買は拠点内を利用し、買回り品は高知市を利用	–
まちの将来イメージ	都市機能	・金融（銀行、郵便局） ・スポーツ施設（運動場、体育館）	・商業（コンビニ） ・医療（診療所） ・金融（郵便局） ・高齢者福祉施設 ・教育（小学校）	・商業（コンビニ） ・医療（病院、診療所） ・金融（郵便局） ・高齢者福祉施設 ・教育（小学校）	・商業（スーパー、コンビニ） ・医療（病院、診療所） ・高齢者福祉施設 ・子育て支援施設（保育園、幼稚園、子育て支援センター、放課後児童クラブ） ・教育（小学校、中学校） ・文化施設（図書館、博物館） ・スポーツ施設（体育館） ・町役場	・商業（スーパー、コンビニ） ・医療（診療所） ・金融（郵便局） ・高齢者福祉施設 ・子育て支援施設（保育園） ・教育（小学校、中学校） ・スポーツ施設（体育館、運動場）	・商業（スーパー、コンビニ） ・医療（病院、診療所） ・金融（銀行、郵便局） ・子育て支援施設（認定こども園、放課後児童クラブ） ・教育（小学校、高校）	・商業（スーパー、コンビニ、大規模商業施設、専門店等） ・医療（病院、診療所） ・金融（銀行、郵便局、ATM） ・高齢者福祉施設 ・子育て支援施設 ・教育（小学校、中学校、高校、大学） ・スポーツ・文化・レクリエーション施設
	交通条件	■自動車利用が多い ■県交北部交通（路線バス） ■町営バス ■路線定期デマンド式乗合タクシー（町営） ■区域運行デマンド式乗合タクシー ■交通空白地有償運送	■自動車利用が多い ■鉄道駅（JR 四国　土讃線） ■路面電車（とさでん）	■自動車利用が多い ■鉄道駅（JR 四国　土讃線） ■路面電車（とさでん） ■町営バス（伊野循環線）	■自動車利用や徒歩 ■鉄道駅（JR 四国　土讃線） ■路面電車（とさでん） ■町営バス（伊野循環線） ■定時制デマンド型乗合タクシー（町営）	■自動車利用が多い ■町営バス（伊野循環線）	■自動車利用が多い ■鉄道駅（JR 四国　土讃線） ■路面電車（とさでん）	■自動車 ■鉄道駅（JR 四国　土讃線） ■路面電車（とさでん） ■路線バス

3.2.4　課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）の検討

居住や都市機能の誘導に関わる施策・誘導方針（ストーリー）を以下に示します。

【骨格構造】

■　仁淀川と街道・鉄道に骨格を形成されてきたまちとしての骨格都市構造の形成

○拠点と軸による都市の骨格構造の形成

・中心拠点：【伊野】中心市街地及び伊野駅周辺

・生活拠点：①【枝川】枝川駅周辺及び国道 33 号沿道、②【波川】波川・国道 33 号沿道、③【天王】天王・主要地方道高知土佐線沿道

・交通軸：①広域連携軸（高知西バイパス、高知自動車道）、②地域間連携軸（国道 33 号、国道 194 号及び JR 土讃線、とさでん交通）、③地域内連携軸（県道、主要地方道、町道）、④拠点内・居住地域内の道路・交通

【居住誘導】

■ 1　「在郷町として発展した仕事と暮らしのまちづくり」の施策・誘導方針

○職住近接の定住施策（まちなか居住と雇用の場の形成）、生活基盤施設（公園）の充実

○利便性の高い拠点周辺への居住の誘導（地域の特性に応じた居住地の適正化など）

○多様な住まい方が可能な定住環境の形成

○子育て世代や若者を引きつけるための誘導施策

【都市機能誘導】

■ 2　「仁淀川から陸路に沿って発展した歩いて暮らせるまちづくり」の施策・誘導方針

○生活サービスなどの暮らしの機能の誘導

○まち歩きの場づくり、にぎわいの創出のための誘導（まちなかウォーカブル、パークアンドライド等）、かわまちづくりの利用促進

○空き家を活用した新たな生業・雇用の場、まちなかでの居住の場の誘導

【交通ネットワーク】

■ 3　「河港から高知市を結ぶ交通で発展していくまちづくり」の施策・誘導方針

○IC とのアクセス性向上による市街地への居住誘導

○IC を生かした産業振興（産業育成、企業誘致）等

○施設・道路のバリアフリー対策

○公共交通の利用促進による居住誘導（駅の案内機能等バス、鉄道の待合環境、駅の南北連絡、バス停整備等）

○環状線（山手線）内の交通安全対策、緊急車両対策

○広域交通ネットワークによる一層の居住圏の拡大・通勤圏の利便性の向上

○中山間地域の生活サービス支援（小さな拠点の形成）

【防災】

■ 4　「水災害リスクを認識した上で、安全に暮らすことができるまちづくり」の施策・誘導方針

○流域治水・内水対策、仁淀川・宇治川の治水対策等（「氾濫を減らす」）

○地震、地滑り、土砂災害対策

○命を守る対策（避難路、避難場所、避難体制の充実等の「安全に逃げる」、家屋補強による家屋の耐水化「備えて住む」）

【共通：”らしさ”】

■ 5　「仁淀川と暮らすまちづくり」の施策・誘導方針

○都市構造：環状線内の歩くまちの再構築・にぎわいの創出

○歴史・文化：問屋坂や製紙工場のある紙のまちの景観の保全

○仁淀川：礫河原の景観、水質の保全、水とのふれあいの確保

○人とのつながり：人とのふれあい、交流の場の確保

4.　誘導区域の設定

4.1　居住誘導区域・準居住誘導区域（水災害対策重点区域）の設定

4.1.1　居住誘導区域の設定方針

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定の区域において人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

このため居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めることとされています。

いの町における居住誘導区域の考え方を以下に示します。

【いの町の居住誘導区域設定の考え方】

■いの町の居住誘導区域は、市街化区域を対象とします。また、市街化区域のうち、都市機能や居住が集積しているいの町役場や JR 伊野駅などの立地する中心拠点、いの町の骨格軸となる国道 33 号沿道の生活拠点並びにその周辺の区域を含み、公共交通や徒歩により生活サービス施設に容易にアクセスできる利用圏として一体的な区域を設定します。

■設定にあたっては、市街化調整区域、建築基準法に規定する災害危険区域やレッドゾーン等は除外します。

■イエローゾーンは、災害発生時の被害を最小化する「災害リスクの回避、低減の取組」の考え方を基本とし、ハード整備や地域防災計画に基づく住民等と連携した対策を継続的に行うことにより、特に適当でないと判断される場合を除き、居住誘導区域に設定することとします。

■仁淀川・宇治川の浸水想定区域については、「①浸水深が深くない」「②河岸侵食のおそれがない」「③氾濫流における滑動・倒壊・転倒」などを考慮したうえで、現実的な避難タイミングで安全に、避難場所等へ避難することが可能な範囲であり、かつ避難場所等へ収容できる範囲を居住誘導区域に設定することとします。

※レッドゾーン：いわゆる災害レッドゾーンは土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域が該当し、居住誘導区域設定上の取扱い（都市計画運用指針）において、原則として居住誘導区域に含めないこととしています。

※イエローゾーン：いわゆる災害イエローゾーンは、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流）や浸水想定区域が該当し、総合的に勘案し、適切で無いと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域としています。

表 4-1　居住誘導区域の考え方

居住誘導区域の設定方針	対象とする区域
①居住誘導区域を定めることが考えられる区域	・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
	・都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
②居住誘導区域に含まないこととされている区域	・市街化調整区域
	・災害危険区域のうち、住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域
	・地すべり防止区域
	・急傾斜地崩壊危険区域
	・土砂災害特別警戒区域
③原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域	－
④適当ではないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域	・土砂災害警戒区域
	・浸水想定区域
⑤居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域	・工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域
⑥留意すべき事項	・人口減少が見込まれる都市や既に人口減少が進みつつある都市においては、居住誘導区域をいたずらに広く設定するべきではなく、人口動態、土地利用、災害リスク、公共交通の利便性等を総合的に勘案した適切な区域設定が行われるべき
	・医療、福祉、商業等の身近な都市機能の特性に応じた一定の利用圏人口を勘案しつつ居住誘導区域を定めることが望ましい
	・地域の歴史や合併の経緯等にも十分留意して定めることが望ましい

※いの町に該当しない項目は削除している。

出典：「第 12 版 都市計画運用指針」（令和 4 年 4 月　国土交通省）

4.1.2　いの町の居住誘導区域の設定

いの町における居住誘導区域の設定は、以下の手順に従って行います。

設定にあたっては、Step1、Step2、Step3 によって、いの町に望まれる将来の居住誘導区域について検討します。次いで、Step4 として、いの町の都市形成及び安全・安心な居住のために水災害リスクに備える必要がある区域について検討し、将来の居住誘導区域としての居住誘導区域と準居住誘導区域（水災害対策重点区域）を設定します。

■設定の手順

Step1　【居住誘導区域を定めることが考えられる区域の設定】

▼

Step2　【居住誘導区域に含まないことが考えられる区域の設定】

▼

Step3　【将来の居住誘導区域の設定（浸水想定区域考慮前）】

▼

Step4　【水災害リスクに備える必要がある区域の設定】（独自設定）

▼

【まとめ】将来の居住誘導区域＝居住誘導区域＋準居住誘導区域（水災害対策重点区域）

設定にあたっては、以下の都市機能や誘致圏を採用しています。

■凡例・適用（都市機能、誘致圏等）

※１　生活を支える都市機能（生活サービス機能）
：医療施設…病院（内科又は外科）及び診療所 （徒歩圏 800m）
：福祉施設…通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設（高齢者徒歩圏 500m）
：商業施設…専門スーパー、総合スーパー、百貨店（徒歩圏 800m）
：行政機能、金融機能、教育機能、文化・交流機能等（徒歩圏 800m）

※２　徒歩圏
：一般的な徒歩圏である半径 800ｍを採用
：「高齢者徒歩圏」は、高齢者の一般的な徒歩圏である半径 500ｍを採用
：バス停及びとさでん交通駅は誘致距離を考慮し 300m を採用

出典：都市構造の評価に関するハンドブック（平成 26 年 8 月 国土交通省都市局都市計画課）

Step1　【居住誘導区域を定めることが考えられる区域の設定】

■Step1-1　市街化区域

・居住誘導区域は、市街化区域内を前提として設定

【要件 1】○市街化区域

■Step1-2　都市機能や居住誘導区域が集積している区域

・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域

【要件 2】一定の区域において人口密度を維持することとし、以下のいずれかを満たす区域

○30 人／ha 以上の区域

・平成 27 年における市街化区域の人口密度は 44.5 人／ha です。

・市街化区域における人口密度の分布を見ると、中心拠点（伊野）や生活拠点（枝川、天王、波川）は DID の基本単位の 40 人／ha 及び 30 人／ha 以上の区域がまとまって分布しています。

・また、市街化区域縁辺部は 20 人／ha～30 人／ha 以下の区域があり、区域外へとにじみ出ています。

・このようなことから、今後も市街化区域内の人口密度を維持し、にじみ出しを抑制する観点から、概ね 30 人／ha 以上のまとまった市街地を形成し続けると考えられる区域として、30 人／ha の区域を設定します。

○20 人／ha かつ人口減少率（H27／R22 比）50%以上の区域

・市街化区域内にあって、将来（H27／R22 比）、50%以上減少する区域も存在します。これらの区域は、将来の疲弊を防止することが必要となります。

・30 人／ha 以上の区域に連担し、一体となって市街地を形成する可能性がある区域として、20 人／ha 以上かつ人口減少率（H27／R22）50%以上減少の区域を対応すべき区域として設定とします。

【要件 3】行政機能、商業・業務、医療、福祉、教育、文化・交流機能等のいの町の生活を支える都市機能が集積する区域

○生活を支える都市機能（生活サービス機能）のうち、住民が「自宅周辺に必要だと思う機能」とする商業、金融の両方を満たす区域

・「自宅周辺に必要だと思う機能（N=879)」（アンケート）の商業機能（「ドラッグストア（18.7%)」「スーパー（18.7%)」「コンビニ（17.5%)」「飲食施設（16.4%)」）及び金融機能（「銀行・郵便局・ATM 等（20.1%)」）の徒歩圏（徒歩圏 800m）を設定します。

○松山街道（国道 33 号）及び環状線(山手線)と鉄道に囲まれた職住近接の中心市街地

・いの町の成り立ちを踏まえ、仁淀川沿川から中心市街地までの区域は、都市の骨格を形成し、いの町らしさを発顕する区域として設定します。

■Step1-3　公共交通により比較的容易にアクセスできる区域

・都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市機能の利用圏として一体的である区域

【要件 4】中心拠点、生活拠点の利用圏として、都市軸（地域間連携軸）からの徒歩圏など、以下のいずれかを満たす区域

○骨格を形成する交通軸の伊野駅徒歩圏（800m）、バス停・とさでん交通駅の徒歩圏（300m）のいずれかを満たす区域

・中心拠点（中心市街地及び伊野駅周辺）周辺の居住地

：松山街道（国道 33 号）及び環状線(山手線)と鉄道に囲まれる中心市街地（都市の歴史的成り立ちから形成されてきた区域）

：伊野駅（徒歩圏 800m）

○生活拠点において、日常生活の利便性が高い鉄道駅徒歩圏（800m）、バス停・とさでん交通駅徒歩圏（300m）のいずれかを満たす区域

・生活拠点

：①枝川駅周辺及び国道 33 号沿道、②波川・国道 33 号沿道

③天王・主要地方道高知土佐線沿道周辺の居住地

Step2　【居住誘導区域に含まないことが考えられる区域の設定】

■Step2-1　居住誘導区域に含まないこととされている区域(1)

・居住誘導区域に含まないこととする区域とすることから、Step1 で対象とする区域から以下の区域を除外します。

【除外要件 1】○居住誘導区域に含まないこととされている区域→指定なし

・災害危険区域のうち、住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域→指定なし

・まとまった農地・採草放牧地→市街化区域内になし

・保安林の区域→市街化区域内になし

■Step2-2　居住誘導区域に含まないこととされている区域(2)

・居住誘導区域に含まないこととする区域であり、Step1 で対象とする区域から以下の区域を除外します。

【除外要件 2】原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域（除外）

○土砂災害特別警戒区域※レッドゾーン

【急傾斜地の崩壊】

【土石流】

○災害危険区域（建築基準法第 39 条第 1 項に揚げる区域以外）→指定なし

・「いの町枝川地区浸水危険区域における建築床高指導条例」により、災害防止上必要な対策がなされている地区については、関係部局と協議の上、居住誘導区域を検討

○地すべり防止区域※レッドゾーン

○急傾斜地崩壊危険区域※レッドゾーン

■Step2-3　適当ではないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域

・居住誘導区域に含まないこととする区域であり、Step1 で対象とする区域から以下の区域を除外します。

【除外要件 3】適当ではないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域

○土砂災害警戒区域※イエローゾーン

【急傾斜地の崩壊】【土石流】

・土砂災害警戒区域のうち例外的に居住誘導区域に含む区域は Step3（【調整プロセス（例外の設定)】参照）

○浸水想定区域※イエローゾーン

・浸水想定区域における設定は Step4（【水災害リスクに備える必要がある区域の設定】（独自設定））参照

※いの町は、仁淀川沿川の市街化区域に家屋倒壊等氾濫想定区域が想定されるとともに、多くの区域で浸水深 3 階以上となることから、「命を守る」ための視点が必要とし、Step4（【水災害リスクに備える必要がある区域の設定】（独自設定））について検討

■Step2-4　居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域その他留意すべき区域

・工業系用途地域のうち、今後の空地化の進展などで引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域及び住宅以外の土地利用の区域は Step1 で対象とする区域から除外します。

【除外要件 4】適当ではないと判断し、居住誘導区域に含まないこととすべき区域

○工業地域及びその他の施設（都市計画公園等）

・工業地域及びその他の施設（都市計画公園等）のうち、例外的に居住誘導区域に含む区域は Step3（【調整プロセス（例外の設定)】参照）

Step3　【将来の居住誘導区域の設定（浸水想定区域考慮前)】

■Step3　将来の居住誘導区域の設定

・いの町において望まれる将来の居住誘導区域を設定します。

【適用 1】・Step1【居住誘導区域を定めることが考えられる区域の設定】、Step2【居住誘導区域に含まないことが考えられる区域の設定】を踏まえて設定

○将来の居住誘導区域

・ハザード区域の設定（Step2-3 イエローゾーン）及びその他留意事項（Step2-4 土地利用等）は、関係部署との協議により設定

※除外する区域は Step3（【調整プロセス（例外の設定)】）参照

※水災害リスクに備える必要がある区域は Step 4 参照

・区域境界は、法線、地形地物、一体的な居住地等により調整

Step4　【水災害リスクに備える必要がある区域の設定】（独自設定）

■Step4-1　将来の居住誘導区域（Step3）のうち、浸水想定区域を考慮した上で設定が可能な区域（住み方・逃げ方の工夫が可能な区域）

・先に検討する将来の居住誘導区域（Step3）のうち、水災害リスクに対し居住誘導区域に設定が可能となる区域について検証し、これらを踏まえて居住誘導区域を設定します。

【除外要件 5】○「河岸侵食（家屋倒壊等氾濫想定区域）」の区域

・地盤流出の発生により、家屋等への対策が不可能であるため、居住誘導区域から除外

【要件 5】以下の全てを満たす区域（Step4-1＝Step4-1(1)＋Step4-1(2)＋Step4-1(3)）

○Step4-1(1)：既存建物の強化が可能な区域（浸水深 2 階以下、氾濫流の「倒壊「滑動」）

○Step4-1(2)：指定緊急避難場所等への徒歩移動が容易な区域（移動速度×避難可能時間）

○Step4-1(3)：指定緊急避難場所等の収容人数を考慮した避難可能な区域

■Step4-2　避難が困難な区域

・将来の居住誘導区域（Step3）から、水災害リスクに対し居住誘導区域に設定が可能な区域（Step4-1）を除外する区域を準居住誘導区域として設定します。

・準居住誘導区域は、安全・安心な居住のために水災害対策を重点的に実施する必要がある区域となります。なお、準居住誘導区域は、指定緊急避難場所等の確保等により、解除が可能な区域となります。

【要件 6】避難が困難な区域として当面除外が必要な区域

○準居住誘導区域＝水災害対策重点区域

【まとめ（将来の居住誘導区域）】

将来の居住誘導区域＝居住誘導区域＋準居住誘導区域（水災害対策重点区域）

■【まとめ】

・①将来の居住誘導区域（Step3）、②当面の居住誘導区域（Step4-1）、③準居住誘導区域（水災害対策重点区域）（Step4-2）を設定します。

【適用 2】①将来の居住誘導区域（Step3）

②当面の居住誘導区域（Step4-1）

③準居住誘導区域（水災害対策重点区域）（Step4-2）

(1)　Step 1　居住誘導区域を定めることが考えられる区域

Step1　【居住誘導区域を定めることが考えられる区域の設定】

■Step1-1　市街化区域

【要件 1】○市街化区域

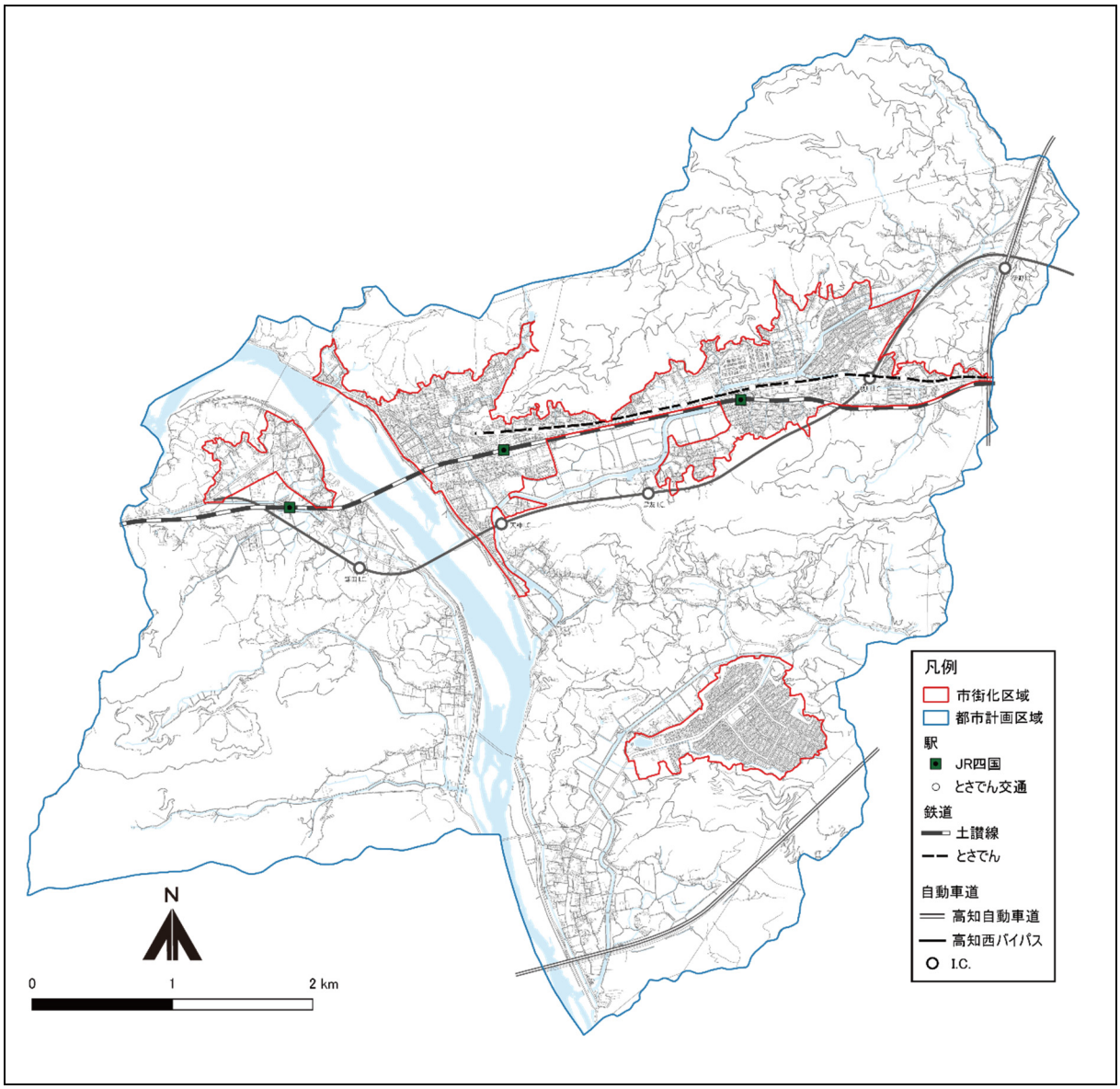

図 4-1　【要件 1（Step1-1）】市街化区域

■Step1-2(1)　都市機能や居住誘導区域が集積している区域（人口密度）

【要件 2】○30 人／ha 以上の区域

○20 人／ha かつ人口減少率（H27／R22 比）50%以上の区域

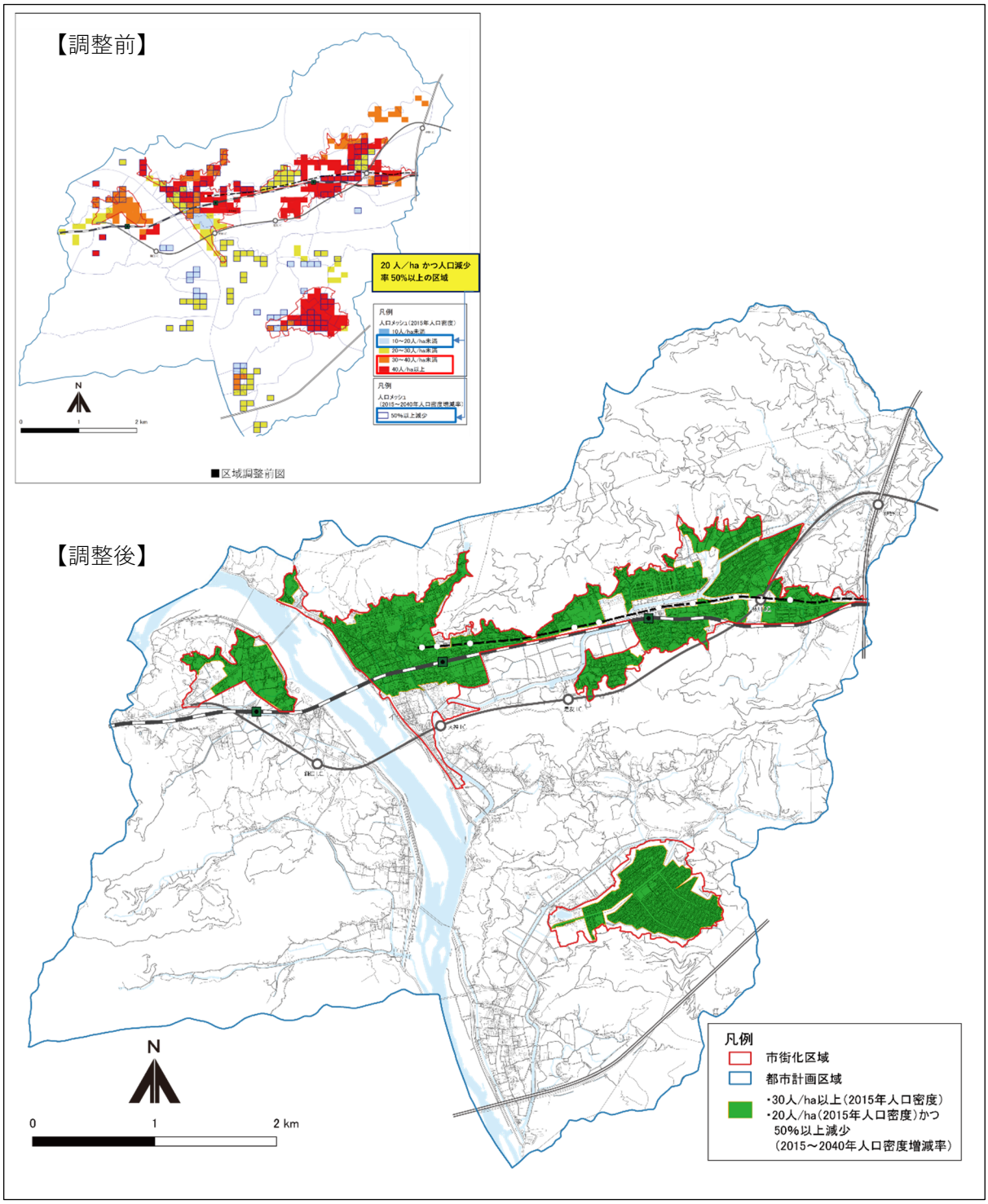

図 4-2　【要件 2（Step1-2(1)）】30 人／ha+20 人／ha 以上かつ人口減少率（H27／R22 比）50%以上の区域

■Step1-2(2)　都市機能や居住誘導区域が集積している区域（都市機能）
【要件 3】○生活を支える都市機能（生活サービス機能）のうち、住民が「自宅周辺に必要だと思う機能」とする商業、金融の両方を満たす区域

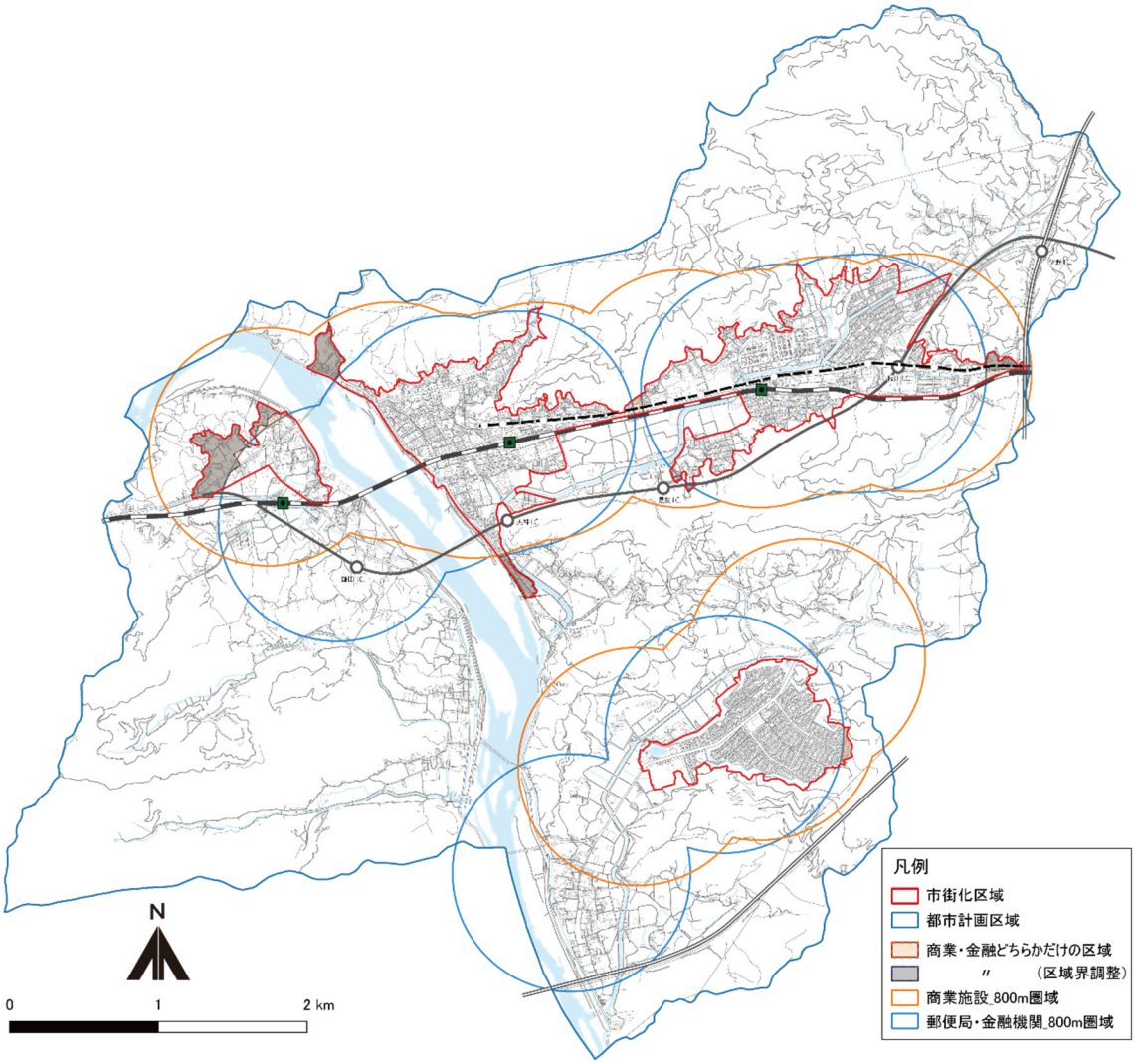

■商業・金融の両方を満たす区域（区域界調整図）

図 4-3　【要件 3（Step1-2(2)）】都市機能として商業、金融機能が集積する区域の設定（生活サービス機能）

■Step1-2（3）　都市機能や居住誘導区域が集積している区域（都市の成り立ち）
【要件 3】○松山街道（国道 33 号）及び環状線(山手線)と鉄道に囲まれた職住近接の中心市街地及び問屋坂

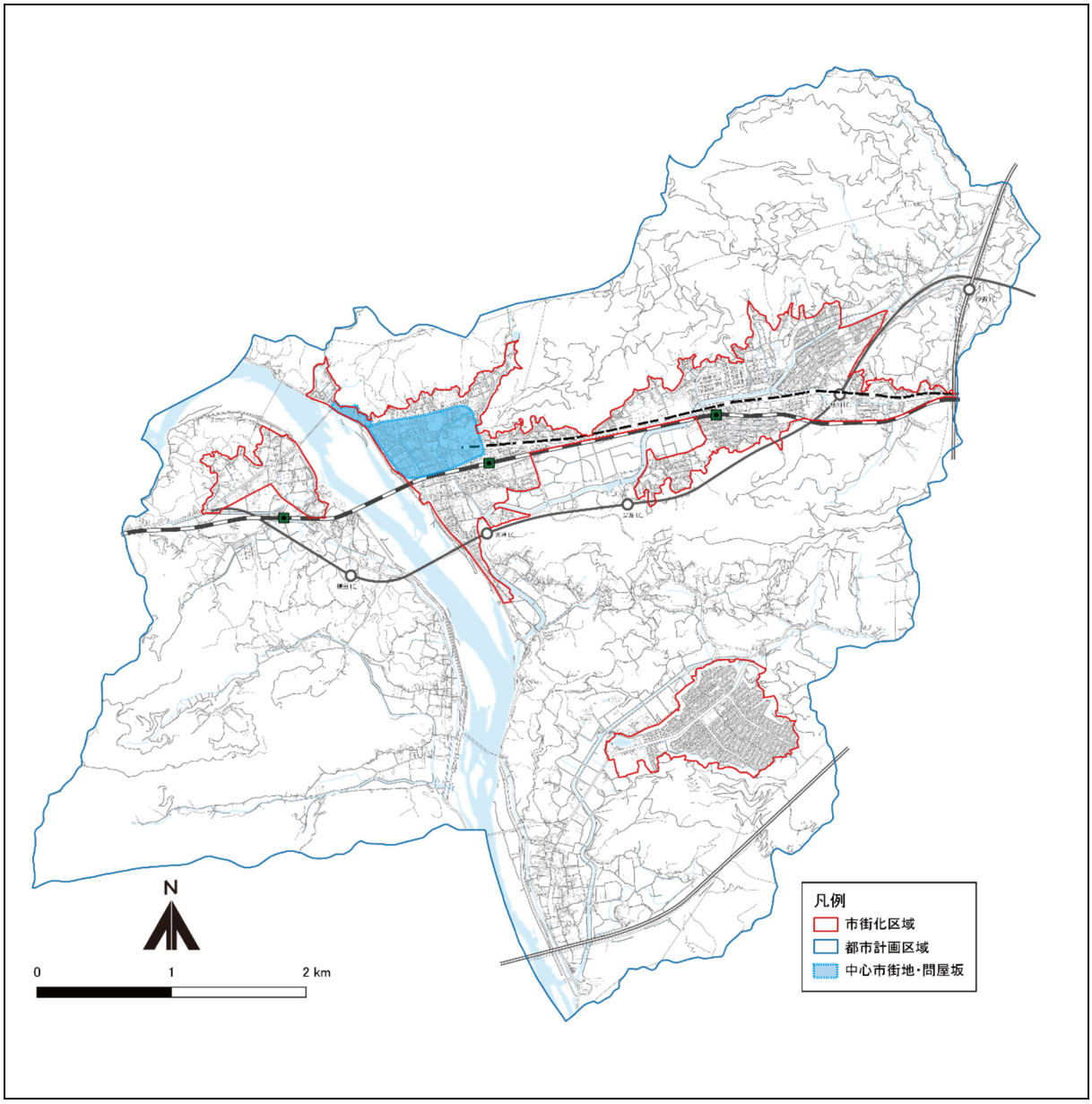

図 4-4　【要件 3（Step1-2(3)）】都市機能として商業、金融機能が集積する区域の設定（中心市街地・問屋坂）

■Step1-3　公共交通により比較的容易にアクセスできる区域

【要件 4】○骨格を形成する交通軸の伊野駅徒歩圏（800m）、バス停・とさでん交通駅の徒歩圏（300m）のいずれかを満たす区域

○生活拠点において、日常生活の利便性が高い鉄道駅徒歩圏（800m）、バス停・とさでん交通駅徒歩圏（300m）のいずれかを満たす区域

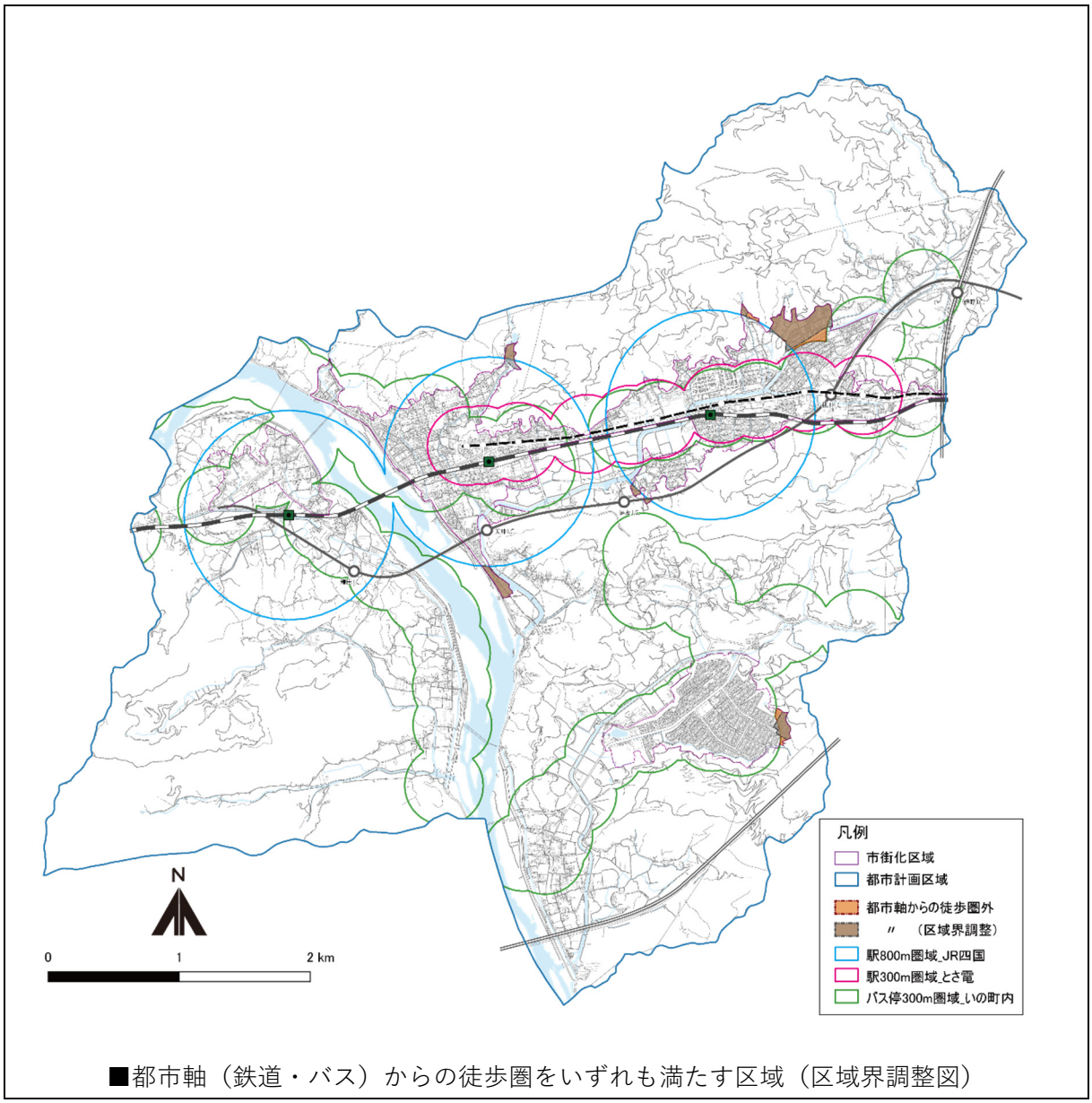

■都市軸（鉄道・バス）からの徒歩圏をいずれも満たす区域（区域界調整図）

図 4-5　【要件 4（Step1-3）】都市軸からの徒歩圏となる区域の設定

(2)　Step2　居住誘導区域に含まないことが考えられる区域

Step2　【居住誘導区域に含まないことが考えられる区域の設定】

■Step2-1　居住誘導区域に含まないこととされている区域(1)
【除外要件 1】○居住誘導区域に含まないこととされている区域→指定なし

■Step2-2　居住誘導区域に含まないこととされている区域(2)
【除外要件 2】○土砂災害特別警戒区域【急傾斜地の崩壊】【土石流】※レッドゾーン
○災害危険区域（建築基準法第 39 条第 1 項に揚げる区域以外）→指定なし
○地すべり防止区域※レッドゾーン
○急傾斜地崩壊危険区域※レッドゾーン

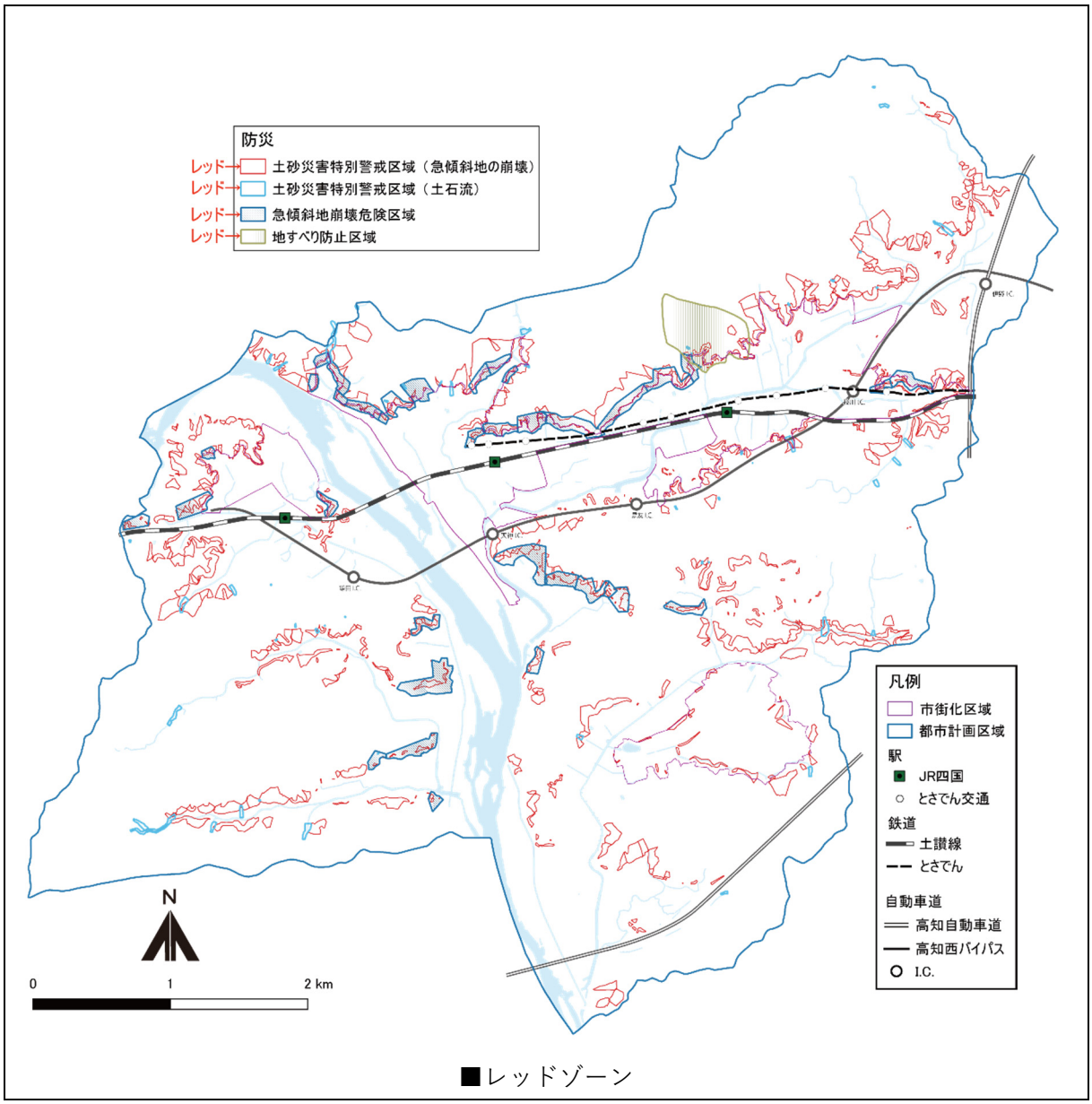

図 4-6　【除外要件 2（Step2-2)】原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域の設定

■Step2-3(1)　適当ではないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域＜関係部局と協議＞

【除外要件 3】○土砂災害警戒区域の一部

【急傾斜地の崩壊】【土石流】

※イエローゾーン：土砂災害警戒区域のうち例外的に居住誘導区域に含む区域は Step3（【調整プロセス（例外の設定）】参照）

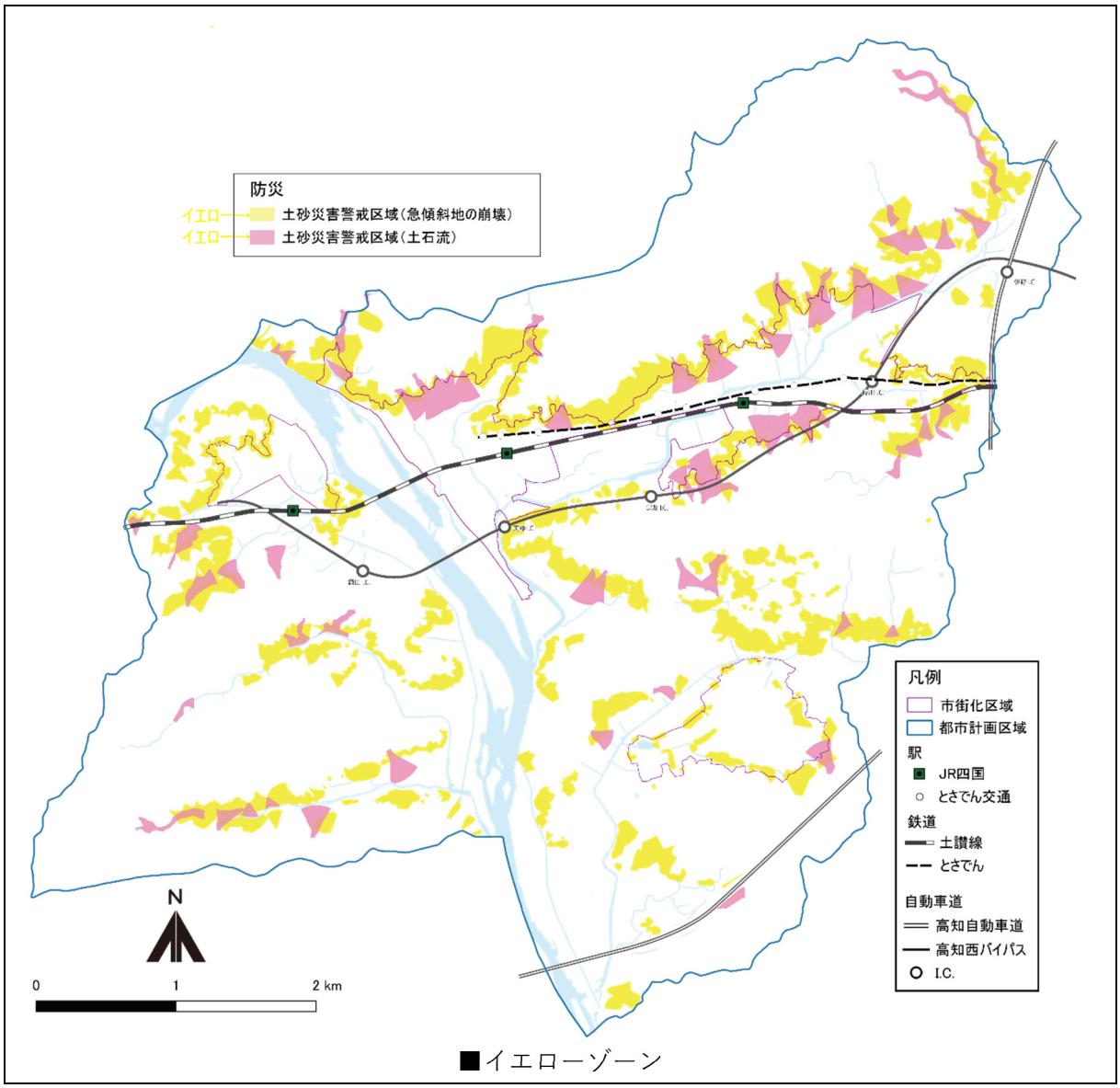

図 4-7　【除外要件 3（Step2-3(1)）】適当ではないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域の設定

■Step2-3(2)　適当ではないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域＜関係部局と協議＞

【除外要件 3】○浸水想定区域の一部

※イエローゾーン：浸水想定区域における設定は Step4（【水災害リスクに備える必要がある区域の設定】（独自設定））参照

【仁淀川】

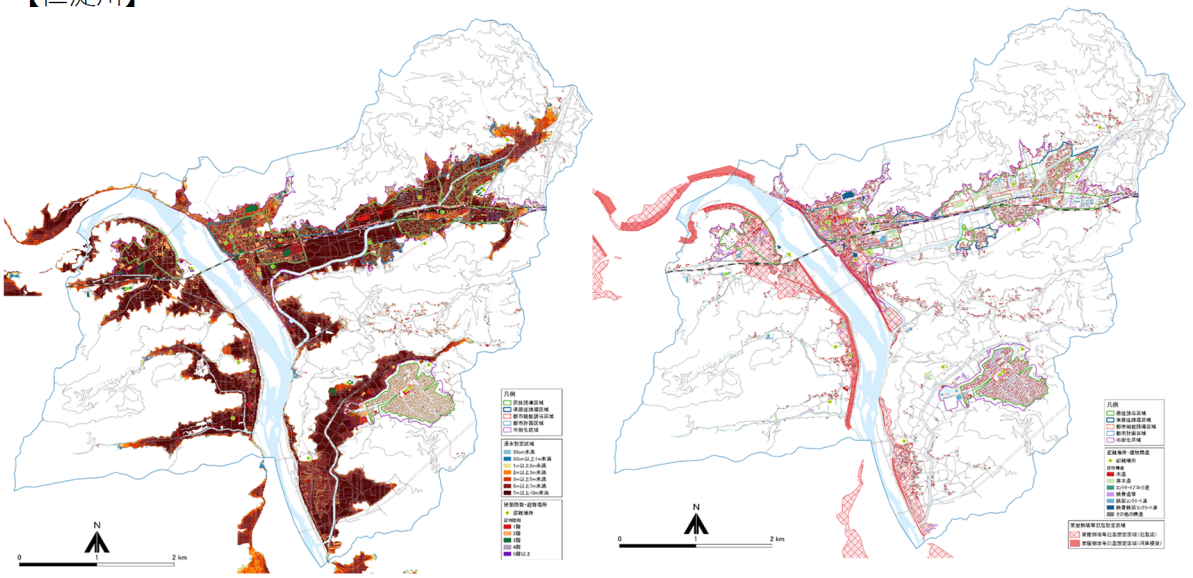

■浸水想定区域（左：想定最大規模）（右：氾濫流・河岸侵食）×建物階数×避難場所等

【宇治川】

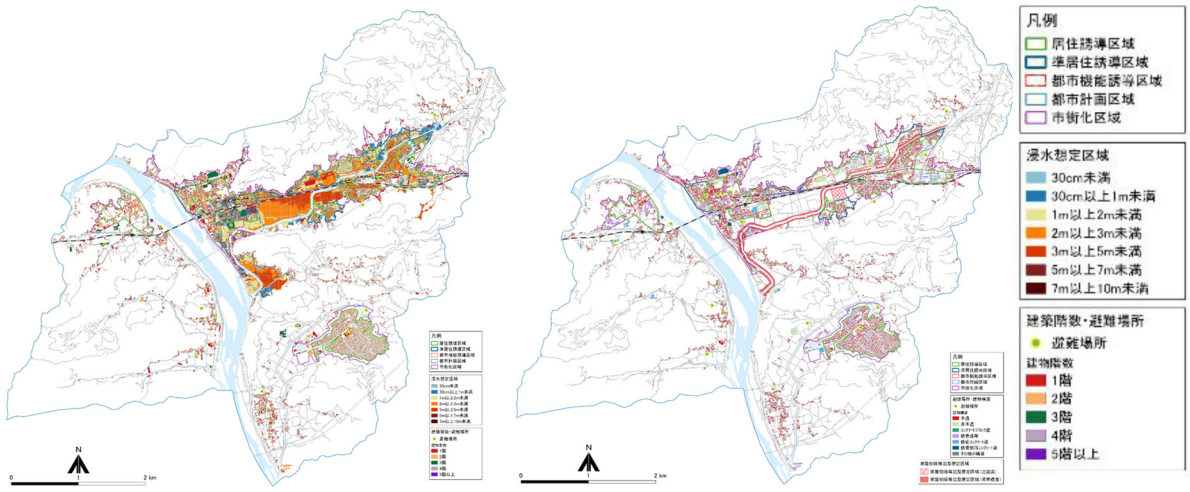

■浸水想定区域（左：想定最大規模）（右：氾濫流・河岸侵食）×建物階数×避難場所等

図 4-8　【除外要件 3（Step2-3(2)）】適当ではないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域の設定

■Step2-4　居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域、その他留意すべき区域

【除外要件 4】適当ではないと判断し、居住誘導区域に含まないこととすべき区域
○工業地域（ただし、他の要件により一部含む（Step3「【調整プロセス（例外の設定）】参照」））
○その他の施設（都市計画公園等、ただし、他の要件により一部含む（Step3「【調整プロセス（例外の設定）】参照」））

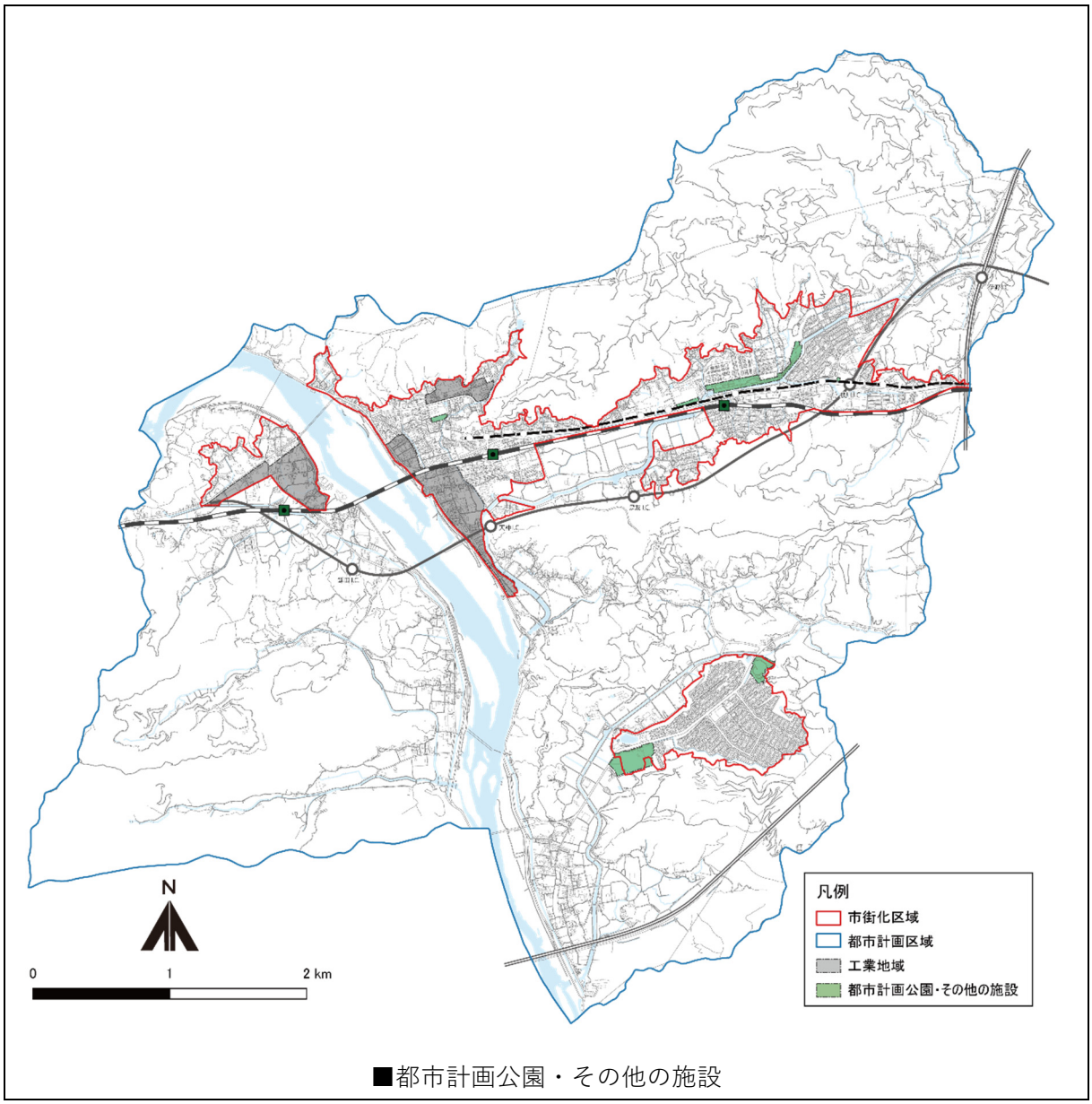

■都市計画公園・その他の施設

図 4-9　【除外要件 4（Step2-4)】居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域・留意すべき区域の設定

(3)　Step3　将来の居住誘導区域の設定（浸水想定区域考慮前）

Step3　【将来の居住誘導区域の設定（浸水想定区域考慮前）】

■Step3　将来の居住誘導区域の設定

【適用 1】○将来の居住誘導区域（水災害リスクに備える必要がある区域は Step 4 参照）

・区域境界は、法線、地形地物、一体的な居住地等により調整

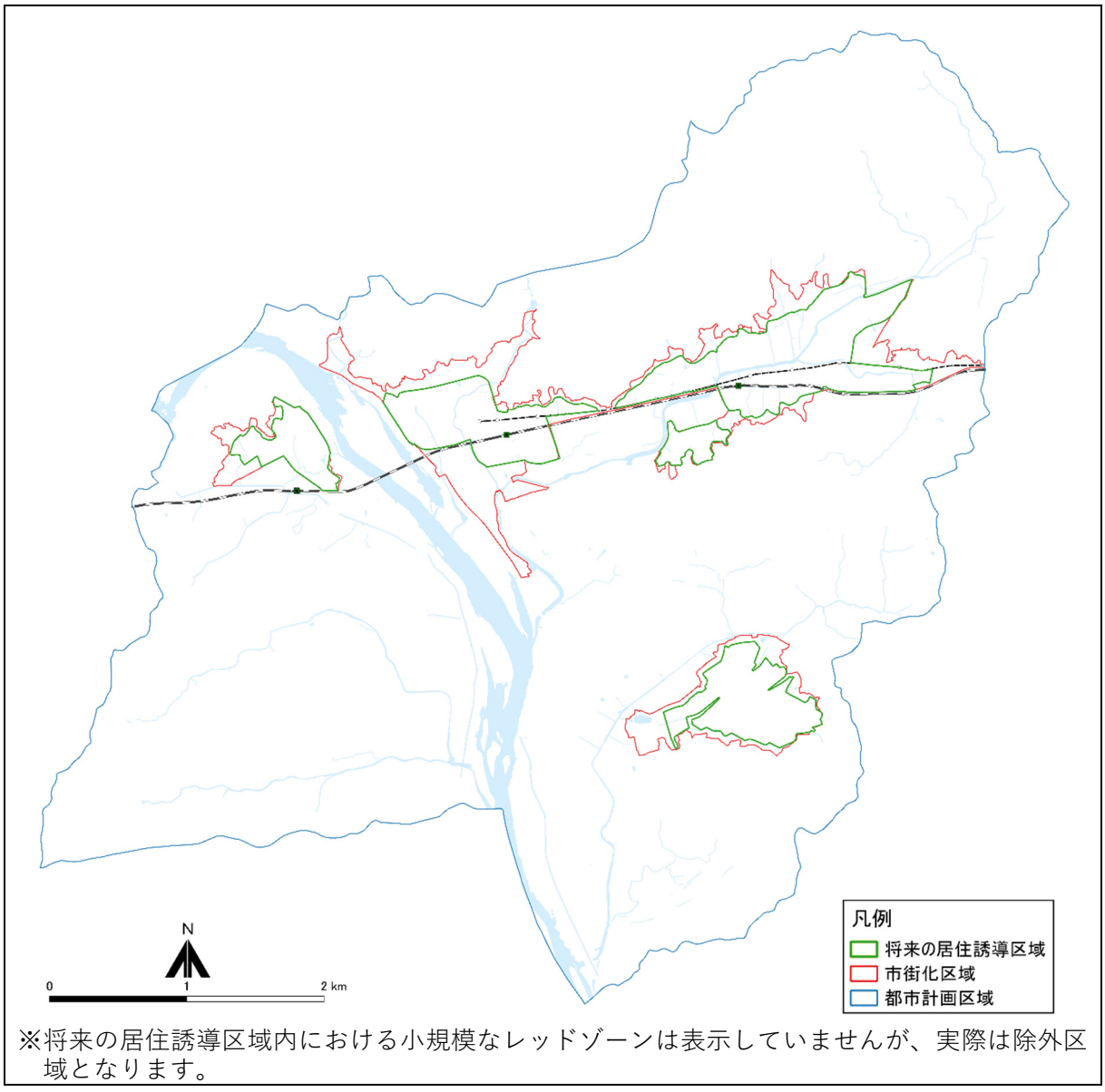

※将来の居住誘導区域内における小規模なレッドゾーンは表示していませんが、実際は除外区域となります。

図 4-10　【適用 1（Step3）】将来の居住誘導区域の設定（浸水想定区域考慮前）

【調整プロセス（例外の設定）】

居住誘導区域の設定にあたっての「Step3」において、以下の調整を行い設定しています。

要件	摘要
■Step1-2【要件３】 ・商業・金融機能から 800m 圏外は居住誘導区域から除外することの例外について	○圏外は原則として居住誘導区域から除外します。 ○ただし、居住が一定程度集積し、圏内と一体的な居住地を形成している隣接区域として「天王南９丁目」「波川宮の東」を含むこととします。 【除外する区域】 ・「天王南９丁目」「波川宮の東」の圏外区域は、それぞれ同じ町丁目にあって圏内と一体的な居住地を形成していることから、区域内とします。 ・なお、いの町民の考える徒歩圏は、実態から見た特例として約 1,080m～1,350m（10 分～15 分）とすることができることから、一体となる当該区域を圏内とすることは、妥当と考えます。 ※1）徒歩圏 800m：「都市構造の評価に関するハンドブック」（平成 26 年 8 月 国土交通省都市局都市計画課） ※2）いの町民の徒歩圏概ね 15 分以内が 54.9%、15 分以上が 45.1%（出典：いの町立地適正化計画の改定に向けた町民アンケート調査結果） いの町の徒歩圏を 15 分とした場合、歩行速度 1.2m／s～1.5m／s（建築設計資料集成）によると、1,080m～1,350m（10 分～15 分）が徒歩圏 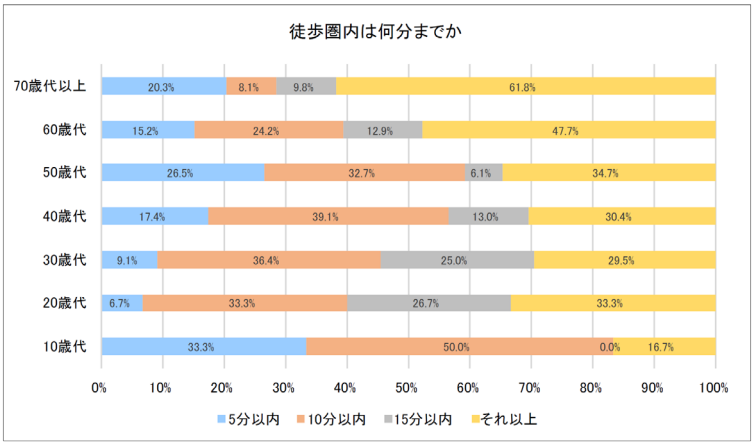 ■徒歩圏内は何分までか 出典：いの町立地適正化計画の改定に向けた町民アンケート調査結果

要件	摘要
■Step1-3【要件 4】 ・公共交通の徒歩圏外（鉄道駅 800m、バス停・とさでん交通駅 300m）は居住誘導区域から除外することの例外について	○圏外は原則として居住誘導区域から除外します。 ○ただし、居住が一定程度集積し、圏内と一体的な居住地を形成している隣接区域として「枝川西浦 4-1」「枝川西浦 4-2」「天王南 9 丁目」を含むこととします。 【例外として含む区域】 ・「枝川西浦 4-1」「枝川西浦 4-2」「天王南 9 丁目」の圏外区域は、それぞれ同じ町丁目にあって圏内と一体的な居住地を形成していることから、区域内とします。 ・参考としていの町民の考える徒歩圏は【要件 3】記載のとおり
■Step2-2【除外要件 2】 ・レッドゾーンは原則として居住誘導区域から除外することについて ※レッドゾーン：土砂災害特別警戒区域、災害危険区域（建築基準法第 39 条第 1 項に揚げる区域以外）、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域	○レッドゾーンの区域は、法線に基づき居住誘導区域から除外します。 ○なお、居住誘導区域内に存在する飛地状のレッドゾーンは作図の便宜上含まれていますが、運用に際しては除外する区域とします。
■Step2-3【除外要件 3】 ・イエローゾーンは、適当ではないと判断される場合、原則として居住誘導区域に含まないことの例外について ※イエローゾーン：土砂災害警戒区域、浸水想定区域	○イエローゾーンの区域は、原則として居住誘導区域に含みます。 ○ただし、浸水想定区域を除くイエローゾーンのうち、山地部と連続した斜面地一帯の居住地は、発災時に人的被害等が発生する恐れが高い区域として、区域内とすることが適当ではないと判断し、居住誘導区域から除外します。 【例外として除外する区域】 ・山地と連続する斜面地一帯として、以下の区域を除外 ：伊野及び枝川のそれぞれ北側山地と連続する山裾の斜面地一帯、枝川西浦の南側山地と連続する山裾の斜面地一帯、波川尾山の仁淀川沿川山地部と連続する山裾の斜面地一帯、中心市街地圏外の加茂町ほか

要件	摘要
■Step2-4【除外要件 4】 ・工業系用途地域である工業地域は居住誘導区域から除外することの例外について	○原則として居住誘導区域から除外します。 ○ただし、伊野の工業地域の一部は、Step3（水災害リスクに備える必要がある区域の設定）に基づく区域を除外するものの、概ね中心市街地に含まれる区域があることから、いの町の歴史的成り立ちや中心市街地の活性化の観点から、中心市街地の活性化及び職住近接の地として区域に含むこととします。 ○また波川の工業地域の一部は、平成 12 年～令和 3 年の 22 年間で 146 件の建築確認申請が提出されています。このため、申請の集中している波川新道を区域に含むこととします。 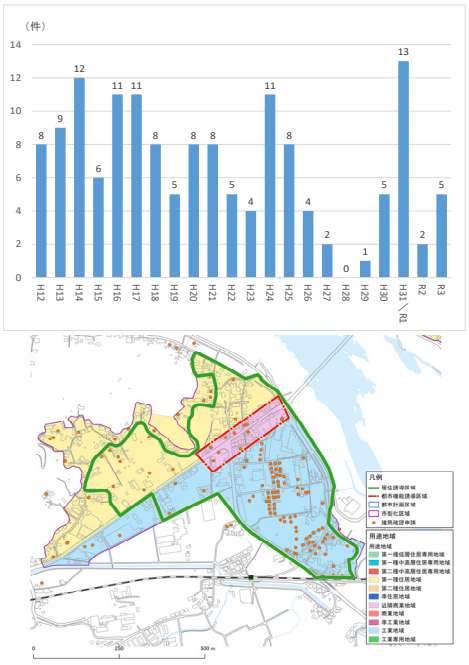 ■波川地区の建築確認申請の状況 【含む区域】 ・伊野幸町ほか、中心市街地に含まれる工業地域 ・波川新道ほか、過去 20 年間において建築確認申請の比較的集中している工業地域 ※波川新道の土地利用については、今後用途地域の見直しを視野に入れて検討します。 【例外として除外する区域】 ・伊野の工業地域のうち、Step3（水災害リスクに備える必要がある区域の設定）に基づく区域

要件	摘要
■Step2-4【除外要件 4】関連 ・工業系用途地域である準工業地域を居住誘導区域に含むことについて	○準工業地域は、原則として居住誘導区域に含みます。 ○枝川 IC 周辺は交通拠点・産業拠点（いの町都市計画マスタープラン）に位置づけられており、職住近接の定住都市を目指す都市（本計画）にとって必要な居住地となります。また、企業立地の需要が高まることへの期待や地域の有効活用による地域活性化のための拠点としての居住地となります。 ○ただし、東浦のいの町境界付近は山地部と連続した斜面地一帯のイエローゾーンであり、発災時に人的被害等が発生する恐れが高い区域として、区域内とすることが適当ではないと判断し、居住誘導区域から除外します。 【含む区域】 ・準工業地域 【例外として除外する区域】 ・枝川東浦の一部
■Step2-4【除外要件 4】関連 ・住宅以外の土地利用の区域である都市計画公園等を居住誘導区域に含むことについて	○いの町の都市計画公園の整備率は 73.7%（平成 29 年 3 月 31 日）であり、供用部以外の居住地等も含んでいることから、都市計画公園等の区域は、原則として居住誘導区域に含むこととします。 ○ただし、天王の境界部に位置する伊野南公園及び天王公園は、居住地の縁辺部に位置することから、区域から除外します。 【例外として除外する区域】 ・伊野南公園、天王公園

(4)　Step4　水災害リスクに備える必要がある区域の設定

Step4　【水災害リスクに備える必要がある区域の設定】（独自設定）

■Step4-1　将来の居住誘導区域（Step3）のうち、浸水想定区域を考慮した上で設定が可能な区域（住み方・逃げ方の工夫が可能な区域）

【除外要件 5】○「河岸侵食（家屋倒壊等氾濫想定区域）」の区域

【要件 5(Step4-1(1))】○既存建物の強化が可能な区域であり、水災害対策が必要な区域（浸水深 2 階以下、氾濫流の「倒壊」「滑動」）

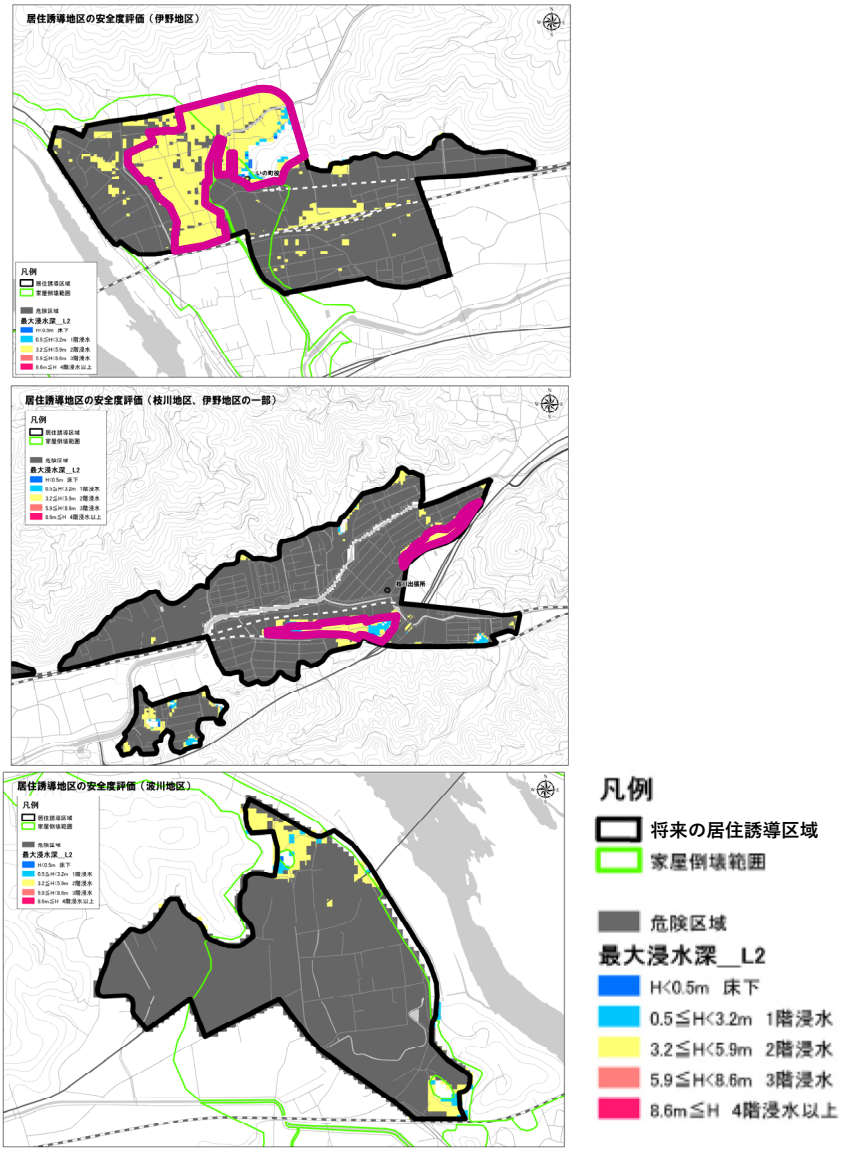

■L2 洪水時に「転倒」の恐れが無い区域かつ浸水深が 2 階以下となる区域（薄黄色）

図 4-11　【除外要件 5、要件 5（Step4-1(1))】既存建物の強化が可能な区域（浸水深 2 階以下、氾濫流の「転倒」以外）

■【除外要件 5、要件 5(Step4-1(1))】既存建物の強化が可能な区域について

○居住誘導区域の設定に際しては、想定最大規模の洪水の氾濫が発生したとしても、命を守るための対策が現実的に実施可能な区域に誘導することが必要です。

○このため、人的被害の発生のおそれのある区域は、原則として居住誘導区域から除外します。ただし、家屋への補強対策や指定緊急避難場所等への避難等が可能な区域は、条件付きで居住誘導区域として検討します。

<table>
<tr><td colspan="2">○人的被害の発生のおそれのある区域について</td></tr>
<tr><td>＜家屋倒壊等氾濫想定区域「河岸侵食」は除外＞
・「河岸侵食」の区域は、地盤そのものの流出の発生によるものであり、対策が不可能であることから、居住誘導区域から除外します。</td><td>○河岸侵食
 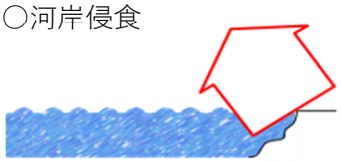 </td></tr>
<tr><td>＜家屋倒壊等氾濫想定区域における「氾濫流」の区域は、原則として居住誘導区域から除外＞
・「氾濫流」の区域は、流速と水深の関係から家屋の「倒壊」「滑動」「転倒」に分類することができます。これらについては、原則として居住誘導区域から除外とします。
・ただし、避難や家屋補強等の対策が可能な場合に限って居住誘導区域の対象として検討します。
（避難や家屋補強等の対策について）
✓「倒壊」「滑動」：家屋補強等の対策は比較的安価で可能です。このため、家屋補強と指定緊急避難場所等への避難により、「命を守る」対策が可能です。</td><td>○滑動
 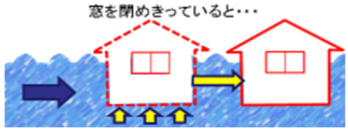
○倒壊
 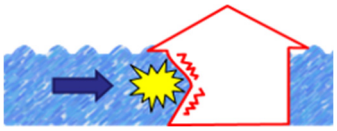 </td></tr>
<tr><td>＜家屋倒壊等氾濫想定区域における「氾濫流（転倒）」は指定緊急避難場所等への避難等の対策ができることが条件＞
・仁淀川、宇治川における家屋倒壊等氾濫想定区域は浸水深が大きいことから、家屋が「転倒」し横倒しになった場合、「倒壊」「滑動」に比べて危険度が高くなります。
・「転倒」に対する建物の補強は基礎杭の設置等が必要となることから高額となり、現実的な対策は避難場所等への避難となります。</td><td>○転倒
 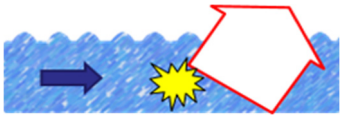 </td></tr>
<tr><td>＜浸水深が 2 階以下であること＞
・家屋倒壊等氾濫想定区域外における想定最大規模の氾濫の区域の場合、浸水深 2 階以下（約 6m 程度以下）は、屋根裏への避難や指定緊急避難場所等への避難により「命を守る」対策が可能として、居住誘導区域の対象として検討します。</td><td>○倒壊限界試算のためのモデル家屋
 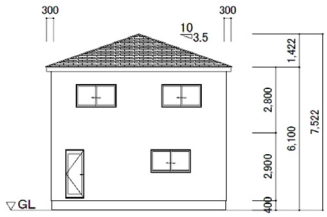
出典：「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第 4 版）国土交通省水管理・国土保全局」</td></tr>
</table>

【参考：家屋倒壊等氾濫想定区域における「氾濫流」の区域の判定基準と家屋補強対策例】

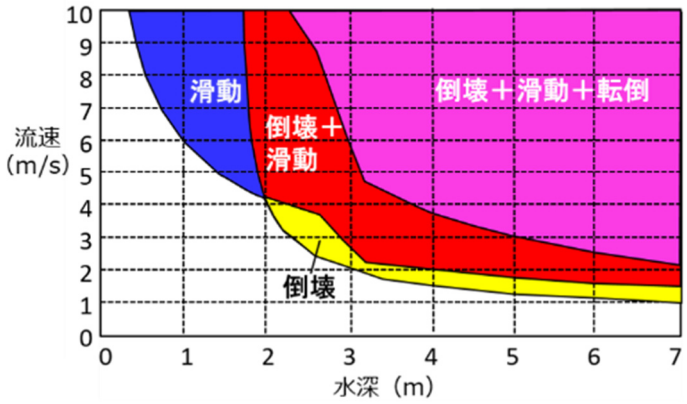

	被害の概要	対策	費用	100m2 (30坪) あたり	既存建物の強化
倒壊	水流で柱が壊れる	柱を太くする、筋交いを入れる等、構造を強化する	▲(2万円/m$^{2※1}$)	200万円	◎
滑動	浮力で浮いたところを水流で流される	浸水階を開放できるよう、屋根裏・屋上避難ができるようにしておく	◎(13万円)屋根裏の増し床 ○2階増築(33万円/m$^{2※2}$)	13万円 240万円$^{※2}$	○
転倒	水流で倒れる	基礎杭等を設置する	×(7万円/m2)$^{※3}$	700万円	×

※1:耐震補強済み家屋の補強費
※2:2 階増築の場合は、1 階の補強工事も必要となるため単価が高いが、増築面積により費用は抑えられる
（例：2 畳：120 万円、4 畳：240 万円）
※3:杭は打設長 10m(STK400)を想定
出典：「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第 4 版）国土交通省水管理・国土保全局」、家屋補強対策は国土交通省 高知河川国道事務所資料

■Step4-1　将来の居住誘導区域（Step3）のうち、浸水想定区域を考慮した上で設定が可能な区域

【要件 5(Step4-1(2))】○指定緊急避難場所等への徒歩移動が容易な区域（移動速度×避難可能時間）

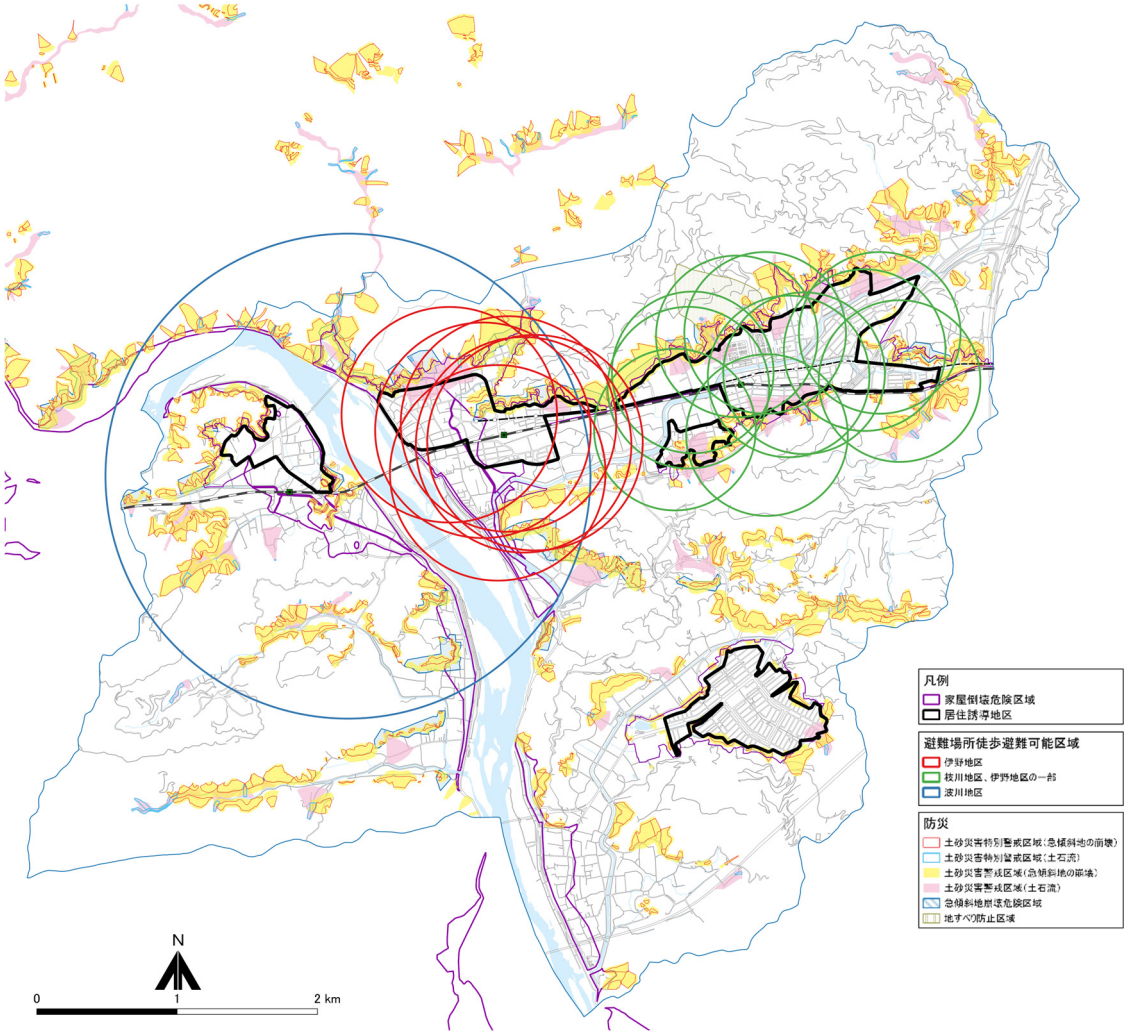

■指定緊急避難場所等毎に、移動速度×避難時間にて徒歩移動可能域を設定(水災害・土砂災害での被災が想定される避難場所等は除く)

図 4-12　【要件 5（Step4-1(2)）】指定緊急避難場所等への徒歩移動が容易な区域（移動速度×避難可能時間）

■【要件 5(Step4-1(2))】指定緊急避難場所等へ徒歩移動が容易な区域（移動速度×避難可能時間）について

○指定緊急避難場所等への徒歩移動が容易な区域は、徒歩移動速度と指定緊急避難場所等容量の両者を踏まえて設定します。

＜避難が容易な区域＞

以下を満たす区域を「避難が容易な区域」として設定します。

【避難が容易な区域】

両者を充たす区域を「避難が容易な区域」と設定

①指定緊急避難場所等まで徒歩移動が可能

②「命の危険がある人」の総数が指定緊急避難場所等容量に収まる区域

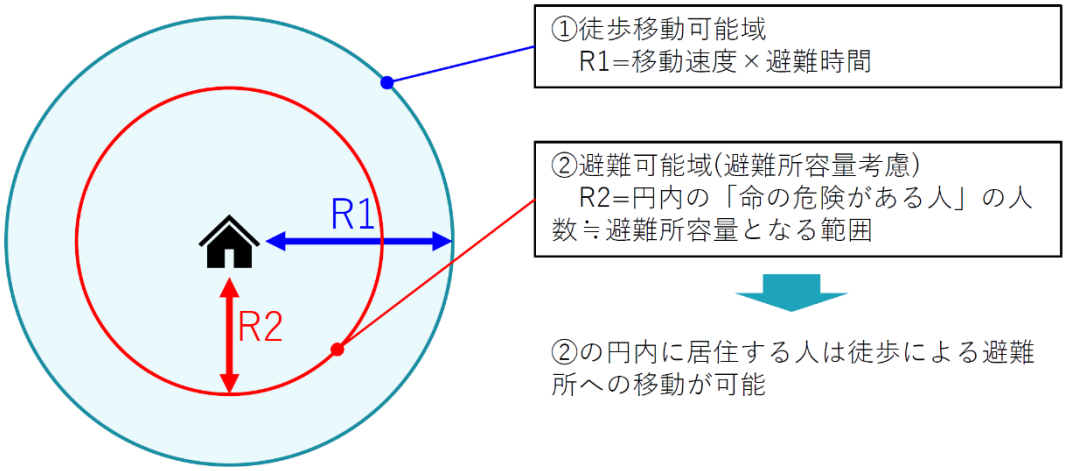

【移動速度】

・速度と密度の関係を表した Fruin（フルーイン）式（速度 V＝1.356－0.341×密度ρ）を適用する。

・Fruin 式に、密度 3.0 人/㎡を代入して、速度を算出する。ただし、域外避難者は長期の避難生活に備え、大きめの荷物（リュックサックやキャリーケース等）をもって避難することも考えられることから、それによる速度低下を見込めるように、Fruin 式を改良する。速度低下は 5%減として設定する。

出典：洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する定量的な算出方法と江東５区における具体的な検討参考資料(洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難ワーキンググループ　H30.3)

■Fruin（フルーイン）式（速度 V ＝1.356－0.341×密度ρ）

密度 p	m/h	m/s	徒歩移動可能域 m		
			伊野：40 分	枝川：30 分	波川：90 分
密度 3.0 人／㎡	1138.86	0.32	759.24	569.43	1,708.29

【指定緊急避難場所等への移動可能域】

・支川最大規模洪水が生起した場合、仁淀川本川が破堤する前に地区内道路の冠水が発生

⇒避難時間(避難行動に費やせる時間)として、浸水開始～徒歩移動困難（浸水深 30cm 以上）となるまでの時間を設定※

・伊野地区では 40 分、枝川地区では 30 分、波川地区では 1 時間 30 分程度※と推察

※波川地区では仁淀川破堤前の浸水が生じないため、避難判断水位到達時点～仁淀川越水までの時間を避難時間として設定

注：伊野地区・枝川地区では、避難判断水位到達時点で徒歩移動困難が発生しているため、同時点からの避難は困難

【指定緊急避難場所等及び主な避難経路位置】

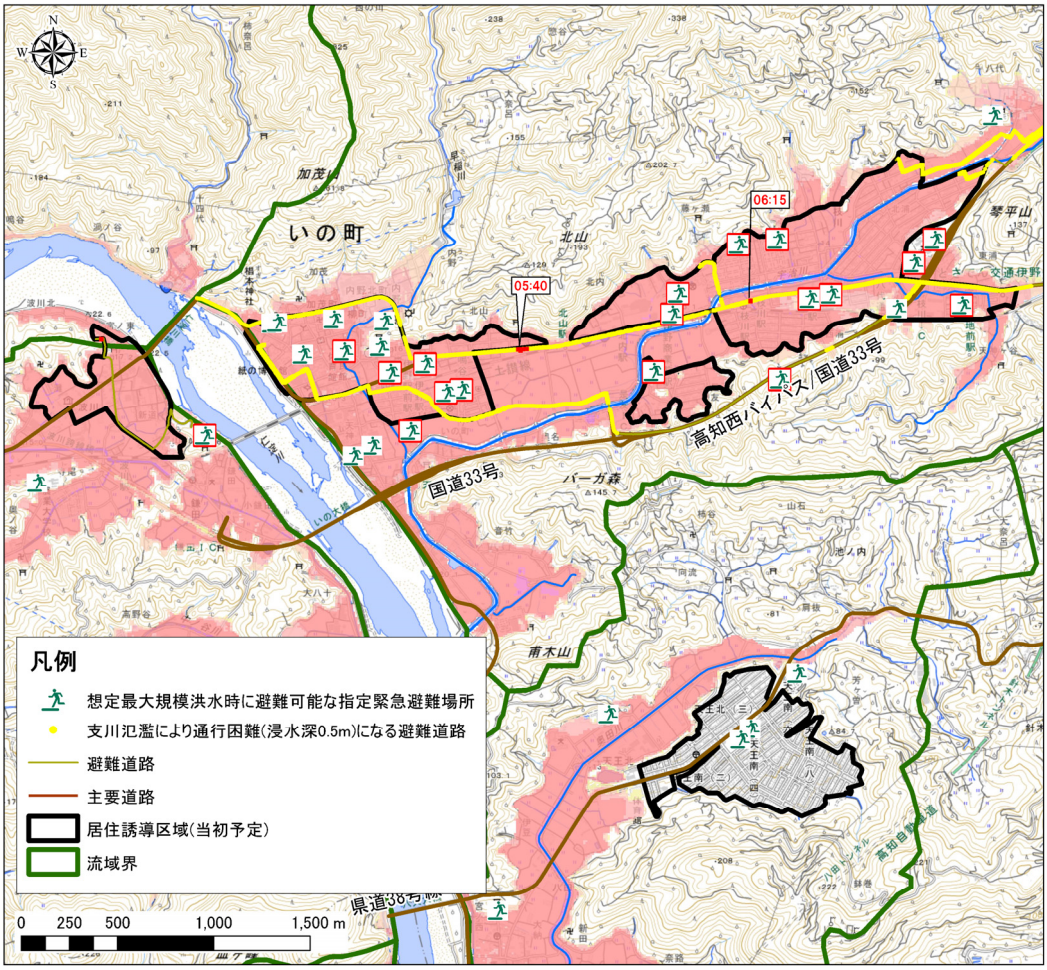

【主な避難路の冠水タイミング】

伊野地区　避難時間:約40分

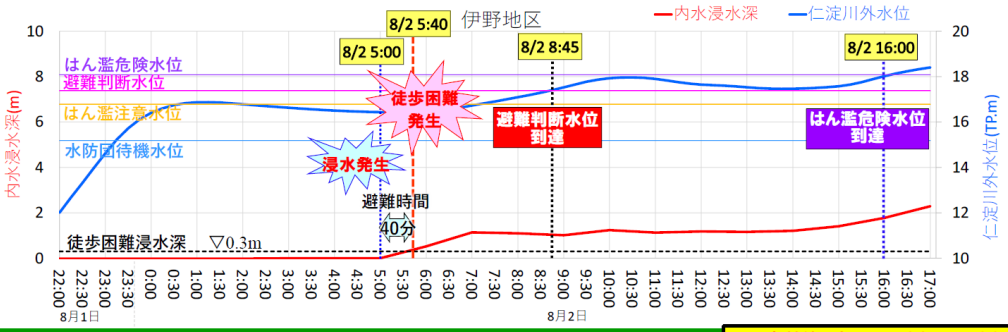

枝川地区　避難時間:約30分

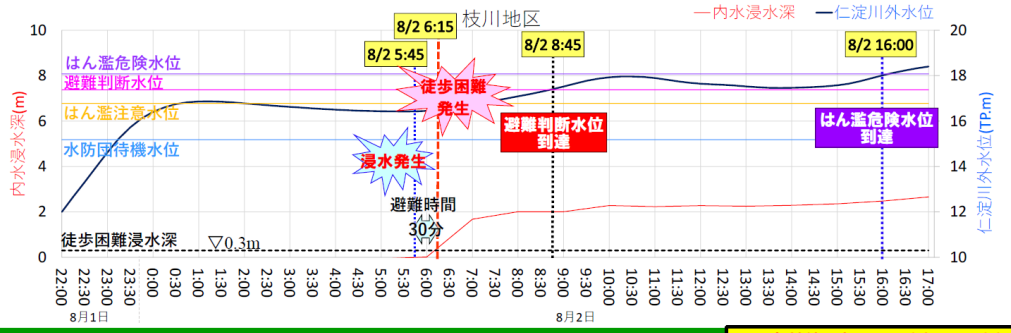

波川地区　避難時間:約90分

波川地区は、仁淀川が破堤するまで浸水が生じない

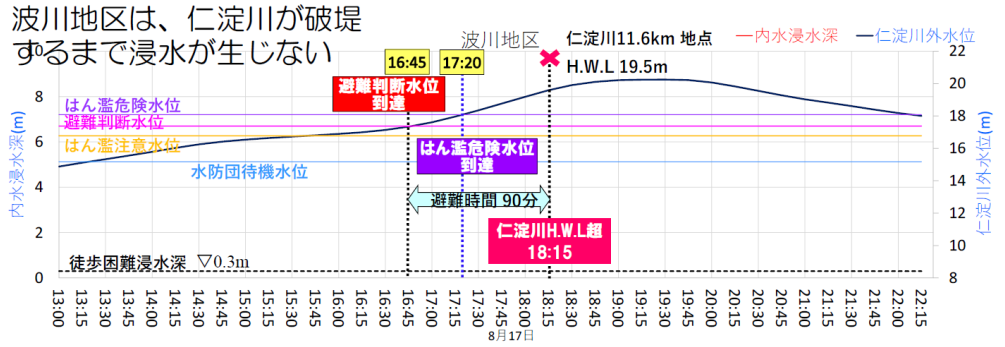

出典：国土交通省 高知河川国道事務所資料

■Step4-1　将来の居住誘導区域（Step3）のうち、浸水想定区域を考慮した上で設定が可能な区域

【要件 5(Step4-1(3))】○指定緊急避難場所等の収容人数を考慮した避難可能な区域

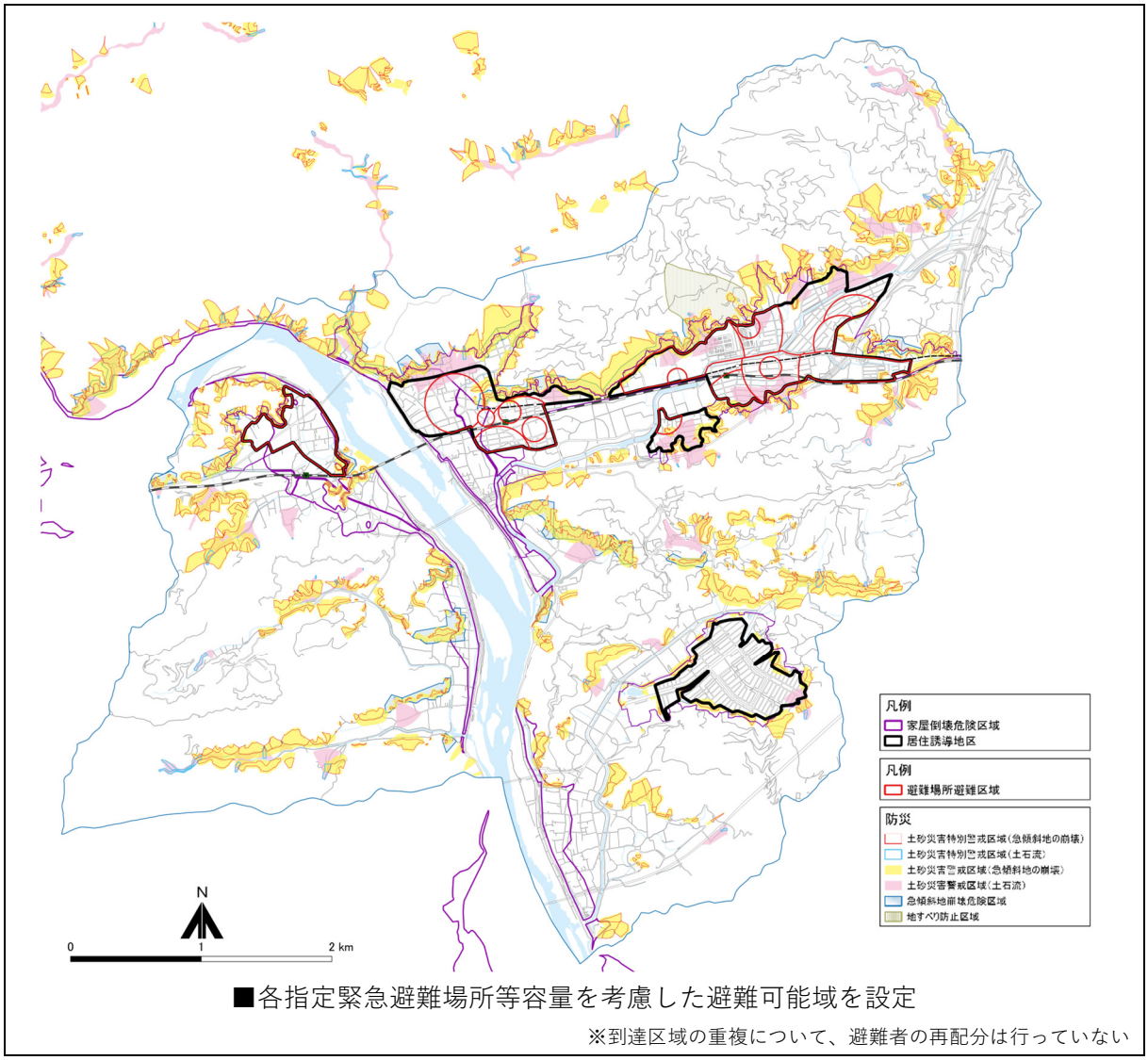

■各指定緊急避難場所等容量を考慮した避難可能域を設定

※到達区域の重複について、避難者の再配分は行っていない

図 4-13　【要件 5(Step4-1(3))】指定緊急避難場所等の収容人数を考慮した避難可能な区域

■【要件 5(Step4-1(3))】指定緊急避難場所等の収容人数を考慮した避難可能な区域について

○各指定緊急避難場所等容量を考慮した避難可能域を設定します。

○区域は徒歩移動可能域の内数であり、域内の避難者は避難時間内に指定緊急避難場所等へ到達可能となっています。

■Step4-2　避難が困難な区域

【要件 6】○準居住誘導区域（水災害対策重点区域）

※準居住誘導区域（水災害対策重点区域）（Step4-2）

＝（Step3）―（Step4-1）

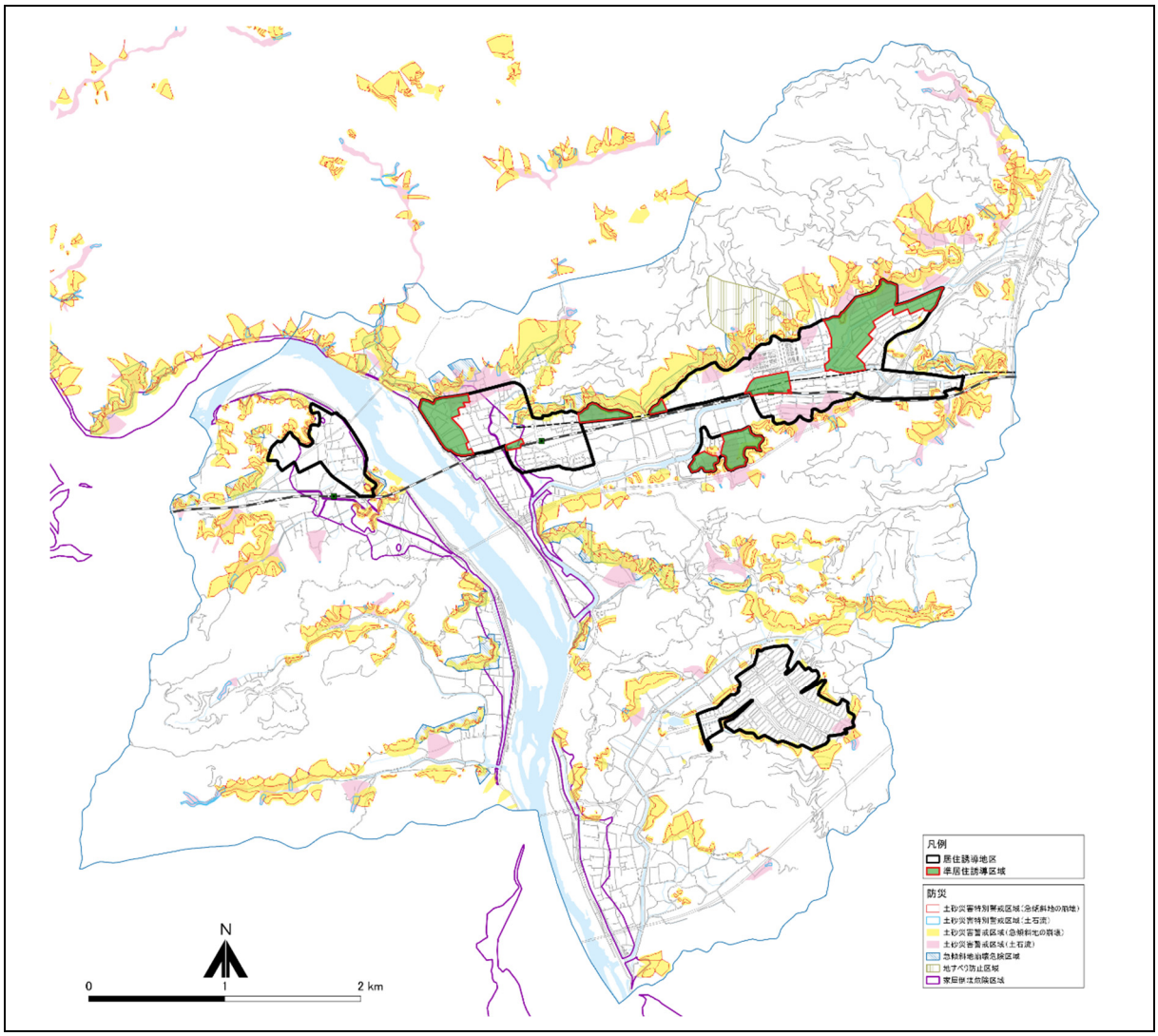

図 4-14　【要件 6（Step4-2)】避難が困難な区域（準居住誘導区域（水災害対策重点区域））

(5)　まとめ　居住誘導区域の設定（浸水想定区域考慮後）

【まとめ（将来の居住誘導区域）】

将来の居住誘導区域＝居住誘導区域＋準居住誘導区域（水災害対策重点区域）

■【まとめ】

【適用 2】①将来の居住誘導区域（Step3）

②当面の居住誘導区域（Step4-1）

③準居住誘導区域（水災害対策重点区域）（Step4-2）

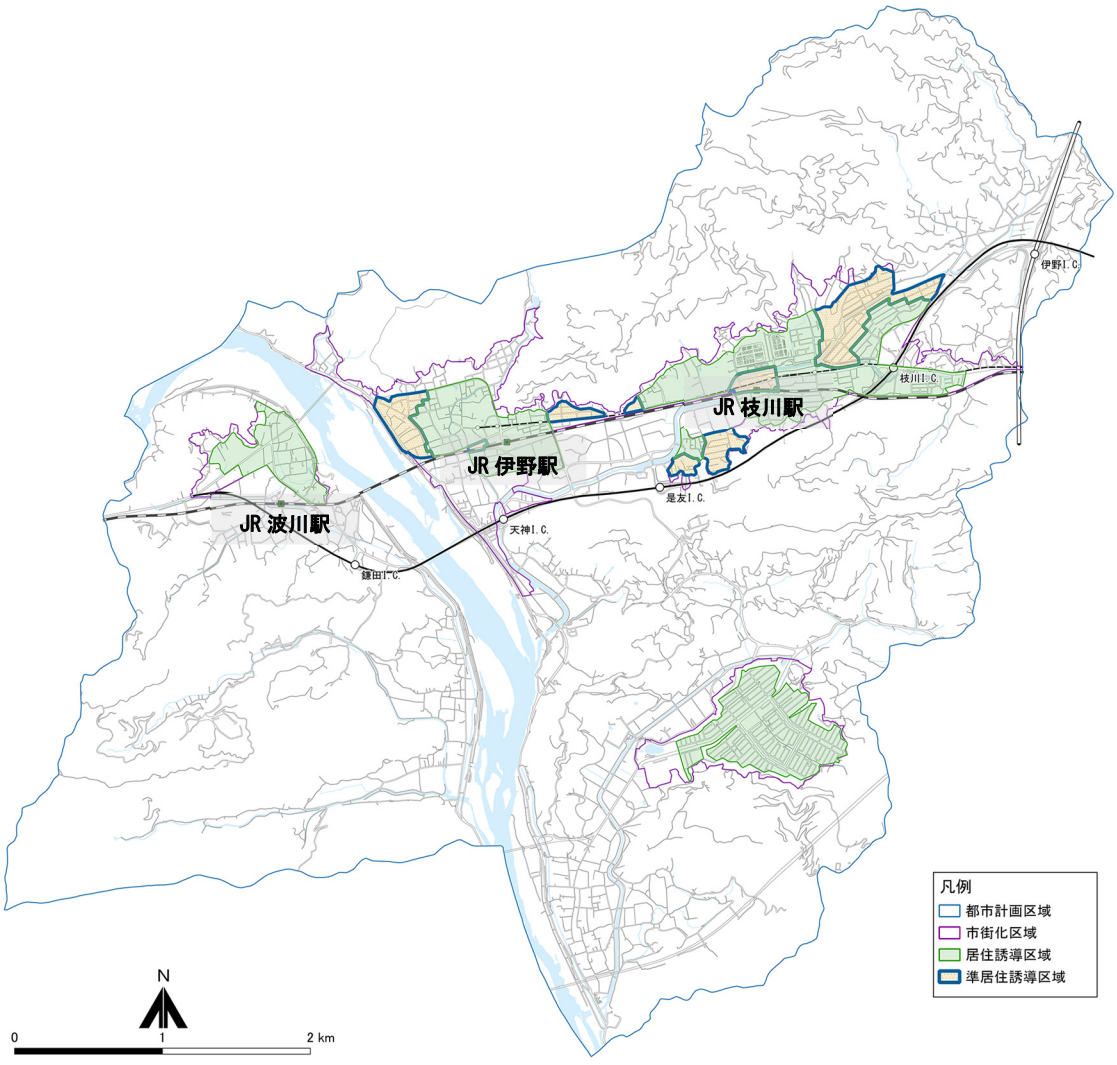

※居住誘導区域・準居住誘導区域（水災害対策重点地区）内における小規模なレッドゾーンは表示していませんが、実際は除外区域となります。

図 4-15　【適用 2】居住誘導区域の設定

表 4-2　居住誘導区域内の人口と割合

	平成 27 年（2015 年）			令和 22 年（2040 年）		
	市街化区域	居住誘導区域	カバー率	市街化区域	居住誘導区域	カバー率
将来の居住誘導区域内人口（人）	14,086	11,276	80.1%	9,262	7,501	81.0%
居住誘導区域内人口（人）		8,895	63.1%		(6,070)	(65.5%)
準居住誘導区域内人口（人）		2,381	16.9%		(1,431)	(15.5%)

※（　）：将来の居住誘導区域に移行する区域

表 4-3　居住誘導区域内の面積と割合

	市街化区域	居住誘導区域	カバー率
将来の居住誘導区域面積（ha）	353.4ha	232.5ha	65.8%
居住誘導区域内面積（ha）		185.1ha	52.4%
準居住誘導区域内面積（ha）		47.4ha	13.4%

■居住誘導区域・準居住誘導区域（水災害対策重点区域）の設定について

都市づくりにあたっての骨格は、都市構造の形成とともに、そこに居住していただく住民の方々の暮らしの形成とセットで考えていくことが必要です。

いの町では、永らく水災害との戦いとして河川改修等を行っていくなかで、まちとして多くの住民が居住し、まちを形成してきた歴史があります。

近年の激甚化・頻発化している水災害に対して、今後も安全・安心に居住してもらうためには、想定最大規模を考慮した上での居住を考える必要があります。

このため、いの町ではひとたび河川氾濫等により避難しなければならない場合に備え、指定緊急避難場所等の確保をはじめとする「命を守る」取組を進めます。また、安全な居住誘導区域を設定するのみならず、居住が望まれる区域であっても現在避難が困難である区域は、準居住誘導区域（水災害対策重点区域）として設定し、今後の対策により、安全に暮らせるまちとしていきます。これにより、これまで培われてきたまちをいかしつつ、将来にわたって持続可能な都市づくりとしていくことが、これからのいの町の大きな課題となります。

■準居住誘導区域（水災害対策重点区域）の解除及び居住誘導区域への移行について

・以下の条件を達成した場合、準居住誘導区域（水災害対策重点区域）を解除し、居住誘導区域への移行を検討することとします。

○家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流「転倒」）における準居住誘導区域（水災害対策重点区域）について

：区域内で建物補強が必要な建物の建物補強対策（特に、基礎杭設置等を実施）あるいは避難が必要な住民への指定緊急避難場所等の確保ができた場合は、居住誘導区域への移行を検討します。

○家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流「倒壊」「滑動」）における準居住誘導区域（水災害対策重点区域）について

：区域内で建物補強が必要な建物の建物補強対策（状況に応じて構造強化、屋根裏の増し床、2階増築等を実施）あるいは避難が必要な住民への指定緊急避難場所等の確保ができた場合は、居住誘導区域への移行を検討します。

○浸水深2階以下の区域における準居住誘導区域（水災害対策重点区域）について

：区域内で建物補強が必要な建物の建物補強対策（状況に応じて構造強化、屋根裏の増し床、2階増築等を実施）あるいは避難が必要な住民への指定緊急避難場所等の確保ができた場合は、居住誘導区域への移行を検討します。

4.2　都市機能誘導区域の設定

4.2.1　都市機能誘導区域の設定方針

都市機能誘導区域は、原則として居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべきとされています。

いの町における都市機能誘導区域の考え方を以下に示します。

【都市機能誘導区域設定の考え方】

■いの町は、都市計画マスタープラン（平成 25 年 4 月）に示す「集約型の都市構造の形成」の実現化に向けた骨格構造として、中心拠点及び生活拠点を位置付けています。これらの集約拠点や周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等を、まちの活力を支える都市機能誘導区域として設定し、都市機能の誘導を図ります。

■拠点

①中心拠点

・中心市街地など、いの町の行政文化の中心となっているいの町役場及びまちづくりの骨格軸となる国道 33 号沿道一帯を、様々な都市機能を誘導する拠点として設定します。

・この地区は、交通結節点である伊野駅、いの町役場、図書館、紙の博物館等の行政、文化施設や商業、飲食サービス、産業、医療施設等の高度な施設及び住居が集積し、いの町における求心力のある地区の一つとして形成されています。

②生活拠点

〇枝川駅周辺及び国道 33 号沿道

・枝川駅周辺をはじめ、国道 33 号沿道の公共交通利便性が高く、行政支所等の施設、商業、業務、金融等や日常生活に必要な大規模商業施設、飲食サービス施設等の集積が見込まれる区域に、都市機能を誘導する拠点を設定します。

〇天王・主要地方道高知土佐線沿道

・主要地方道高知土佐線沿道の公共交通利便性が高く、医療・福祉、商業、金融、交流・レクリエーション等の周辺住民が日常利用する施設の集積が見込まれる区域に、都市機能を誘導する拠点を設定します。

〇波川・国道 33 号沿道

・国道 33 号沿道の公共交通利便性が高く、医療・福祉、商業、交流・レクリエーション等の周辺住民が日常利用する施設や職住近接の住居系施設の集積が見込まれる区域に、都市機能を誘導する拠点を設定します。

表 4-4　都市機能誘導区域の考え方

都市機能誘導区域の設定方針	対象とする区域
①都市の拠点となるべき区域	・鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域 ＜都市機能が集積する中心拠点〉 ○中心市街地及び伊野駅周辺 ・いの町役場周辺のいの町役場、図書館、文化会館、いの町運動公園の集積する国道 33 号沿道の一連の区域
	・周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域 〈日常的な生活サービス機能を提供する生活拠点〉 ○枝川駅周辺及び国道 33 号沿道 ・枝川駅周辺をはじめ、国道 33 号沿道にあり、行政支所等の施設、商業、業務、金融等や日常生活に必要な大規模商業施設、飲食サービス施設等の集積が見込まれる区域 ○天王・主要地方道高知土佐線沿道 ・主要地方道高知土佐線沿道にあり、医療・福祉、商業、金融、交流・レクリエーション等の周辺住民が日常利用する施設の集積が見込まれる区域 ○波川・国道 33 号沿道 ・国道 33 号沿道、医療・福祉、商業、交流・レクリエーション等の周辺住民が日常利用する施設や職住近接の住居系施設の集積が見込まれる区域
②都市機能誘導区域の規模	・一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲 ＜都市機能が充実し、徒歩圏にある中心拠点・生活拠点＞ ○中心拠点、生活拠点の利用圏として、都市軸からの徒歩圏あるいはバス停及びとさでん交通駅からの徒歩圏（300m）・基幹交通軸の伊野駅徒歩圏（800m）、バス停、とさでん交通駅の徒歩圏（300m）のいずれかを満たす区域に域定
③留意すべき事項 ・それぞれの都市機能誘導区域に必要な誘導施設を設定	・合併前旧町村の中心部や歴史的に集落の拠点としての役割を担ってきた生活拠点等、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を設定 ＜いの町の中心拠点＞ ○行政上の中心地として形成されてきた中心拠点に設定 ・町の都市軸沿道に形成され、生活サービス機能が集約する生活拠点に設定 ＜地域の実情、都市の成り立ちに応じた拠点＞ ・市街化区域内で都市機能の集積する区域（伊野駅周辺の中心拠点・枝川駅周辺の生活拠点）及び仁淀川や宇治川に分断された生活拠点（天王、波川）に設定

※いの町に該当しない項目は削除している。

出典：「第 12 版 都市計画運用指針」（令和 4 年 4 月　国土交通省）

4.2.2　いの町の都市機能誘導区域の設定

いの町における都市機能誘導区域は、以下の手順に従って設定を行います。

■設定の手順

Step1　【都市の拠点となるべき区域の設定】

Step2　【都市機能誘導区域の規模の検討】

Step3　【都市機能誘導区域の設定】

(1)　Step 1　都市の拠点となるべき区域の設定

Step1　【都市の拠点となるべき区域の設定】

■Step1-1　都市機能が一定程度充実している区域
・都市機能が集積する中心拠点を設定
【要件 1】以下の中心拠点に設定
〇中心市街地及び伊野駅周辺
✓商業地域・近隣商業地域、中心市街地における商店街（沿道街区）

■Step1-2　周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
・日常的な生活サービス機能を提供する生活拠点を設定
【要件 2】以下の生活拠点に設定（両方を満たす区域に設定）
〇枝川駅周辺及び国道 33 号沿道
✓枝川駅からの徒歩圏（800m）、国道 33 号（旧松山街道）沿道街区
〇天王・主要地方道高知土佐線沿道
✓近隣商業地域、主要地方道高知土佐線沿道街区
〇波川・国道 33 号沿道
✓近隣商業地域、国道 33 号沿道街区

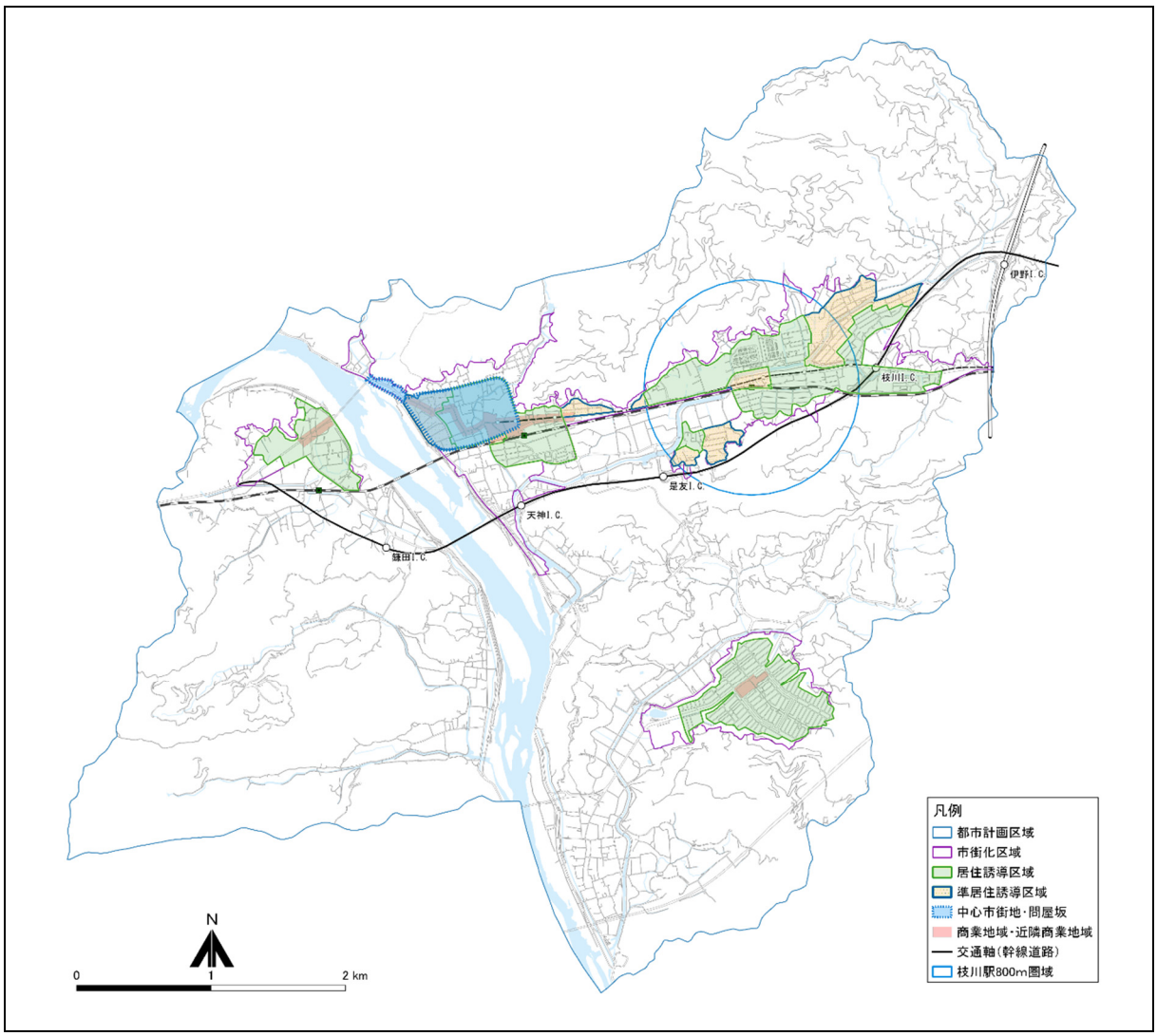

図 4-16　【要件 1、2（Step1-1、Step1-2）】都市の拠点となるべき区域の設定

(2)　Step2　都市機能誘導区域の規模の検討

Step2　【都市機能誘導区域の規模の検討】

■Step2　　一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲

・中心拠点、生活拠点の利用圏として、都市軸あるいはバス停及びとさでん交通駅からの徒歩圏など、以下のいずれかを満たす区域に域定

【要件 2】以下を満たす中心拠点、生活拠点に設定

○JR 土讃線駅(伊野駅、枝川駅、波川駅)の徒歩圏（800m）

○バス停、とさでん交通駅からの徒歩圏（300m）

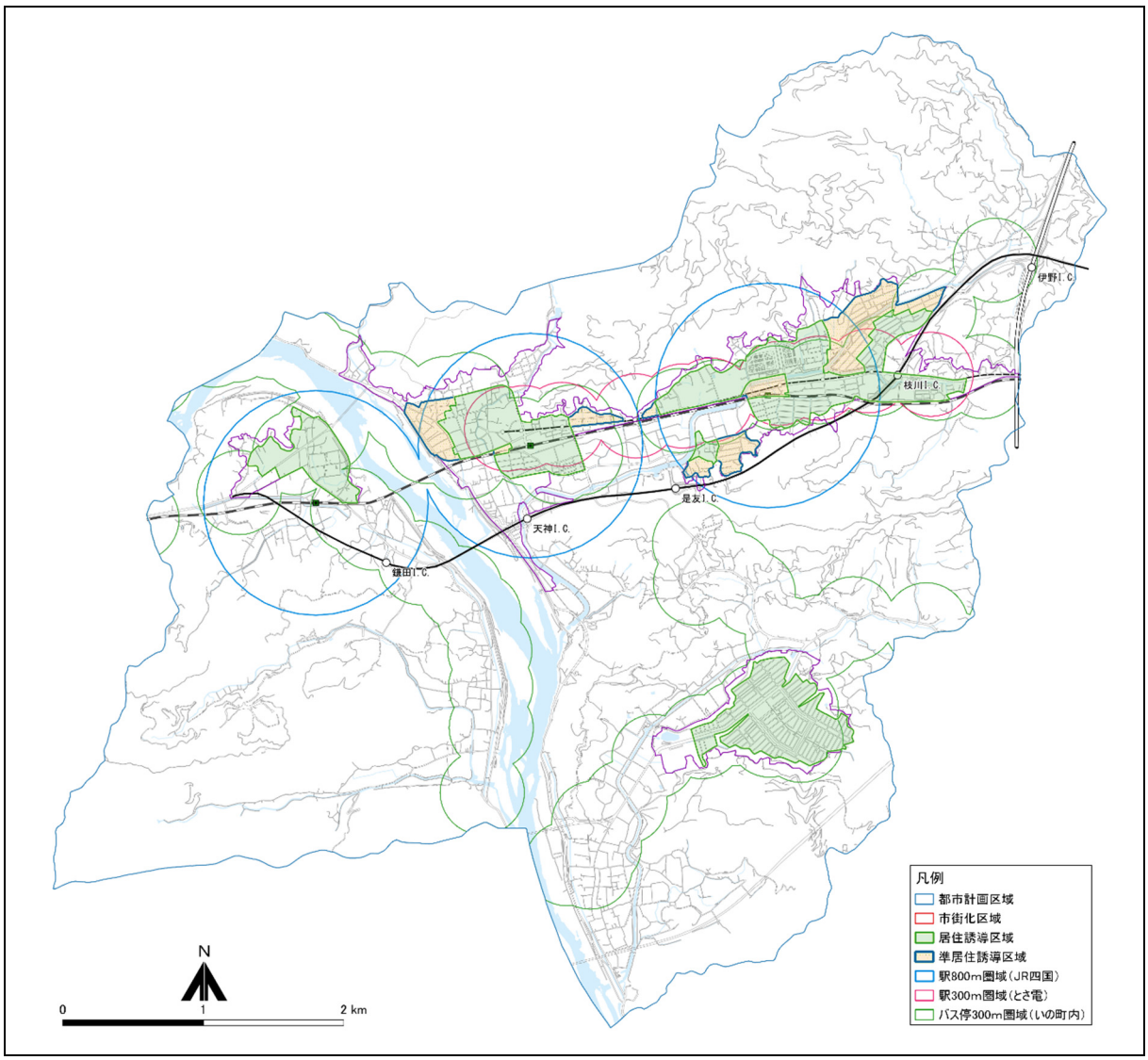

図 4-17　【要件 2（Step2）】都市機能誘導区域の規模の検討（徒歩圏）

(3)　Step3　都市機能誘導区域の設定

Step3　【都市機能誘導区域の設定】

■Step3　　都市機能誘導区域の設定

・都市機能誘導区域は、Step1、Step2 の区域を踏まえて設定

【適用 1】・留意事項

✓用途地域、現状の都市機能の立地状況を踏まえ調整

✓住宅等以外の土地利用の区域は一部除外

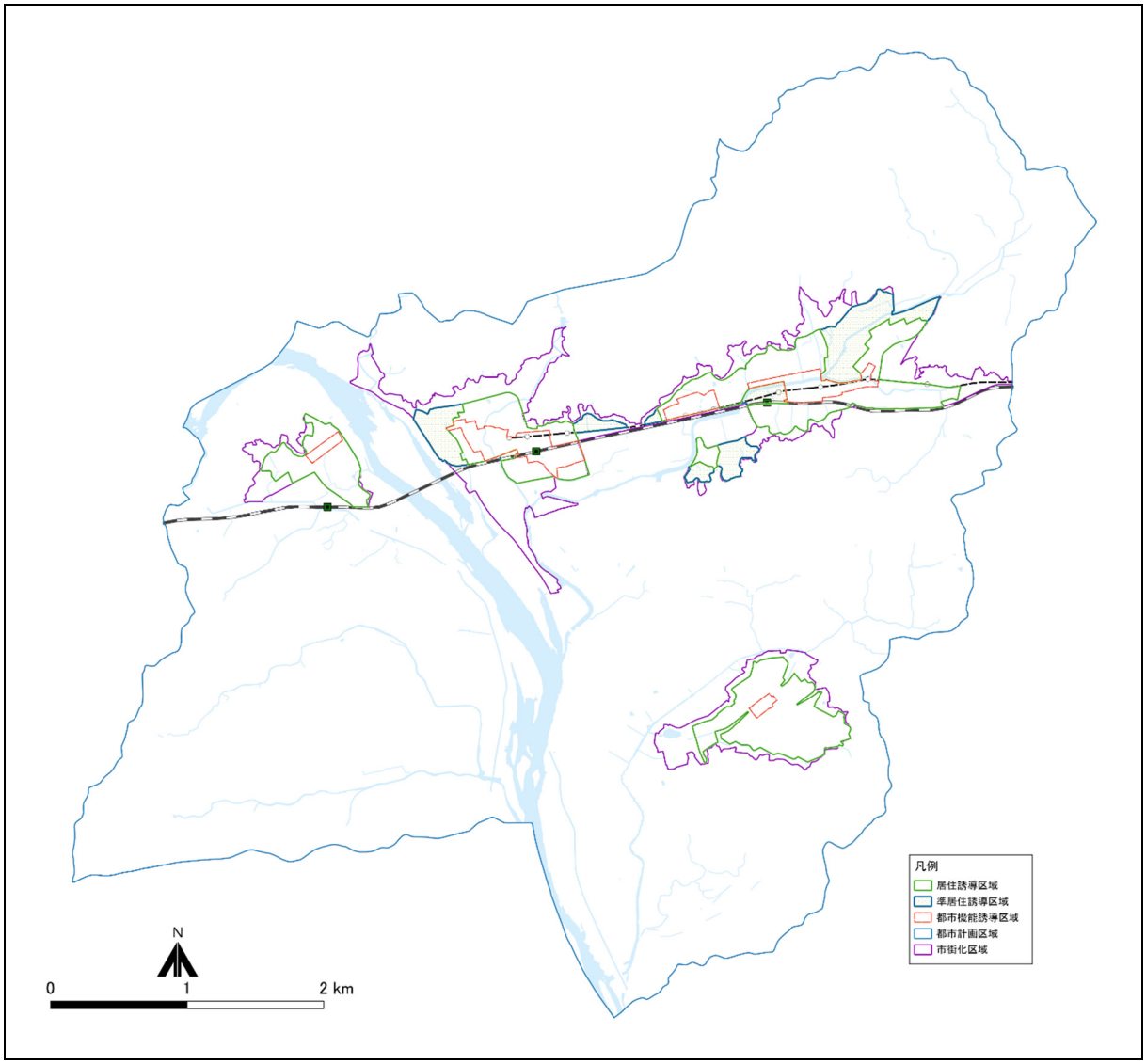

図 4-18　【適用 1（Step3）】都市機能誘導区域の設定

表 4-5　都市機能誘導区域内の人口と割合

	平成 27 年（2015 年）			令和 22 年（2040 年）		
	市街化区域	都市機能誘導区域	カバー率	市街化区域	都市機能誘導区域	カバー率
都市機能誘導区域内人口（人）	14,086	1,436	10.2%	9,262	948	10.2%

表 4-6　都市機能誘導区域内の面積と割合

	市街化区域	都市機能誘導区域	カバー率
都市機能誘導区域面積（ha）	353.4ha	36.7ha	10.4%

【総まとめ（将来の居住誘導区域・都市機能誘導区域）】

将来の居住誘導区域・都市機能誘導区域

※将来の居住誘導区域とは、居住誘導区域と準居住誘導区域（水災害対策重点区域）をあわせた区域です。

（将来の居住誘導区域＝居住誘導区域＋準居住誘導区域（水災害対策重点区域）

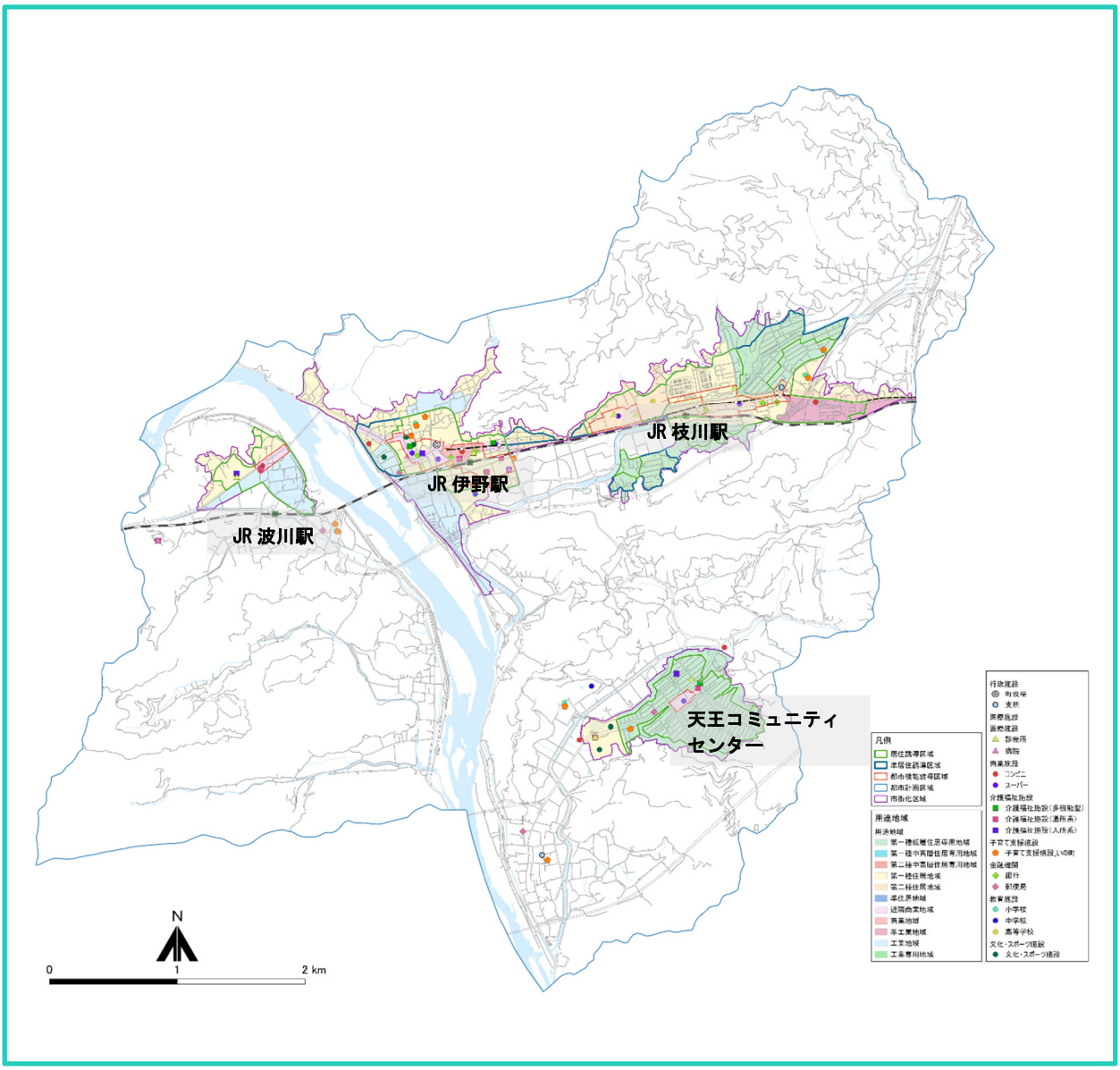

図 4-19　将来の居住誘導区域・都市機能誘導区域

伊野地域（居住誘導区域・都市機能誘導区域）

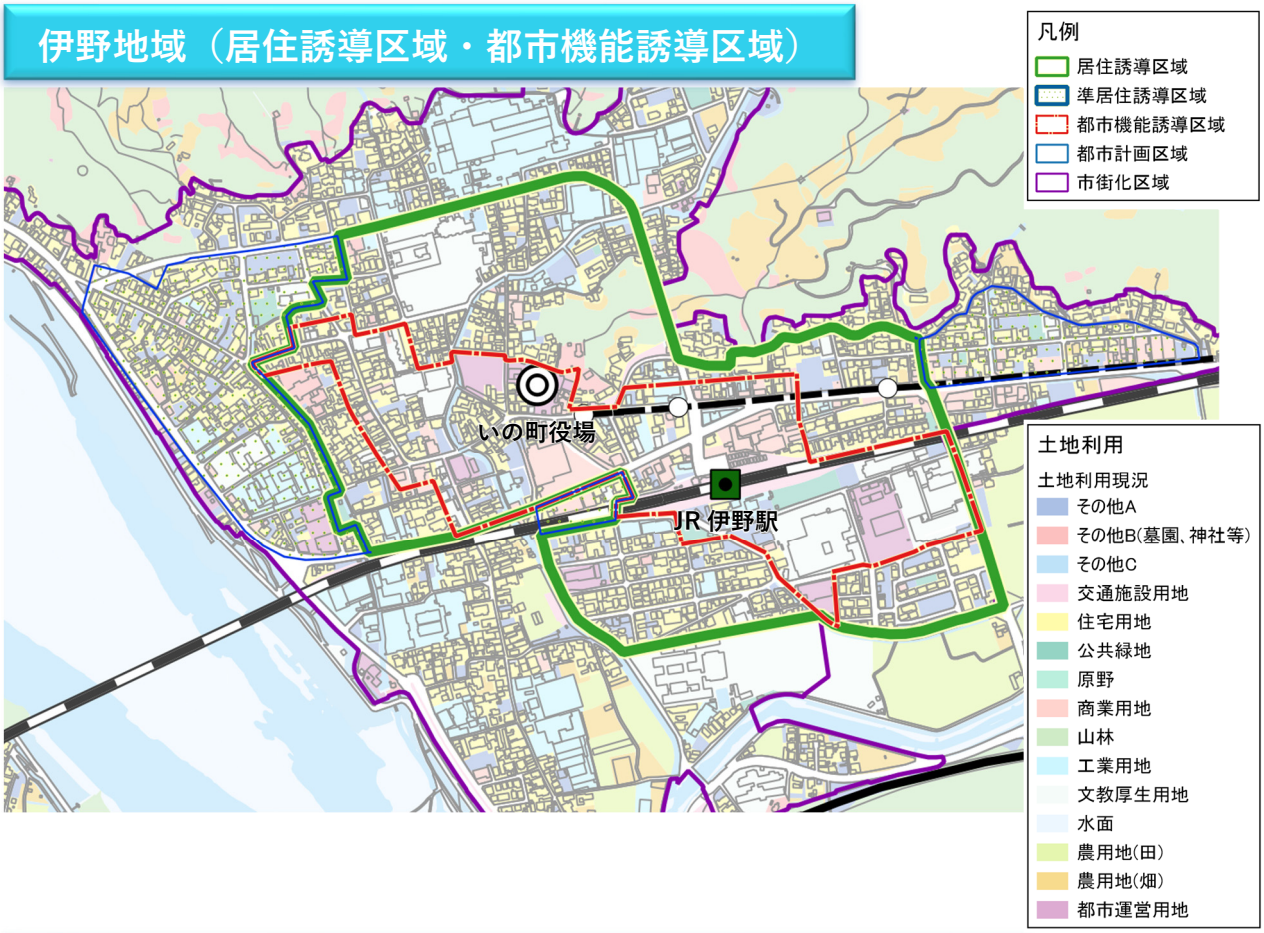

枝川地域・伊野地域（居住誘導区域・都市機能誘導区域）

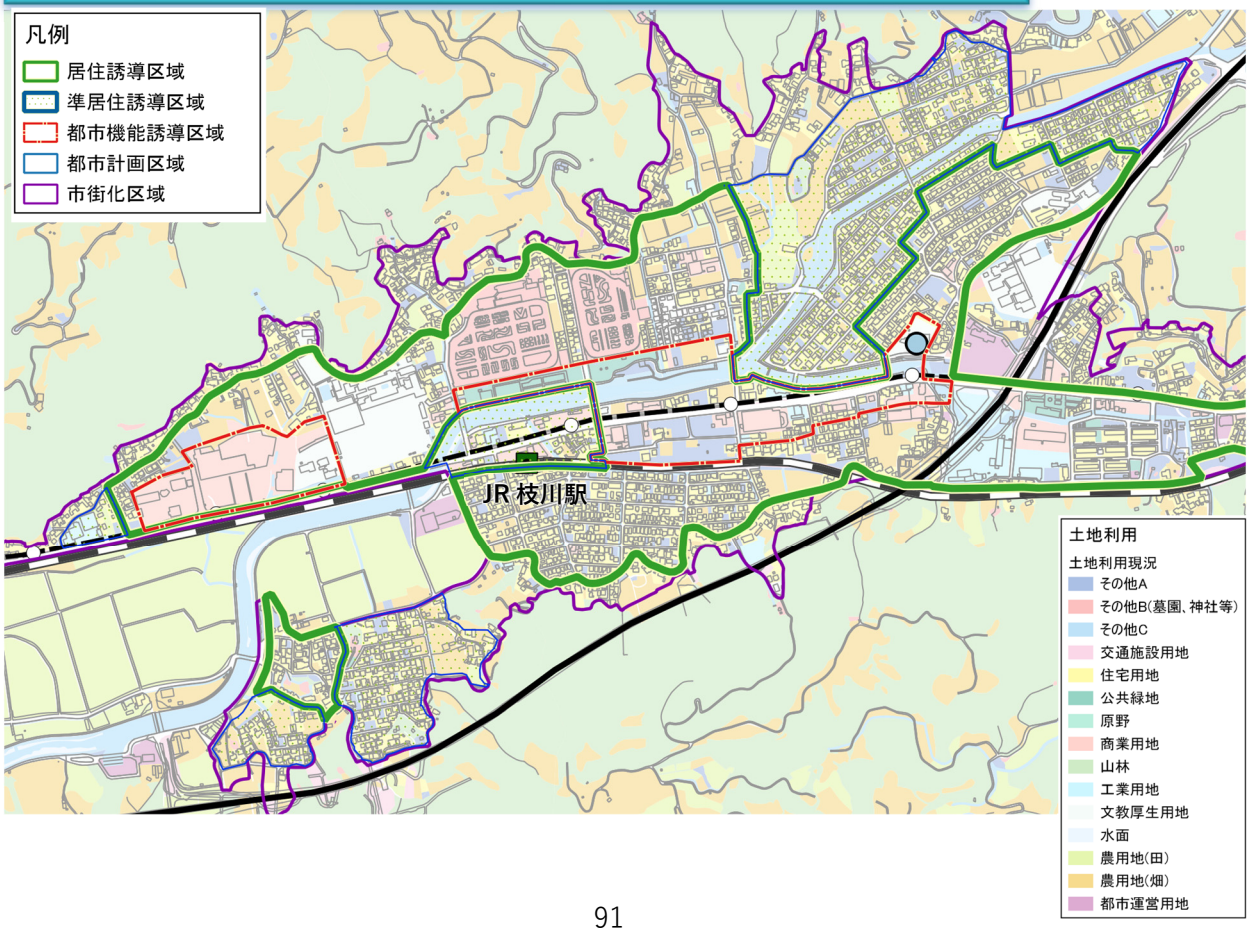

波川地域（居住誘導区域・都市機能誘導区域）

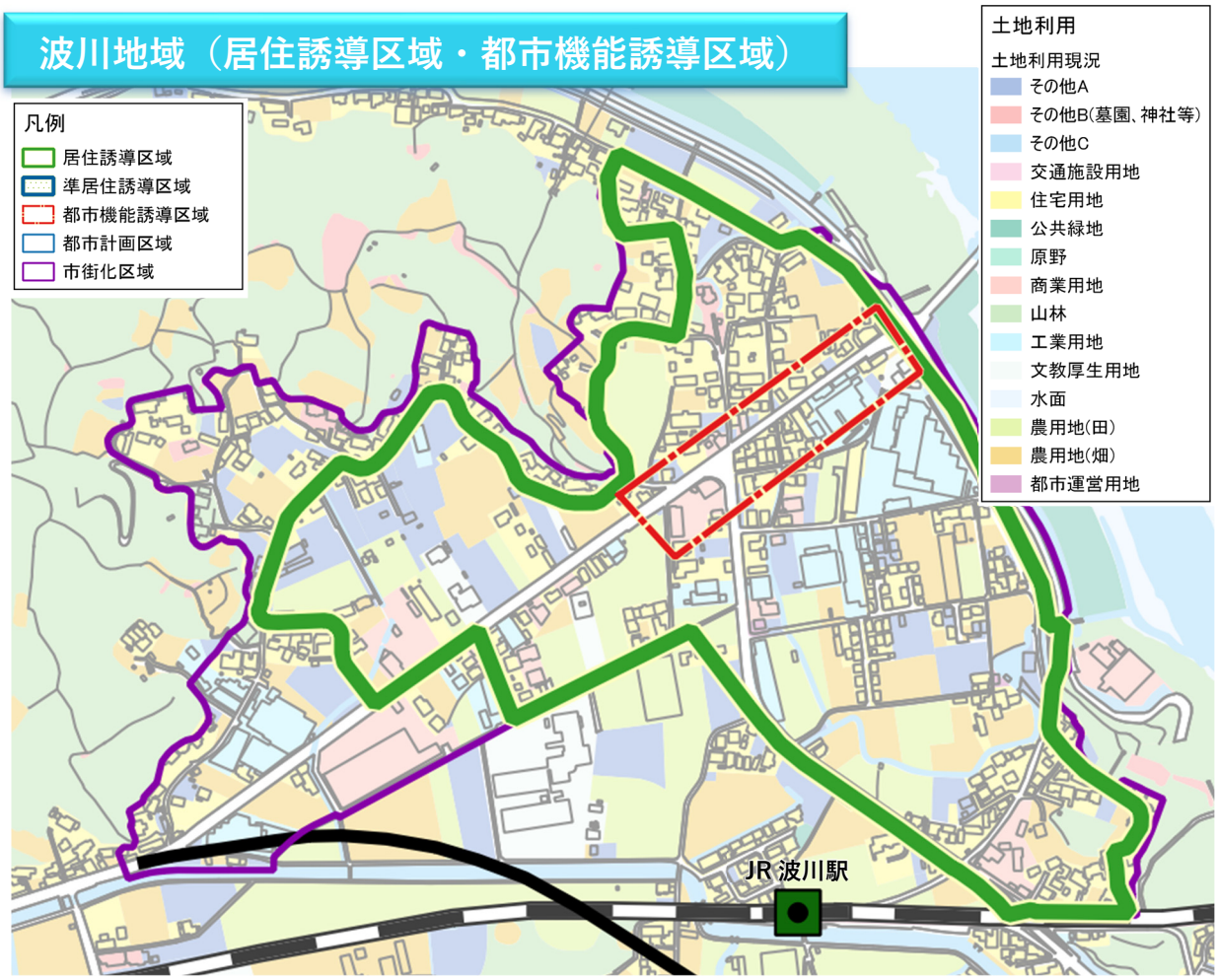

天王地域（居住誘導区域・都市機能誘導区域）

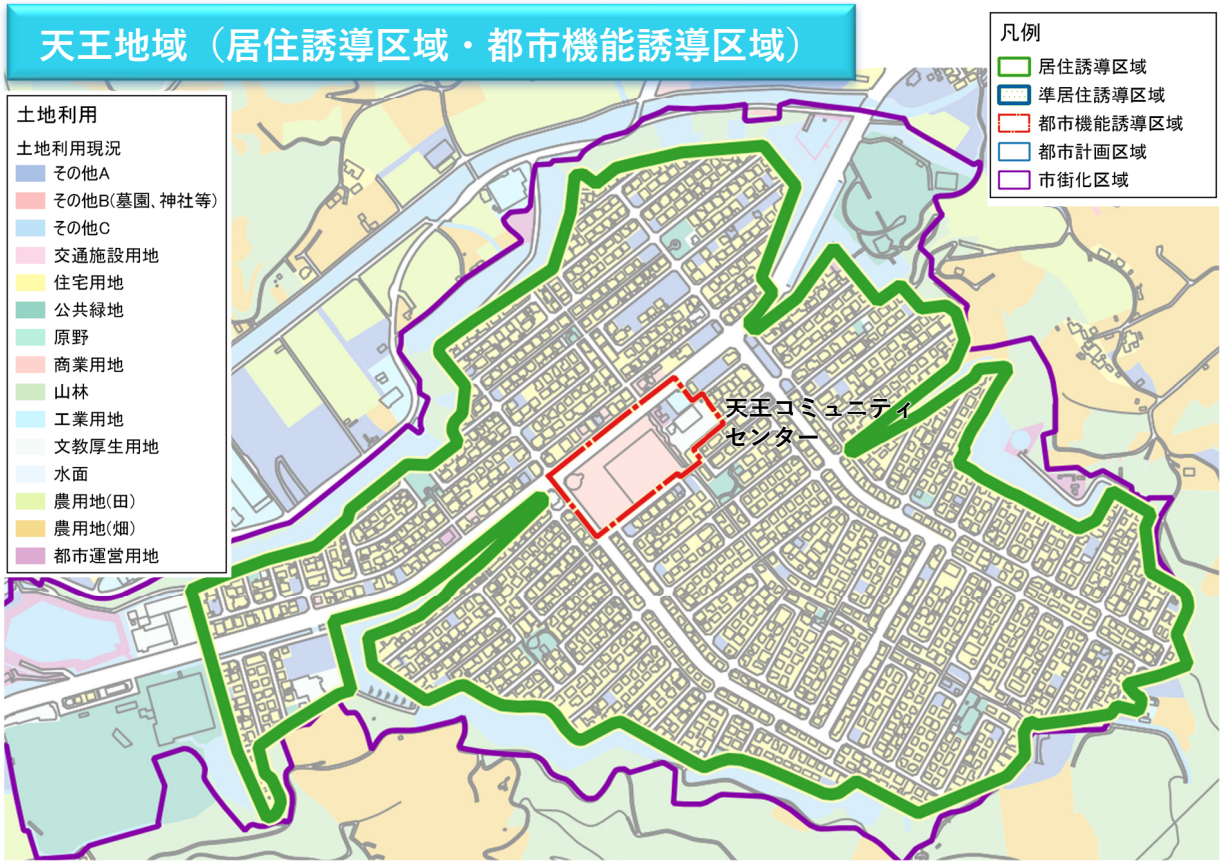

5.　誘導施設の設定

5.1　誘導施設設定の考え方

誘導施設とは、「都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定」するものとして、都市再生特別措置法第 81 条に規定されています。また、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するための制度ともなります。

誘導施設設定の考え方は以下が示されています。

■誘導施設の設定

誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、

・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設

・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設

・集客力があり、まちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設

・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設などを定めることが考えられる。

■留意すべき事項

1）都市機能誘導区域外において、当該誘導施設が立地する際には、届出を要することに留意し、誘導施設が都市機能誘導区域内で充足している場合等は、必要に応じて誘導施設の設定を見直すことが望ましい。また、誘導施設が都市機能誘導区域外に転出してしまう恐れがある場合には、必要に応じて誘導施設として定めることも考えられる。

2）誘導施設の種類に応じて、福祉部局、商業部局等の関係部局と調整を図った上で設定することが望ましい。なお、例えば医療施設を誘導施設として定めようとするときは、医療計画の策定主体である都道府県の医療部局との調整が必要となるなど、都道府県と調整することが必要となる場合があることにも留意が必要である。

出典：「第 12 版 都市計画運用指針」（令和 4 年 4 月　国土交通省）

■拠点類型毎において想定される誘導施設の例

	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	■中枢的な行政機能 例．本庁舎	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例．支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	■市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例．総合福祉センター	■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例．地域包括支援ｾﾝﾀｰ、在宅系介護施設、ｺﾐｭﾆﾃｨｻﾛﾝ　等
子育て機能	■市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例．子育て総合支援センター	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例．保育所、こども園、児童ｸﾗﾌﾞ、子育て支援ｾﾝﾀｰ、児童館　等
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例．相当規模の商業集積	■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例．延床面積○m2以上の食品スーパー
医療機能	■総合的な医療サービス(二次医療）を受けることができる機能 例．病院	■日常的な診療を受けることができる機能 例．延床面積○m2以上の診療所
金融機能	■決済や融資などの金融機能を提供する機能 例．銀行、信用金庫	■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例．郵便局
教育・文化機能	■市民全体を対象とした教育文化ｻﾋﾞｽの拠点となる機能 例．文化ホール、中央図書館	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例．図書館支所、社会教育センター

出典：「立地適正化計画作成の手引き」（国土交通省 都市局都市計画課令和 3 年 10 月改訂）

5.2　誘導施設の設定

先に示す都市施設設定の考え方を踏まえ、いの町における誘導施設について整理します。

また、誘導施設の選定にあたっては、令和３年１月に実施した「いの町立地適正化計画の改定に向けた市民アンケート調査」のうち、「自宅周辺に必要だと思う機能」に示される施設も生活利便性を高める上で必要となる施設を踏まえることとします。

※アンケート回答結果：「銀行・郵便局・ATM」「ドラッグストア」「スーパー」「コンビニ」「飲食施設」「通所系介護施設」「診療所」「総合病院」「入所系介護施設」「広場」「多機能型施設」（以上ベスト 10、概ね 10%超の回答）

＜設定と配置＞

誘導施設はその役割に応じて、拠点周辺への集約配置が必要な施設と、暮らしを守るため町内に分散させて、適正配置を図ることが必要な施設となります。

いの町に必要な都市機能と各施設別の配置の方針を示したうえで、誘導施設を設定します。

表 5-1　誘導施設の配置の方針と設定

都市機能	一般的な名称	各施設の配置の方針	誘導施設の設定	誘導施設としない施設（町内適正配置）
1.行政機能	役場・支所	・町民が利用しやすいよう都市機能誘導区域に配置	●	
	土木事務所、裁判所、警察署、県税事務所	・町内の必要箇所に適正配置		
2.介護福祉機能 ※分類は「いの町高齢者福祉計画第 8 期介護保険事業計画（令和 3 年度～令和 5 年度）」（令和 3年3月いの町）による	介護予防支援（地域包括）	・関連施設と連携をとりつつ、継続的包括的な支援が必要であるため、中心拠点に配置	●	
	居宅介護支援	・日常生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置		
	訪問介護			
	訪問看護			
	通所介護			
	通所リハビリテーション			
	短期入所生活介護			
	短期入所療養介護			
	特定施設入居者生活介護			
	認知症対応型共同生活介護			
	認知症対応型通所介護			
	小規模多機能型居宅介護		●	
	地域密着型通所介護			
	特別養護老人ホーム	・高齢者等が容易に利用できるよう町内の必要箇所に適正配置		
	介護老人福祉施設			
	介護老人保健施設			
	介護療養型医療施設			
	介護医療院			
	地域包括支援センター	・関連施設と連携をとりつつ、継続的包括的な支援が必要であるため、中心拠点に配置	●	
	地域活動支援センター	・障がい者等が容易に利用できるよう町内の必要箇所に適正配置		
	地域生活支援拠点			
	障害児入所施設		●	
	総合保健福祉センター	・関連施設と連携をとりつつ、継続的包括的な支援が必要であるため、中心拠点に配置	●	
3.子育て支援機能 ※分類は「第２期いの町子ども・子育て支援事業計画」（令和 3 年 3 月いの町）による	保育園（保育所）	・日常生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置		
	幼稚園			
	認定こども園			
	放課後児童クラブ			
	地域子育て支援センター	・関連施設と連携をとりつつ、継続的包括的な支援が必要であるため、中心拠点に配置	●	
	子育て世代包括支援センター		●	
	いの町病後児保育施設			
4.商業機能	中規模商業施設(店舗面積 1,000 ㎡以上)	・町の活性化やにぎわいの創出のため、中心拠点に配置	●	
	食品スーパー(店舗面積 250 ㎡以上)	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置		
	コンビニエンスストア	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置		
5.医療機能	病院	・全町民及び高齢者等が容易に活用できるよう中心拠点に配置	●	
	診療所	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置		
6.金融機能	銀行	・窓口業務（決済、融資など）による金融サービスを提供する施設であり、都市機能誘導区域に配置	●	
	信用金庫		●	
	郵便局	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置		
	農業協同組合等の金融機関			
	ATM			
7.教育・文化機能	公設公民館、コミュニティセンター	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置		
	図書館	・町の活性化やにぎわいの創出のため都市機能誘導区域に配置	●	
	博物館	・町の活性化やにぎわいの創出のため都市機能誘導区域に配置	●	
	芸術・文化活動の発表の場	・町の活性化やにぎわいの創出のため都市機能誘導区域に配置	●	
	小中学校、高校	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置		

表 5-2　誘導施設の拠点別設定

★【誘導】区域内に立地がなく、今後誘導を図る施設（誘導施設）
■【維持】区域内に立地があり、区域外への転出・流出を防ぐ施設（誘導施設）
○【維持努力】区域内に立地があり維持を図るが、誘導施設としない施設
△【維持努力】区域外であり機能の補完が必要であるが、誘導施設としない施設

都市機能	一般的な名称	中心拠点	生活拠点			農住共生ゾーン・町内全域
		中心市街地及び伊野駅周辺	枝川駅周辺及び国道 33 号沿道	波川・国道 33 号沿道	天王・主要地方道高知土佐線沿道	
1.行政機能	役場・支所	■	■			○
	土木事務所、裁判所、警察署、県税事務所					○
2.介護福祉機能 ※分類は「いの町高齢者福祉計画第 8 期介護保険事業計画（令和 3 年度～令和 5 年度）」（令和 3 年 3 月いの町）による	介護予防支援（地域包括）	■				
	居宅介護支援	○		○		○
	訪問介護	○	○			○
	訪問看護	○				
	通所介護	○	○			○
	通所リハビリテーション	○	○			
	短期入所生活介護	○				○
	短期入所療養介護	○				
	特定施設入居者生活介護					○
	認知症対応型共同生活介護	○		○	○	○
	認知症対応型通所介護					○
	小規模多機能型居宅介護		★		■	
	地域密着型通所介護			○		○
	特別養護老人ホーム	○				
	介護老人福祉施設	○				○
	介護老人保健施設	○				
	介護療養型医療施設	○				
	介護医療院					○
	地域包括支援センター	■				△
	地域活動支援センター					△
	地域生活支援拠点					△
	障害児入所施設	★				△
	総合保健福祉センター	■				
3.子育て支援機能※ ※分類は「第 2 期いの町子ども・子育て支援事業計画」（令和 3 年 3 月いの町）による	保育園（保育所）	○				○
	幼稚園					○
	認定こども園					○
	放課後児童クラブ					○
	地域子育て支援センター	■				△
	子育て世代包括支援センター	■				△
	いの町病後児保育施設					△
4.商業機能	中規模商業施設(店舗面積 1,000 ㎡以上)	■				
	食品スーパー(店舗面積 250 ㎡以上)	○	○		○	○
	コンビニエンスストア	○	○	○		○
5.医療機能	病院	■				○
	診療所	○	○		○	○
6.金融機能	銀行	■	■		■	
	信用金庫		■		■	○
	郵便局		○			○
	農業協同組合等の金融機関		○			○
	ATM	○	○	○		○
7.教育・文化機能	公設公民館、コミュニティセンター	○			○	○
	図書館	■	■			
	博物館	■				
	芸術・文化活動の発表の場	■			■	
	小中学校、高校					○

表 5-3　誘導施設の定義

都市機能	概要・分類	一般的な名称	法的根拠
1.行政機能	市役所・支所	市役所・支所	地方自治法第 4 条に定める事務所
	国・県の出先機関	土木事務所、裁判所、警察署、県税事務所	国や県の行政機関において地域に置かれる補助機関
2.介護福祉機能	居宅サービス	介護予防支援（地域包括）	介護保険法第 8 条の 2 第 16 項に定める介護予防支援
		居宅介護支援	介護保険法第 8 条第 24 項に定める居宅介護支援
		訪問介護	介護保険法第 8 条第 2 項に定める訪問介護
		訪問看護	介護保険法第 8 条第 4 項に定める訪問看護
		通所介護	介護保険法第 8 条第 7 項に定める通所介護
		通所リハビリテーション	介護保険法第 8 条第 8 項に定める通所リハビリテーション
		短期入所生活介護	介護保険法第 8 条第 9 項に定める短期入所生活介護
		短期入所療養介護	介護保険法第 8 条第 10 項に定める短期入所療養介護
		特定施設入居者生活介護	介護保険法第 8 条第 11 項に定める特定施設入居者生活介護
	地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護	介護保険法第 8 条第 20 項に定める認知症対応型共同生活介護
		認知症対応型通所介護	介護保険法第 8 条第 18 項に定める認知症対応型通所介護
		小規模多機能型居宅介護	介護保険法第 8 条第 19 項に定める小規模多機能型居宅介護
		地域密着型通所介護	介護保険法第 8 条第 17 項に定める地域密着型通所介護
		特別養護老人ホーム	老人福祉法第 20 条の 5 に定める施設
	施設サービス	介護老人福祉施設	介護保険法第 8 条第 27 項に定める介護老人福祉施設
		介護老人保健施設	介護保険法第 8 条第 28 項に定める介護老人保健施設
		介護療養型医療施設	旧介護保険法第 8 条第 26 項に定める介護療養型医療施設
		介護医療院	介護保険法第 8 条第 29 項に定める介護医療院
	介護サービスを提供する事業所	地域包括支援センター	介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に定める施設
	障がい福祉サービスを提供する事業所	地域活動支援センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下 障害者総合支援法)第 5 条第 27 項に定める地域活動支援センター
		地域生活支援拠点	「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成 29 年 7 月 7 日障障発第 0707 第 1 号）（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の技術的助言に該当））
		障害児入所施設	児童福祉法第 7 条に定める施設
	保健・医療・福祉を統合する保健福祉センター	総合保健福祉センター	いの町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、いの町保健福祉センター(以下「保健福祉センター」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるもの）
	高齢者の居住の安定確保	サービス付高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条に定める施設

都市機能	概要・分類	一般的な名称	法的根拠
3.子育て支援機能	地域子ども・子育て支援	保育園（保育所）	児童福祉法第 39 条第 1 項に定める施設保育所 ※いの町では保育所設置条例で保育園と呼称
		幼稚園	学校教育法第 1 条に定める満 3 歳から小学校就学までの幼児を教育するための教育施設
		認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項
		放課後児童クラブ	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に定める放課後児童健全育成事業
		地域子育て支援センター	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に定める地域子育て支援拠点事業施設
		子育て世代包括支援センター	母子保健法第 22 条に定める母子健康包括支援センター事業に関する施設
		病後児保育施設	いの町病後児保育施設設置条例
4.商業機能	スーパーマーケット系商業施設	中規模商業施設	商品を総合的に揃えた施設で、大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する店舗面積 1,000 ㎡以上の商業施設（総合スーパー、専門スーパーを含む）
		食品スーパー(店舗面積 250 ㎡以上)	食料品の売り上げ構成比が 70%以上、売り場面積が 250 ㎡以上のセルフサービス販売店（出典：商業統計業態分類表　経済産業省）
	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	飲食料品を扱い、売り場面積 30 ㎡以上 250 ㎡未満、営業時間が 1 日で 14 時間以上のセルフサービス販売店（出典：商業統計業態分類表　経済産業省）
5.医療機能	医療提供施設	病院	医療法第 1 条の 5 第 1 項に定める病院
		診療所	医療法第 1 条の 5 第 2 項に定める診療所
6.金融機能	金融機関	銀行	銀行法第 2 条に規定する銀行
		信用金庫	信用金庫法第 2 条に基づく信用金庫及び信用金庫連合会
		郵便局	日本郵便株式会社法第 2 条第 4 項に規定する郵便局
		農業協同組合等の金融機関	農林中央金庫法に基づく金融機関
		ATM	現金の引出・振込・預入について、無人のサービス対応が可能なＡＴＭ設置箇所（銀行ＡＴＭコーナー、コンビニエンスストア等）
7.教育・文化機能	交流施設	公設公民館、コミュニティセンター	社会教育法第 21 条に定める市町村が設置する公民館 地方自治法第 244 条第 1 項に定める公の施設（いの町のコミュニティセンターの設置及び管理に関する条例に規定する施設）
	図書館	図書館	図書館法第 2 条に規定する施設(地方公共団体が設置する公立図書館、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館
	博物館	博物館	博物館法第 2 条第 1 項に規定する博物館及び博物館法第 29 条に規定する博物館相当施設
	ホール	芸術・文化活動の発表の場	－
	教育施設	小中学校、高校	学校教育法第 1 条に定める小学校、中学校、義務教育学校、高等学校

6.　誘導施策の設定

6.1　誘導施策の考え方

6.1.1　誘導施策の体系

立地適正化計画は、行政自らが行う都市施設の計画・整備や土地利用規制によるものではなく、財政・金融・税制等の経済的インセンティブにより、医療・福祉・商業・住宅といった民間等の都市施設を居住誘導区域内や都市機能誘導区域内に誘導する計画であり、計画制度と財政・金融・税制等による支援措置とを結びつける役割を果たすものです。

立地適正化計画においては、国が直接行う施策、国の支援を受けていの町が行う施策、いの町が独自に講じる施策をとおして、広義の都市計画制度である立地適正化計画を活用することとしています。

なお、本計画においては居住誘導区域及び準居住誘導区域（水災害対策重点区域）からなる将来の居住誘導区域を対象として示しています。

＜ターゲットとストーリーに基づく施策の体系＞

立地適正化計画の目指す将来都市構造の実現に向けたまちづくりの方針（ターゲット）及び課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）に基づき、取り組むべき誘導施策を設定します。

誘導施策の検討にあたっては、いの町で従来から行われている施策を継続して行う施策と新たに解決すべき課題を踏まえた施策から構成します。

施策の体系は以下のとおりです。

目指す将来都市像	まちづくりの方針（ターゲット）	居住	都市	交通	防災	共通	施策・誘導方針（ストーリー）
仁淀川とともに歩む　いの町らしい　定住・通勤通学型まちづくり	【居住誘導に関わる方針】 ■方針１　在郷町として発展した仕事と暮らしのまちづくり	■		■	■		**■１「在郷町として発展した仕事と暮らしのまちづくり」の施策・誘導方針** ○職住近接の定住施策（まちなか居住と雇用の場の形成）、生活基盤施設（公園）の充実 ○利便性の高い拠点周辺への居住の誘導（地域の特性に応じた居住地の適正化等） ○多様な住まい方が可能な定住環境の形成 ○子育て世代や若者を引きつけるための誘導施策
	【都市機能誘導に関わる方針】 ■方針２　仁淀川から陸路に沿って発展した歩いて暮らせるまちづくり	■	■	■	■		**■２「仁淀川から陸路に沿って発展した歩いて暮らせるまちづくり」の施策・誘導方針** ○生活サービスなどの暮らしの機能の誘導 ○まち歩きの場づくり、にぎわいの創出のための誘導（まちなかウォーカブル、パークアンドライド等）、かわまちづくりの利用促進 ○空き家を活用した新たな生業・雇用の場、まちなかでの居住の場の誘導
	【交通ネットワークに関わる方針】 ■方針３　河港から高知市を結ぶ交通で発展していくまちづくり			■	■		**■３「河港から高知市を結ぶ交通で発展していくまちづくり」の施策・誘導方針** ○ICとのアクセス性向上による市街地への居住誘導 ○ICを生かした産業振興（産業育成、企業誘致）等 ○施設・道路のバリアフリー対策 ○公共交通の利用促進による居住誘導（駅の案内機能等バス、鉄道の待合環境、駅の南北連絡、バス停整備等） ○環状線（山手線）内の交通安全対策、緊急車両対策 ○広域交通ネットワークによる一層の居住圏の拡大・通勤圏の利便性の向上 ○中山間地域の生活サービス支援（小さな拠点の形成）
	【防災に関わる方針】 ■方針４　水害リスクを認識した上で、安全に暮らすことができるまちづくり			■	■		**■４「水害リスクを認識した上で、安全に暮らすことができるまちづくり」の施策・誘導方針(防災指針と整合)** ○流域治水・内水対策、仁淀川・宇治川の治水対策等としての「氾濫を減らす」「安全に逃げる」「備えて住む」対策 ○地震、地滑り、土砂災害対策 ○命を守る対策（避難路、避難場所、避難態勢の充実）
	【共通：”らしさ”に関わる方針】 ■方針５　仁淀川と暮らすまちづくり			■	■	■	**■５「仁淀川と暮らすまちづくり」の施策・誘導方針** ○都市構造：環状線内の歩くまちの再構築・にぎわいの創出 ○歴史・文化：問屋坂や製紙工場のある紙のまちの景観の保全 ○仁淀川：礫河原の景観、水質の保全、水とのふれあいの確保 ○人とのつながり：人とのふれあい、交流の場の確保

図 6-1　誘導施策の体系

6.2　居住誘導施策

居住誘導区域における誘導施策は以下のとおりです。

居住誘導のための施策は、居住誘導に関わる方針（ターゲット）及び施策・誘導方針（ストーリー）に基づき設定します。

【居住誘導に関わる方針（ターゲット)】

■方針１　在郷町として発展した仕事と暮らしのまちづくり

【施策・誘導方針（ストーリー)】

■１「在郷町として発展した仕事と暮らしのまちづくり」の施策・誘導方針

（１）職住近接の定住施策（まちなか居住と雇用の場の形成)、生活基盤施設（公園）の充実

＜施策のポイント＞・雇用施策・定住施策・生活基盤の充実など

（２）利便性の高い拠点周辺への居住の誘導（地域の特性に応じた居住地の適正化等）

＜施策のポイント＞・拠点周辺の環境整備など

（３）多様な住まい方が可能な定住環境の形成

＜施策のポイント＞・職住近接・高齢者など

（４）子育て世代や若者を引きつけるための誘導施策

＜施策のポイント＞・子育て支援・若者世代の定住化促進など

■凡例

○：上位関連計画　★：各課ヒアリング　◎：誘導方針からの展開案　☑重点施策

【新規】：各課による新たな施策・事業

【継続】：上位計画、各課ヒアリングにより継続する施策・事業

【継続・新規】：既往の施策・事業を活用しつつ、新たな課題に対応して展開

（1）職住近接の定住施策（まちなか居住と雇用の場の形成）、生活基盤施設（公園）の充実

施策の項目	誘導施策等	内容
雇用施策	★【新規】新設等した工場等に係る固定資産税相当額の産業振興奨励金としての交付（改善に向けた取組）	・町内で工場等を新設、移築、改築等する企業に対し、新たな雇用を生み出すこと等を要件に、新設等した工場等に係る固定資産税相当額を産業振興奨励金として交付することで、雇用を創出
	★【新規】企業の育成・支援や人材育成	・製紙業の経営の安定及び生産技術の向上に寄与する人材の確保及び育成のため、町内の学校で出前授業及び製紙会社等を対象とした研修会・勉強会を高知県製紙工業会等との協働で実施
	★【新規】工業団地の整備についての検討（工業会等の団体からの要望や意見） ○【継続】（関連施策）IC 周辺への企業誘致	・高知県製紙工業会から町が管理・販売する工業団地の整備についての要望 ・居住誘導区域への定住や UJI ターン者のための雇用施策としての企業誘致、及び居住誘導区域への居住を促進するための雇用の創出（IC 周辺への企業誘致により、職住近接を促進）
	◎【新規】医療福祉分野における女性等の雇用環境の充実	・女性の労働力率が高いことから、良質な雇用の創出を図り、潜在的労働力が活躍できる働き方について検討、啓発
職住近接・定住施策	○★【継続・新規】町営住宅の集約統合・廃止計画	・「老朽化住宅の撤去」（「いの町公営住宅等長寿命化計画」 ※老朽住宅への対策等、利便性の高い立地を活かした複合的な市街地環境を形成 ・公営住宅の適正な維持管理・更新 ※公営住宅は、安全・安心に利用できるよう適正に維持管理・更新し、老朽化に対応するためなどの大規模改修・更新の際は、維持管理経費の縮減に努めるとともに、住宅ニーズを的確に捉えて施設規模の適正化 ※用途見直しによる転換や復合化・集約化の適正配置について検討
	○【継続】住工混在地における住宅と工場利用の調和の維持	・住工混在地については、周辺の住宅との調和に配慮しながら、現状の工場利用を維持

施策の項目	誘導施策等	内容
生活基盤の整備	○★【継続・新規】多様な機能を備えた公園整備（子ども・子育て・バリアフリー・仁淀川沿川の特徴ある公園等）	・仁淀川とふれあえる羽根公園の整備・川まちづくりを充実 ※参照（関連施策）☑重点施策６：仁淀川周辺の親水空間の充実
		・既設の公園・緑地について、防災機能の強化、ユニバーサルデザイン化等、利用者ニーズや地域特性の変化に対応した施設更新や長寿命化を推進・地域特性に応じた公園づくり（都市計画区域や中山間区域等の地域特性に応じた、自然環境に適合した公園、緑地などの計画的な整備）
	○【継続】効率的な排水処理施設の整備	・「いの町生活排水処理構想」に沿って、公共下水道施設や農業集落排水施設等の地域性に応じた効率的な排水処理施設を整備

■活用可能な支援措置
【雇用施策】
○官民連携まちなか再生推進事業（都市機能誘導区域内）（直接 1/2）
○都市環境維持・改善事業資金融資（エリアマネジメント融資）（都市機能誘導区域内）
○民間中心市街地商業活性化事業計画の認定（経済産業省地域経済産業グループ中心市街地活性化室）
【職住近接・定住施策】
○優良建築物等整備事業（都市機能誘導区域内）（直接 1/2、間接 1/3）
【多様な住まい方（住環境）の充実】
○地域住宅団地再生事業
【生活基盤の整備】
○都市構造再編集中支援事業（直接：1/2（都市機能誘導区域内）、45％（居住誘導区域等内）
○都市公園ストック再編事業（立地適正化計画策定都市）（直接 1/2）

（２）利便性の高い拠点周辺への居住の誘導（地域の特性に応じた居住地の適正化など）

施策の項目	誘導施策等	内容
共通	○【継続】良好な市街地の形成	・良好な市街地の形成（各地区や個別施策で対応） ※低未利用地、木造建築物の密集、狭あい道路、洪水時に浸水しやすい地区等の課題を有する地区の改善・道路・公園等の都市基盤確保
	○【継続】遊休地の有効利用・企業用地の取得・整備	・遊休地の有効利用を図るとともに、経済動向を見極めながら企業用地の取得・整備を検討

施策の項目	誘導施策等	内容
中心拠点 伊野地区	○★【継続・新規】利便性の高い立地を活かした複合的な市街地環境の形成	○まちの中心拠点（町役場、図書館、仁淀病院等、主要な公共施設が集中する JR 伊野駅周辺）として、駅や主要な施設を結ぶアクセス道路、公園等の都市基盤を維持・充実し、利便性の高い立地を活かした複合的な市街地環境を形成 ①魅力と特色ある商店街づくり（地域や消費者のニーズに対応した商業活動の充実・強化や商店街の環境整備を図ることにより、生活者だけでなく、観光客も立ち寄れる魅力と特色ある商店街づくり） ②中心市街地への食・職（コワーキング）の拠点の整備 ③歴史的街並みを活かしつつ、商業用地の高度利用を推進 ④交通機能強化の検討 ※参照（関連施策）☑重点施策３：公民連携によるまちなか再生の推進
生活拠点 枝川地区	◎【継続・新規】低未利用地、狭あい道路の解消	・低未利用地のセットバック、木造建築物が密集する狭あい道路を解消 ※参照（関連施策）「防災に関する施策」
	◎【継続・新規】内水対策・避難体制の充実	・洪水時に浸水しやすい地区の継続的な内水対策の推進、避難体制を充実 ※参照（関連施策）「防災に関する施策」
生活拠点 天王地区	◎【新規】伊野地区とのアクセス道路の充実	・緊急輸送ネットワークの形成・伊野地区・天王地区を結ぶアクセス道路を充実
	◎【新規】孤立化を防ぐ緊急避難道路の整備	・土砂災害等による地区の孤立化を防ぐ緊急避難道路の整備を推進
	◎【新規】健康増進を図るまちづくり	・高齢化世帯の増加への対応として、健康増進を図るまちづくりを推進
生活拠点 波川地区	◎【継続・新規】低未利用地、狭あい道路の解消	・低未利用地のセットバック、木造建築物が密集する狭あい道路を解消 ※参照（関連施策）「防災に関する施策」
	◎【継続・新規】内水対策・避難体制の充実	・洪水時に浸水しやすい地区の継続的な内水対策の推進、避難体制を充実 ※参照（関連施策）「防災に関する施策」

■活用可能な支援措置
【共通】
○都市構造再編集中支援事業（直接：1/2（都市機能誘導区域内）、45%（居住誘導区域等内））
【中心拠点】
○優良建築物等整備事業（都市機能誘導区域内）（直接 1/2、間接 1/3）
○住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）（都市機能誘導区域内）（直接 1/2、間接 1/3）
○住宅市街地総合整備事業（都市再生住宅等整備事業）（都市機能誘導区域内）（直接 1/2、間接 1/3）
○バリアフリー環境整備促進事業（都市機能誘導区域内）（直接間接 1/3）
【生活拠点】
○住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）（都市機能誘導区域内）（直接 1/2、間接 1/3）
○住宅市街地総合整備事業（住宅団地ストック活用型）（都市機能誘導区域内・居住誘導区域内）（直接 1/2、間接 1/3）

（３）多様な住まい方が可能な定住環境の形成

施策の項目	誘導施策等	内容
多様な住まい方（住環境）の充実	○★【継続・新規】用途地域に即した住環境の整備	・住環境の維持・形成に向け、実情に応じた用途地域の見直しを検討（沖田地区、生活拠点（波川）の工業地域等） ・低未利用地の多い工業地域への秩序ある居住の受け入れを推進（用途地域の見直しの検討）
高齢者の住環境整備	★【新規】サービス付き高齢者向け住宅等の整備について検討	・サービス付き高齢者向け住宅や、より低所得者が入居できるような住まいの確保について今後検討

■活用可能な支援措置
【多様な住まい方（住環境）の充実】
○地域住宅団地再生事業
○既存住宅・リフォーム市場活性化による住み替えの促進(予算措置、税制措置)
【高齢者の住環境整備】
○スマートウェルネス住宅等推進事業（都市機能誘導区域内）（間接 1/10、1/3 等）
○サービス付き高齢者向け住宅整備事業（1/10、1/3）（固定資産税減税、不動産取得税控除）
【新旧住民の暮らしやすい地域コミュニティの維持・形成】
○地域居住機能再生推進事業（補助率：1/2 等）

（４）子育て世代や若者を引きつけるための誘導施策

施策の項目	誘導施策等	内容
子育て支援	○★◎【継続・新規】☑重点施策１：「子育て支援５つのパッケージ」の創設（継続事業・新規事業を総合的に連携させた支援事業を創設） ＜５つのパッケージ＞ ①子育て支援サービス・助成の充実 ②子育てを取り巻く環境の充実 ③家庭の教育力を高められる支援の充実 ④放課後の子どもの居場所づくりと支援体制の充実 ⑤子育て支援施設の維持管理及び適正配置・民間の立地誘導	①子育て支援サービス・助成の充実 ・出産祝金等ライフステージに合わせた総合的な支援を拡充 ・保育料等の軽減措置 ・延長保育、乳児、障害児、一時預かり事業への支援 ・母子保健事業の充実（不妊治療費助成・妊婦健診事業・マタニティ教室・乳幼児健診・育児相談・離乳食教室・発達支援事業・乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・未熟児養育支援事業） ②子育てを取り巻く環境の充実 ・妊娠期からの家庭教育に係る学習の場 ・妊婦、乳幼児親子への読み聞かせや本との出会い事業を推進 ・男性の育児参加等の啓発 ・地域子育て支援拠点事業（プレママほっとルームの常設・ないろはぁと事業の継続） ・スクールバスによる送迎について検討 ③家庭の教育力を高められる支援の充実 ・家庭の教育力の向上を目指し、就学前、各園、小中と一貫した事業を実施 ・家庭教育支援基盤形成事業、アクションプラン

施策の項目	誘導施策等	内容
		④放課後の子どもの居場所づくりと支援体制の充実 ・子ども・子育て支援事業、放課後子どもプラン推進事業 ★⑤子育て支援施設の維持管理及び適正配置・民間の立地誘導 ・子育て支援施設は、安全・安心に利用できるよう適正に維持管理・更新 ・老朽化に対応するためなどの大規模改修・更新時の維持管理費を縮減 ・将来の児童数等の推移を的確に捉えたうえで、施設規模を適正化 ・余裕スペースの用途見直しによる転換や複合化・集約化の適正配置を検討
若者世代の定住化促進	★【新規】☑重点施策２：「空き活」の創設（結婚・出生率の向上+空き家の活用を組み合わせ、若者世代の定住を促進させる事業の創設） ➢空き家にならないような取り組みの検討（総務課危機管理室） ➢老朽化していく空き家活用の動機付け（総合政策課）	・「空き活」事業の創設（結婚・出生率の向上+空き家の活用＝空き活） ・若年世代の定住化促進のための施策 ・空き家の活用施策（空き家バンク、空き家活用に関する相談窓口、空き家改修補助金、荷物整理補助金、中間管理住宅制度の実施）

■活用可能な支援措置

【子育て支援】

〇都市構造再編集中支援事業（直接：1/2（都市機能誘導区域内）、45％（居住誘導区域等内））

〇待機児童解消を確実なものとするための保育の受け皿拡大（財政措置）

〇賃借料加算の充実（公定価格の改善事項）（予算措置、財政措置）

〇多様な保育の充実（予算措置、財政措置）

〇保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置（企業主導型保育）（【税制措置】固定資産税、都市計画税、事業所税、不動産取得税、関税等）

〇保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）（【税制措置】固定資産税、不動産取得税、関税等）

【若者世代の定住化促進】

〇住宅市街地総合整備事業（住宅団地ストック活用型）（居住誘導区域内）（直接 1/3 等、間接 1/3）

〇フラット３５地域活性化型（住宅金融支援機構による支援）（居住誘導区域内）

・支援内容：居住誘導区域内における新築住宅・既存住宅の取得に対し、住宅ローン（フラット３５）の金利引下げ（当初５年間、▲0.25％引下げ）

6.3　都市機能誘導施策

都市機能誘導区域における誘導施策は以下のとおりです。

都市機能誘導のための施策は、都市機能誘導に関わる方針（ターゲット）及び施策・誘導方針（ストーリー）に基づき設定します。

【居住誘導に関わる方針（ターゲット)】

■方針２　仁淀川から陸路に沿って発展した歩いて暮らせるまちづくり

【施策・誘導方針（ストーリー)】

■２「仁淀川から陸路に沿って発展した歩いて暮らせるまちづくり」の施策・誘導方針

（１）生活サービスなどの暮らしの機能の誘導

＜施策のポイント＞・生活サービス施設の誘導等

（２）まち歩きの場づくり、にぎわいの創出のための誘導（まちなかウォーカブル、パークアンドライド等)、かわまちづくりの利用促進

＜施策のポイント＞・「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出・にぎわいの創出・パークアンドライド、ほこみち・主な施設を歩いて結ぶ歩いて楽しいみち・歩行ルートの設定など

（３）空き家を活用した新たな生業・雇用の場、まちなかでの居住の場の誘導

＜施策のポイント＞・空き地、空き家の活用（雇用、居住）等

■凡例

○：上位関連計画　★：各課ヒアリング　◎：誘導方針からの展開案　☑重点施策

【新規】：各課による新たな施策・事業

【継続】：上位計画、各課ヒアリングにより継続する施策・事業

【継続・新規】：既往の施策・事業を活用しつつ、新たな課題に対応して展開

（1）生活サービスなどの暮らしの機能の誘導

施策の項目	誘導施策等	内容
行政機能	○【継続】行政系施設の複合化・集約化	・行政系施設の建て替えや大規模改修が必要な場合は、他の近隣施設との複合化・集約化を検討
介護福祉機能	○【継続】保健・福祉の拠点としての適正な維持管理、老朽化や地域ニーズに対応するための大規模改修等の推進（用途の変更や複合・集約化・廃止等の検討）	・地域における保健・福祉の拠点として、快適に利用できるよう適正に維持管理 ・老朽化や地域ニーズに対応するための大規模改修等の際は、維持管理経費の縮減 ・利用のない施設や利用が著しく少ない施設については、用途の変更や複合・集約化を検討 ・老朽化等で用途の見直しが困難な施設については、廃止を検討
	○【継続】あったかふれあいセンターの整備・機能強化	・あったかふれあいセンター事業
	○★【継続・新規】地域包括ケアシステムとしての地域包括支援センターの設定	・地域包括支援センターの設置
	○★【新規】中山間地域への介護・福祉関連施設の設置	・中山間地域に介護・福祉関連施設が少ないため、生活に身近なものとして町内に分散して立地
商業機能	○【継続】商業環境の維持・形成	・生活利便施設が集積する商業地としての利用を基本としつつ、用途地域に即した商業環境の維持・形成のための土地利用の高度化・複合化
医療機能	○【継続・新規】仁淀病院の再建・JR 伊野駅と仁淀病院のアクセス性の強化	・地域で安心して医療を受けられるよう住民の医療や健康づくりを支える拠点施設として仁淀病院を再建 ・JR 伊野駅と仁淀病院のアクセス性の強化 ・大規模改修等の際の維持管理経費の縮減を検討
	◎【新規】小児科機能の充実についての検討	・子育て世代に必要な小児科機能の不足を解消
金融機能	◎【新規】金融施設の維持（誘導施設としての設定）	・誘導区域内は誘導施設として設定し、維持について管理
教育・文化機能	○【継続】文教施設、厚生福祉施設等の整備のための用地の確保に向けた取り組みの推進	・住民生活に直結する文教施設、厚生福祉施設等の整備にあたっては、環境保全と住民の利便性を考えた適正配置に配慮し、用地の確保に向けた取り組みを推進

施策の項目	誘導施策等	内容
	○【継続】公民館等の老朽化や地域ニーズに対応するための大規模改修・更新	・公民館等の老朽化や地域ニーズに対応するための大規模改修・更新の際は、維持管理経費を縮減 ・施設規模の適正化や複合化・集約化等の適正配置について検討
	○【継続】スポーツ・レクリエーション系施設の適正な維持管理・更新	・スポーツ・レクリエーション系施設は、安全・安心に利用できるよう適正に維持管理・更新し、大規模改修・更新の際は維持管理経費を縮減 ・施設規模の適正化や複合化・集約化等の適正配置について検討
	○★【継続・新規】教育文化施設の長寿命化・快適性の向上についての検討	・学校施設、幼稚園・保育園・認定こども園の長寿命化 ・長寿命化を検討し、無理なところは建替えを検討 ・図書館の利用促進に向けた快適環境を向上（エアコンの設置）

■活用可能な支援措置

【介護福祉機能】
- ○スマートウェルネス住宅等推進事業（補助率 1/10 等、税制措置（サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制）固定資産税、不動産取得税）
- ○多機関の協働による包括的支援体制構築事業
- ○コンパクトシティに向けた取組と整合する介護施設等の整備の推進
- ○高知県介護基盤整備等事業費補助金（高知県）

【商業機能】【金融機能】
- ○地域再生エリアマネジメント負担金制度
- ○商店街活性化促進事業
- ○特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定（予算措置、税制措置（登録免許税））
- ○民間中心市街地商業活性化事業計画の認定
- ○認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供する土地等を譲渡した際の譲渡所得の特別控除（税制措置（所得税））
- ○特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減（税制措置（登録免許税））
- ○企業活力強化貸付における企業活力強化資金
- ○商店街活性化・観光消費創出事業

【医療機能】
- ○健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン
- ○健康・医療・福祉のまちづくりの手引き－地区レベルの診断と処方箋－
- ○まちづくりにおける健康増進効果を把握するための歩行量（歩数）調査のガイドライン
- ○医療提供体制施設整備交付金（予算措置）
- ○医療計画（医療提供体制確保に関する基本方針 等）（予算措置）
- ○地域の健康増進活動支援事業（予算措置）

【教育・文化機能】
- ○まち再生出資【民都機構による支援】（都市機能誘導区域内）
- ○共同型都市再構築【民都機構による支援】（都市機能誘導区域内）
- ○（都市再生機構出資金）都市・居住環境整備推進出資金＜まちなか再生・まちなか居住推進型＞
- ○地域居住機能再生推進事業（居住誘導区域内）（直接 1/2 等）
- ○学校施設の有効活用等の支援措置

（2）まち歩きの場づくり、にぎわいの創出のための誘導（まちなかウォーカブル、パークアンドライド等）

施策の項目	誘導施策等	内容
商店街のにぎわいの創出・まちなかウォーカブル等	★【新規】☑重点施策３：公民連携によるまちなか再生の推進 参考：都市構造再編集中支援事業、「居心地が良く歩きたくなるまち」（まちなかウォーカブル推進事業等）の推進	①魅力と特色ある商店街づくり（地域や消費者のニーズに対応した商業活動の充実・強化や商店街の環境整備を図ることにより、生活者だけでなく、観光客も立ち寄れる魅力と特色ある商店街づくりを推進） ・紙の博物館の充実と中心市街地が連携したまち歩き空間を形成（いの町中心市街地活性化計画） ・★町民の健康の維持・体力づくりに向けたウォーキングや軽スポーツの普及 ・★かわまちづくりと連携した水辺空間の整備・利用促進とともに、ウォーカブル空間を形成
		②中心市街地への食・職（コワーキング）の拠点の整備（いの町中心市街地活性化計画） ・◎滞在快適等向上区域（まちなかウォーカブル区域）と歩行者利便増進道路（ほこみち）の指定の組み合わせ活用の検討 ・◎地域の風景や暮らしがみられる場におけるコワーキング・交流拠点の整備（町内外の多様な人材の交流） ・◎ワーケーションの受け入れ体制の検討 ・◎ワーケーションのための Wi-Fi 等の環境整備
		③歴史的街並みを活かしつつ、商業用地の高度利用を推進 ・町役場、図書館、仁淀病院等、主要な公共施設が集中する JR 伊野駅周辺については、まちの中心拠点として、駅や主要な施設を結ぶアクセス道路、公園等の都市基盤を維持・充実 ・★古い町並みのある市街地の魅力向上（リニューアル等）（重点的に図っていく観光地の形成） ・とさでん交通いの駅からいの大国さままでの古い町並みのある市街地の保全（産業経済課）・◎景観計画の検討
		④交通機能強化の検討 ・★JR 伊野駅の老朽化に伴う改修（南北連絡通路） ・★結節拠点（バスタ）の機能強化 ・観光地や商店街等へのにぎわいの創出 ・★産業・観光の観点から観光地や商店街等へのアクセス向上を図り、利用しやすい環境づくりに資する駐車場の整備及び利用システム（パークアンドライド等）について検討

■活用可能な支援措置
【共通】
○都市構造再編集中支援事業（直接：1/2（都市機能誘導区域内）、45%（居住誘導区域等内））
【にぎわいの創出】
○官民連携まちなか再生推進事業（都市機能誘導区域内）（直接 1/2）
○都市再生コーディネート等推進事業【都市再生機構による支援】（都市機能誘導区域内）（直接 1/2）
○都市環境維持・改善事業資金融資（エリアマネジメント融資）（都市機能誘導区域内）
【まちなかウォーカブル等】
○まちなかウォーカブル推進事業（直接：1/2）
○ウォーカブルなまちづくりの推進（固定資産税・都市計画税、オープンスペース化した土地及びその上に設置された償却資産・低層部の階をオープン化した家屋について、課税標準を 5 年間 1/2 に軽減）
○ウォーカブル推進税制（固定資産税・都市計画税の軽減）
○まちなか公共空間等活用支援事業（都市再生推進法人への総事業費 1/2）
○歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）制度
○駐車場法の特例制度（予算措置、財政措置）

（3）空き家を活用した新たな生業・雇用の場、まちなかでの居住の場の誘導

施策の項目	誘導施策等	内容
空き家の活用	○【継続】空き家対策等荷物整理事業	・地方への移住促進・創業支援事業 ※参照（関連施策）☑重点施策 2 ：「空き活」の創設
	○【継続】空き家等の適切な管理の促進	・所有者等による空き家等の適切な管理の促進 ※参照（関連施策）☑重点施策 2 ：「空き活」の創設
	○【継続】空き家等跡地の活用の促進	・空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用の促進 ※参照（関連施策）☑重点施策 2 ：「空き活」の創設
空き地の活用	○【継続】空き地の利活用について検討	・空き地の利活用について検討
	○【新規】低未利用土地の有効活用	・「利用指針」「管理指針」「低未利用土地権利設定等促進事業区域」の設定 ・「立地誘導促進施設協定」による空き地・空き家等の活用支援 ・低未利用地の有効活用と適正管理の促進

■活用可能な支援措置
【空き家の活用】
○空き家対策総合支援事業
○空き家・空き地等の流通の活性化の推進
【空き地の活用】
○都市のスポンジ化対策のための特例措置の延長
【登録免許税】
【不動産取得税】
【固定資産税】
○低未利用土地権利設定等促進計画制度

■**「低未利用土地権利設定等促進計画」「立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）」を活用し、空き地・空き家の有効活用を促す施策について**

◆低未利用土地の有効活用

・人口減少と高齢化を背景にした空き地・空き家等の低未利用の土地が発生
・これによる人口密度の低下、並びに都市のスポンジ化の問題に対応するため、低未利用土地における適切な管理を促すとともに、有効利用を促すための支援を行うことが必要
・また、複数の土地の利用権等の交換・集約、区画再編等を通じて、低未利用土地を一体敷地とすることにより活用促進につながる場合、低未利用土地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートすることなども検討
・低未利用土地の有効活用の支援は、利用及び管理に係る指針、低未利用土地権利設定等促進事業の考え方に基づき実施が必要

≪利用指針≫

【都市機能誘導区域内】
・オープンカフェや広場等、商業施設、医療施設等の利用者の利便を高める施設としての利用を推奨

【居住誘導区域内】
・リノベーションによる既存住宅の再生及び良好な居住環境整備のための敷地統合等による利用を推奨

≪管理指針≫

【空き家】
・定期的な空気の入れ換え等の適切な清掃

【空き地等】
・雑草の繁茂及び害虫の発生を予防するための定期的な除草や、不法投棄等を予防するための適切な措置を講じ、適切な管理を実施

≪低未利用土地権利設定等促進事業区域≫

【低未利用土地権利設定等促進事業区域の設定】
・都市機能誘導区域又は居住誘導区域

【低未利用土地権利設定等促進事業に関する事項】
・促進すべき権利設定等の種類：地上権、賃借権、所有権等
・立地を誘導すべき誘導施設等：都市機能誘導区域における誘導施設居住誘導区域における住宅等

◆「立地誘導促進施設協定」による空き地・空き家等の活用支援

・居住者等の利便を増進し、良好な市街地環境を確保するため、居住誘導区域内を立地誘導促進施設協定の対象とし、空き地・空き家等の地権者の合意に基づき自治会やまちづくり団体等が共同で交流広場、コミュニティ施設等の空間・施設を整備又は管理することができるよう支援

◆低未利用地の有効活用と適正管理の促進

・「低未利用土地権利設定等促進計画制度」を活用した低未利用地の有効活用・適正管理の促進について検討
・立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）による低未利用地の有効活用について検討

6.4　交通ネットワークに関する施策

交通ネットワークに関する施策は以下のとおりです。

交通ネットワークのための施策は、交通ネットワークに関わる方針（ターゲット）及び施策・誘導方針（ストーリー）に基づき設定します。

【居住誘導に関わる方針（ターゲット)】

■方針３　河港から高知市を結ぶ交通で発展していくまちづくり

【施策・誘導方針（ストーリー)】

■３「河港から高知市を結ぶ交通で発展していくまちづくり」の施策・誘導方針

（１）IC とのアクセス性向上による市街地への居住誘導

＜施策のポイント＞・市街地へのアクセス整備等

（２）IC を生かした産業振興（産業育成、企業誘致）等

＜施策のポイント＞・IC 周辺への製紙業、製造業の誘致・IC を活かした新たな産業の誘致等

（３）施設・道路のバリアフリー対策

＜施策のポイント＞・道路環境の改善・バリアフリー・安全対策等

（４）公共交通の利用促進による居住誘導（駅の案内機能等、バス・鉄道の待合環境、駅の南北連絡、バス停整備等）

＜施策のポイント＞・公共交通の充実（運行、路線、バス停の整備など）・交通結節機能の充実（駅の案内機能、バス、鉄道の待合環境、駅の南北連絡通路）等

（５）環状線（山手線）内の交通安全対策、緊急車両対策

＜施策のポイント＞・緊急輸送ネットワーク（地域内の緊急車両の通行）等

（６）広域交通ネットワークによる一層の居住圏の拡大・通勤圏の利便性の向上

＜施策のポイント＞・広域交通ネットワーク等

（７）中山間地域の生活サービス支援（小さな拠点の形成）

＜施策のポイント＞・小さな拠点の形成・中山間地域との交通システムの強化等

■凡例

○：上位関連計画　★：各課ヒアリング　◎：誘導方針からの展開案　☑重点施策

【新規】：各課による新たな施策・事業

【継続】：上位計画、各課ヒアリングにより継続する施策・事業

【継続・新規】：既往の施策・事業を活用しつつ、新たな課題に対応して展開

（1）IC とのアクセス性向上による市街地への居住誘導

施策の項目	誘導施策等	内容
市街地へのアクセス整備	○【継続】地域特性に応じた市街地や道路網の整備	・都市計画区域や中山間地域などの地域特性に応じた、自然環境に適合した市街地や道路網などの計画的な整備

■活用可能な支援措置
【アクセス性の高い市街地の整備】
○都市構造再編集中支援事業（直接：1/2（都市機能誘導区域内）、45%（居住誘導区域等内））
【市街地へのアクセス整備】
○都市・地域交通戦略推進事業（補助金）（立地適正化計画区域内）（直接 1/2 等）

（2）IC を生かした産業振興（産業育成、企業誘致）等

施策の項目	誘導施策等	内容
IC 周辺への製糸業、製造業の誘致	○【継続】（関連施策）IC 周辺への企業誘致 ※居住誘導区域への定住や UJI ターン者のための雇用施策としての企業誘致	・市街化調整区域での規制緩和により製紙業、製造業などの更なる発展に向けて、高知西バイパスの各 IC1km 以内において、適合する建築物の建築を可能とし、企業を誘致（『いの町「特定のエリアにおける市町のまちづくりの方針に沿った建築物を建築する場合」の実施基準に関する要綱』（平成 29 年 2 月 22 日　告示第 12 号））
IC を活かした新たな産業の誘致	○【継続】地区計画等による伊野 IC 周辺での新たな産業振興や雇用の場の創出	・伊野 IC 周辺では、新たな産業振興や雇用の場を創出するため、周辺環境との調和に配慮したうえで、地区計画等による新たな土地利用を検討

■活用可能な支援措置
【IC 周辺への製糸業、製造業の誘致】【IC を活かした新たな産業の誘致】
○地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査等事業）（予算措置、一部財政措置）（補助率 1/2）
○地域内の共同輸配送の促進（予算措置）
○地域公共交通確保維持改善事業（予算措置、一部財政措置、一部税制措置）

（３）施設・道路のバリアフリー対策

施策の項目	誘導施策等	内容
道路環境の改善	○★【継続・新規】道路環境の改善（狭あいな生活道路の改良、交通安全施設の整備、歩道整備やバリアフリー化、橋梁の長寿命化等）	・鉄道駅や教育施設、主要な公共施設の周辺や住民要望の多い区間等について、狭あいな生活道路の改良、交通安全施設の整備、歩道整備やバリアフリー化、橋梁の長寿命化等を計画的に進め、生活者の利便性・安全性を向上 ✓枝川地区・波川地区：低未利用地のセットバック、木造建築物が密集する狭あい道路の解消 ✓★天王地区：伊野地区・天王地区を結ぶアクセス道路の充実
	○【継続】人に優しい道路空間の整備	・集落内における生活道路の安全で快適な人に優しい道路空間を整備※参照（関連施策） ☑重点施策３：公民連携によるまちなか再生の推進

■活用可能な支援措置
【道路環境の改善】
○都市構造再編集中支援事業（直接：1/2（都市機能誘導区域内）、45%（居住誘導区域等内））
○街路事業（予算措置、税制措置）

（４）公共交通の利用促進による居住誘導（駅の案内機能等、バス・鉄道の待合環境、駅の南北連絡、バス停整備等）

施策の項目	誘導施策等	内容
公共交通の充実（運行、交通結節機能、バス停の整備等）	○【継続・新規】総合的な交通体系の整備（検討中）	・駅周辺の環境整備やバス路線の維持・充実、乗継しやすい環境づくりなどを図ることにより、利用しやすい交通体系を整備 ・★医療・福祉の観点から中心部と中山間地域などの周辺地域を往来する公共交通の利便性と効率性の向上 ・◎MaaS（Mobility as a Service 及び MaaS を実現する新たなモビリティサービスとしてのグリーンスローモビリティ、シェアサイクル等の検討

施策の項目	誘導施策等	内容
交通結節機能の充実	○★【継続・新規】鉄道の交通結節機能の強化（検討中）	・★運行数と実際の利用の乖離の解消に向け、各種交通手段の接続性を向上（地域公共交通計画策定に向け検討） ・鉄道については、交通事業者と協力しつつ、輸送サービスの強化や、駅周辺の環境整備による交通結節点としての機能を強化 ※参照（関連施策）☑重点施策３：公民連携によるまちなか再生の推進
	○【継続】バスの交通機能強化（路線の再編、結節拠点の機能強化、主要バス停の位置調整・環境整備等）	・「いの町地域公共交通総合連携計画（平成22年3 月）」に基づき、路線の再編、結節拠点の機能強化（JR 伊野駅、伊野駅前電停）、主要バス停の位置調整・環境整備等を進め、地域特性に応じた公共交通機関の維持・充実

■活用可能な支援措置
【公共交通の充実（運行、交通結節機能、バス停の整備等）】
○都市・地域交通戦略推進事業（立地適正化計画区域内）（直接 1/2 等、間接 1/3）
○都市・地域交通戦略推進事業（補助金）（立地適正化計画区域内）（直接 1/2 等）
○日本版 MaaS 推進・支援事業（予算措置）
○都市・地域交通戦略推進事業（予算措置、税制措置）
○（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構の出資等制度（予算措置）
【交通結節機能の充実】
○都市・地域交通戦略推進事業（駅まち空間整備の推進）
○街路事業（予算措置、税制措置）
○次世代ステーション創造事業（鉄道駅総合改善事業費補助）（予算措置）

（５）環状線（山手線）内の交通安全対策、緊急車両対策

施策の項目	誘導施策等	内容
緊急輸送ネットワークの形成	○◎【継続・新規】交通安全対策及び緊急輸送ネットワークの強化（緊急輸送ネットワークの形成：いの町都市計画マスタープラン） （参照：【道路環境の改善】）	・環状線内（レッドゾーン）の狭あい道路の早期解消 ・◎中心拠点（伊野）と生活拠点（天王）の緊急輸送ネットワークの確保（伊野南地区農免道路～主要地方道高知土佐線の強化） ※浸水等の緊急時における伊野地区から天王地区への緊急避難路道路の確保 ※土砂災害等における天王地区の孤立化を防ぐ緊急避難道路の整備を推進

■活用可能な支援措置
【緊急輸送ネットワークの形成】
○都市構造再編集中支援事業（直接：1/2（都市機能誘導区域内）、45%（居住誘導区域等内））
○都市公園ストック再編事業（立地適正化計画策定都市）（直接 1/2）
【地域内の緊急車両の通行】
○事前防災による安全な市街地の形成（都市防災総合推進事業（【交付率】1/2、1/3、2/3※南海トラフ特措法に基づく一定の要件を満たす場合））

（６）広域交通ネットワークによる一層の居住圏の拡大・通勤圏の利便性の向上

施策の項目	誘導施策等	内容
広域交通ネットワーク	○◎【継続・新規】広域交通ネットワーク拠点の整備	・国道 33 号、国道 194 号、国道 439 号の幹線道路の整備 ・◎バス・高速バス等の交通機能強化の検討（＜都市機能誘導区域＞方針 2 参照） 例：路線の再編、主要バス停の位置調整・環境整備、結節拠点（バスタ）の機能強化等

■活用可能な支援措置
【広域交通ネットワーク】
○都市・地域交通戦略推進事業（予算措置、税制措置）

（７）中山間地域の生活サービス支援（小さな拠点の形成）

施策の項目	誘導施策等	内容
小さな拠点の形成	○【新規】いの町過疎地域持続的発展計画（案）の推進	・いの町過疎地域持続的発展計画（案）の推進
	○【継続】集落活動センターの普及・拡大、取組支援	・集落活動センター推進事業
	○【継続】高知ふるさと応援隊の導入・活動支援	・集落活動センター推進事業
中山間地域との交通システムの強化	○【継続】中山間地域との連携強化対策	・デマンド型乗合タクシー、デマンドバス、スクールバスなどの交通確保対策

■活用可能な支援措置
【小さな拠点の形成】
○過疎債
○小さな拠点・地域運営組織に関する支援措置
○高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略（高知県）
【中山間地域との交通システムの強化】
○高知県過疎地域自立促進計画

6.5　防災に関する施策

防災に関する施策は以下のとおりです。

防災のための施策は、防災に関わる方針（ターゲット）及び施策・誘導方針（ストーリー）に基づき設定します。

なお、防災に関する具体的な取組は「防災指針」に示します。

【居住誘導に関わる方針（ターゲット）】

■方針４　水災害リスクを認識した上で、安全に暮らすことができるまちづくり

【施策・誘導方針（ストーリー）】

■４「水災害リスクを認識した上で、安全に暮らすことができるまちづくり」の施策・誘導方針

（１）流域治水・内水対策、仁淀川・宇治川の治水対策等の「氾濫を減らす」及び「安全に逃げる」「備えて住む」対策

＜施策のポイント＞・流域治水、内水対策・仁淀川・宇治川の治水対策等の「氾濫を減らす」及び「安全に逃げる」「備えて住む」対策

（２）地震、地滑り、土砂災害対策

＜施策のポイント＞・土砂災害防止対策・地震に強い市街地形成・建物の耐震化等

（３）命を守る対策（避難路、避難場所等、避難体制の充実等）

＜施策のポイント＞・災害に強いまちづくり、避難路・避難場所等・避難体制の充実等

■凡例

○：上位関連計画　★：各課ヒアリング　◎：誘導方針からの展開案　☑重点施策

【新規】：各課による新たな施策・事業

【継続】：上位計画、各課ヒアリングにより継続する施策・事業

【継続・新規】：既往の施策・事業を活用しつつ、新たな課題に対応して展開

【参照「防災指針」】

施策	施策の項目	誘導施策等
（1） 流域治水・内水対策、仁淀川・宇治川の治水対策等（「氾濫を減らす」「安全に逃げる」「備えて住む」）	氾濫を減らす ※治水 ・流域治水 ・内水対策	○【継続】流域治水 ○【継続】内水対策
	氾濫を減らす ※仁淀川・宇治川の治水対策	○【継続】「仁淀川水系河川整備基本方針（H20.3）」「仁淀川水系宇治川河川整備計画（H18.4）」に沿った水災害対策の推進 ○【継続】慢性的な浸水被害の軽減・解消（宇治川流域）
	安全に逃げる	○◎【新規】☑重点施策４：流域治水に基づく命を守る方策（災害に強いまちづくり、避難体制等）
	備えて住む	○★◎【新規】☑重点施策４：流域治水に基づく命を守る方策（災害に強いまちづくり、避難体制等） ・建築物等の防災機能強化
（2）地震、土砂災害対策	土砂災害防止対策	★【新規】土砂災害ハザードマップの見直し（予定） ○【継続】砂防えん堤、地すべり防止施設等の対策施設の設置要請 ◎【新規】建替時におけるハザード区域からの移転促進
	地震に強い市街地形成	○★【新規】大規模盛土造成地第二次スクリーニング調査の実施 ○【継続】ライフライン施設等の機能確保と不測の事態への備え ○【継続】通信施設の機能強化 ○【継続】民間の建築物に対する耐震診断・耐震補強への支援を継続 ○【継続】沿道建築物の耐震化の推進
（3）命を守る対策（避難路、避難場所等、避難体制の充実等）	災害に強いまちづくり	★【継続・新規】防災関連機能の集約化・防災拠点の整備（公共施設の再編の観点） ○★【継続・新規】☑重点施策５：老朽化した都市インフラの改修 ◎【新規】リアルタイムデータによる防災情報の発信（スマートシティ実装化支援事業 スマートシティ実装化支援調査） ○【継続】「いの町地域防災計画」「いの町国土強靱化計画」の推進（消防、火災等含む） ○【継続】公共・公益施設の防災拠点としての機能強化（耐震化・不燃化） ○【継続】地域全体の防災力の向上 ※参照（関連施策）：交通安全対策及び緊急輸送ネットワークの強化

施策	施策の項目	誘導施策等
	避難路 ・避難場所等	○【新規】避難場所等の充足 ○【継続】避難場所等・避難路の確保 ○【継続】今後の対策等 ※共通：○◎【新規】☑重点施策 4：流域治水に基づく命を守る方策（災害に強いまちづくり、避難体制等）
	避難体制	★【新規】土砂災害警戒区域等における啓発活動 ★【新規】河川浸水時や土砂災害時、地震時における避難対策についての取り組み ※共通：○◎【新規】☑重点施策 4：流域治水に基づく命を守る方策（災害に強いまちづくり、避難体制等）

■活用可能な支援措置
【災害に強いまちづくりなど】
○防災・減災を主流化したコンパクトシティの推進
○事前防災による安全な市街地の形成（都市防災総合推進事業（【交付率】1/2、1/3、2/3※南海トラフ特措法に基づく一定の要件を満たす場合））
○防災・減災、国土強靱化 5 か年加速化対策の着実な推進（都市公園・緑地等事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業）
○市街地開発事業等における無電柱化の推進（無電柱化まちづくり促進事業）
○防災街区整備事業（都市機能誘導区域内）（直接、間接 1/3）
○都市再生区画整理事業（都市機能誘導区域・居住誘導区域内）（直接 1/2、間接 1/3）
○スマートシティ実装化支援事業 スマートシティ実装化支援調査
【避難路、避難場所等】
○事前防災による安全な市街地の形成（都市防災総合推進事業（【交付率】1/2、1/3、2/3※南海トラフ特措法に基づく一定の要件を満たす場合））
【避難体制の充実】
○想定最大規模の洪水、内水、高潮、津波の浸水想定区域指定及びハザードマップ作成の推進（予算措置）
○タイムライン（防災行動計画）策定
○地域防災力・避難体制の確立（いの町地域防災計画）
【洪水に強い建物への改善・建物の強靱化】
○防災街区整備事業（都市機能誘導区域内）（直接、間接 1/3）
○防災・省エネまちづくり緊急促進事業（都市機能誘導区域・居住誘導区域内）（直接　3%、5%、7%）
○都市公園・緑地等事業

6.6 “らしさ”に関する施策

いの町“らしさ”に関する施策は以下のとおりです。

“らしさ”のための施策は、“らしさ”に関わる方針（ターゲット）及び施策・誘導方針（ストーリー）に基づき設定します。

【居住誘導に関わる方針（ターゲット)】

■方針５　仁淀川と暮らすまちづくり

【施策・誘導方針（ストーリー)】

■５「仁淀川と暮らすまちづくり」の施策・誘導方針

（１）歴史・文化：問屋坂や製紙工場のある紙のまちの景観の保全

＜施策のポイント＞・いの町らしい景観の保全、創出・景観計画

（２）仁淀川：礫河原の景観、水質の保全、水とのふれあいの確保

＜施策のポイント＞・かわまちづくり（いの町らしさを感じられる仁淀川とのふれあい機会の提供）・清流日本一の維持・水辺とのふれあいなど

（３）人とのつながり：人とのふれあい、交流の場の確保

＜施策のポイント＞・地域コミュニティの形成・まちなかの広場整備・観光交流の推進・UJI ターン移住者・いの町らしさを享受できる住まい方（例：ワーケーション）など

■凡例

○：上位関連計画　★：各課ヒアリング　◎：誘導方針からの展開案　☑重点施策

【新規】：各課による新たな施策・事業

【継続】：上位計画、各課ヒアリングにより継続する施策・事業

【継続・新規】：既往の施策・事業を活用しつつ、新たな課題に対応して展開

（1）歴史・文化：問屋坂や製紙工場のある紙のまちの景観の保全

施策の項目	誘導施策等	内容
いの町らしい景観の保全・創出	○【新規】歴史的建築物の保全など地域資源を活かした市街地の魅力向上	・JR 伊野駅、商店街、椙本神社、問屋坂（国道 33 号）にかけてのエリア（旧松山街道）は、外部からのまちの玄関口となり、紙の博物館等の観光施設の集積するエリアでもあることから、歴史的建築物の保全等、地域資源を活かした魅力的な景観形成を図る（いの町都市計画マスタープラン） ※参照（関連施策）☑重点施策 3 ：公民連携によるまちなか再生の推進

■活用可能な支援措置
【いの町らしい景観の保全・創出】
○まちづくりファンド支援事業（共助推進型）
○都市構造再編集中支援事業（直接：1/2（都市機能誘導区域内）、45%（居住誘導区域等内））

（2）仁淀川：礫河原の景観、水質の保全、水とのふれあいの確保

施策の項目	誘導施策等	内容
かわまちづくりなど	○★【継続・新規】☑重点施策 6 ：仁淀川周辺の親水空間の充実（緑地及び周辺施設）	・波川緑地の観光利用を促進するための機能や施設の拡充（「木漏れ日の森」区域の多面的利用の促進）（仁淀川 波川緑地 再整備計画（検討案）） ・羽根公園の整備 ・★仁淀川周辺施設（波川公園、土佐和紙工芸村）などの仁淀川周辺施設の魅力向上（リニューアル等） ・波川緑地の魅力を体感できるイベント開催（仁淀川 波川緑地 再整備計画（検討案）） ・仁淀川の流域連携による観光の充実（仁淀川 波川緑地 再整備計画（検討案））（上下流交流など） ・豊かな自然とふれあうことができる川づくり（仁淀川周辺の緑地等は、仁淀川に集まる生物の生息地や洪水時の遊水スペース等の多面的な機能を持った緑地として、維持・保全）・仁淀川の景観に配慮した親水空間としての機能充実
清流日本一の維持	○【継続】仁淀川の水質の確保	・豊かな水量と高い透明度を有する清流仁淀川の保全

■活用可能な支援措置
【かわまちづくりなど】
○かわまちづくり支援制度
【清流日本一の維持】【水辺とのふれあい】
○仁淀川水系河川整備計画【変更】（平成 28 年 12 月）

（3）人とのつながり：人とのふれあい、交流の場の確保

施策の項目	誘導施策等	内容
いの町らしい暮らし	○【継続・新規】中心市街地への食・職（コワーキング）の拠点の整備（いの町中心市街地活性化計画）	※参照（関連施策）☑重点施策３：「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりの検討
	○◎【継続・新規】UJI ターン者の受け入れ体制の充実	・ハッピーいの町ターン （高知県いの町移住応援サイト）「高知屋で暮らす。（高知ＵＩターンサポートメディア)」の推進 ・◎二拠点居住の推進（移住体験ツアーの開催、移住に関わる各種補助の検討（移住体験用交通費・宿泊費の補助、引っ越し費用の補助、期限付きの家賃補助、空き家の活用・紹介や各種情報提供など） ・空き家の活用 ※参照（関連施策）☑重点施策２：「空き活」の創設
地域コミュニティの形成	○★【新規】高齢者福祉施設の地域交流スペースとしての活用	・地域交流スペースの利活用方法の検討
	○【継続】公民館の適正な維持管理・更新	・公民館は、安全・安心に利用できるよう適正に維持管理・更新し、老朽化や地域ニーズに対応するために大規模改修 ・更新の際は、維持管理経費の縮減に努めるとともに、施設規模の適正化や複合化・集約化等の適正配置についても検討
	○★【継続・新規】生涯スポーツの推進に向けたスポーツ施設の整備や活動機会の充実（いの町第２次振興計画（基本構想） （いの町中心市街地活性化計画）	・社会体育施設の機能充実に努め、スポーツ活動等の活性化を推進 ・いのスポーツクラブとの連携を深め、スポーツ教室・各種スポーツ大会の開催や、関係団体の育成連携などに努め、社会体育活動の普及と振興を推進（教育委員会）

施策の項目	誘導施策等	内容
観光交流	○【継続】自然・歴史・文化を生かした観光の推進（第２期いの町まち・ひと・しごと創生総合戦略）	・地域資源である観光拠点等の整備、機能強化 ・滞在型・体験型観光の振興

■活用可能な支援措置
【いの町らしい暮らし】
＜UJI ターン者の受け入れ体制＞
○空き家対策総合支援事業
＜ワーケーションなど＞
○官民連携によるエリア価値の向上（コワーキングスペース）（都市構造再編集中支援事業 まちなかウォーカブル推進事業 都市再生整備計画事業 ）
○クラウドファンディング等を活用した空き家・空き店舗等の再生の推進
【地域コミュニティの形成】
○市民農園等整備事業（居住誘導区域内外）（直接 1/2 施設、1/3 用地）
【まちなかの広場整備】
○子ども・子育てやバリアフリーなど多様な機能を備えた公園整備（都市公園・緑地等事業）
【観光交流】
○官民連携まちなか再生推進事業（都市機能誘導区域内）（直接 1/2）

7. 防災指針

7.1 防災指針とは

7.1.1 防災指針の位置づけ

防災指針とは、近年、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画における居住や都市機能の誘導を併せて、都市の防災に関する機能の確保を図るための指針として、改正都市再生特別措置法（令和 2 年 9 月施行）において、新たに位置づけられるものです。

コンパクトで安全なまちづくりを推進する立地適正化計画においては、防災指針により、災害リスクの高い地域での新たな立地を抑制し、居住誘導区域から原則除外を図ることが必要となります。

いの町の居住地としての歴史は古く、伊野地域は土佐和紙の中心的生産地の在郷町として発展し、現在の姿が形成されてきました。また枝川地区は、河川の後背湿地に形成され、水田を挟んで河川から離れた位置に存在していましたが、高度経済成長期から平成前期にかけて、河川改修事業が進められたことで、市街地化が進められ、概ね現在の都市骨格が形成されています。

こうした中、いの町は仁淀川から離れるほど低くなる低奥型地形を呈することから、平地部を取り囲む山裾部に災害リスクの高いレッドゾーンやイエローゾーンを含み、１級河川仁淀川及び宇治川の洪水、雨水出水による浸水想定区域は、市街地の広範囲に及びます。既に市街地が形成されている地域は、大部分がこれらの浸水想定の区域にあたり、この地域を居住誘導区域から全て取り除くことは現実的に困難であると想定されます。

このため、防災指針においては、想定最大規模の洪水に対して、仁淀川流域治水協議会にて提言された「氾濫を減らす」「備えて住む」「安全に逃げる」の 3 方策に基づき、それぞれ「【氾濫を減らす】治水・流域治水・内水対策等」「【備えて住む】家屋対策の推奨等」「【安全に逃げる】緊急避難場所等の指定等」の取組を位置づけ、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させることによって、居住している住民の皆さんが安全・安心な生活を送れるよう進め、今後の人口減少・高齢化社会のなかで、持続可能な都市づくりを進めるものとします。

7.1.2　災害ハザードエリアについて

(1)　対象とする災害リスク

いの町における想定される災害等は、法令等に基づきハザードマップが公表されています。これらに基づき、対象とする災害リスクは水災害、土砂災害及び地震（大規模盛土造成地）等を対象とします。

■対象とする災害リスク

○土砂災害　　○水災害　　○地震（大規模盛土造成地）

(2)　水災害・土砂災害に対する誘導区域の取り扱いについて

いの町の中心拠点や生活拠点などには、広範囲において災害リスクの高いレッドゾーンやイエローゾーンが存在します。しかし、中心拠点や生活拠点はいの町の成り立ちの地域であるとともに、まちの発展や良好な居住地形成にとって非常に重要な地域であることから、取り扱いについては、総合的に勘案して対応することとします。

■いの町における浸水想定区域の取り扱いについて

いの町の都市計画区域内は、低地部の広くに浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域が存在します。このため、いの町では、国や県の河川整備や流域治水等の治水・雨水対策による浸水リスクの低減、避難誘導に向けた情報発信、警戒避難体制の整備、必要に応じた家屋の補強対策等の「命を守る対策」が必要です。

いの町の中心拠点や生活拠点はいの町の成り立ちの地域であるとともに、まちの発展や良好な居住地形成にとって非常に重要な地域であることから、「命を守る対策」等の条件付きで誘導区域（準居住誘導区域（水災害対策重点区域））に含めることとし、適当でないと判断される場合あるいは条件に満たない場合は誘導区域から除外することとします。

※現在公表されている浸水想定区域図は、想定最大規模（年超過確率 1／1000 程度以下の降雨量）や計画規模（年超過確率 1／100～200 程度の降雨量）のハザードを対象に想定しています。（「年超過確率 1 ／100 の規模の洪水」とは、毎年、１年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1 ／100（1%）であることを示しています。洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率は、仁淀川が 1／100、宇治川が 1／70 です。

出典：「水災害リスクを踏まえた 防災まちづくりのガイドライン」（令和 3 年 5 月国土交通省）、高知河川国道事務所

■いの町における土砂災害に対する誘導区域の取り扱いについて

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は土砂災害のおそれがある区域であり、発災時に人的被害等が発生するおそれが高い区域です。一方区域は、がけ地等の局所的に限られることから、適当でないと判断される場合は誘導区域から除外しますが、一部誘導区域に含むこととします。

土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域土砂災害特別警戒区域（以上、レッドゾーン）は、発災時に建築物の破損が生じ、町民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域であることから、原則として誘導区域から除外します。

表 7-1　災害ハザードエリアの対応

居住誘導区域設定上の取り扱い（都市計画運用指針）	対象とする災害	いの町における災害ハザードエリア	根拠法	いの町立地適正化計画
災害レッドゾーン 〇原則として含まないこととすべき	土砂災害	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律	居住誘導区域から除外
		地すべり防止区域	地すべり等防止法	居住誘導区域から除外
		急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	居住誘導区域から除外
災害イエローゾーン 〇総合的に勘案し、適切でないと判断される場合は、原則として含まないこととすべき	土砂災害	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律	居住誘導区域に含む ただし、適切でないと判断される場合は、一部除外
	水災害	浸水想定区域（洪水・内水）	水防法	居住誘導区域に含む ただし、家屋倒壊等氾濫想定区域のうち、河岸侵食は除外、氾濫流は条件付きで含む

7.2　災害リスク分析と課題の抽出

7.2.1　災害ハザード情報等の収集・整理

対象とする災害について、国土交通省高知河川国道事務所、高知県、いの町で作成している情報に基づき、居住誘導区域の災害リスクを分析し、課題を抽出します。

なお、拠点及び周辺地の名称は、以下のように表記します。

■拠点及び周辺地の名称
○中心市街地及び伊野駅周辺　→「伊野」　○枝川駅周辺及び国道 33 号沿道　→「枝川」
○波川駅周辺・国道 33 号沿道→「波川」　○天王・主要地方道高知土佐線沿道→「天王」

表 7-2　ハザード情報

対象とする災害	ハザード情報	備考
水災害 ・仁淀川水系仁淀川 ・仁淀川水系宇治川	浸水想定区域（想定最大規模） 浸水想定区域（浸水継続時間）	想定最大規模の降雨 ※年超過確率 1／1000 程度の降雨量
	家屋倒壊等氾濫想定区域 （氾濫流、河岸侵食）	想定最大規模の降雨 ※年超過確率 1／1000 程度の降雨量
	浸水想定区域（計画規模）	計画規模の降雨 ※【仁淀川】年超過確率 1／100 程度の降雨量 ※【宇治川】年超過確率 1／70 程度の降雨量
	浸水実績（浸水範囲）（昭和 50 年台風 5 号） ※平成 26 年台風 12 号	排水機場の増強を行わなかった場合、年超過確率 1/10 規模（昭和 50 年 8 月型降雨波形）の降雨量※
土砂災害	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	－
	急傾斜地崩壊危険区域	
地震 （大規模盛土造成地の滑落崩落）	大規模盛土造成地マップ	第一次スクリーニング完了 第二次スクリーニング実施予定

※年超過確率 1／10 規模の降雨量：排水機場に関する浸水被害想定（「仁淀川床上浸水対策特別緊急事業（宇治川）の事業再評価について（H29.8.1 国土交通省四国地方整備局）」）

■要配慮者利用施設（災害時要配慮者施設）
○地域防災計画及び個別避難計画並びに水防法及び土砂災害防止法に基づく施設
出典：「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和 3 年 5 月改訂　内閣府）
○いの町地域防災計画（資料編）（令和 3 年 3 月）に規定する要配慮者施設を対象として検討

■要配慮者・避難行動要支援者
○要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他の特に災害時に配慮を要する者
○避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
出典：「いの町地域防災計画　一般対策編」（令和 3 年 3 月いの町防災会議）

7.2.2　水災害のリスク分析（仁淀川）

(1)　浸水想定区域（想定最大規模）

■【仁淀川】浸水想定区域（想定最大規模）×要配慮者利用施設等

○浸水深

・居住誘導区域では、伊野のほぼ全域が最大浸水深 7.0m 程度です。

・枝川は、平坦部が最大浸水深 10.0m 程度であり、山裾部に向かってやや 7.0m 程度となります。また、枝川の西浦の一部 JR 土讃線沿線では 5.0m 程度の範囲があります。

・波川は最大浸水深 10.0m 程度であり、一部、仁淀川橋付近の国道 33 号沿道が最大浸水深 7.0m 程度となっています。

・天王は、全域に浸水想定がありません。

○要配慮者利用施設等

・浸水想定区域（想定最大規模）内の将来の居住誘導区域には、以下の施設が立地しています。

✓伊野：医療施設、介護福祉施設、子育て支援施設、教育施設

✓枝川：医療施設、子育て支援施設

✓波川：医療施設、介護福祉施設　など

✓天王：なし

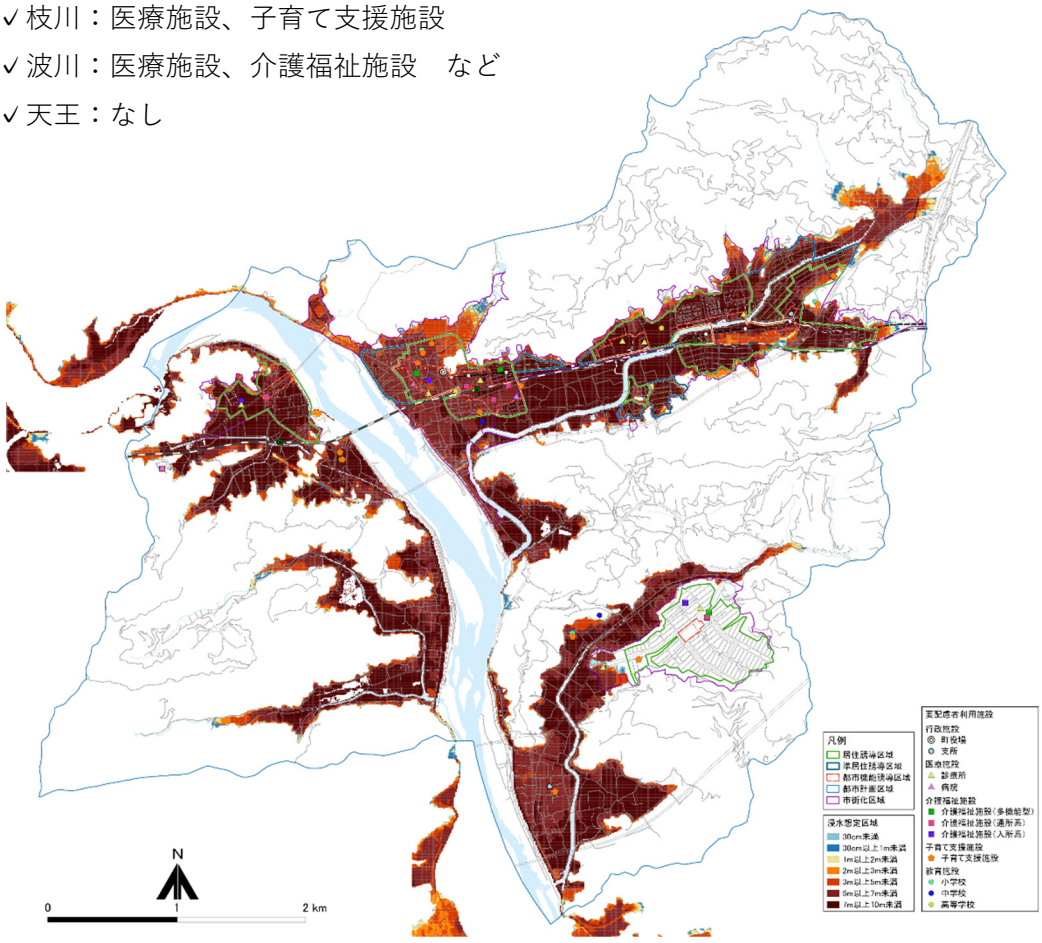

図 7-1　【仁淀川】浸水想定区域（想定最大規模）×要配慮者利用施設等

■【仁淀川】浸水想定区域（想定最大規模）×建物階数×避難場所等

○建物階数

・浸水想定区域（想定最大規模）内には、最大浸水深 10.0m 程度に際して垂直避難ができる 4 階以上の建物が伊野及び枝川に立地しています。

・また最大浸水深 7.0m 程度となる伊野や、2 階床上に相当する浸水深 3.41m（平成 26 年 8 月台風 12 号の最高水位）程度の場合に垂直避難が可能な 3 階以上の建物は、伊野、枝川に立地しています。また波川にも 2 軒の立地があります。2 階床上部分相当となる浸水深 3m を超える場合、2 階への垂直避難が困難となり、多くで水平避難が必要となります。

○避難場所等

・浸水想定区域（想定最大規模）内の将来の居住誘導区域には、伊野、枝川等に避難場所等があります。

✓伊野：4 階（2 軒）、3 階（1 軒）、2 階（1 軒）、駐車場（2 階 1 軒）

✓枝川：4 階（1 軒）、3 階

✓天王、波川（なし）

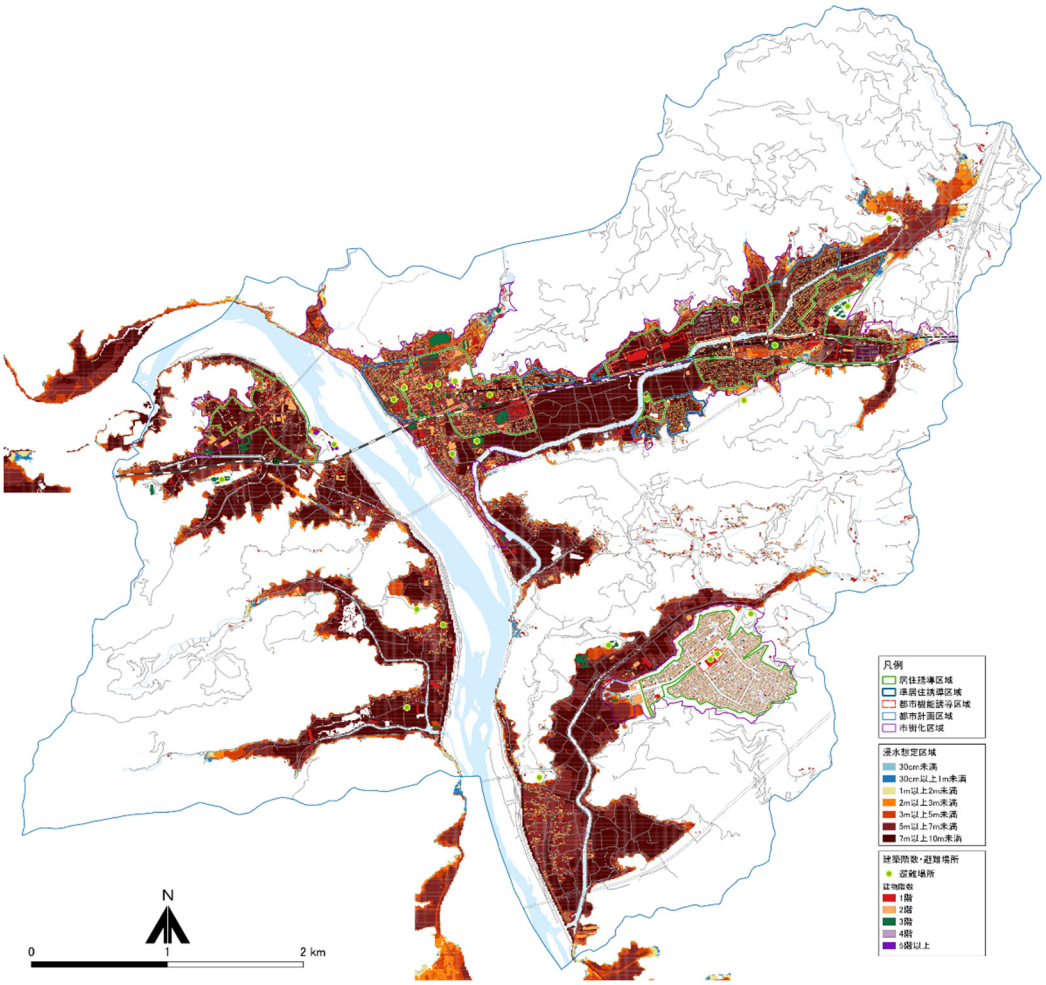

図 7-2　【仁淀川】浸水想定区域（想定最大規模）×建物階数×避難場所等

■浸水危険情報の設定

・「水害ハザードマップ作成の手引き」（平成 28 年 4 月：国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）では、浸水ランクを以下のように設定しています。

浸水危険情報	出水時の心構え
家屋倒壊等氾濫想定区域	○家屋の倒壊のおそれがあり、避難が遅れると命の危険が非常に高いため、住民は避難情報のみならず、出水時の水位情報にも注意し、事前に必ず避難所等の安全な場所に避難
浸水深3.0m以上の区域	○２階床面が浸水する２階建て住宅では、避難が遅れると危険な状況に陥るため、住民は避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、必ず避難所等の安全な場所に避難 ○高い建物の住民でも、浸水深が深く、水が退くのに時間を要することが想定されるため、事前に避難所等の安全な場所に避難
浸水深0.5m～3.0mの区域	○平屋住宅または集合住宅１階の住民は、１階床上浸水になり、避難が遅れると危険な状況に陥るため、避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、必ず避難所等の安全な場所に避難 ●２階以上に居室を有する住民は、浸水が始まってからの避難は、水深0.5mでも非常に危険なため、避難が遅れた場合は、無理をせず自宅２階等に待避 ただし、浸水が長時間継続した場合や孤立した場合の問題点について認識しておくことが必要
浸水深0.5m未満の区域	●避難が遅れた場合は自宅上層階で待避 ただし、浸水が長時間継続した場合や孤立した場合の問題点について認識しておくことが必要

浸水による人的被害のリスクの程度を、浸水深から検討することが考えられる。一般的な家屋の２階が水没する浸水深５mや、２階床下部分に相当する浸水深３mを超えているかが一つの目安となる。２階への垂直避難が困難な居住者の有無にも注意することが重要である。

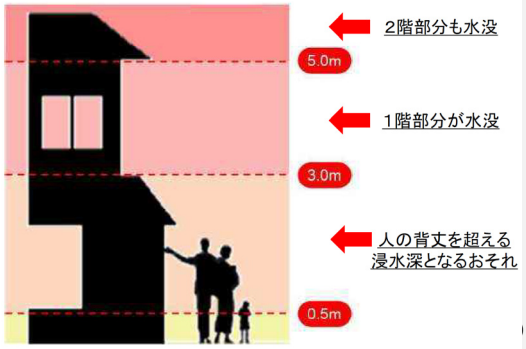

※洪水浸水想定作成マニュアル（第4版）から抜粋した図を一部加工

■近年の浸水実績（平成 26 年 8 月台風 12 号の最高水位は 3.41m）

・平成 26 年 8 月台風 12 号では、浸水面積 30.2ha、床上浸水 142 戸、床下浸水 114 戸もの浸水被害が発生し、国道が約 2 時間、JR 土讃線が約 54 時間、とさでん交通が約 27 時間の通行止、運転休止になる洪水被害が発生しました。

・最高水位は 3.41m となっています。

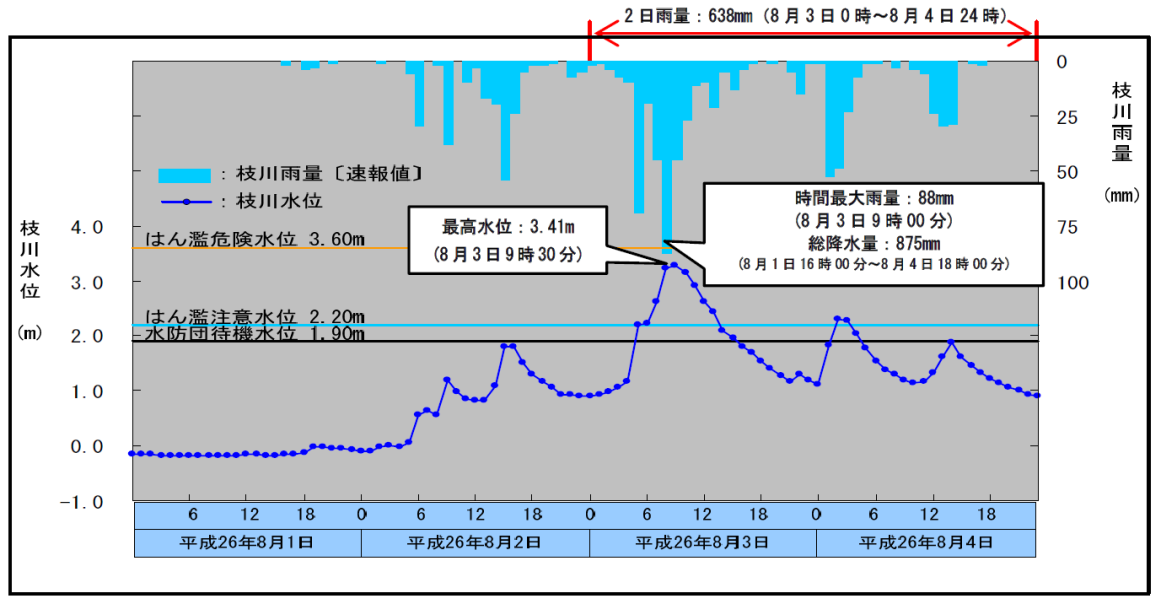

出典：「宇治川総合内水対策計画」（平成 27 年 3 月宇治川浸水対策調整会議）

(2)　浸水想定区域（浸水継続時間）

■【仁淀川】浸水想定区域（浸水継続時間）×要配慮者利用施設等

○浸水継続時間

・想定最大規模降雨により、平地部のほぼ全域で避難困難な状態になると想定できます。
・将来の居住誘導区域では、伊野の駅前町、沖田地区他、枝川の平地部の大部分、波川の新道及び宮ノ東の一部他で最大 3 日間の浸水継続が想定されています。
・伊野の中心市街地付近、枝川の縁辺部、波川の新道、宮ノ東などで広く最大 1 日の浸水継続が想定されています。
・天王は、全域に浸水想定区域がありません。

○要配慮者利用施設等

・将来の居住誘導区域のうち、最大 3 日間の浸水継続が想定される範囲には以下が立地しています。
　✓伊野：医療施設、介護福祉施設、
　✓枝川：医療施設、教育施設
　✓波川：介護福祉施設　等
・将来の居住誘導区域のうち、最大 1 日間の浸水継続が想定される範囲には以下が立地しています。
　✓伊野：医療施設、介護福祉施設、子育て支援施設
　✓枝川：子育て支援施設
　✓波川：介護福祉施設　等

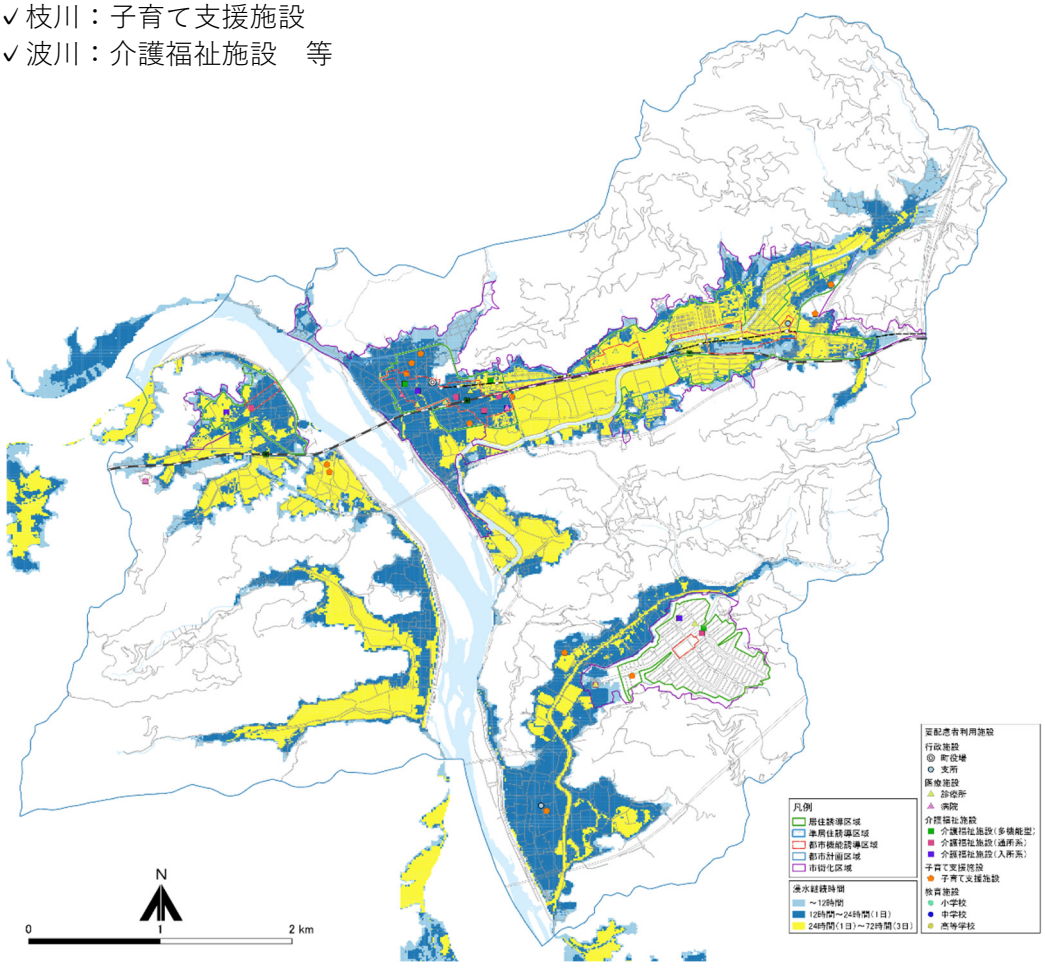

図 7-3　【仁淀川】浸水想定区域（浸水継続時間）×要配慮者利用施設等

■【仁淀川】浸水想定区域（浸水継続時間）×建物階数×避難場所等

○建物階数

・最大 3 日間あるいは最大 1 日の浸水継続が想定される場合、いの町では大半が 2 階建ての建物（浸水深 3m 程度で垂直避難が可能）となるため、水平避難について検討する必要があります。

○避難場所等

・将来の居住誘導区域のうち、最大 3 日間の浸水継続が想定される範囲には以下が立地しています。

✓枝川：4 階（1 軒）、3 階（1 軒、※Google で確認）

・将来の居住誘導区域のうち、最大 1 日間の浸水継続が想定される範囲には以下が立地しています。

✓伊野：4 階（2 軒）、3 階（1 軒）、2 階（1 軒）、駐車場（2 階 1 軒）

✓枝川：3 階（1 軒）

✓天王、波川（なし）

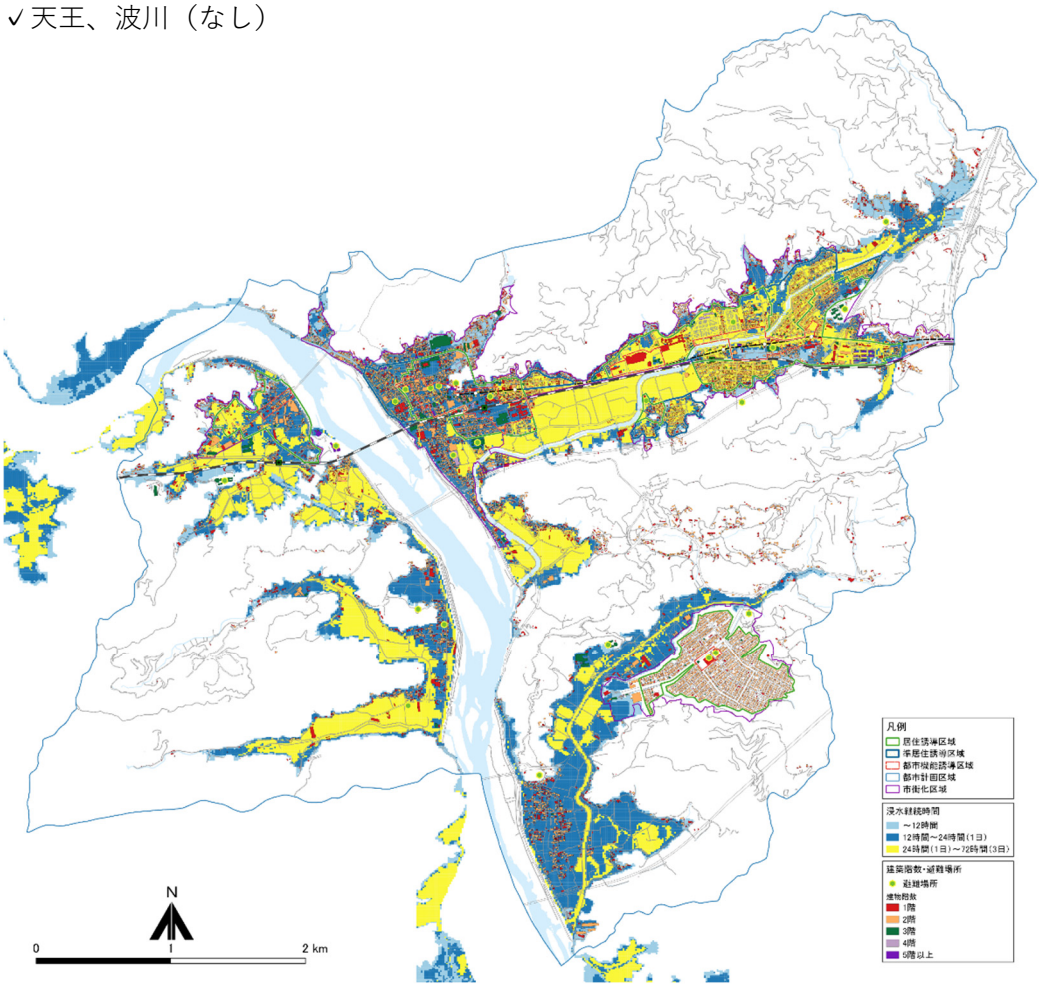

図 7-4　【仁淀川】浸水想定区域（浸水継続時間）×建物階数×避難場所等

(3)　家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）

■【仁淀川】家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）×要配慮者利用施設等

○家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）

・都市計画区域内のほぼ全域にわたる仁淀川両岸に想定されています。

・将来の居住誘導区域では、仁淀川左岸沿川の伊野（中心市街地、東町他）に想定されています。仁淀川右岸沿川は、波川西などを除くほぼ全域に想定されています。

・仁淀川の家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）は、枝川、天王にはありません。ただし、枝川には宇治川沿川の一部に家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）が想定されています。

○要配慮者利用施設等

・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）内の将来の居住誘導区域には、以下の施設が立地しています。

✓伊野：医療施設、介護福祉施設、子育て施設、教育施設

✓波川：介護福祉施設　等

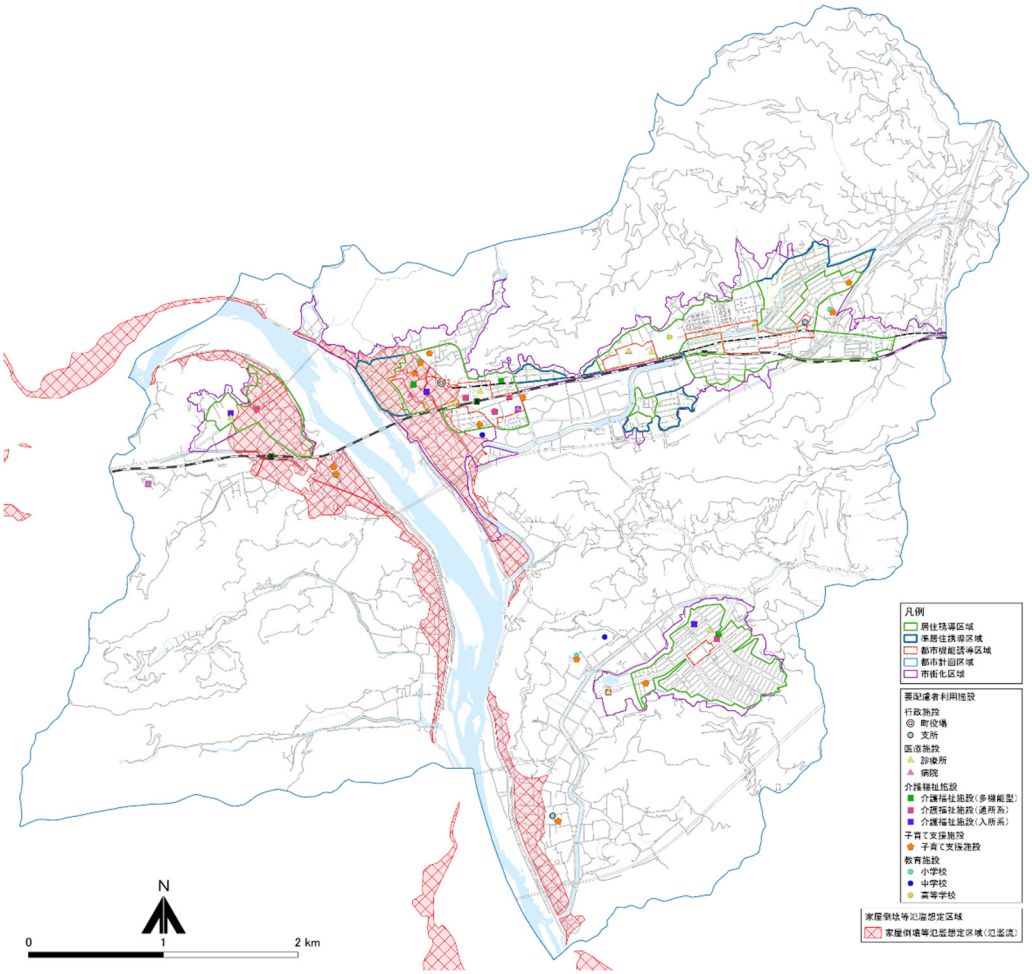

図 7-5　【仁淀川】家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）×要配慮者利用施設等

■【仁淀川】家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）×建物階数×避難場所等

○建物階数

・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）内には、伊野に 4 階以上の建物が数軒立地しています。

○避難場所等

・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）の避難場所等は伊野に立地しており、4 階（2 軒）、3 階（1 軒）、2 階（1 軒）となっています。

・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）の避難場所等のうち、将来の居住誘導区域内は以下のとおりです。

✓伊野：4 階（1 軒）、3 階（1 軒）、2 階 2 軒（うち、1 軒は駐車場）　等

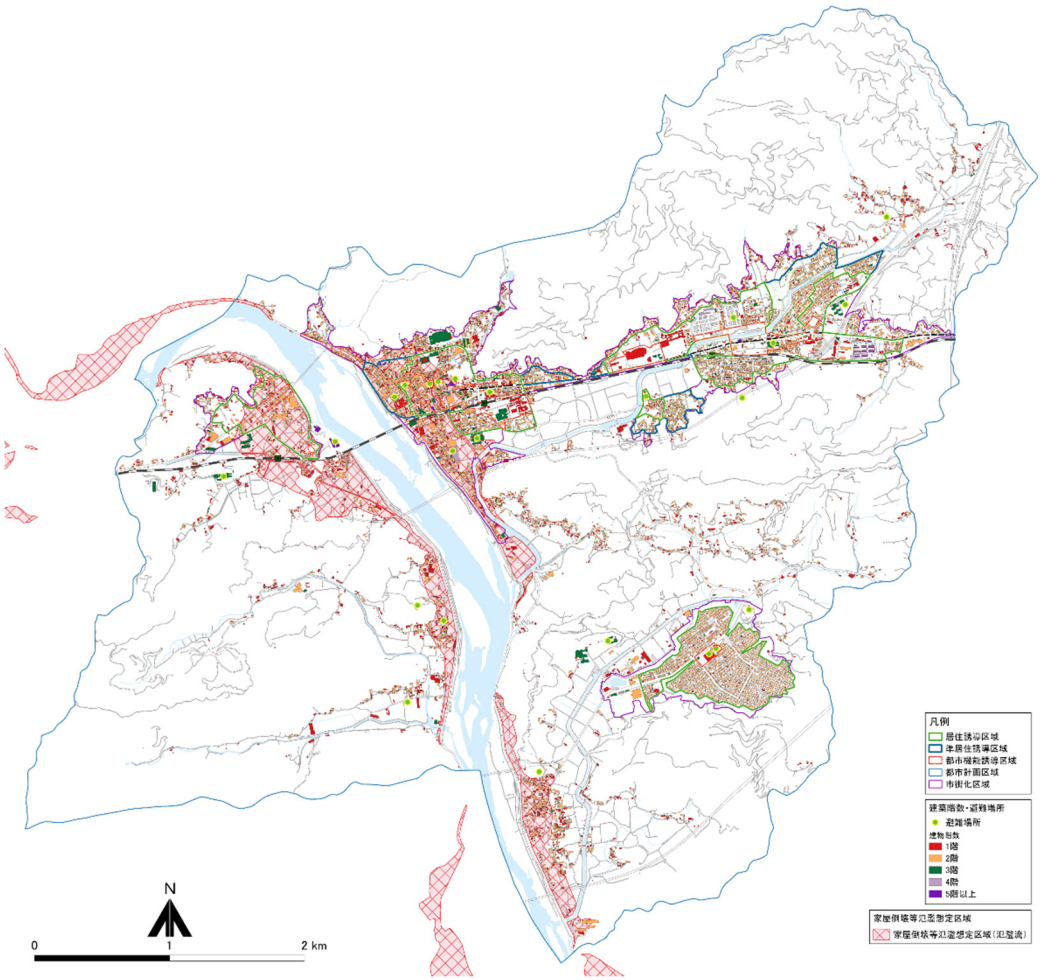

図 7-6　【仁淀川】家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）×建物階数×避難場所等

(4)　家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

■【仁淀川】家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）×要配慮者利用施設等

○家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

・都市計画区域内のほぼ全域にわたる仁淀川両岸に想定されています。

・将来の居住誘導区域では、仁淀川左岸堤防沿いの伊野（中心市街地）及び仁淀川右岸堤防沿いの波川に想定されています。

・仁淀川の家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）は、枝川、天王にはありません。ただし、枝川には宇治川沿川に家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）が想定されています。

○要配慮者利用施設等

・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内に、要配慮者利用施設等の立地はありません。

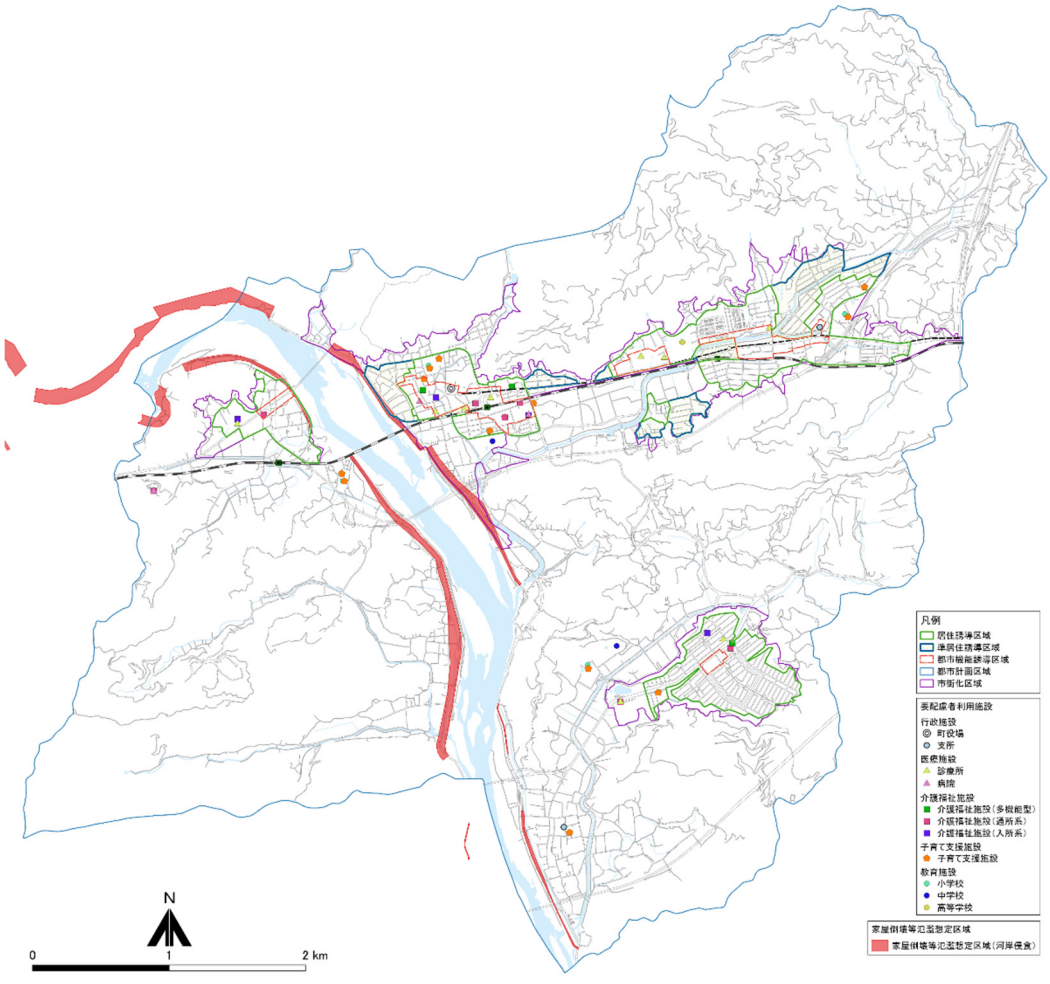

図 7-7　【仁淀川】家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）×要配慮者利用施設等

(5)　家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食の重ね合わせ）

■【仁淀川】家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）×建物構造×避難場所等

○建物構造

・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）内には、木造、非木造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造　他が立地しています。

○避難場所等

・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）における将来の居住誘導区域の避難場所等の構造は以下のとおりです。

✓伊野：4 階（鉄筋コンクリート造 1 軒）、3 階（鉄筋コンクリート造 1 軒）、2 階（非木造）　等

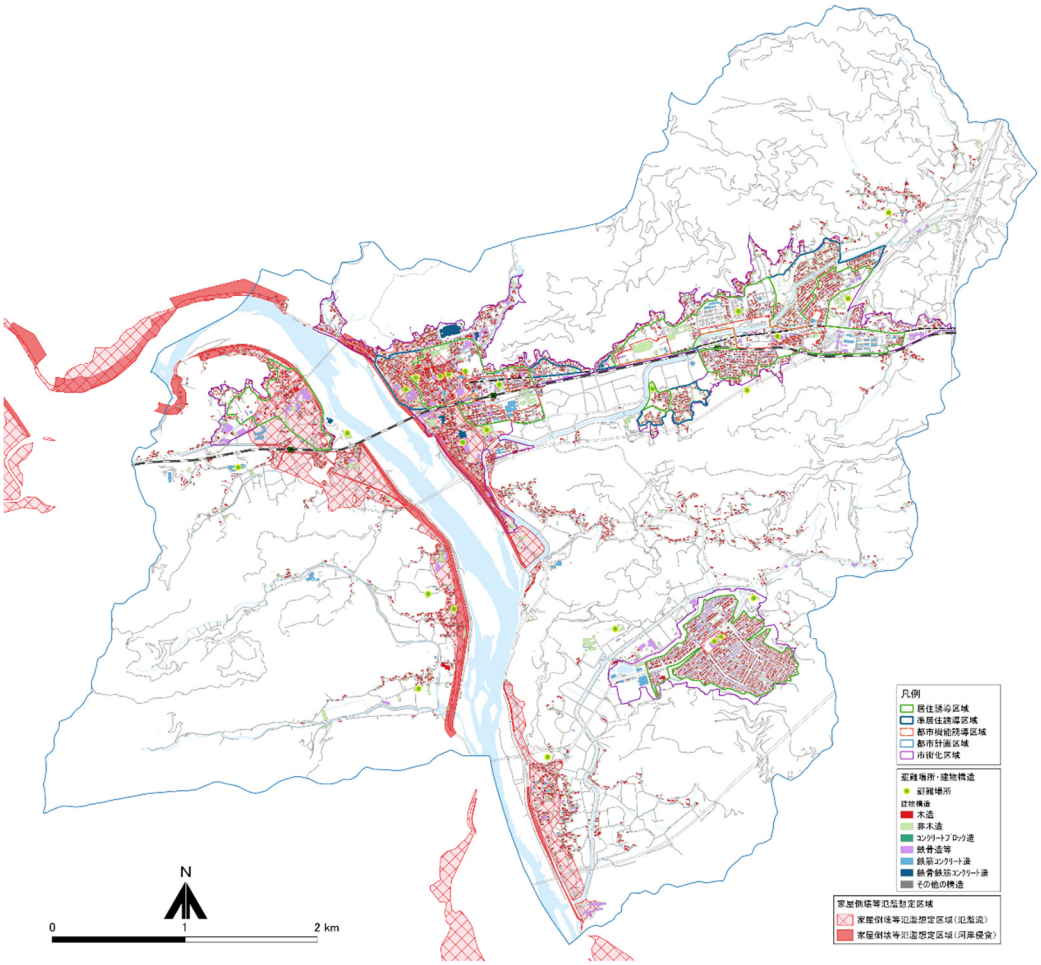

図 7-8　【仁淀川】家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）×建物構造×避難場所等

(6)　浸水想定区域（計画規模）

■【仁淀川】浸水想定区域（計画規模）×要配慮者利用施設等

○浸水深

・将来の居住誘導区域では、波川（新道）の一部で最も深く、浸水深 7.0m 程度が想定され、次いで枝川、波川（宮ノ東、新道）の大半で浸水深 5 m程度となり、伊野は、浸水深 5m 程度の範囲がありつつ、中心市街地は 3m 程度あるいは 2m 程度が想定されています。

・天王は、全域に浸水想定区域がありません。

○要配慮者利用施設等

・浸水想定区域（計画規模）内の将来の居住誘導区域には、以下の施設が立地しています。

（浸水深 7m 程度）

✓波川：医療施設、介護福祉施設　等

（浸水深 5m 程度）

✓伊野：医療施設、介護福祉施設

✓枝川：医療施設、教育施設

✓波川：介護福祉施設　等

（浸水深 3m 程度）

✓伊野：医療施設、介護福祉施設、子育て支援施設、教育施設等

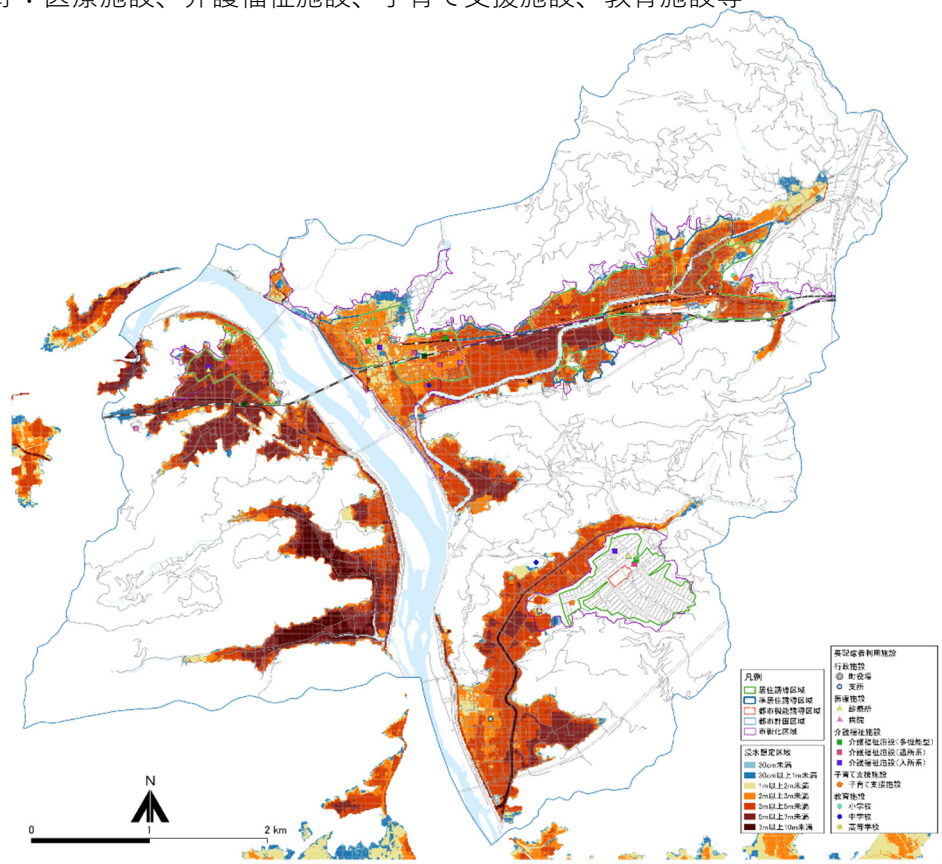

図 7-9　【仁淀川】浸水想定区域（計画規模）×要配慮者利用施設等

■【仁淀川】浸水想定区域（計画規模）×建物階数×避難場所等

○建物階数

・浸水想定区域（計画規模）内には、浸水深 7.0m 程度となる枝川、波川の一部において垂直避難ができる 4 階以上の建物は立地していません。

・浸水深 5.0m 程度となる伊野、枝川、波川の一部においては、垂直避難のできる 3 階以上の建物は伊野、枝川に立地しています。なお、2 階床上に相当する浸水深 3.41m（平成 26 年 8 月台風 12 号の最高水位）等の浸水深 3m を超える場合は、2 階への垂直避難が困難となり、多くで水平避難が必要となります。

・浸水深 3.0m 程度となる伊野、枝川の一部は、2 階以上の建物が比較的多くなっています。

○避難場所等

・浸水想定区域（計画規模）内の将来の居住誘導区域には、以下の避難場所等があります。

（浸水深 7m 程度）（なし）

（浸水深 5m 程度）

✓伊野：4 階（1 軒）、3 階（1 軒）、駐車場（2 階 1 軒）

✓枝川：4 階（1 軒）、3 階（1 軒　※Google で確認）

（浸水深 3m 程度）

✓伊野：4 階（1 軒）、2 階（1 軒）

✓枝川：3 階（1 軒）など

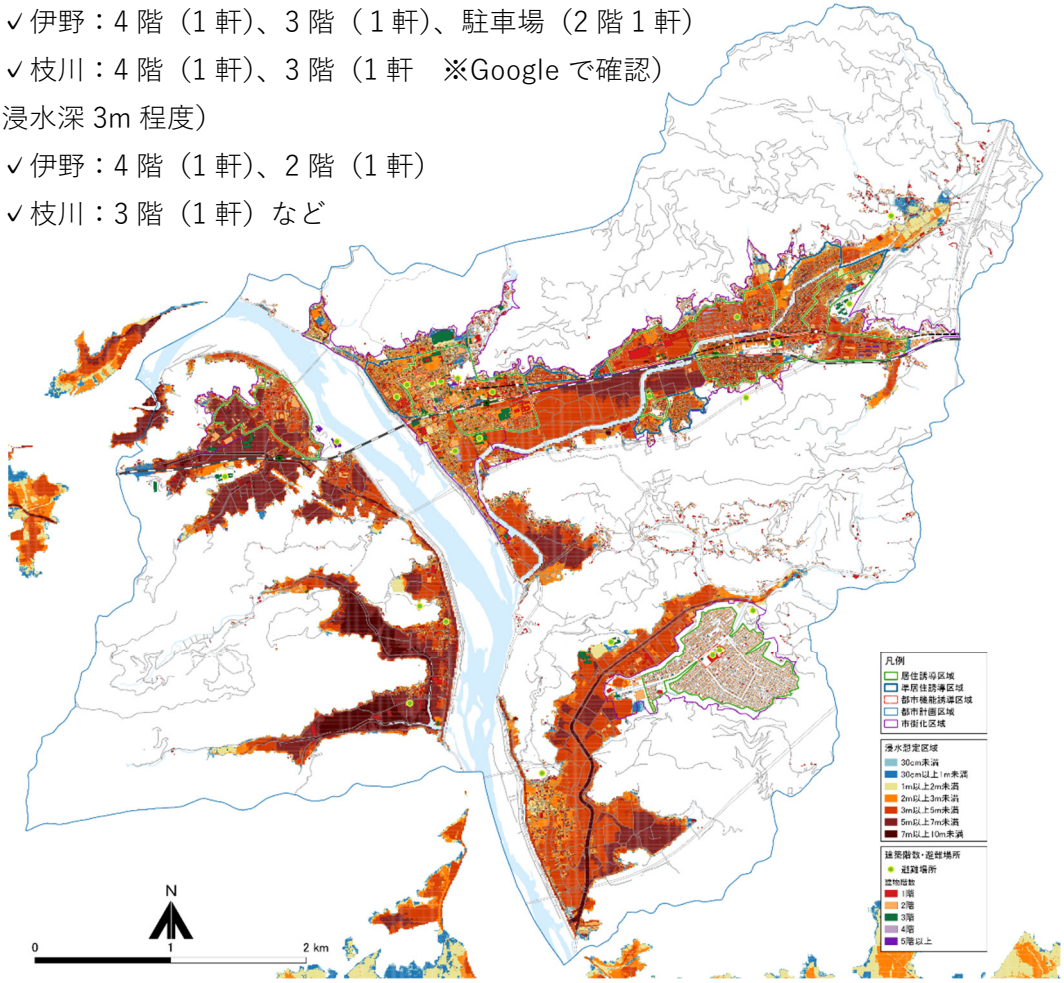

図 7-10　【仁淀川】浸水想定区域（計画規模）×建物階数×避難場所等

7.2.3　水災害のリスク分析（宇治川）

(1)　浸水想定区域（想定最大規模）

■【宇治川】浸水想定区域（想定最大規模）×要配慮者利用施設等

○浸水深

・将来の居住誘導区域では、駅前町他付近からサニーアクシスいの店の位置する北内付近が浸水深 2m 程度の想定となっています。JR 土讃線伊野駅を除き、駅周辺で浸水深 1m 程度となり、中心市街地は町役場付近から仁淀川沿川まで浸水想定がありません。

・枝川は、宇治川と天神ヶ谷川に挟まれる住宅地一帯、高知県立伊野商業高等学校、自動車自動車教習所付近、JR 土讃線枝川駅より東に位置する住宅地や東浦付近が浸水深 3m 程度の想定となり、高知県運転免許センターや八代、東浦他が浸水深 2m の想定となっています。また山地部に連なる地域一帯が浸水深 1m 程度となります。

○要配慮者利用施設等

・浸水想定区域（想定最大規模）内の将来の居住誘導区域には、以下の施設が立地しています。

✓伊野：医療施設、介護福祉施設、子育て支援施設、教育施設

✓枝川：医療施設　等

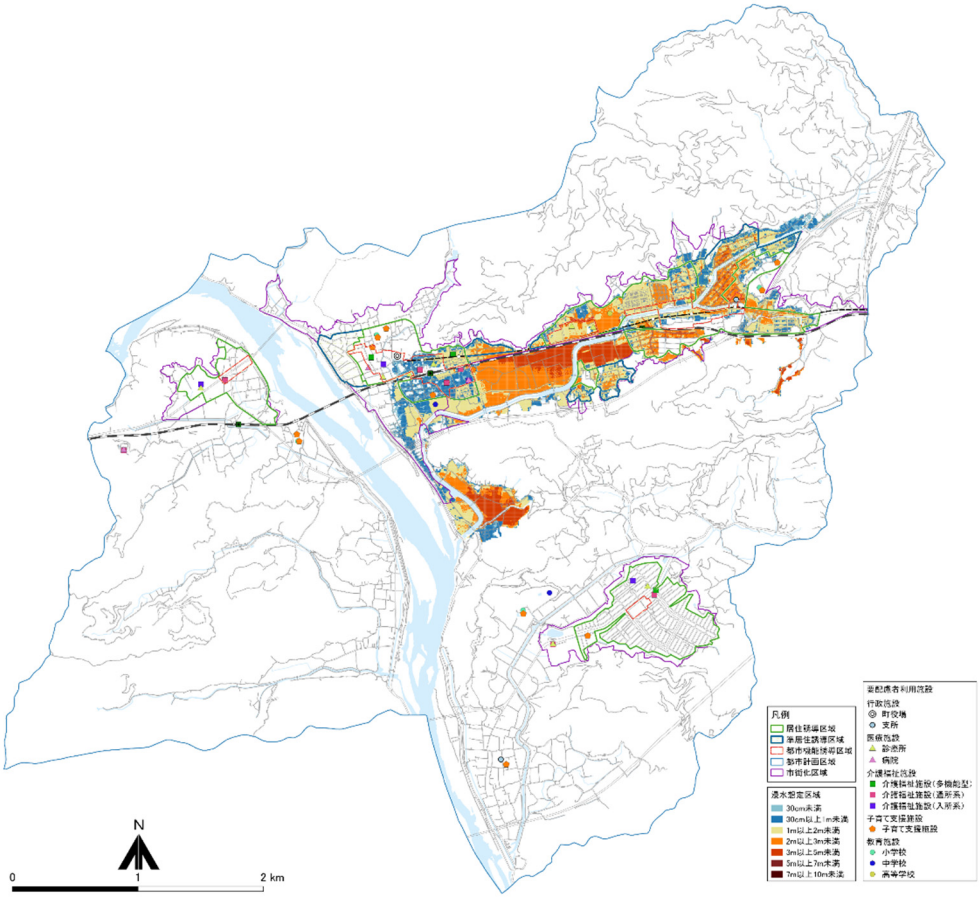

図 7-11　【宇治川】浸水想定区域（想定最大規模）×要配慮者利用施設等

■【宇治川】浸水想定区域（想定最大規模）×建物階数×避難場所等

○建物階数

・浸水想定区域（想定最大規模）内には、最大浸水深 3.0m 程度に際して垂直避難ができる 2 階以上の建物が大半となっています。

○避難場所等

・浸水想定区域（想定最大規模）内の将来の居住誘導区域には、以下の避難場所等があります。

✓伊野：4 階（1 軒）

✓枝川：4 階（1 軒）、3 階（2 軒、※うち 1 軒は Google で確認）　等

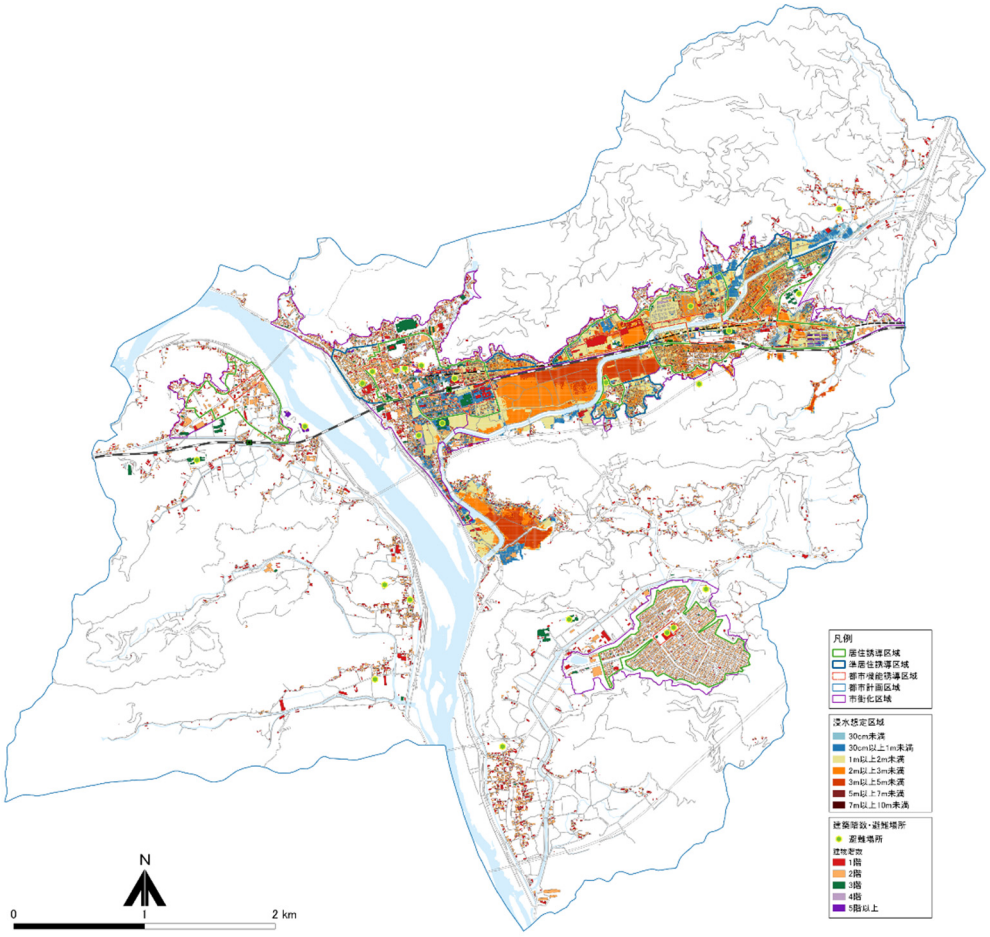

図 7-12　【宇治川】浸水想定区域（想定最大規模）×建物階数×避難場所等

(2)　浸水想定区域（浸水継続時間）

■【宇治川】浸水想定区域（浸水継続時間）×要配慮者利用施設等

○浸水継続時間

・将来の居住誘導区域では、伊野の北内の一部、枝川の宇治川と天神ヶ谷川間一体をはじめとした道路部分他で、比較的小面積ですが最大 3 日間の浸水継続が想定されています。

・JR 土讃線伊野駅南側や駅前町　他、自動車教習所付近で最大 1 日間の浸水継続が想定されています。駅周辺一帯や枝川では、比較的広範囲に 12 時間の浸水想定があります。

○要配慮者利用施設等

・将来の居住誘導区域のうち、最大 12 時間の浸水継続が想定される範囲には以下が立地しています。

✓伊野：医療施設、介護福祉施設

✓枝川：医療施設、教育施設　等

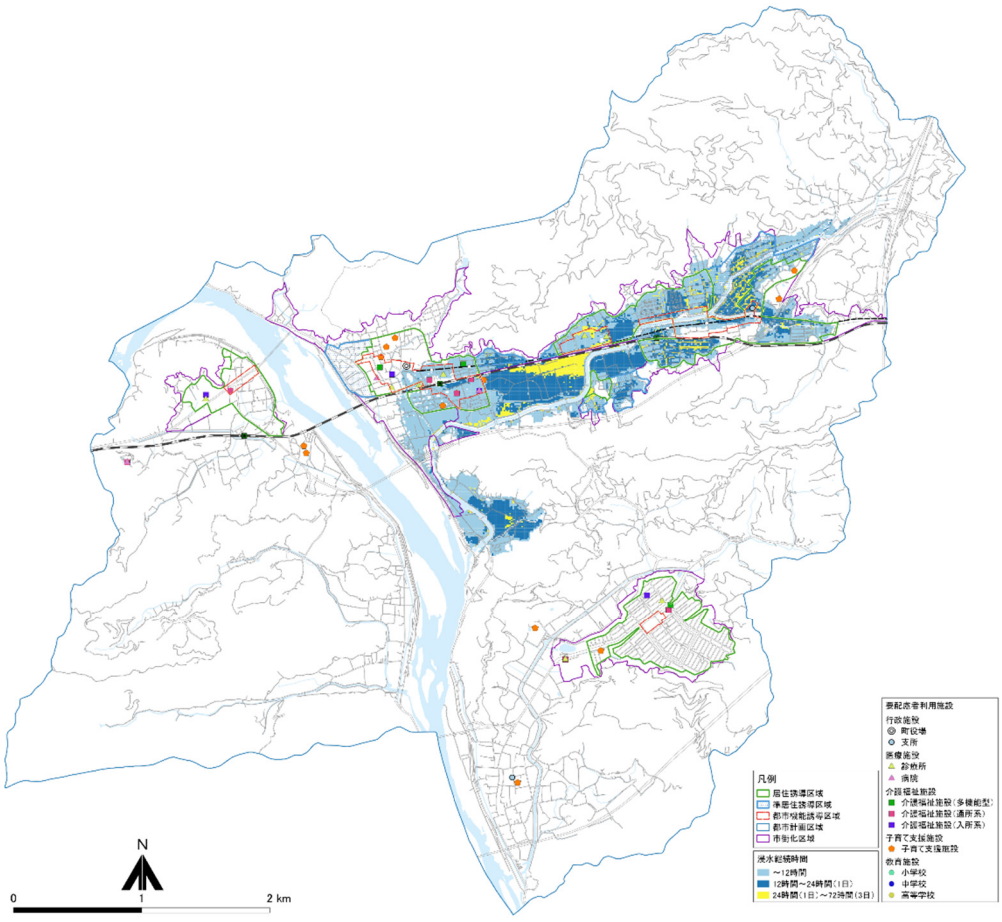

図 7-13　【宇治川】浸水想定区域（浸水継続時間）×要配慮者利用施設等

■【宇治川】浸水想定区域（浸水継続時間）×建物階数×避難場所等

○建物階数

・高知県立伊野商業高等学校や自動車教習所付近は最大 1 日の浸水継続が想定されているが、それぞれ 1～3 階、と 4 階となります。また、最大 12 時間の浸水継続が想定されている範囲は概ね 2 階の建物が立地しています。

○避難場所等

・将来の居住誘導区域のうち最大 1 日間の浸水継続が想定される範囲には以下が立地しています。

✓枝川：4 階（1 軒）

・将来の居住誘導区域のうち最大 12 時間の浸水継続が想定される範囲には以下が立地しています。

✓伊野：4 階（1 軒）

✓枝川：4 階（1 軒）、3 階（2 軒）　等

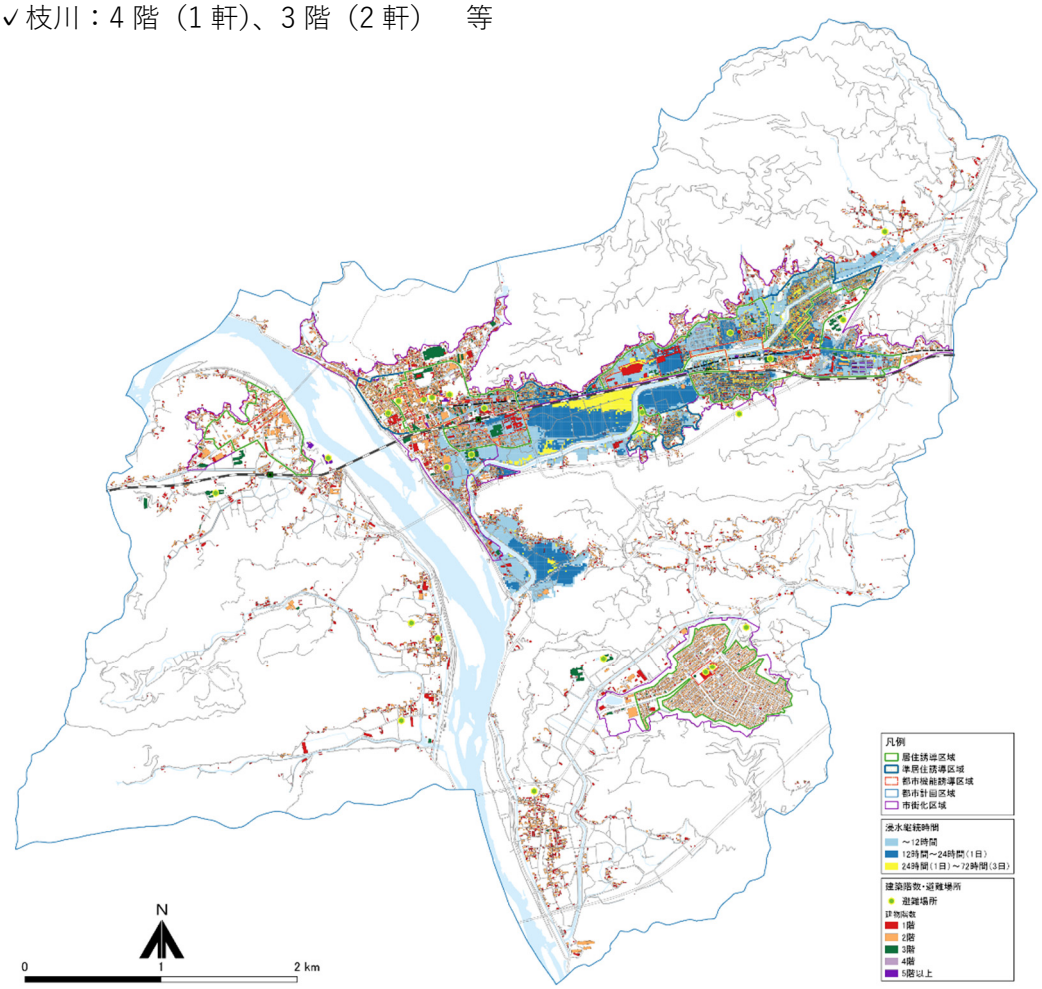

図 7-14　【宇治川】浸水想定区域（浸水継続時間）×建物階数×避難場所等

(3)　家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）

■【宇治川】家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）×要配慮者利用施設等

○家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）

・市街化調整区域の是友付近において、宇治川左岸沿川に氾濫流が想定されています。

・将来の居住誘導区域外となります。

○要配慮者利用施設等

・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）内には、要配慮者利用施設等の立地はありません。

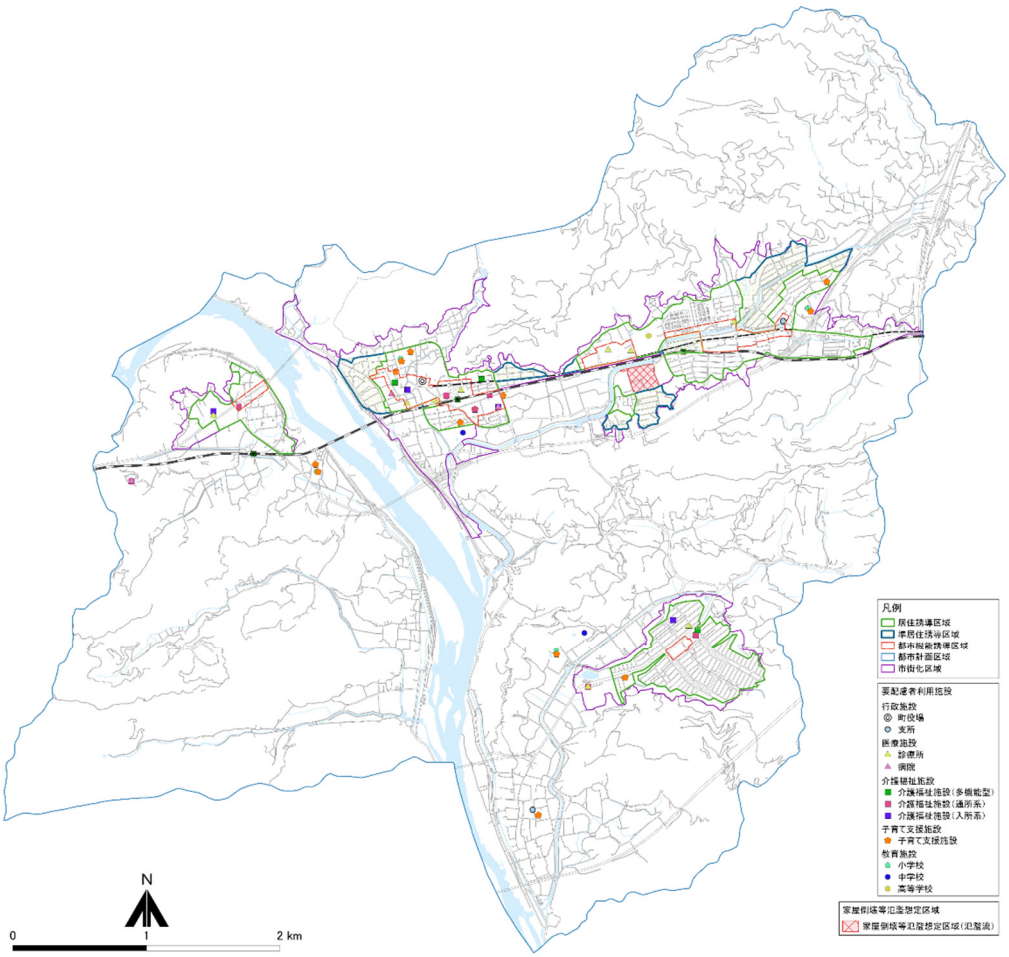

図 7-15　【宇治川】家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）×要配慮者利用施設等

■【宇治川】家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）×建物階数×避難場所等

○建物階数

・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）内には、建物が立地していません。

○避難場所等

・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）内には、避難場所等はありません。

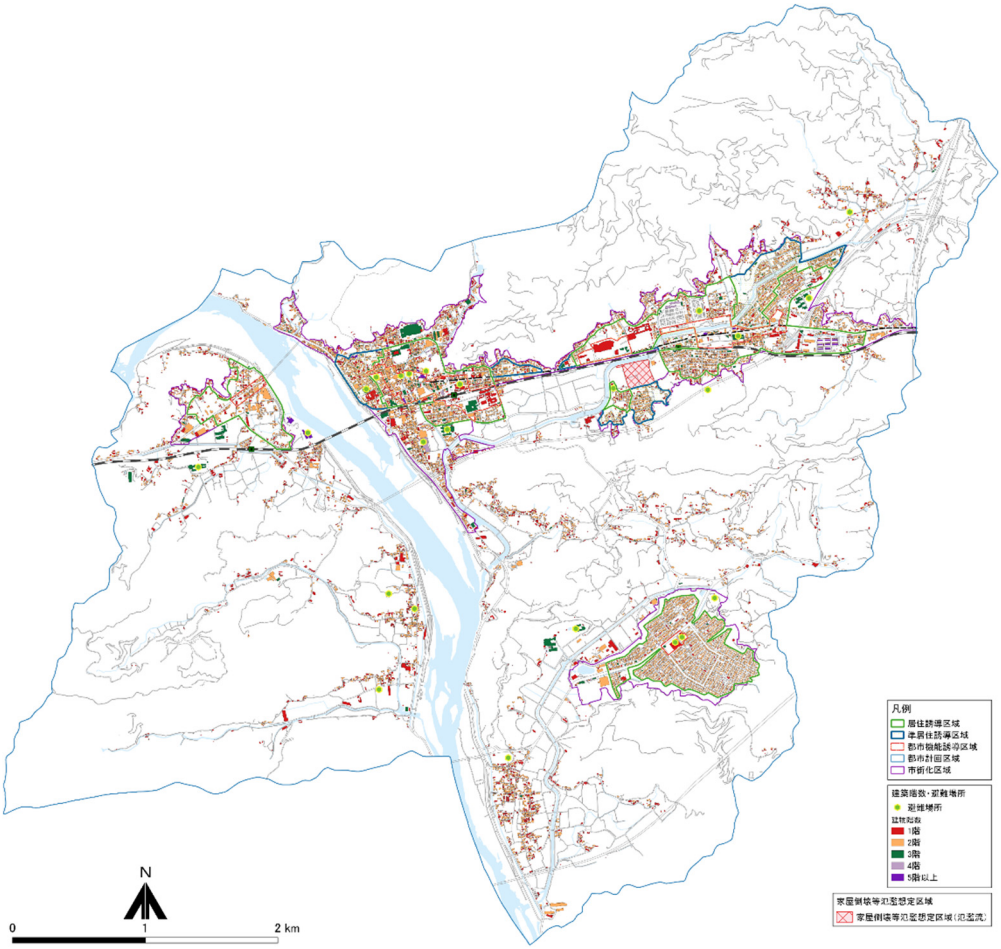

図 7-16　【宇治川】家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）×建物階数×避難場所等

(4)　家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

■【宇治川】家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）×要配慮者利用施設等

○家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

・市街化区域内から仁淀川合流部までにおいて宇治川両岸に想定されています。

・合流部付近や氾濫流の想定される是友付近などに浸水深 5m の想定があります。

○要配慮者利用施設等

・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内に、要配慮者利用施設等の立地はありません。

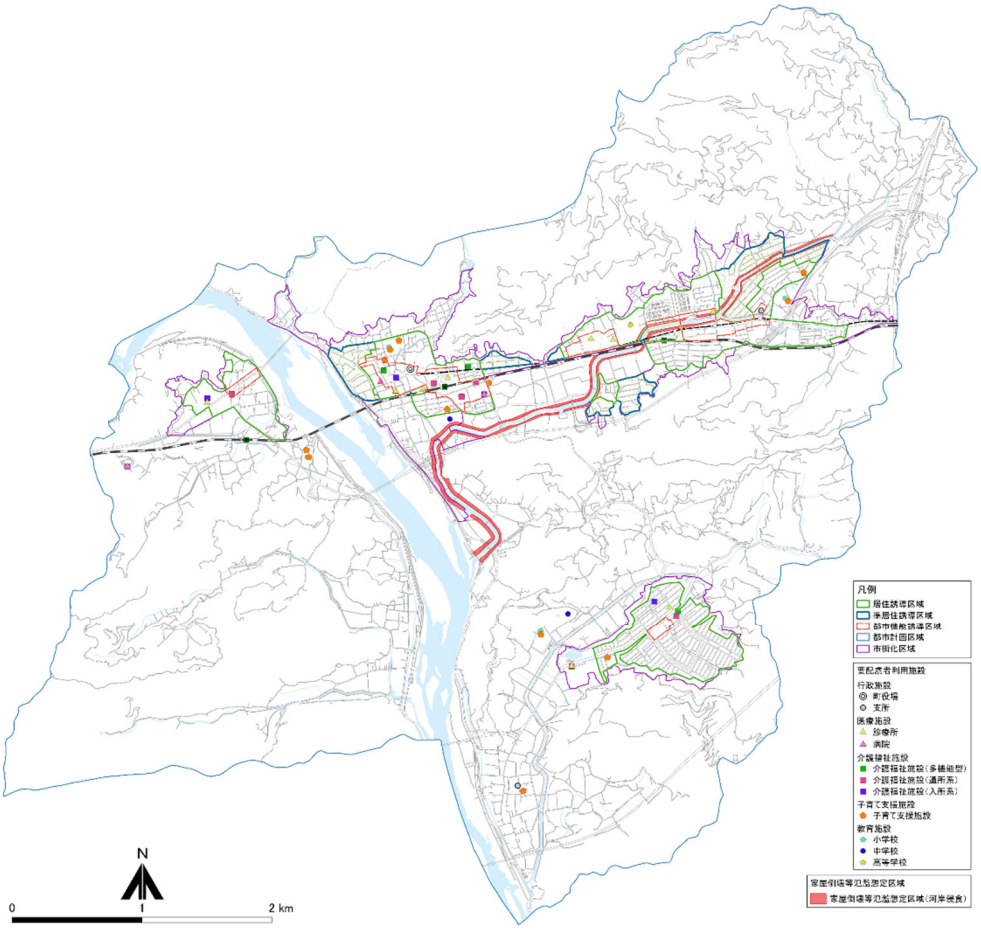

図 7-17　【宇治川】家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）×要配慮者利用施設等

■【宇治川】家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）×建物階数×避難場所等

○建物階数

・将来の居住誘導区域内ではとさでん交通軌道と宇治川間に建物が立地しています。

○避難場所等

・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内に避難場所等は立地していません。

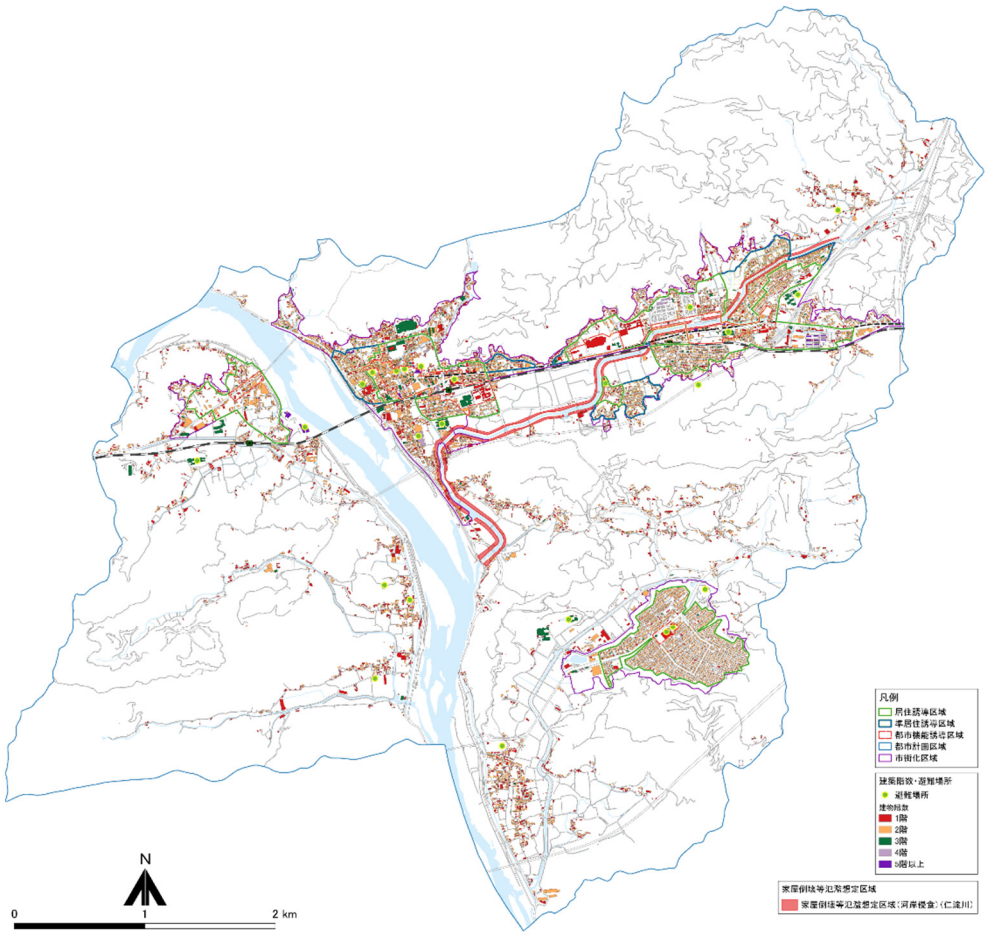

図 7-18　【宇治川】家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）×建物階数×避難場所等

(5)　家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食の重ね合わせ）

■【宇治川】家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）×建物構造×避難場所

○建物構造

・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）内には、木造、非木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造が立地しています。

○避難場所等

・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）内に避難場所等は立地していません。

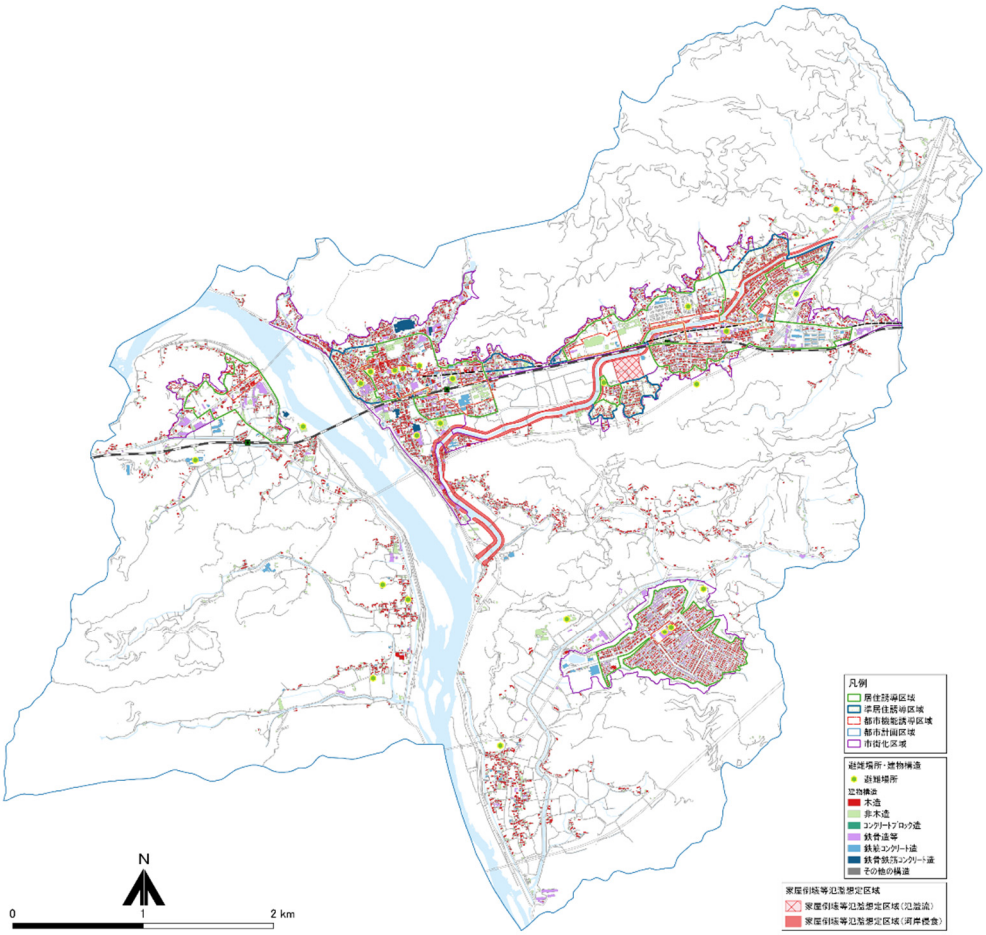

図 7-19　【宇治川】家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）×建物構造×避難場所等

(6)　浸水想定区域（計画規模）

■【宇治川】浸水想定区域（計画規模）×要配慮者利用施設等

○浸水深

・将来の居住誘導区域では、伊野の駅前町や北内で、浸水深 1.0m 程度が想定され、サニーアクシスいの店の北側に一部浸水深 2m の箇所があります。枝川では、伊野商業高等学校の南側、自動車教習所、宇治川・天神ヶ谷川間一帯に浸水深 2m程度（一部 3m）が想定されています。

○要配慮者利用施設等

・浸水想定区域（計画規模）内の将来の居住誘導区域には、以下の施設が立地しています。

（浸水深 1m 程度）

✓枝川：教育施設

（浸水深 0.3m 程度）

✓伊野：医療施設、介護福祉施設

✓枝川：医療施設　等

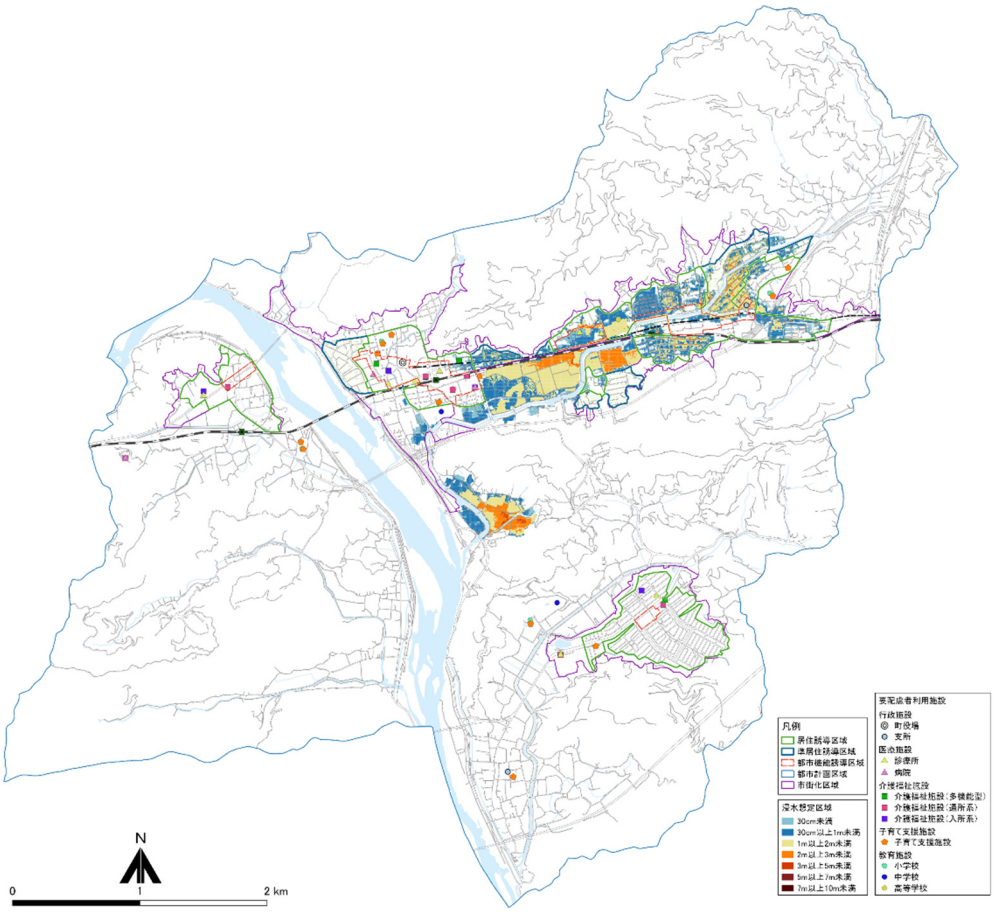

図 7-20　【宇治川】浸水想定区域（計画規模）×要配慮者利用施設等

■【宇治川】浸水想定区域（計画規模）×建物階数×避難場所等

○建物階数

・浸水想定区域（計画規模）は、ほとんどが浸水深 2.0m 程度より以下となっており、概ね 2 階の建物が立地し、垂直避難が可能です。

○避難場所等

・浸水想定区域（計画規模）内の将来の居住誘導区域には、以下の避難場所等があります。

（浸水深 2m 程度）

✓枝川：4 階（1 軒）　等

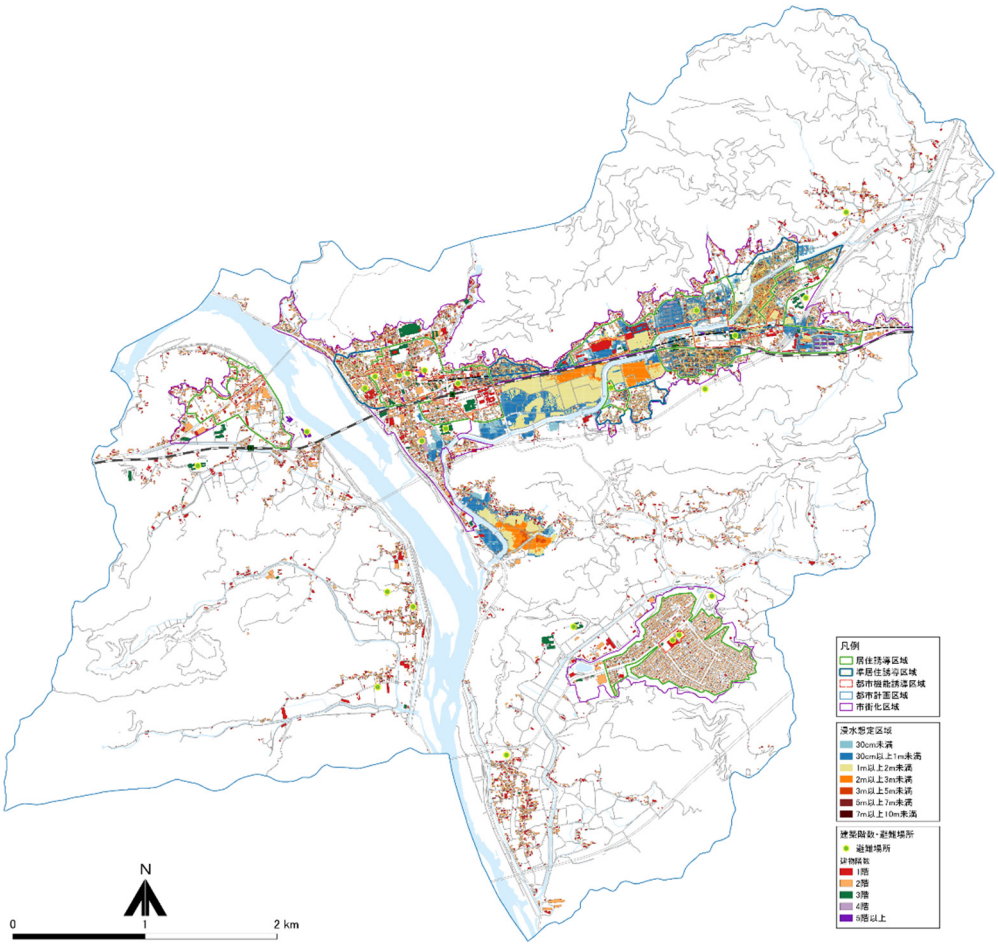

図 7-21　【宇治川】浸水想定区域（計画規模）×建物階数×避難場所等

7.2.4　水災害のリスク分析（早期立ち退きが必要な区域）

○「浸水深 5m」について

・いの町には、2 階の建物が多く立地しています。2 階への垂直避難が困難となる浸水想定区域（想定最大規模）のうち最大浸水深 5.0m 以上が想定される範囲は、早期の避難が必要となります。

・平成 26 年 8 月台風 12 号の最高水位の浸水深は、2 階床上に相当する浸水深 3.41m であり、2 階への垂直避難が困難となり、水平避難が必要となる高さです。

○「家屋倒壊等氾濫想定区域」（氾濫流・河岸侵食）について

・仁淀川沿川に想定されている家屋倒壊等氾濫想定区域は、氾濫流や河岸侵食により、木造家屋の倒壊の危険性の高い区域です。

・このため、いの町は浸水深 5m 及び家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）を、早期の水平避難が必要な区域として設定しています。特に、両方が重なる仁淀川沿川部（伊野の中心市街地や波川宮ノ東　他）は、災害リスクの回避あるいは低減への取組が必要となります。

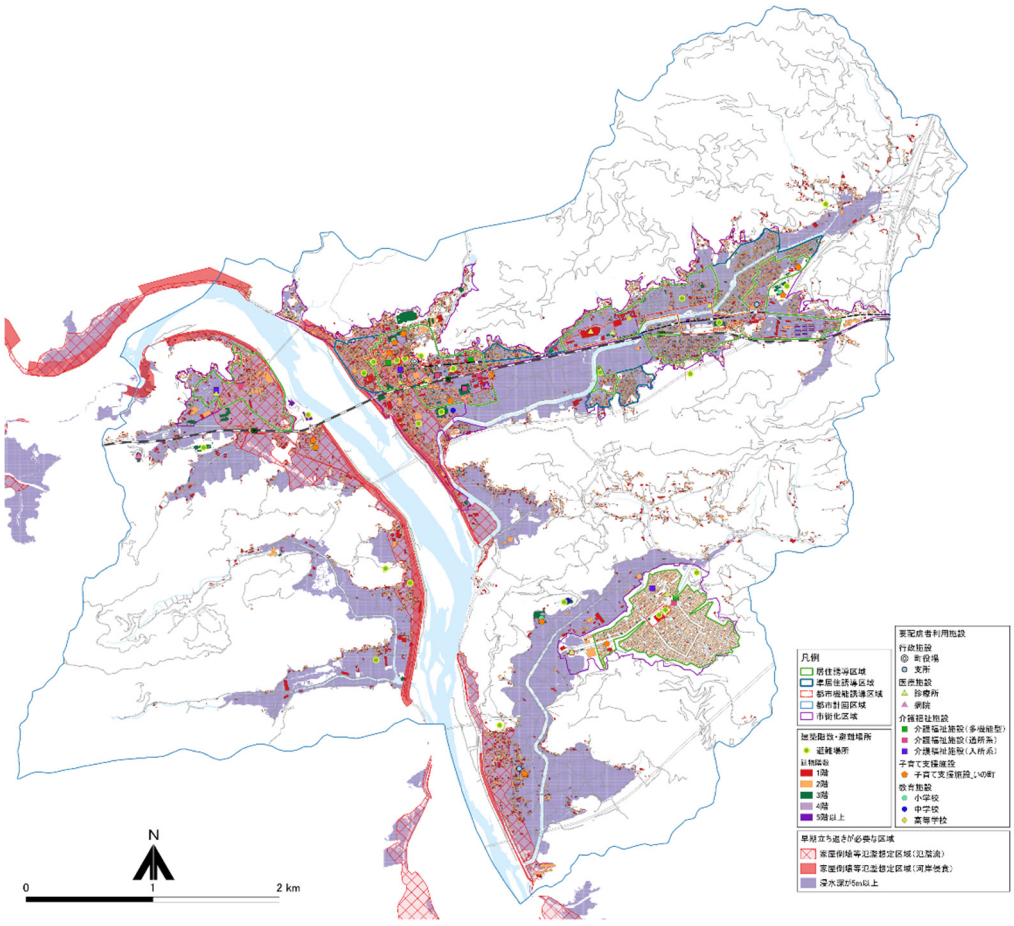

図 7-22　家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）×浸水深 5m 以上

7.2.5　水災害のリスク分析（浸水実績・整備前後の浸水想定）

宇治川流域では、これまで家屋浸水被害がたびたび発生しています。過去に発生した最大規模の浸水被害は、昭和 50 年 8 月台風 5 号（48 時間雨量伊野観測所 450mm）及び平成 26 年 8 月台風 12 号（48 時間雨量伊野観測所 751mm）があります。

このため、宇治川総合内水対策計画に基づき宇治川排水機場や新宇治川放水路の整備が進められました。これにより、大きな整備効果が得られています。

○【整備前】について

・いの町の大部分は浸水深 30cm 程度（0cm 除く）の浸水となっています。

・伊野公園町、幸町他等仁淀川沿川の一部や宇治川と天神ヶ谷川間一帯等の西浦付近が浸水深 2m 程度から 1m 程度と想定されています。

○【整備後】について

・整備前と比較すると、枝川付近で大きく整備の効果が発現しています。

・浸水深 2m 程度から 1m 程度の浸水は、仁淀川沿川の一部や伊野幸町　他をとおる用水路付近及び宇治川と天神ヶ谷川間一帯の一部にみられます。その他は、ほぼ 0.3cm 程度です。

・いの町の建物は、2 階以上が大半となるため、概ね垂直避難が可能となります。

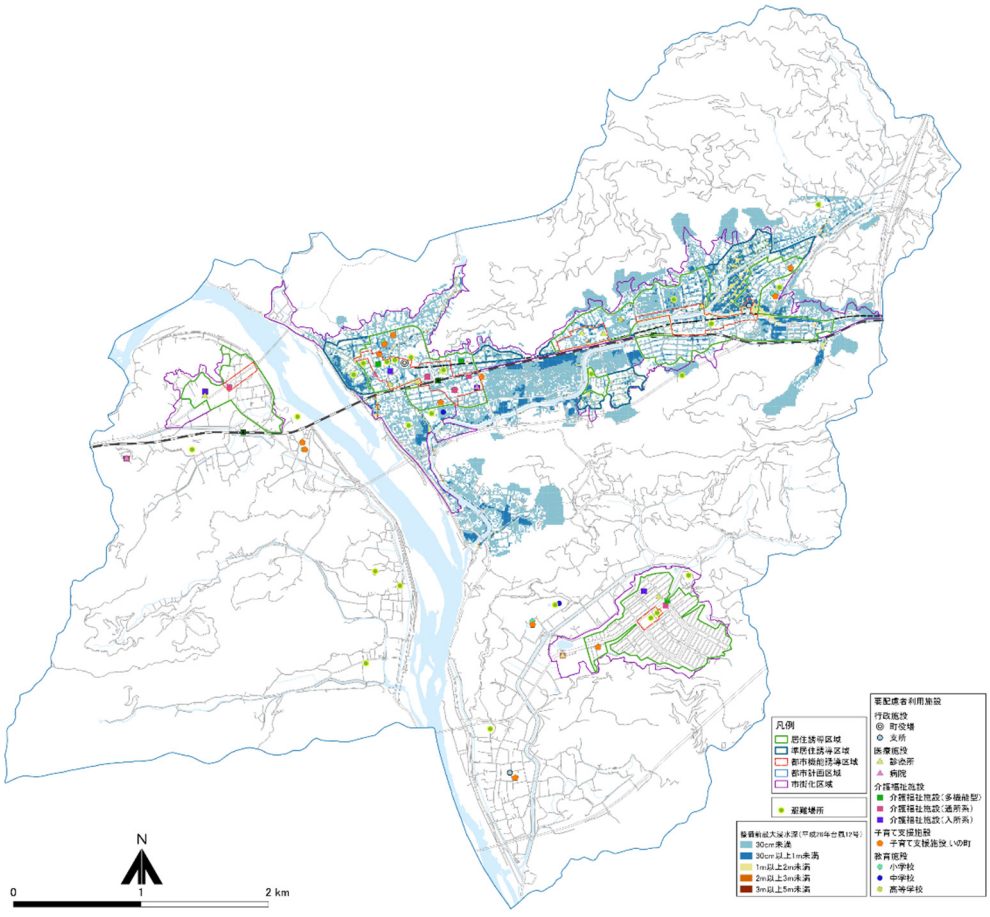

図 7-23　整備前最大浸水深（H26 台風 12 号）×配慮施設×避難場所等

7.2.6　水災害のリスク分析（多段階の浸水想定）

洪水と内水については、中高頻度の外力規模の浸水想定区域を充実することにより、河川整備等の対応と防災まちづくりの対応による総合的・多層的な取組の検討が可能となります。

中高頻度の外力規模の洪水でも、浸水深が深い地域や浸水継続時間が長い地域において都市的な土地利用を続けるためや居住の誘導などの対策を検討するためには、多段階の外力規模のハザード情報により、水災害リスクの評価や時間軸等を踏まえた検討が必要となります。

多段的なハザード情報として、以下を示します。

○排水機場の増強を行わなかった場合の年超過確率 1／10 程度（昭和 50 年 8 月型降雨波形）の降雨量

○浸水想定区域（計画規模）年超過確率 1／100 程度の降雨量（仁淀川）、1/70 程度の降雨量（宇治川）の降雨量

○浸水想定区域（想定最大規模）年超過確率 1／1000 程度以下の降雨量

表 7-3　【仁淀川】多段階の浸水想定の比較

<table>
<tr><td>降雨量（確率規模）</td><td>【中高頻度：年超過確率 1/10～1/50 程度】
排水機場の増強を行わなかった場合の年超過確率 1/10～1/50 程度の降雨量</td><td>【計画規模：年超過確率 1／100 程度】
浸水想定区域（計画規模）年超過確率 1／100 程度の降雨量</td><td>【想定最大規模：年超過確率 1／1000 程度】
浸水想定区域（想定最大規模）年超過確率 1／1000 程度以下の降雨量</td></tr>
<tr><td colspan="4">高 ← 発生頻度（発生確率） → 低
小 ← 浸水被害 → 大</td></tr>
<tr><td>浸水想定区域図</td><td>高頻度（1/10）　→　短期河道(R7 年度整備状況)
 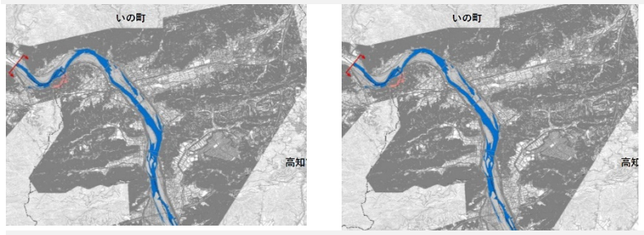
中高頻度（1/30）　→　短期河道(R7 年度整備状況)
 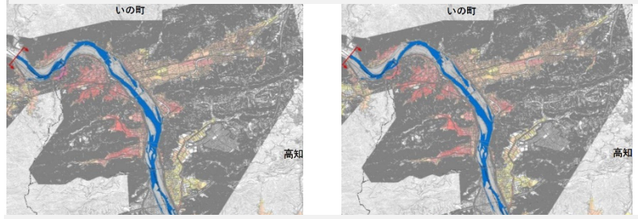
中頻度（1/50）　→　短期河道(R7 年度整備状況)
 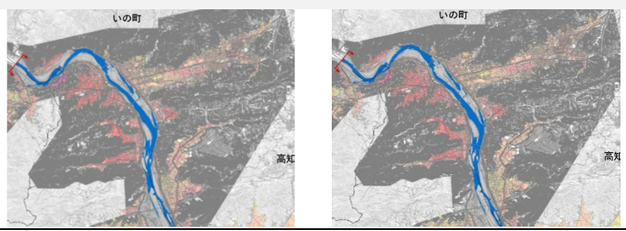 </td><td>浸水想定区域（計画規模）
 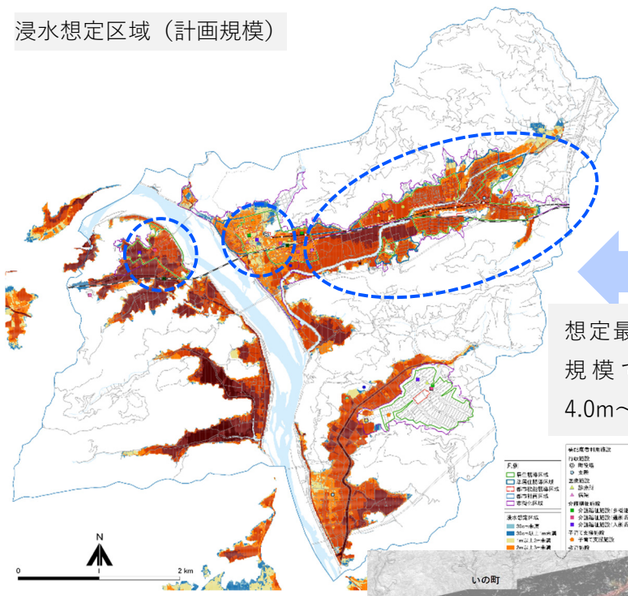
中低頻度（1/100）
短期河道(R7 年度整備状況)
 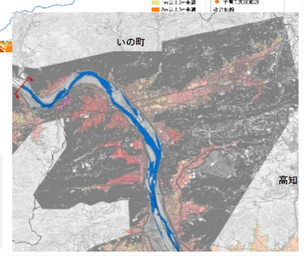 </td><td>浸水想定区域（想定最大規模）
 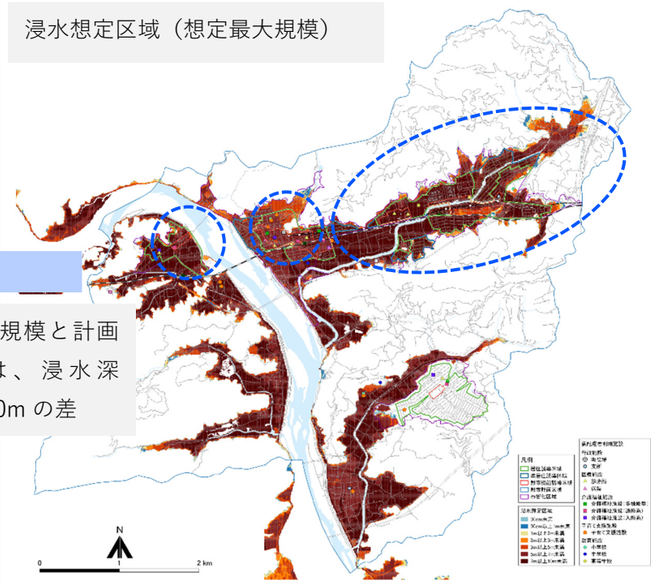
出典：国土交通省高知河川国道事務所</td></tr>
<tr><td>評価</td><td>【整備前後の浸水想定】
・短期（令和 7 年度）における河道の整備状況についてみると、いの町域ではほとんど整備の効果が現れていません。
・浸水深 3m 以上の浸水想定の区域では、いの町域の低地部の大半が中高頻度（1/30）の浸水と想定されます。
短期河道(R7 年度整備状況)水害リスクマップ
 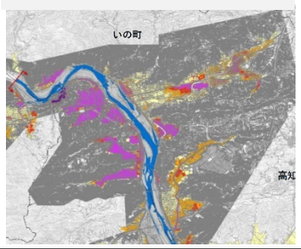 </td><td colspan="2">【多段階の浸水想定】
・想定最大規模では、伊野のほぼ全域が最大浸水深 7.0m 程度ですが、計画規模では浸水深 5m 程度の範囲がありつつ、中心市街地は 3m 程度あるいは 2m 程度が想定されています。
・枝川は、平坦部で最大浸水深 10.0m 程度であり、山裾部に向かってやや 7.0m 程度となり、西浦の一部 JR 土讃線沿線では 5.0m 程度の範囲があります。計画規模においても、大半で浸水深 5 m程度となっています。
・波川は最大浸水深 10.0m 程度～7.0m 程度となっており、計画規模でも浸水深 7.0m 程度の想定があります。
・想定最大規模あるいは計画規模であっても、いの町域では垂直避難が困難な浸水深が広範囲に広がり、河道整備等のハードの対策とともに、家屋補強や避難などの水平避難等の命を守る対策が必要です。</td></tr>
</table>

表 7-4　【宇治川】多段階の浸水想定の比較

<table>
<tr><td>降雨量（確率規模）</td><td>【中高頻度：年超過確率 1/10 程度】
排水機場の増強を行わなかった場合の年超過確率 1/10 程度の降雨量</td><td>【計画規模：年超過確率 1／70 程度】
浸水想定区域（計画規模）年超過確率 1／70 程度の降雨量</td><td>【想定最大規模：年超過確率 1／1000 程度】
浸水想定区域（想定最大規模）年超過確率 1／1000 程度以下の降雨量</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">高　発生頻度（発生確率）　低
小　浸水被害　大</td></tr>
<tr><td>浸水想定区域図</td><td>整備前の浸水深 2.0m 程度が整備後は 0m～1.0m 程度へと改善
 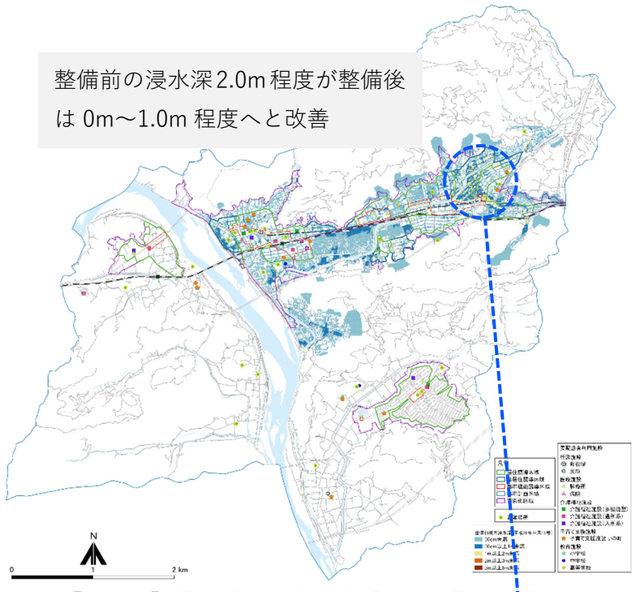
【整備前】最大規模の浸水深（H26 台風 12 号）
 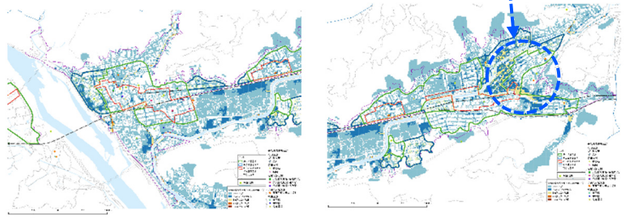
【整備後】最大規模の浸水深（H26 台風 12 号）</td><td>想定最大規模と計画規模では、浸水深 1.0m～2.0m の差
 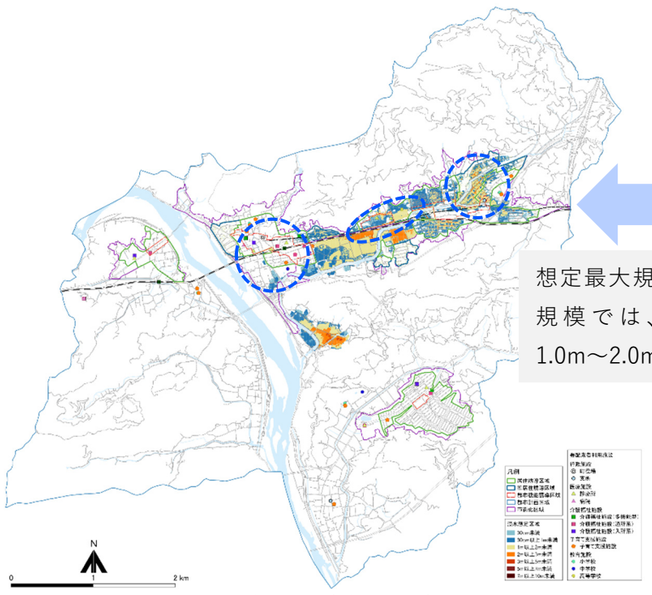
浸水想定区域（計画規模）</td><td> 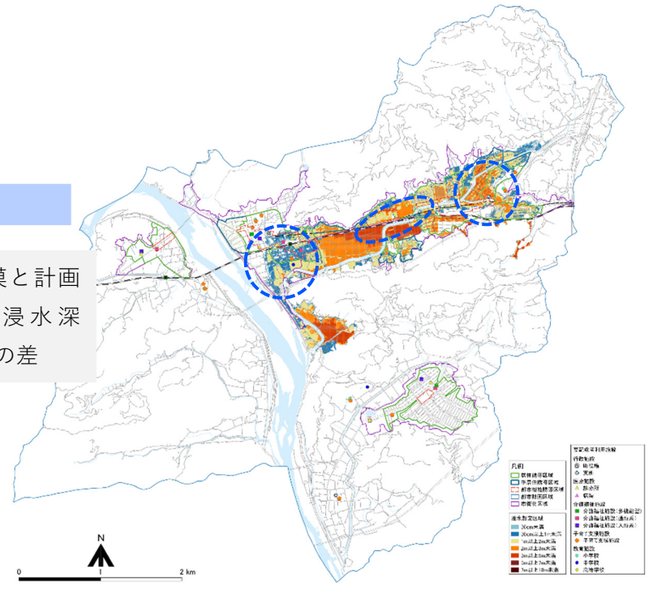
浸水想定区域（想定最大規模）
出典：国土交通省高知河川国道事務所</td></tr>
<tr><td>評価</td><td>【整備前後の浸水の状況の変化】
・宇治川の整備後は、枝川で浸水深 2.0m 程度の想定が改善され、道路、水路等で浸水深 1.0m 程度の想定となります。</td><td colspan="2">【多段階の浸水想定】
・想定最大規模では、伊野の駅前町や北内で最大浸水想定 2.0m 程度ですが、計画規模では浸水深 1.0m 程度から浸水のない想定となります。サニーアクシスいの店から商業高等学校付近では、最大浸水深 3.0m 程度が 1.0m 程度と想定され、宇治川・天神ヶ谷川間一帯は最大浸水深 3.0m程度が 2.0m 程度と想定されており、いずれも 1.0～2.0m 程度の差があります。
・最大想定では水平避難が必要となります。計画規模では、水平避難と併せて垂直避難も可能な場合があります。</td></tr>
</table>

7.2.7　土砂災害のリスク分析

いの町では、レッドゾーンは居住誘導区域に含まないこととすべき区域としています。また、イエローゾーンは原則として居住誘導区域に含むこととしつつ、山地部と連続した斜面地一帯の居住地は発災時に人的被害等が発生する恐れが高い区域として、区域内とすることが適当ではないと判断し、居住誘導区域から除外しています。

【レッドゾーン（原則として、居住誘導区域に含まない）】
○「土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）」「地すべり防止区域」「急傾斜地崩壊危険区域」
○要配慮者利用施設等・避難場所等（レッドゾーン内に立地なし）

【イエローゾーン（適当ではないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含まない）】
○「土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）」
○要配慮者利用施設等・避難場所等

・土砂災害警戒区域（土石流）
（居住誘導区域内）　✓伊野：いの町立伊野小学校、子育て支援施設　等

・土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）
（居住誘導区域内）　✓枝川：いの町立認定こども園えだがわ　等
（居住誘導区域内外）✓波川：石川記念病院　等

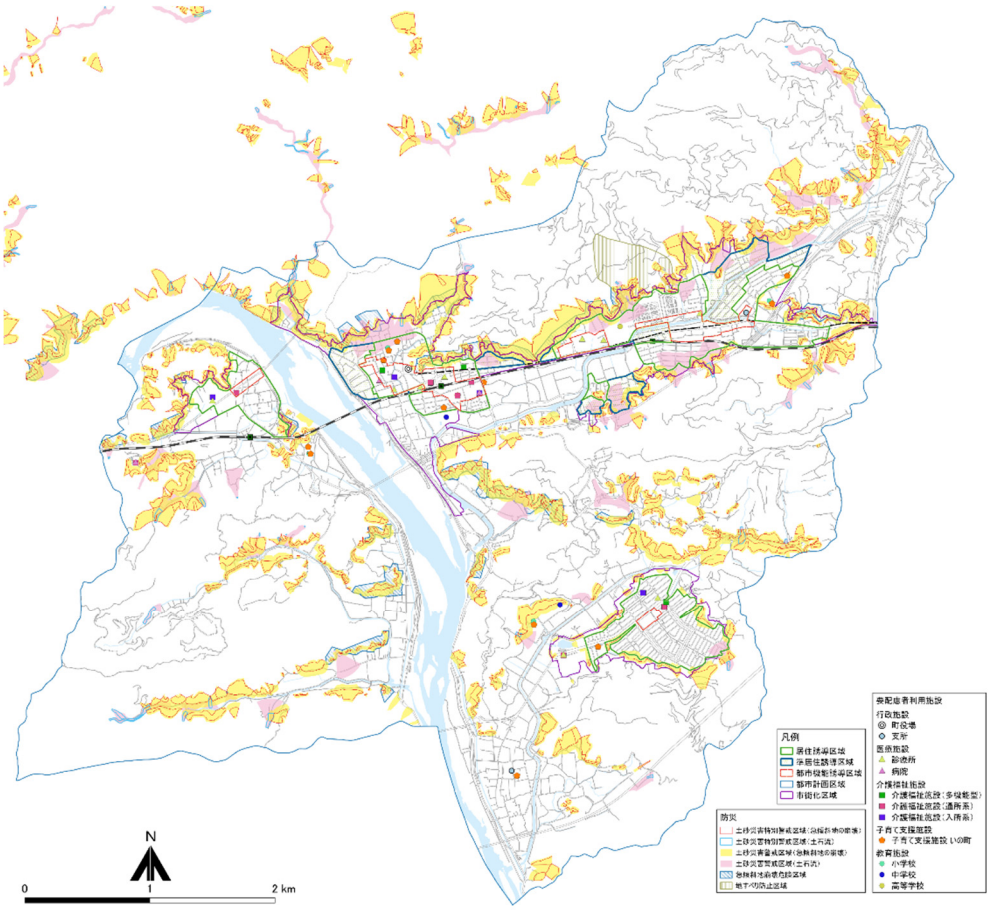

図 7-24　土砂災害（レッドゾーン・イエローゾーン）×要配慮者利用施設等

7.2.8　地震のリスク分析

(1)　ゆれやすさ

いの町では、地震が発生した場合、震度 7 や震度 6 強の想定が広範囲に示されています。

○震度 7　：都市計画区域内の駅前町周辺や天神 IC 南側、枝川西浦や八代付近、八田などの仁淀川左岸沿川、小鎌田、小八十などの仁淀川右岸沿川に示されており、都市計画区域外でも、勝賀瀬川沿川などに広範囲に示されています。

○震度 6 強：伊野地区、枝川地区、伊野南地区、川内地区及び吾北地域などの広範囲に示されています。

■ゆれやすさマップ

・南海トラフの巨地震で想定される震度を重ね合わせ、50m 四方（メッシュ）ごとに最大の震度分布を記載しています。

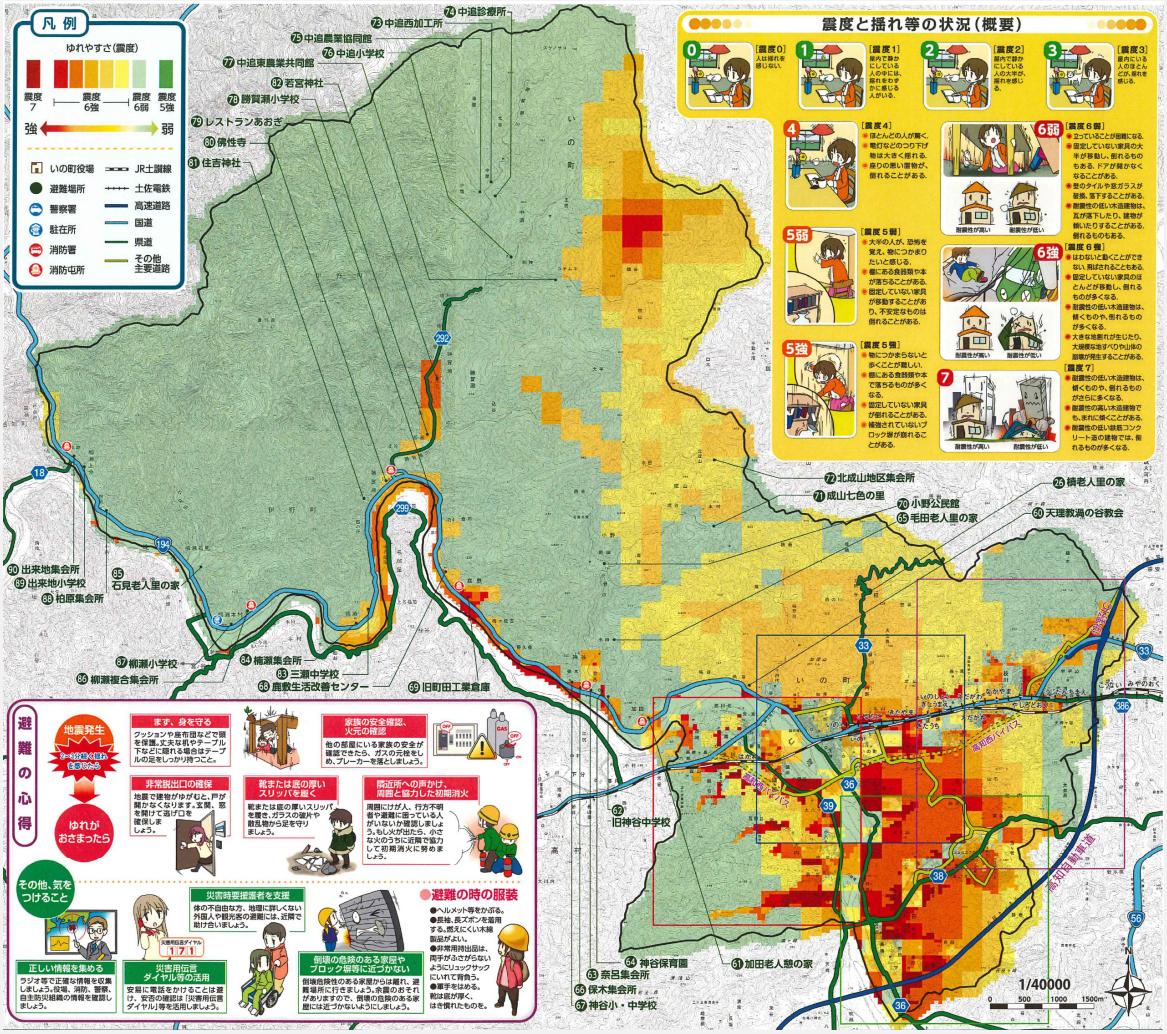

出典：いの町地震防災マップ（伊野地区）ゆれやすさマップ

(3)　液状化

いの町では、地震が発生した場合に液状化の可能性が高いと想定される地域をお知らせするために液状化マップを作成しています。

液状化危険度の高い地域は、伊野や枝川の市街地部や仁淀川右岸の大内付近などに広範囲に想定されています。

■液状化マップ

・液状化危険度を示しています。

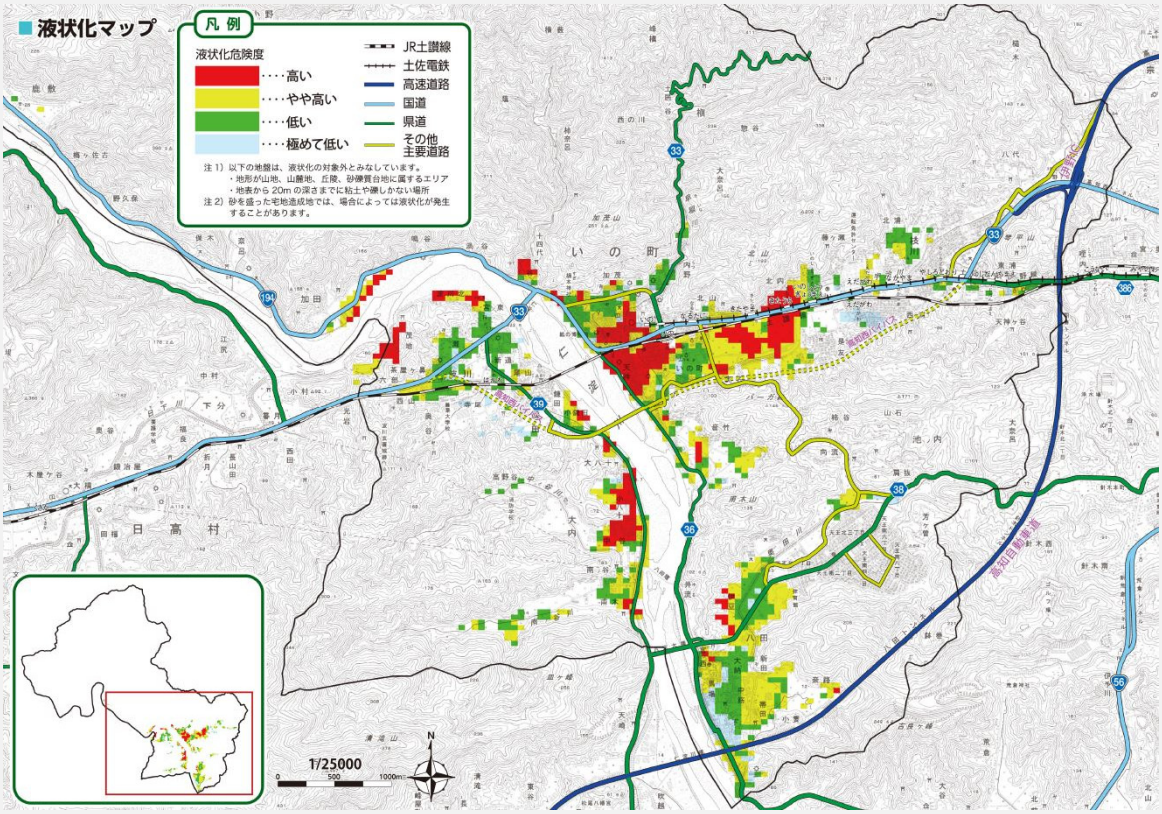

出典：いの町地震防災マップ（伊野地区）危険度マップ、液状化マップ

(4)　大規模盛土造成地

阪神・淡路大震災や東日本大震災等において、谷や傾斜地を大規模に埋めた造成地（大規模盛土造成地）で地滑り的変動が生じ、崖崩れや土砂の流出による宅地の被害が発生しました。

このため、大規模盛土造成地が身近に存在するかどうかを知っていただき、防災意識を高め、災害の未然防止や被害軽減に繋がるよう、高知県では「高知県大規模盛土造成地マップ【いの町】」を作成しています。

いの町内には天王ニュータウンにおいて谷埋め盛土（4 箇所）、腹付け盛土（4 箇所）があります。現在、第一次スクリーニングが完了しています。第二次スクリーニングについては、令和 4 年度以降実施予定としています。

※第一次スクリーニング：盛土造成地の位置と規模の把握を行い、大規模盛土造成地を抽出

※第二次スクリーニング：第一次スクリーニングにおいて確認された大規模盛土造成地において現地調査を行い、地形や地質等を把握した上で、安定計算を実施

■大規模盛土造成地マップ（いの町部分切り抜き）

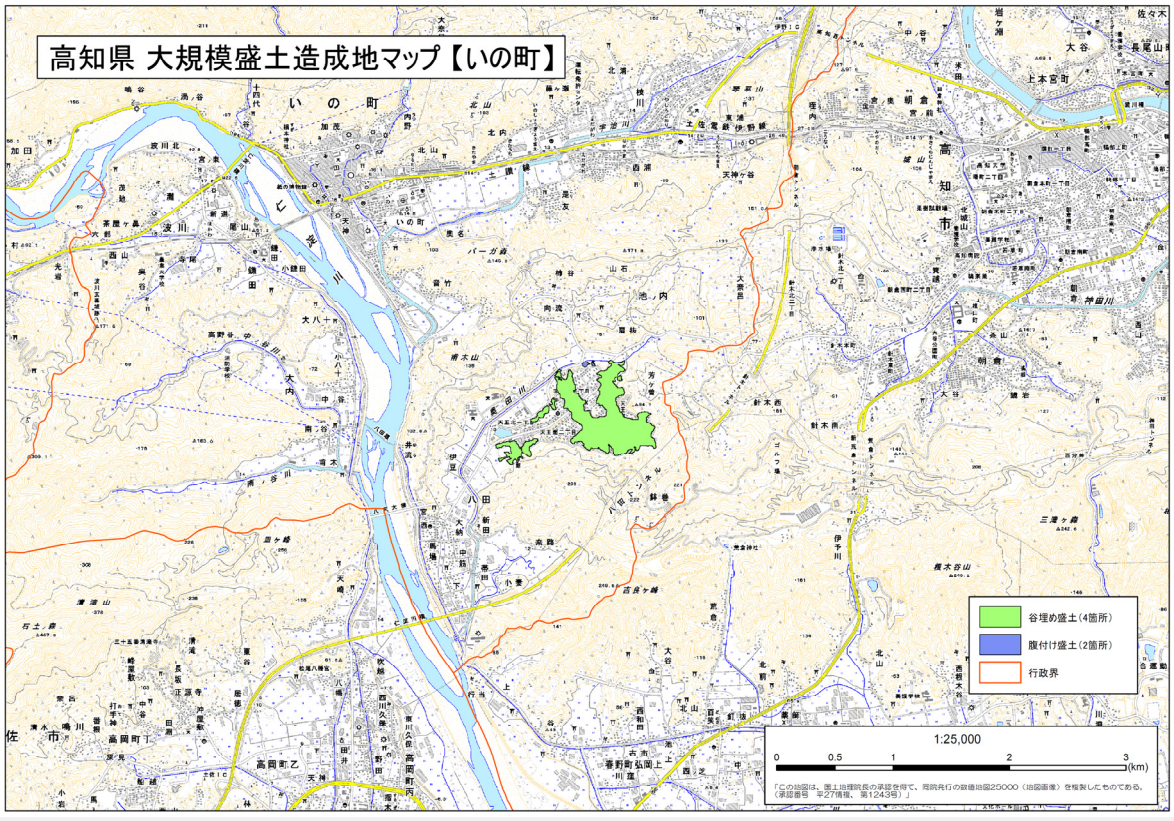

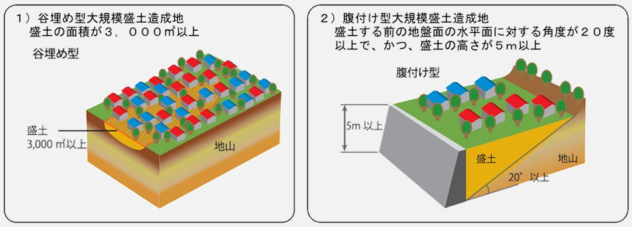

出典：高知県大規模盛土造成地マップ【いの町】

7.2.9　河川ごとの防災上の課題の整理

(1)　浸水想定区域の概況（まとめ）

■【仁淀川】

河川名	災害ハザード情報		都市の情報	評価		
				伊野 【中心拠点】 （中心市街地及び伊野駅周辺）	枝川 【生活拠点】 （枝川駅周辺及び国道33号沿道）	波川 【生活拠点】 （波川駅周辺・国道33号沿道）
仁淀川	想定最大規模	最大浸水深	最大浸水深	・7.0m（ほぼ全域）	・10.0m（平坦部） ・7.0m（山裾部） ・5.0m（西浦の一部、JR土讃線沿線）	・10.0m ・7.0m（国道33号沿道）
			最大浸水深10m要配慮者利用施設等	・介護福祉施設が立地	・医療施設、教育施設が立地	・医療施設、介護福祉施設が立地
			最大浸水深7m要配慮者利用施設等	・医療施設、介護福祉施設、子育て支援施設、教育施設が立地	・医療施設、子育て支援施設が立地	・介護福祉施設が立地
			最大浸水深5m要配慮者利用施設等	・子育て支援施設が立地	なし	なし
			最大浸水深10m建物階数	・1階、2階、3階、4階の建物が立地	・1階、2階、3階、4階、5階以上の建物が立地	・1階、2階、3階の建物が立地
			最大浸水深7m建物階数	・1階、2階、3階、4階、5階以上の建物が立地	なし	なし
			最大浸水深5m建物階数	・1階、2階、3階、4階、5階以上の建物が立地	なし	なし
			最大浸水深10m避難場所等	・4階（1軒）が立地	・4階（1軒）、3階（2軒、※うち1軒はGoogleで確認）が立地	なし
			最大浸水深7m避難場所等	・4階（1軒）、3階（1軒）、2階（1軒）、駐車場（2階1軒）が立地	なし	なし
			最大浸水深5m避難場所等	なし	なし	なし
		浸水継続時間	浸水継続時間	・最大3日（駅前町、沖田地区他） ・最大1日（中心市街地付近）	・最大3日（平地部の大部分） ・最大1日（枝川の縁辺部）	・最大3日（新道、宮ノ東の一部他） ・最大1日（新道、宮ノ東他）
			最大3日間浸水 要配慮者利用施設等	・医療施設、介護福祉施設が立地	・医療施設、教育施設が立地	・介護福祉施設が立地
			最大1日間浸水 要配慮者利用施設等	・医療施設、介護福祉施設、子育て支援施設が立地	・子育て支援施設が立地	・介護福祉施設が立地
			最大3日間浸水建物階数	・1階、2階、3階、4階の建物が立地	・1階、2階、3階、4階、5階以上の建物が立地	・1階、2階、3階の建物が立地
			最大1日間浸水建物階数	・1階、2階、3階、4階、5階以上の建物が立地	・1階、2階、3階、4階、5階以上の建物が立地	・1階、2階、3階の建物が立地

河川名	災害ハザード情報		都市の情報	評価		
				伊野 【中心拠点】 （中心市街地及び伊野駅周辺）	枝川 【生活拠点】 （枝川駅周辺及び国道33号沿道）	波川 【生活拠点】 （波川駅周辺・国道33号沿道）
			最大3日間浸水避難場所等	なし	・4階（1軒）、3階（1軒、※Googleで確認）が立地	なし
			最大1日間浸水避難場所等	・4階（2軒）、3階（1軒）、2階（1軒）、駐車場（2階1軒）が立地	・3階（1軒）が立地	なし
	家屋等倒壊氾濫区域	氾濫流	要配慮者利用施設等	・医療施設、介護福祉施設、子育て支援施設、教育施設が立地	―	・介護福祉施設が立地
			建物階数	・1階、2階、3階、4階、5階以上の建物が立地	―	・1階、2階、3階の建物が立地
			避難場所等	・4階（1軒）、3階（1軒）、2階2軒（うち、1軒は駐車場）が立地	―	なし
		河岸侵食	要配慮者利用施設等	なし	―	なし
			建物階数	・1階、2階、3階の建物が立地	―	・1階、2階の建物が立地
			避難場所等	なし	―	なし
	計画規模	浸水深	浸水深	・5m（駅前町他） ・2m、3m（中心市街地）	・5m（枝川の大半）	・7m（新道の一部） ・5m（宮ノ東、新道）
			浸水深7m 要配慮者利用施設等	なし	なし	・医療施設、介護福祉施設が立地
			浸水深5m 要配慮者利用施設等	・医療施設、介護福祉施設が立地	・医療施設、教育施設が立地	・介護福祉施設が立地
			浸水深3m 要配慮者利用施設等	・医療施設、介護福祉施設、子育て支援施設、教育施設が立地	なし	なし
			浸水深7m 建物階数	・1階、2階の建物が立地	・1階、2階、3階の建物が立地	・1階、2階の建物が立地
			浸水深5m 建物階数	・1階、2階、3階、4階の建物が立地	・1階、2階、3階、4階、5階以上の建物が立地	・1階、2階、3階の建物が立地
			浸水深3m 建物階数	・1階、2階、3階、4階、5階以上の建物が立地	・1階、2階、3階、4階、5階以上の建物が立地	・1階、2階の建物が立地
			浸水深7m 避難場所等	なし	なし	なし
			浸水深5m避難場所等	・4階（1軒）、3階（1軒）、駐車場（2階1軒）が立地	・4階（1軒）、3階（1軒、※Googleで確認）が立地	なし
			浸水深3m 避難場所等	・4階（1軒）、2階（1軒）が立地	・3階（1軒）が立地	なし

【宇治川】

河川名	災害ハザード情報		都市の情報	評価		
				伊野 【中心拠点】 （中心市街地及び伊野駅周辺）	枝川 【生活拠点】 （枝川駅周辺及び国道33号沿道）	波川 【生活拠点】 （波川駅周辺・国道33号沿道）
宇治川	想定最大規模	最大浸水深	最大浸水深	・2m（駅前町北内付近） ・1m（駅周辺）	・3m（宇治川と天神ヶ谷川に挟まれる住宅地一帯、高知県立伊野商業高等学校、自動車自動車教習所付近、JR土讃線枝川駅より東に位置する住宅地や東浦付近） ・2m（高知県運転免許センター、八代、東浦他） ・1m（山地部に連なる地域一帯）	—
			最大浸水深5m 要配慮者利用施設等	なし	なし	—
			最大浸水深3m 要配慮者利用施設等	・介護福祉施設が立地	・医療施設が立地	—
			最大浸水深2m 要配慮者利用施設等	・医療施設、介護福祉施設、子育て支援施設が立地	・医療施設が立地	—
			最大浸水深5m 建物階数	・1階、2階の建物が立地	・1階、2階、3階の建物が立地	—
			最大浸水深3m 建物階数	・1階、2階、3階、4階の建物が立地	・1階、2階、3階、4階の建物が立地	—
			最大浸水深2m 建物階数	・1階、2階、3階、4階の建物が立地	・1階、2階、3階、4階、5階以上の建物が立地	—
			最大浸水深5m 避難場所等	なし	なし	—
			最大浸水深3m 避難場所等	なし	・4階（1軒）が立地	—
			最大浸水深2m 避難場所等	・4階（1軒）が立地	・3階（2軒、※うち1軒はGoogleで確認）が立地	—
		浸水継続時間	浸水継続時間	・最大3日（北内の一部） ・最大1日（伊野駅南側、駅前町他）	・最大3日（宇治川と天神ヶ谷川間一体をはじめとした道路部分他） ・最大1日（自動車教習所付近他）	—
			最大3日間浸水 要配慮者利用施設等	なし	なし	—
			最大1日間浸水 要配慮者利用施設等	なし	なし	—
			最大12時間浸水 要配慮者利用施設等	・医療施設、介護福祉施設が立地	・医療施設、教育施設が立地	—
			最大3日間浸水 建物階数	・1階、2階の建物が立地	・1階、2階、3階、4階の建物が立地	—
			最大1日間浸水 建物階数	・1階、2階の建物が立地	・1階、2階、3階、4階の建物が立地	—

河川名	災害ハザード情報		都市の情報	評価		
				伊野 【中心拠点】 （中心市街地及び伊野駅周辺）	枝川 【生活拠点】 （枝川駅周辺及び国道 33 号沿道）	波川 【生活拠点】 （波川駅周辺・国道 33 号沿道）
			最大 12 時間浸水建物階数	・1 階、2 階、3 階、4 階の建物が立地	・1 階、2 階、3 階、4 階、5 階以上の建物が立地	—
			最大 3 日間浸水避難場所等	なし	なし	—
			最大 1 日間浸水避難場所等	なし	・4 階（1 軒）が立地	
			最大 12 時間浸水避難場所等	・4 階（1 軒）が立地	・3 階（2 軒、※うち 1 軒は Google で確認）が立地	—
	家屋等倒壊氾濫区域	氾濫流	要配慮者利用施設等	—	—	—
			建物階数	—	—	—
			避難場所等	—	—	—
		河岸侵食	要配慮者利用施設等	—	なし	—
			建物階数	—	・1 階、2 階、3 階の建物が立地	—
			避難場所等	—	なし	—
	計画規模	浸水深	浸水深	・2m（駅東町他） ・1m（駅前町他）	・2m（宇治川・天神ヶ谷川間一帯他）（一部 3m）	—
			浸水深 2m 要配慮者利用施設等	なし	なし	—
			浸水深 1m 要配慮者利用施設等	なし	・教育施設が立地	—
			浸水深 0.3m 要配慮者利用施設等	・医療施設、介護福祉施設が立地	・医療施設が立地	—
			浸水深 2m 建物階数	・1 階、2 階、3 階、4 階の建物が立地	・1 階、2 階、3 階、4 階の建物が立地	—
			浸水深 1m 建物階数	・1 階、2 階、3 階の建物が立地	・1 階、2 階、3 階、4 階の建物が立地	—
			浸水深 0.3m 建物階数	・1 階、2 階、3 階、4 階の建物が立地	・1 階、2 階、3 階、4 階、5 階以上の建物が立地	
			浸水深 2m 避難場所等	なし	・4 階（1 軒）が立地	—
			浸水深 1m 避難場所等	なし	なし	
			浸水深 0.3m 避難場所等	なし	なし	—
	浸水実績（H26.8 台風 12 号）	整備前	浸水深	・2m～1m程度（公園町、幸町他）	・2m～1m程度（宇治川と天神ヶ谷川間一帯など西浦付近）	—
		整備後	浸水深	・2m～1m程度（仁淀川沿川の一部、幸町他の用水路付近）	・2m～1m程度（宇治川と天神ヶ谷川間一帯の一部）	—

(2)　防災上の課題の整理

災害リスク分析等の結果から、防災上の課題を以下に示します。

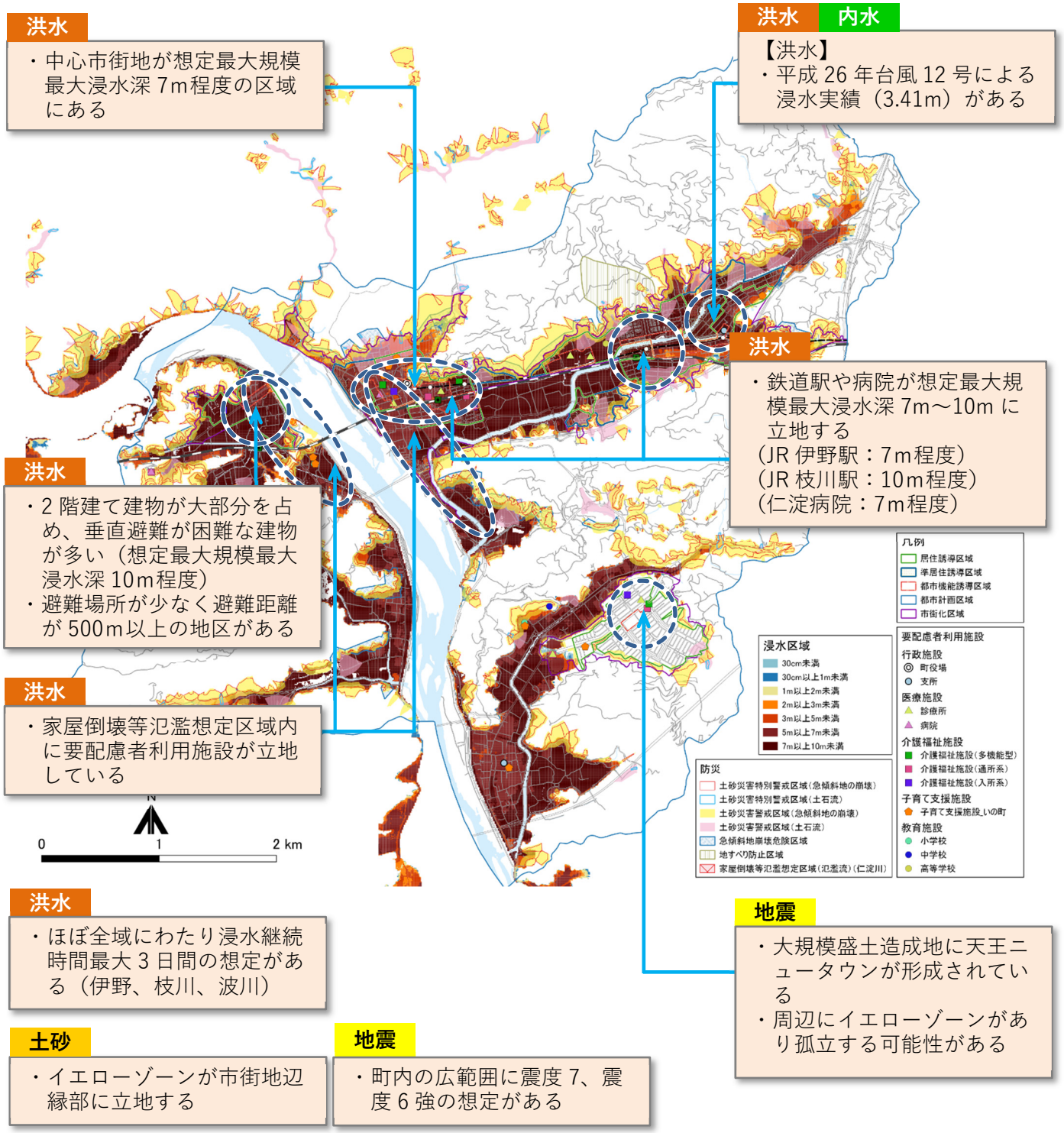

図 7-25　防災上の課題

7.3　防災まちづくりの将来像・取組方針の検討

7.3.1　まちづくりの将来像

防災指針は、「居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるもの」（第 12 版 都市計画運用指針　令和 4 年 4 月国土交通省）となります。

検討にあたっては、先の分析結果を踏まえ、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくこととします。

防災・減災対策を実施していくにあたっての対応方針（ターゲット）となる「防災まちづくりの将来像」は以下のとおりとします。

■立地適正化計画における将来都市像

仁淀川とともに歩む
いの町らしい定住・通勤通学型まちづくり

の形成を目指します

■防災上の対応方針（ターゲット）

【防災に関わる方針】

災害リスクを認識した上で、
安全に暮らすことができるまちづくり

○**災害リスクへの低減**：地震、洪水や土砂災害等の災害リスクに対して、安全な居住環境を形成します。

○**居住リスクの回避**　：災害の危険性の高い居住地の抑制、安全な居住地への人口集積を促進します。

7.3.2　取組方針と具体的な取組

災害に強いまちづくりを実現するため地区ごとの取組方針に基づき、ハード、ソフト両面から災害リスクの回避、低減に必要な具体的な取組について記載します。

検討にあたっては、災害に強いまちづくりを進めるため、都市計画マスタープラン、いの町振興計画、いの町国土強靱化地域計画等の関連計画の推進を図るとともに、居住誘導区域に際しての災害リスクとして水災害、土砂災害、地震等に強い防災のまちづくりに向けた対策を進めます。

(1)　災害リスクへの取り組みに対する基本的考え方

いの町における防災指針で対象とする災害リスクは、「水災害」「土砂災害」「地震（大規模盛土造成地)」としています。これまでの調査・分析結果を受けて、それぞれの災害リスクについての取り組みの基本的考え方を示します。

■水災害リスクについて

＜多段階浸水想定とハザードへの暴露（人口、財産、都市機能などの被害要素）について＞

・水災害リスクは、1 級河川の仁淀川と宇治川の 2 河川を対象に、浸水想定区域（想定最大規模・浸水継続時間)、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）（以上、年超過確率 1/1000 年)、浸水想定区域（計画規模：年超過確率 1/100 年、1/70 年)、浸水実績（年超過確率 1/10 年）と要配慮者利用施設、建物階数、避難場所等との関係について検討をしています。

・浸水想定区域（想定最大規模：年超過確率 1/1000 年）のシミュレーションによると、枝川の平坦部や波川で最大浸水深が 10.0m 程度、中心市街地の伊野で最大浸水深が 7.0m 程度と想定され、浸水継続時間は最大 3 日間と想定されます。

・仁淀川の家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）（将来の居住誘導区域内）には、伊野に医療施設、介護福祉施設、子育て施設、教育施設、波川に介護福祉施設などが立地し、これらの都市機能の低下の恐れがあります。また、人的被害の暴露は、仁淀川左岸 11.4km が破堤した場合（想定最大規模）で約 3m を超える浸水で命の危険のある方が 9,830 人と想定されます。洪水の処理能力の向上や住宅の複数階化で危険が解消されると想定されますが、依然として危険のある方が 8,860 人と想定されます。

・浸水想定区域（計画規模：年超過確率 1/100 年）のシミュレーションによると、波川（新道）の一部で浸水深が 7.0m 程度、伊野、枝川、波川（宮ノ東、新道）で浸水深が 5 m程度、中心市街地（伊野）で浸水深が 3m 程度や 2m 程度と想定されます。将来の居住誘導区域内の要配慮者利用施設等は、伊野で医療施設、介護福祉施設、子育て支援施設、教育施設など、枝川で医療施設、教育施設など、波川で医療施設、介護福祉施設などが立地し、それぞれの都市機能の低下の恐れがあります。

＜水災害リスクへの取り組みの考え方について＞

・市街地の大部分では建物の 2 階などへの垂直避難が困難な 3.0ｍを超える浸水深となります。このため、想定最大規模（年超過確率 1/1000 年)、計画規模（年超過確率 1/100 年、1/70 年）の浸水に対しては、国、県への仁淀川・宇治川の整備の促進を図るとともに、国、県、いの町により流域治水を着実に進めつつ、「命を守る対策」を最優先に取り組みます。

・より高い頻度での発災が想定される浸水実績（年超過確率 1/10 年）に対しては、垂直避難が可能とされる浸水深 3.0m を基準として災害に強いまちづくりに取り組むことが現実的と考えられます。また、宇治川流域では過去の浸水実績で、水路を含め最大 3.41m を記録しています。河川の整備後は大幅に改善され、道路、水路で 1m 程度の浸水深と想定されることを踏まえ、効率的・効果的な流域治水・内水対策及び命を守る対策を進めます。
・なお、避難が困難な区域で、当面除外が必要な区域として準居住誘導区域（水災害重点対策区域）を設定し、重点的な水災害対策を実施します。この準居住誘導区域（水災害対策重点区域）は、指定緊急避難場所等の確保等により解除が可能な区域とし、対策の進捗に基づき居住誘導区域へと移行します。

■土砂災害リスクについて

＜レッドゾーン・イエローゾーンの取り扱いについて＞

・レッドゾーンは、居住誘導区域に含まないこととすべき区域であり、要配慮者利用施設等・避難場所等は立地していません。
・原則として、イエローゾーンも居住誘導区域に含むこととしますが、発災時に人的被害等の発生する恐れが高い山地部と連続した斜面地一帯の居住地を居住誘導区域から除外しています。イエローゾーン（居住誘導区域内）内にある要配慮者利用施設等・避難場所等について、居住誘導区域ごとに整理すると、土砂災害警戒区域（土石流）の中に、伊野では教育施設、子育て支援施設が、枝川では教育施設などの都市機能が立地しています。また、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）については、枝川に子育て支援施設、波川に病院、教育施設などの都市機能が立地します。発災時には、それぞれの都市機能の低下の恐れがあります。

＜土砂災害リスクへの取り組みの考え方について＞

・土砂災害リスクからの被害を防止するため、地すべり防災対策を進めるとともに、緊急時の避難体制の充実を図ります。

■地震（大規模盛土造成地、ゆれやすさ、液状化）について

＜大規模盛土造成地・ゆれやすさ、液状化について＞

・大規模盛土造成地は、天王ニュータウン等において谷埋め盛土（4 箇所）、腹付け盛土（2 箇所）があります。
・いの町では、第一次スクリーニングを完了しています。
・地震によりゆれやすさや液状化が想定される区域は町内に広く分布しますが、大規模盛土造成地のある天王（居住誘導区域内）には医療施設、介護福祉施設、子育て施設などの都市機能が立地しています。地震により、法面崩落に伴う道路閉塞などによる地域の孤立などが発生した場合には、都市機能の低下の恐れがあります。

＜地震（大規模盛土造成地）への取り組みの考え方について＞

・第一次スクリーニングが完了し、引き続き安全確認の調査を進めています。調査結果を受けて、必要に応じ、地震時の滑動崩落の防止に取り組みます。
・さらに、発災時の地域の孤立などの防止に向けて、緊急輸送路の迂回化、複線化の整備などの防災基盤の充実などにより、リスクの低減を目指します。

【災害リスクに対する取組方針】

■凡例（共通）

○：上位関連計画　★：各課ヒアリング　◎：誘導方針からの展開案　☑重点施策

【新規】：各課による新たな施策・事業

【継続】：上位計画、各課ヒアリングにより継続する施策・事業

【継続・新規】：既往の施策・事業を活用しつつ、新たな課題に対応して展開

(2)　水災害リスクに対する取組方針

誘導区域等における水災害リスクの低減を図るため、国の「仁淀川水系流域治水プロジェクト」や県の対策、いの町の対策に基づき、取組方針と取組内容を示します。

分類	取組方針	具体的な取組
水災害	1.治水・流域治水・内水対策（「氾濫を減らす」） ・気候変動の影響による洪水規模の増大に対応するため、流域のあらゆる主体が取り組む「流域治水」の観点を導入し、どんな洪水が発生しても犠牲者ゼロを目指します。 ・また、いの町は被害軽減効果が１割未満と効果が出にくい地形であるため、「安全に逃げる」対策を充実させることと並行して、「堤防の粘り強い化」（治水）等を推進します。 ※「支川単位の流域治水」 ・宇治川流域では、平成 26 年水災害と同程度の規模の洪水が再び発生しても床上浸水とならないよう、支川単位での流域治水を推進します。	1.治水・流域治水・内水対策 【流域治水・内水対策】 ○【継続】流域治水・堤防の粘り強い化 ・仁淀川水系流域治水プロジェクトの推進 （仁淀川の堤防の粘り強い化、宇治川排水機場ポンプ増設、下水道施設の整備【下水】・雨水貯留浸透施設の整備、天神ヶ谷川の堤防整備、東谷川、池ノ谷川、北浦川の改修（壁面嵩上げなど）、防災情報の提供（実績浸水深表示板等）、建物等の防災機能強化（住宅の平屋解消と福祉施設のベッドの上階移設）） ○【継続】内水対策 ・宇治川総合内水対策計画 （土地利用に関するルールづくり・流出抑制策、緊急避難場所等の指定、防災備蓄倉庫の設置、開発許可の厳格化） 【仁淀川・宇治川の治水対策】 ○【継続】「仁淀川水系河川整備基本方針（H20.3）」「仁淀川水系宇治川河川整備計画（H18.4）」に沿った水災害対策を推進 ・全国有数の浸水被害の多発地域として「仁淀川水系河川整備基本方針（H20.3）」、「仁淀川水系宇 治川河川整備計画（H18.4）」に沿った水災害対策を推進 ○【継続・新規】慢性的な浸水被害の軽減・解消（宇治川流域） ・全国有数の浸水被害の多発地域として、慢性的な浸水被害の軽減・解消に向けて、引き続いて治水施設の整備や河川の改修を推進 ・雨水浸透桝及び雨どい取付型貯留タンクの設置補助により、各家庭からの雨水流出を抑制し、道路冠水等の水害防止を推進（雨水浸透桝等補助金）

分類	取組方針	具体的な取組
水災害	2.安全に逃げる ・仁淀川本川の想定最大規模洪水に対して、いの町においては、「氾濫を減らす」（治水対策）、「備えて住む」対策に並行して、「安全に逃げる」対策を推進します。	2.安全に逃げる 【安全に逃げる】 ○【新規】☑重点施策４：流域治水に基づく命を守る方策 ・災害に強いまちづくり、避難体制、民間企業との協定締結による避難場所等の確保等（「AI・IoT を活用した避難誘導の検討」「新たな緊急避難場所等の検討」「避難路整備の検討」「広域避難の検討」） ・準居住誘導区域（水災害対策重点区域）の対応
	3.備えて住む ・地域住民と福祉施設管理者による率先した取組を促すために、住宅の平屋解消と福祉施設のベッドの上階移設をするだけで命の危険が解消される地区を図示する「洪水に備えて住むマップ」の作成など、「備えて住む」を推進します。	3.備えて住む 【備えて住む】 ○【新規】☑重点施策４：流域治水に基づく命を守る方策 ★【新規】建築物等の防災機能強化 ・建物等の防災機能強化による住まい方（リスク回避）について検討（例：住宅の平屋解消と福祉施設のベッドの上階移設等） ★【新規】氾濫流（「倒壊」「滑動」）に対する家屋の補強の促進（家屋の構造強化、屋根裏、屋上避難などができる増し床） ・準居住誘導区域（水災害対策重点区域）の対応

■防災指針に関連する制度

○特定地域都市浸水被害対策事業（都市機能誘導区域内）（直接 1/2 等）

・現行では、下水道法に規定する「浸水被害対策区域」において、下水道管理者及び民間事業者等が連携して、浸水被害の防止を図ることを目的に、地方公共団体による下水道施設の整備、民間事業者等による雨水貯留施設等の整備に係る費用の補助を行っている。
平成 29 年度より、対象となる地区に、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画に定められた「都市機能誘導区域」を追加。（ただし、市街地の形成に合わせて下水道を新規に整備する区域であって、市町村の総事業費が増大しないものに限る。）
また、補助対象範囲に、民間事業者等が特定地域都市浸水被害対策計画に基づき整備する雨水浸透施設を追加。

○ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践（R4）

■水害リスク情報の充実
■水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり
■特定都市河川における整備の加速化
■農林水産省との連携による水田貯留の推進
■厚生労働省等との連携による高齢者等の安全確保
■流域治水型の災害復旧の促進
■高台まちづくり（高台・建物群）の推進
■流域治水プロジェクトにおけるグリーンインフラの取組の推進

■林野庁との連携による流域流木対策の推進
■まちづくりに資する土砂災害対策の集中的支援
■砂防における原形復旧に拘らない災害復旧の促進

【仁淀川・宇治川の治水対策】（リスクの低減）
○「仁淀川水系河川整備基本方針（H20.3）」、「仁淀川水系宇治川河川整備計画（H18.4）」に沿った水害対策を推進
・仁淀川、宇治川流域については、全国でも有数の浸水被害多発地域であることから、「仁淀川水系河川整備基本方針（H20.3）」、「仁淀川水系宇治川河川整備計画（H18.4）」に沿った水害対策を推進（いの町都市計画マスタープラン）
○慢性的な浸水被害の軽減・解消（宇治川流域）
・宇治川流域等は、全国でも有数の浸水被害の多発地域となっていることから、慢性的な浸水被害の軽減・解消に向けて、引き続いて治水施設の整備や河川の改修を推進 （いの町第２次振興計画（基本構想））

(3)　土砂災害・地震リスク等に対する取組方針

誘導区域等における土砂災害・地震リスク等の回避・低減を図るための取組方針及び取組内容を示します。

分類	取組方針	具体的な取組
土砂災害・地震	1.土砂災害 ・土砂災害リスクからの被害を防ぐため、地すべり防止対策等によるリスク低減や、災害ハザードの状況による居住の移転などを目指します。	1.土砂災害 【土砂災害防止対策】 ★【新規】土砂災害ハザードマップ見直し（予定） ・土砂災害特別警戒区域の指定完了により、県のハザードマップ作成支援ツールを活用し、簡易版のハザードマップを作成予定 ○【継続】砂防えん堤、地すべり防止施設等の対策施設の設置要請 ・災害防止のための砂防えん堤、地すべり防止施設等の対策施設の設置を関係機関に要請 ◎【継続・新規】建替時におけるハザード区域からの移転促進 ＜住宅建替・既存住宅の補強＞ ・原則としてレッドゾーン内の建物は建替時に居住誘導区域内への移転を促進するが、継続居住の場合においても安全性の向上を支援 ✓いの町土砂災害特別警戒区域内住宅建替等支援事業費補助金（住宅立替） ✓いの町住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金（既存住宅）

分類	取組方針	具体的な取組
	2.地震 ・地震災害に強いまちづくりとして、防災基盤の充実などによるリスクの低減を目指します。 ・地震災害による孤立防止に向けて緊急輸送路の迂回化、複線化の整備などによるリスクの回避を目指します。	2.地震 【地震に強い市街地形成】 ○★【新規】大規模盛土造成地第二次スクリーニング調査の実施 ○【継続】ライフライン施設等の機能確保と不測の場合への備え ○【継続】通信施設の機能強化 ○【継続】民間の建築物に対する耐震診断・耐震補強への支援を継続 ・危険度の高い地区や木造建築物が密集する地区を中心に、民間の建築物に対する耐震診断・耐震補強（耐震設計・耐震改修補助事業）への支援を継続 ・建築物の安全確保 ○【継続】沿道建築物の耐震化の推進 ・緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進

■防災指針に関連する制度

【土砂災害防止対策関連事業】
＜地震に強い市街地形成＞
○宅地耐震化推進事業（居住誘導区域内）（直接 1/2）
・地震時等における滑動崩落や液状化による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民への情報提供等を図るとともに、対策工事等に要する費用について支援。
令和 2 年度においては、居住誘導区域内において立地適正化計画に位置づけた防災対策として実施する事業について、国費率を嵩上げ。
○大規模盛土造成地滑動崩落防止事業（1/4、一定の要件を満たす場合 1/3 、1/2）
・地盤調査等の結果、安全性が不足することが確認された大規模盛土造成地について、安全性が確保できるよう対策工事を実施する。

＜建物の耐震化＞
○公共施設等の適正管理に係る地方財政措置（公共施設等適正管理推進事業債）（①充当率 90%、交付税算入率 50%、②充当率 90%、交付税算入率 30%（～50%）：①、②平成 29 年度から令和 3 年度まで（5 年間）等）
・公共施設等総合管理計画に基づき実施される事業であって、①個別施設計画に位置付けられた公共施設等の集約化・複合化事業、②立地適正化計画に基づく地方単独事業等に対し、元利金の償還に対し地方交付税措置のある地方債措置等を講じる。
令和 2 年度から、宅地耐震化推進事業を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業を追加。

(4)　命を守る対策（避難路、避難場所等、避難体制の充実）

自然災害、災害に強いまちづくりを推進し、町民の命を守る対策方針と取組内容を示します。

なお、自然災害等以外の火災や消防等の暮らしの安全への対策は、「いの町地域防災計画」「いの町国土強靱化計画」に準じて推進します。

分類	取組方針	具体的な取組
命を守る対策	1.災害に強いまちづくり ・「いの町地域防災計画」「いの町国土強靱化計画」に基づき、災害に強いまちづくりを推進します。	1.災害に強いまちづくり 【災害に強いまちづくり】 ★【継続・新規】防災関連機能の集約化・防災拠点の整備（公共施設の再編の観点） ・防災機能の集約化 （屯所＋集会室＋避難場所等、防災備蓄倉庫＋集会室＋避難場所等） ○★【継続・新規】☑重点施策５：老朽化した都市インフラの改修 ・防災備蓄倉庫の建築や避難場所等（集会所等）の耐震補強工事など地域防災拠点の整備） ※事業名：都市防災総合推進事業（国補助）：H29～R3は耐震補強工事等を実施。今後R4～R8の計画を策定予定 ◎【新規】リアルタイムデータによる防災情報の発信 ・スマートシティ実装化支援事業 ○【継続】「いの町地域防災計画」「いの町国土強靱化地域計画」の推進（消防、火災等含む） ・災害に強いまちづくり、要配慮者に配慮した防災体制づくり、コミュニティ防災力の向上に対する「いの町地域防災計画」及び自然災害を加えたあらゆる災害リスクに対する施策・事業を強靱化する「いの町国土強靱化計画」を継続的に推進 ○【継続】公共・公益施設の防災拠点としての機能を強化（耐震化・不燃化） ・役場、仁淀消防署、いの警察署、仁淀病院、小中学校、公民館、公園・緑地等、災害時に救援拠点・避難施設・避難場所等となる施設や多数の人が利用する公共・公益施設については、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化・不燃化、浸水対策の実施等、防災拠点としての機能を強化

分類	取組方針	具体的な取組
		○【継続】地域全体の防災力の向上 ・住宅密集地等の防災上危険な地域の解消及び災害時の緊急輸送ネットワークの整備等の各種防災対策を計画的かつ総合的に推進し、地域全体の防災力の向上を目指し、災害に強いまちづくりを推進
	2.避難路・避難場所等 ・避難路や避難場所等の充実を図るとともに、避難路のネットワークの整備を進め、迅速で安全な避難を目指す。 ※【共通】水災害（２．安全に逃げる）	2.避難路・避難場所等 【避難路・避難場所等】 ○【新規】☑重点施策４流域治水に基づく命を守る方策 ・「新たな緊急避難場所等の検討」「避難路整備の検討」「広域避難の検討」 【新規】避難場所等の充足 ・各避難場所等の収容人数を精査 ・高知市等からの広域避難も想定されるため、広域的に考えると不足が生じる可能性 【継続】避難場所等・避難路の確保 ・中心市街地などの中心拠点や、生活拠点（枝川、波川）などの人口の集積地における緊急避難場所等・避難路の確保（指定避難場所等の指定など） 【継続】今後の対策等 ・避難場所等運営マニュアルの策定・推進、マニュアルに基づく訓練等の実施、避難路のブロック塀の撤去、指定避難場所等の環境整備を推進（太陽光の照明、手すりの設置等）
命を守る対策	3.避難体制 ・要配慮者など支援を要する人や町民の避難対策については、行動能力などに配慮した対応策を検討し、全ての住民が安全に避難できる環境を整備することが最大の減災対策として認識し、避難支援体制の充実・強化を目指します。 ※【共通】水災害（２．安全に逃げる）	3.避難体制 【避難体制の充実】 ○【新規】☑重点施策４：流域治水に基づく命を守る方策 ・「AI・IoT を活用した避難誘導の検討」 ※【新規】リアルタイムデータによる防災情報の発信（スマートシティ実装化支援事業と共通 ★【新規】土砂災害危険警戒等における啓発活動 ・広報誌や自主防災会等で土砂災害について啓発活動 ★【新規】河川浸水時や土砂災害時、地震時（ゆれやすさ、液状化など）における避難対策についての取り組みの推進

分類	取組方針	具体的な取組
		・防災訓練で土砂災害の危険箇所の確認や避難経路の確認を実施 ・平時において防災訓練や学習会等で知識の習得、マイタイムライン（防災行動計画）の活用推進や地域内での確認など事前に話しあえるきっかけづくりへの取り組み

【重点施策４】流域治水に基づく命を守る方策について

※検討にあたっては、地区ごとにリスク条件や課題を検討し、地元との協議を踏まえて計画を作成する必要があります。

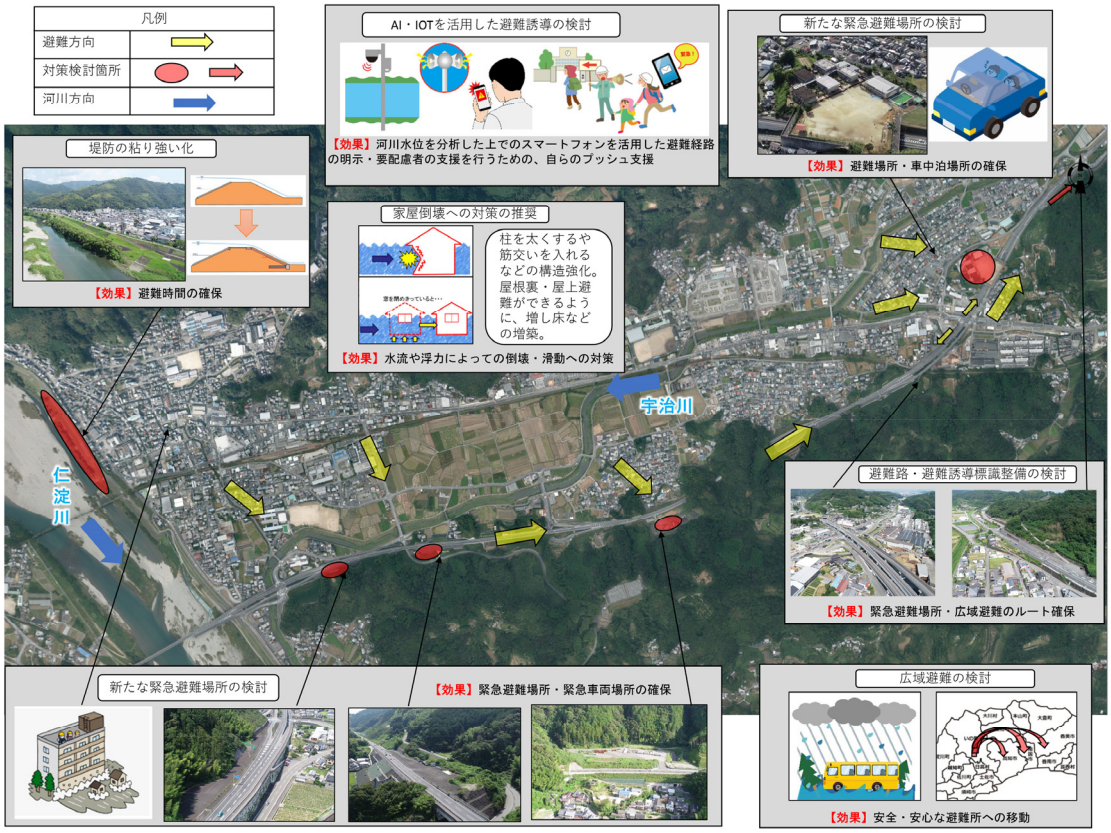

【1】堤防の粘り強い化：避難時間確保のため、仁淀川本川における堤防の粘り強い化を要望（治水・流域治水・内水対策）

【2】新たな緊急避難場所の検討：水災害から命を守るために指定緊急避難場所等の確保（避難路・指定緊急避難場所等）

【3】氾濫流に（「倒壊」「滑動」「転倒」）に対する家屋の補強の促進：家屋の構造強化、屋根裏、屋上避難などの増し床（備えて住む）の促進

【4】避難路・避難誘導標識整備の検討：要配慮者の避難におけるスロープ設置等の検討。避難誘導における標識等整備の検討（安全に逃げる）

【5】広域避難の検討：高知西バイパス等の屋外避難した場合に備え、屋内の避難所へ向けての広域避難の検討（広域：避難路・避難場所）

【6】AI・IoT を活用した避難誘導の検討（災害に強いまちづくり）

■防災指針に関連する制度

【災害に強いまちづくりなど】

○防災・減災を主流化したコンパクトシティの推進

○事前防災による安全な市街地の形成（都市防災総合推進事業（【交付率】1/2、1/3、2/3※南海トラフ特措法に基づく一定の要件を満たす場合））

○防災・減災、国土強靱化５か年加速化対策の着実な推進（都市公園・緑地等事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業）

○市街地開発事業等における無電柱化の推進（無電柱化まちづくり促進事業）

○防災街区整備事業（都市機能誘導区域内）（直接、間接 1/3）

○都市再生区画整理事業（都市機能誘導区域・居住誘導区域内）（直接 1/2、間接 1/3）

○スマートシティ実装化支援事業 スマートシティ実装化支援調査

【避難路、避難場所等】

○事前防災による安全な市街地の形成（都市防災総合推進事業（【交付率】１/２、１/３、２/３※南海トラフ特措法に基づく一定の要件を満たす場合））

【避難体制の充実】

○想定最大規模の洪水、内水、高潮、津波の浸水想定区域指定及びハザードマップ作成の推進（予算措置）

○マイタイムライン（防災行動計画）策定

○地域防災力・避難体制の確立（いの町地域防災計画）

【洪水に強い建物への改善・建物の強靱化】

○防災街区整備事業（都市機能誘導区域内）（直接、間接 1/3）

○防災・省エネまちづくり緊急促進事業（都市機能誘導区域・居住誘導区域内）（直接 3%、5%、7%）

○都市公園・緑地等事業

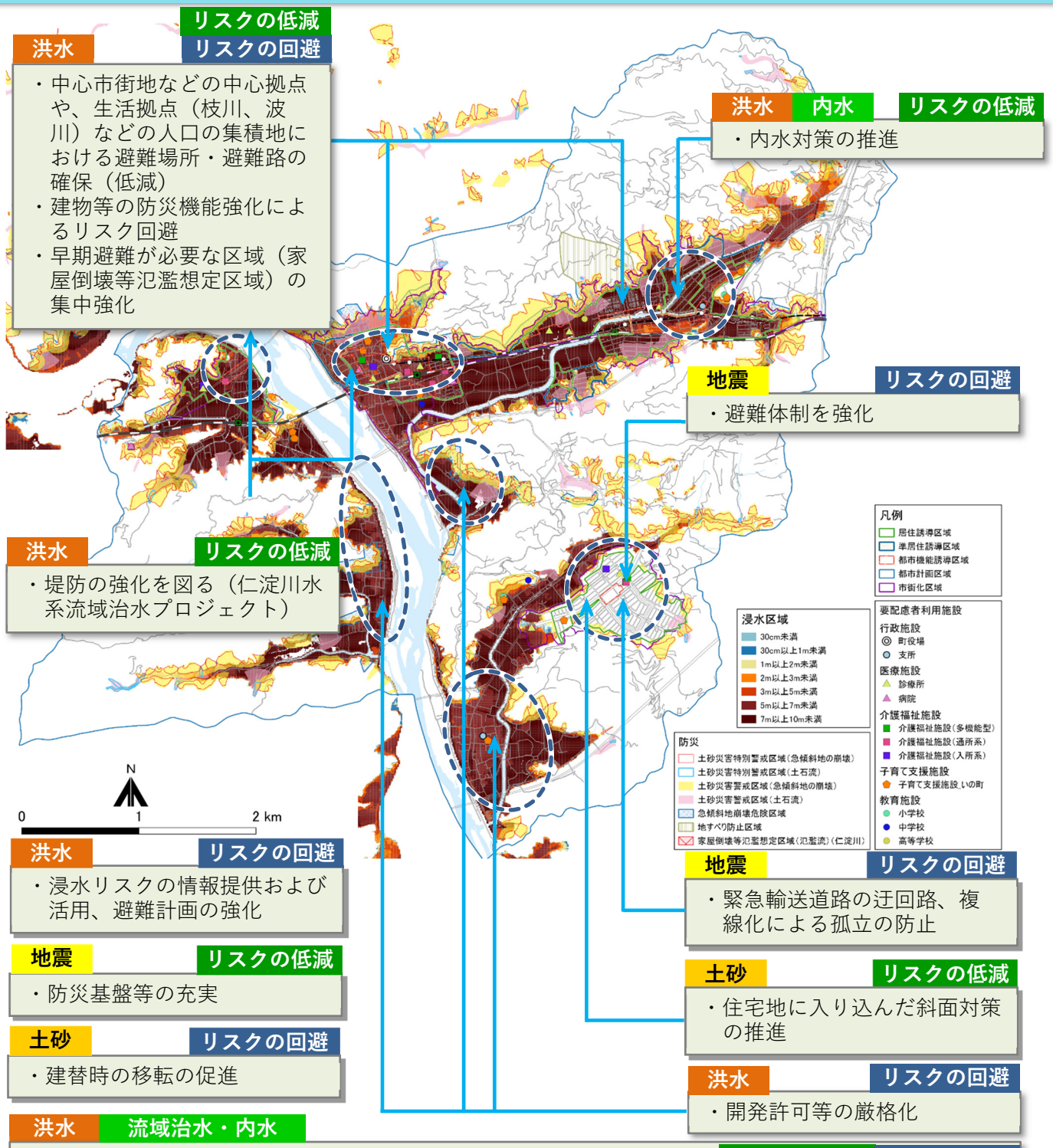

図 7-26　課題に対応した取組方針

7.4　取組スケジュール

7.4.1　取組スケジュール

具体的な取組に基づくスケジュールを以下のとおり設定します。

分類	【施　策】			実施主体			実績	実施時期の目標		
	取組			国	県	町	終了	短期5年	中期10年	長期20年
水災害リスク	1.治水・流域治水・内水対策	回避	【L1・L2】仁淀川の堤防の粘り強い化・堤防沿いの避難路の整備					→	→	→
		低減	【実績浸水】宇治川排水機場ポンプの増設							
			【実績浸水】堤防整備（天神ケ谷川）					→		
			【L1・L２】下水道施設の整備【下水】・雨水貯留浸透施設の整備					→	→	→
			【実績浸水】東谷川、池ノ谷川、北浦川の改修（壁面嵩上げなど）							
		回避	【実績浸水】防災情報の提供（実績浸水深表示板）							
			【実績浸水】土地利用に関するルールづくり・流出抑制策							
			【L1・L２】緊急避難場所等及び避難路の整備、防災備蓄倉庫の設置、開発許可の厳格化					→	→	→
	2.安全に逃げる	回避	【L1・L２】早期避難が必要な区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）の集中強化（緊急避難場所等の指定、避難体制、避難訓練）、防災情報の提供（想定浸水深表示板） 避難体制…AI・IoT を活用した避難誘導の検討					→	→	

分類	【施　策】			実施主体			実績	実施時期の目標		
	取組			国	県	町	終了	短期 5 年	中期 10 年	長期 20 年
水災害リスク	3.備えて住む	回避	【L1・L２】災害に強いまちづくり（家屋強化の推進として屋根裏の増設や構造強化）、建築物等の防災機能強化改修（平屋解消と福祉施設のベッドの上階移設）					→	→	→
			【L1・L２】３D 都市空間情報化による災害リスクの可視化					→	→	
			【L1・L２】緊急避難場所等への避難路の整備					→		
土砂災害・地震リスク	1.土砂災害	低減	砂防えん堤、地すべり防止施設等の対策施設の設置要請					→	→	→
		回避	土砂災害に関するハザードマップ作成検討					→	→	
			土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内の建替時における支援					→	→	→
	2.地震	回避	ライフライン施設等の機能確保と不測の場合への備えを推進					→	→	
			通信施設の機能強化					→	→	
		低減	民間の建築物や沿道建築物に対する耐震診断・耐震補強への支援を継続					→	→	→
		回避	大規模盛土造成地第二次スクリーニング調査の実施					→		

分類	【施　策】			実施主体			実績	実施時期の目標		
	取組			国	県	町	終了	短期5年	中期10年	長期20年
命を守る対策	1.災害に強いまちづくり	低減	公共・公益施設の耐震化・不燃化					→	→	
		回避	地域全体の防災力の向上（住宅密集地等の防災上危険な地域の解消、緊急輸送ネットワークの確保等）					→	→	→
		回避	防災関連機能の集約化（屯所＋集会室＋避難場所等、防災備蓄倉庫＋集会室＋避難場所等）					→	→	→
		低減	老朽化した都市インフラの改修（防災備蓄倉庫の建築や避難場所等（集会所等）の耐震補強工事）					→	→	→
		回避	【L1・L2】スマートシティ実装化の検討（AI・IoT 技術活用した防災情報の発信・避難誘導）					→	→	
			【L1・L2】河川浸水時における広域避難の検討					→		
	2.避難路・避難場所		緊急避難場所等の充足と今後の対策（緊急避難場所等の確保、避難路の確認及び確保）					→	→	
	3.避難体制		洪水や土砂災害、地震時における避難対策（防災訓練や学習会等で知識の習得、マイタイムラインの活用推進）					→	→	→
			洪水や土砂災害、地震に関する啓発活動（広報誌や防災行政アプリ等で啓発、ハザードマップを活用し学習会等で危険箇所や避難路を確認）					→	→	→

8. 届出制度

8.1 居住誘導区域における届出・勧告制度

居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するため、居住誘導区域外で行われる一定規模以上の建築行為又は開発行為には、都市再生特別措置法第 88 条に基づき、着手する 30 日前までにいの町への届出が義務付けられています。

なお、居住誘導区域外での開発が居住誘導区域内の住宅等の立地誘導を図る上で支障があると認められるときは、協議・調整の上、勧告等の必要な措置を行うことがあります。

■居住誘導区域外における届出・勧告制度（都市再生特別措置法第 88 条）

- 届出制は、居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するための制度
- 居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、原則として町長への届出が義務付け
- 開発行為等に着手する 30 日前までに届出が必要
- 居住誘導区域内への居住の誘導に対し、何らかの支障が生じると判断した場合は協議・調整し、不調の場合は必要に応じて「勧告」

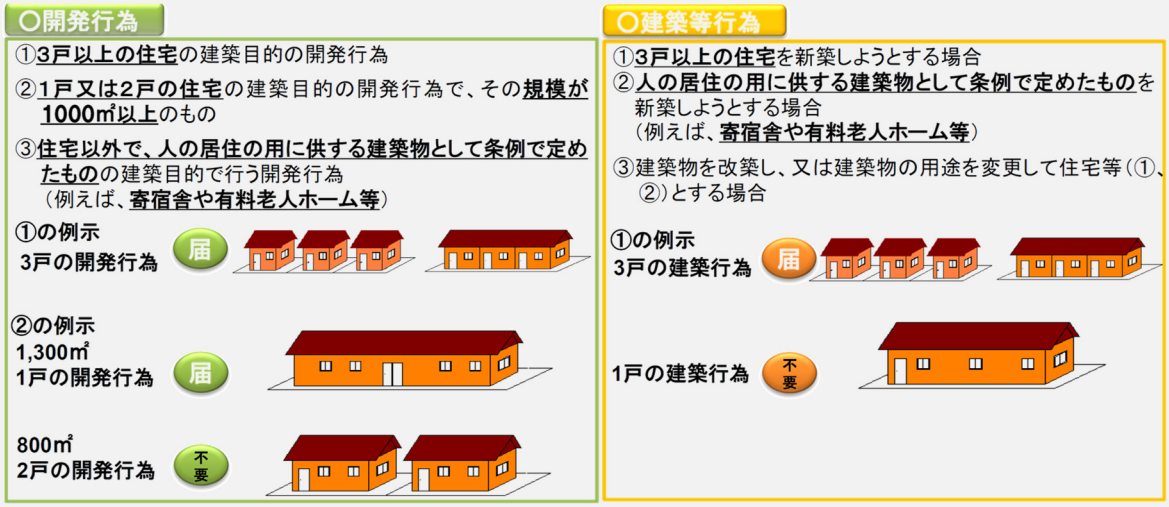

出典：出典：改正都市再生特別措置法等について（令和 3 年 7 月改定、平成 27 年 6 月 1 日国土交通省）

8.2　都市機能誘導区域における届出・勧告制度

都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握するため、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の開発行為または建築等行為を行おうとする場合、着手する 30 日前までに届出が義務付けられています。なお、都市機能誘導区域外での開発が都市機能誘導区域内の誘導施設の立地誘導を図る上で支障があると認められるときは、協議・調整の上、勧告等の必要な措置を行うことがあります（都市再生特別措置法第 108 条）。

また、休廃止に係る届出制は、いの町が既存建物・設備の有効活用など機能維持に向けて手を打てる機会を確保するための制度であり、都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合は、休止又は廃止しようとする日の 30 日前までに届出が義務付けられています。なお、新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、休止又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認める場合は、必要に応じて助言・勧告等の必要な措置を行うことがあります（都市再生法第 108 条の 2）。

■都市機能誘導区域外における届出・勧告制度（都市再生特別措置法第 108 条）
- 届出制は、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するための制度
- 都市機能誘導区域外の区域で、誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合には、原則として町長への届出が義務付け
- 開発行為等に着手する 30 日前までに届出が必要
- 届出内容どおりの開発行為等が行われた場合、何らかの支障が生じると判断した場合は協議・調整し、不調の場合は必要に応じて「勧告」

○開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合。

○開発行為以外

①誘導施設を有する建築物を**新築**しようとする場合
②建築物を**改築**し誘導施設を有する建築物とする場合
③建築物の**用途を変更**し誘導施設を有する建築物とする場合

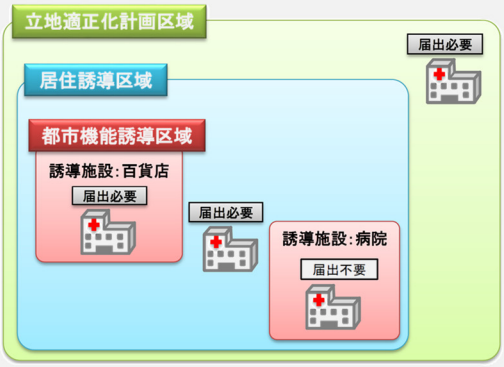

■都市機能誘導区域内における休廃止に係る届出・勧告制度（都市再生特別措置法第 108 条の 2）
- 休廃止に係る届出制は、いの町が既存建物・設備の有効活用など機能維持に向けて手を打てる機会を確保するための制度
- 都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、町長への届出が義務付け
- 誘導施設を休止又は廃止しようとする日の 30 日前までに、届出を行うこと
- 新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、休止又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認める場合は、必要に応じて「助言・勧告（都市再生法第 108 条の 2）」

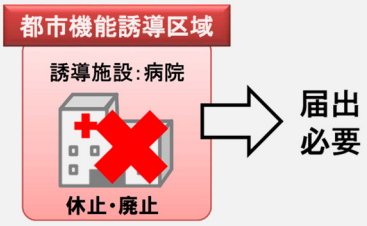

出典：改正都市再生特別措置法等について（令和 3 年 7 月改定、平成 27 年 6 月 1 日国土交通省）

9. 目標値等の検討

9.1 目標値の設定

9.1.1 居住誘導に関する目標値

居住誘導区域に関する目標及び期待する効果を把握します。

(1) 目標値

居住誘導に関わる方針に基づき「在郷町として発展した仕事と暮らしのまちづくり」を目指します。このため、居住誘導区域内において生活サービスや地域コミュニティが持続し、職住近接の定住環境が確保されるよう、一定水準の人口規模が維持されることを目標とします。

表 9-1 居住誘導に関する評価指標と目標値（案）

評価指標		基準値 平成 27 年 (2015 年)	推計値※ 令和 22 年 (2040 年)	目標値 令和 22 年 (2040 年)
居住誘導	将来の居住誘導区域内の人口	11,276 人	7,501 人	9,623 人
	将来の居住誘導区域面積	232.5ha	232.5ha	232.5ha
	将来の居住誘導区域内の人口密度	48.5 人/ha	32.3 人/ha	41.4 人/ha

※今後何も対策を講じなかった場合に予想される将来の居住誘導区域内の人口密度

■目標値について

・平成 22（2010）年国勢調査実績値に基づく将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所（社人研））によると、いの町の令和 22（2040）年の総人口は 14,737 人まで減少するとしています。

・これに対し、「いの町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年度改訂版）では、一連の対策を講じることで、令和 22（2040）年の総人口を 16,859 人と設定しています。

・本計画では、この人口差 2,122 人を居住誘導の取組によって誘導区域内へと誘導するものとし、その際の誘導区域内人口密度の確保を目標とします。

・以上から、令和 22（2040）年推計の将来の居住誘導区域人口 7,501 人に 2,122 人を加えた、9,623 人を令和 22（2040）年の将来の居住誘導区域人口とし、その人口密度 41.4 人/ha を目標値として設定します。

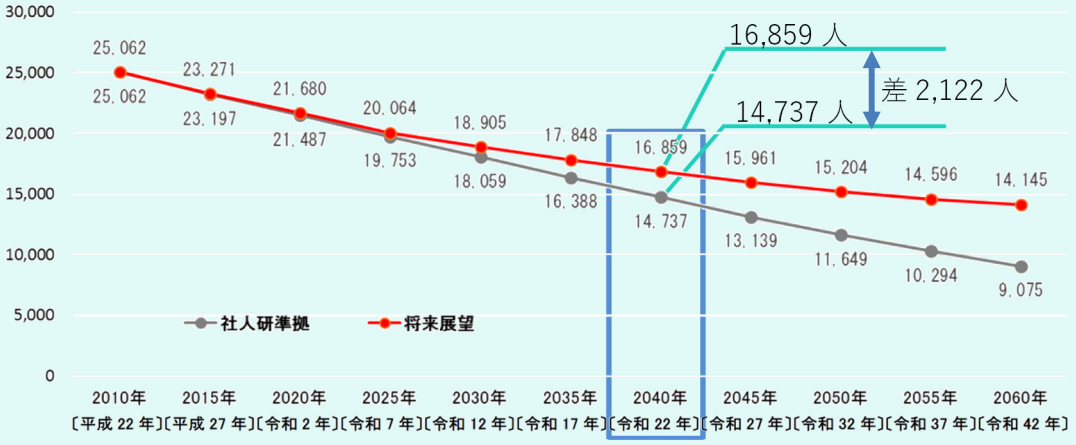

■誘導区域内への誘導（いの町の総人口の見通しより）

(2)　重点施策の効果指標

居住誘導に関する以下の２つの重点施策について、効果指標による進捗管理を行います。

■重点施策１：「子育て支援５つのパッケージ」の創設（子育て支援策等）

表 9-2　「子育て支援５つのパッケージ」に関する効果指標と目標値（案）

効果指標		基準値 令和３年 （2021 年）	目標値 令和８年 （2026 年）
居住誘導	出生者数の増加効果 （目標：年平均 118 人）	０人 （R3.12 時点 85 人）	増加効果 累計 101 人

■目標値について

・いの町では、平成 27 年から平成 30 年の間の年平均約 110 人出生者数について、令和６年までの間に対策を講じることで年平均 118 人（5 年合計 590 人＝118 人×5 年）とすることを目指しています。（「第２期いの町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和２年３月））

・本計画では、出生者数の増加を目指すとともに、これまでの子育て支援の総合的な取組を行うこととすることから、その際の出生者数の増加効果を目標とします。

・以上から、これまでの目標の出生者数年平均 118 人の維持を踏襲し、令和３年を基準値として、令和８年までの各年のトレンド値との差分累計 101 人を増加効果として目標値と設定します。

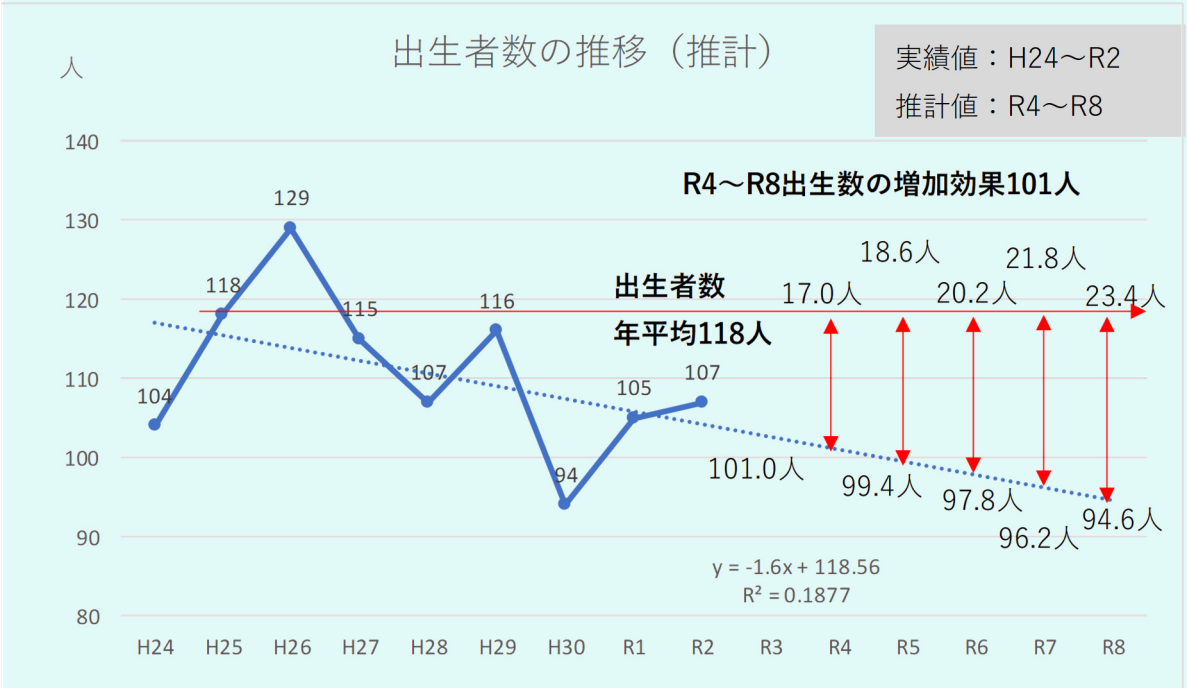

■出生者数の推移（推計）

■重点施策２：「空き活」の創設（結婚・出生率の向上+空き家の活用を組み合わせ、若者世代の定住を促進させる事業を創設）

表 9-3　「空き活」に関する効果指標と目標値（案）

効果指標		基準値 令和 2 年 （2020 年）	目標値 令和 8 年 （2026 年）
居住誘導	出会いイベントでのマッチング成立数	3 組	累計 22 組

※評価指標（数値目標）：「第 2 期いの町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和 2 年 3 月）における目標値は、令和 6 年 16 組
令和 2 年度実績値 3 組：総合戦略ＫＰＩ一覧・効果検証シート

■目標値について

・いの町では、「独身者への総合的な出会い・きっかけ支援」を進めており、令和 6 年までの 5 年間の目標値を 16 組と定めています。（第 2 期いの町まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和 2 年 3 月いの町)）

・本計画では、「空き活」の推進によって、若者世代の定住の促進を目指すことから、その際の取組である出会いイベントでのマッチングの成立を目標とします。

・以上から、以前からの目標値を踏襲したトレンド値に基づき、初年度令和 2 年度実績値 3 組より令和 8 年までに累計 22 組の結婚に繋げるマッチング成立を目標値（増加効果 19 組）として設定します。

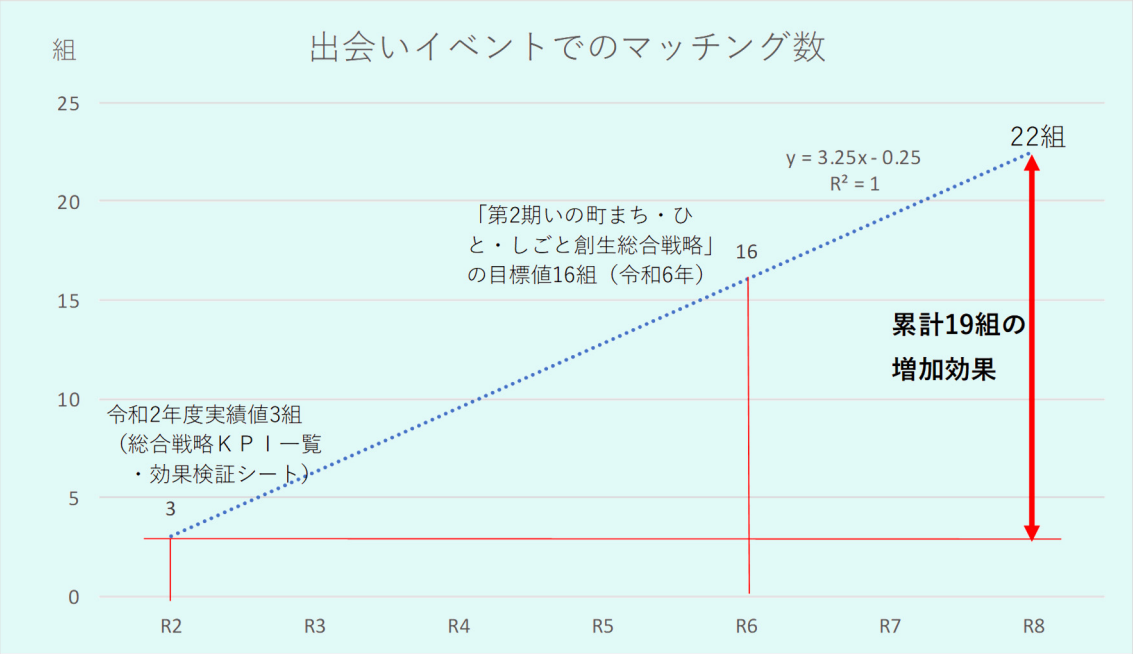

■出会いイベントでのマッチング数

9.1.2　都市機能誘導に関する目標値

都市機能誘導区域に関する目標を及び期待する効果を把握します。

(1)　目標値

都市機能誘導に関わる方針に基づき「仁淀川から陸路に沿って発展した歩いて暮らせるまちづくり」を目指します。

このため、暮らしの場としての職住近接の生業・雇用の場としての機能やまち歩きを楽しむ機能が確保されることを目標とします。

表 9-4　都市機能誘導に関する評価指標と目標値（案）

評価指標		基準値 令和 3 年 （2021 年）	目標値 令和 22 年 （2040 年）
都市機能誘導	不足する誘導施設数の誘導	0 施設	2 施設

■目標値について

・歩いて暮らせるまちづくりの形成に向け、都市機能誘導区域への都市機能の誘導を行います。

・本計画では、都市機能誘導区域に必要な誘導施設の誘導を目標とします。

・以上から、不足する誘導施設数である「介護福祉機能：2 施設」の誘致を目標値として設定します。

※不足する誘導機能（施設）：サービス付高齢者向け住宅（中心拠点）、障害児入所施設（中心拠点）、小規模多機能型居宅介護（生活拠点）

(2)　重点施策の効果指標

都市機能誘導に関する以下の重点施策について、効果指標による進捗管理を行います。

■重点施策３：「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり（まちなかウォーカブル推進事業等）の検討

表 9-5　「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに関する効果指標と目標値

効果指標			基準値 令和 3 年 (2021 年)	目標値 令和 8 年 (2026 年)
都市機能誘導	商店街通行量の増加効果	平日	(1,326 人／日)	増加効果 446.2 人 (1,772.2 人／日)
		休日	(1,162 人／日)	増加効果 646.4 人 (1,808.4 人／日)

※評価指標（数値目標）：「いの町中心市街地活性化計画」（平成 30 年 12 月）における目標値は、令和 3 年（平日 888 人、休日 665 人）、令和 5 年（平日 909 人、休日 686 人）

■目標値について

・都市機能誘導区域となる商店街において、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり（まちなかウォーカブル推進事業等）に取り組みます。

・いの町では、以前より「いの町中心市街地活性化計画」（平成 30 年 12 月）を進めています。ここで、令和 3 年及び令和 5 年の目標値を定めており、令和 3 年の実績値は（平日 1,326 人、休日 1,162 人）であり、目標値（平日 888 人、休日 665 人）を達成しています。

・本計画では、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりの取組によって中心市街地の賑わいの創出を継続的に目指すため、その際の商店街通行量（一日）の増加を目標として踏襲します。

・以上から、平成 30 年からの実績によるトレンド値に基づき、令和 3 年実績値を基準値として、令和 8 年までのトレンド値の平日 1,772.2 人（446.2 人の増加効果）、休日 1,808.4 人（646.4 人の増加効果）を目標値として設定します。

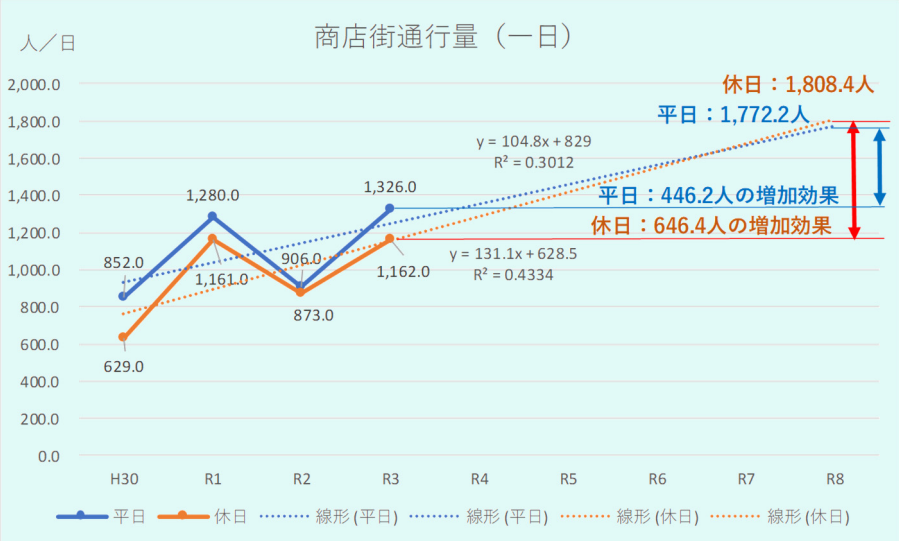

■商店街通行量（一日）

9.1.3　交通ネットワークに関する目標値

交通ネットワークに関する目標を及び期待する効果を把握します。

(1)　目標値

交通ネットワークに関わる方針に基づき「河港から高知市を結ぶ交通で発展していくまちづくり」を目指します。

このため、安全・安心で利便性の高い交通環境の継続的・発展的な機能の確保を目標とします。

表 9-6　交通ネットワークに関する評価指標と目標値（案）

評価指標		基準値 令和 2 年 （2020 年）	目標値 令和 22 年 （2040 年）
交通ネットワーク	中心拠点駅（JR 伊野駅）における乗降客数 （目標：公共交通利用者数の 1 割増）	792 人/日 （R2 実績値）	1.025.1 人/日 （R8 トレンド値の 1 割増）

※評価指標（数値目標）：「いの町地域公共交通相応連携計画」（平成 22 年 3 月）の基本方針「持続可能な公共交通システムの確立」における目標値は「年間の公共交通利用者数の 1 割増し」

■目標値について

・地域間の移動をはじめ、高知市へも便利に通勤通学のできる暮らしを維持するため、公共交通の一定の利用者を維持する必要があります。

・いの町では、以前より「いの町地域公共交通総合連携計画」（平成 22 年 3 月）を進めており、年間の公共交通利用者数の 1 割増を目標としています。

・本計画では、公共交通利用者数の 1 割増の目標を踏襲し、中心拠点駅（JR 伊野駅）の乗降客数の増加を目標とします。

・以上から、平成 23 年からの実績による令和 8 年のトレンド値（931.9 人）の 1 割増に基づき、1,025.1 人を目標値として設定します。

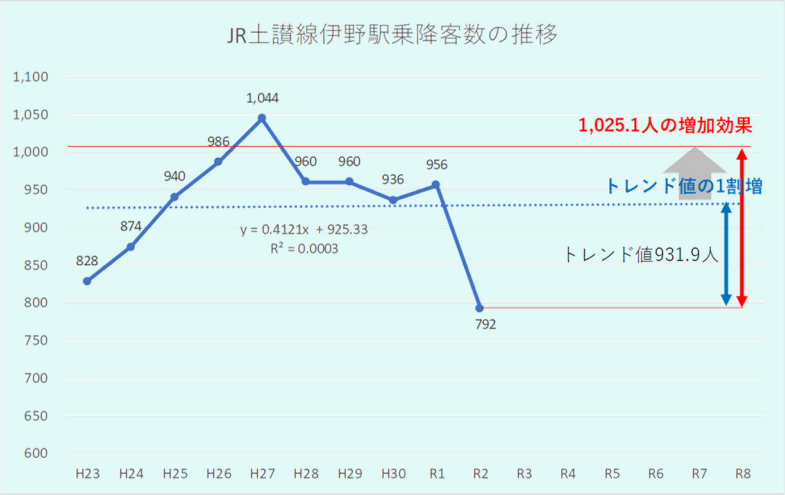

■中心拠点駅（JR 伊野駅）における乗降客数

出典：国土数値情報より作成

(2)　参考指標（交通ネットワークに関する効果指標）

交通ネットワークの効果指標として、関連施策である「交通安全対策及び緊急輸送ネットワークの形成の強化（IC 周辺への企業誘致）」について進捗管理を行います。これは、居住誘導区域への定住や UJI ターン者のための雇用施策としての企業誘致と位置づけられます。

■関連施策：IC 周辺への企業誘致（交通安全対策及び緊急輸送ネットワークの形成の強化）

表 9-7　IC 周辺への企業誘致に関する効果指標と目標値（案）

効果指標		基準値 令和 3 年 （2021 年）	目標値 令和 8 年 （2026 年）
交通ネットワーク	IC 周辺への企業誘致数 （累積）	令和元年からの 累計企業数 2 社	令和元年からの 累計企業数 3.7 社

■目標値について

・本計画では、IC の整備を生かした産業振興（産業育成、企業誘致）等を進めることとしています。

・これまでに、『いの町「特定のエリアにおける市町のまちづくりの方針に沿った建築物を建築する場合」の実施基準に関する要綱』（平成 29 年 2 月 22 日　告示第 12 号）の施行により、平成 30 年に 1 社、令和 3 年に 1 社と着実に企業誘致を進めています。

・今後は、令和 3 年 11 月高知西バイパスの鎌田 IC～波川（国道 33 号現道）間の開通と本計画の推進により、さらなる企業誘致を図る計画としています。

・以上から IC 開通による企業の継続的な誘致効果を目標とし、平成 30 年からの実績によるトレンド値に基づき、令和 8 年までに誘致する累積企業数 3.7 社を目標値として設定します。

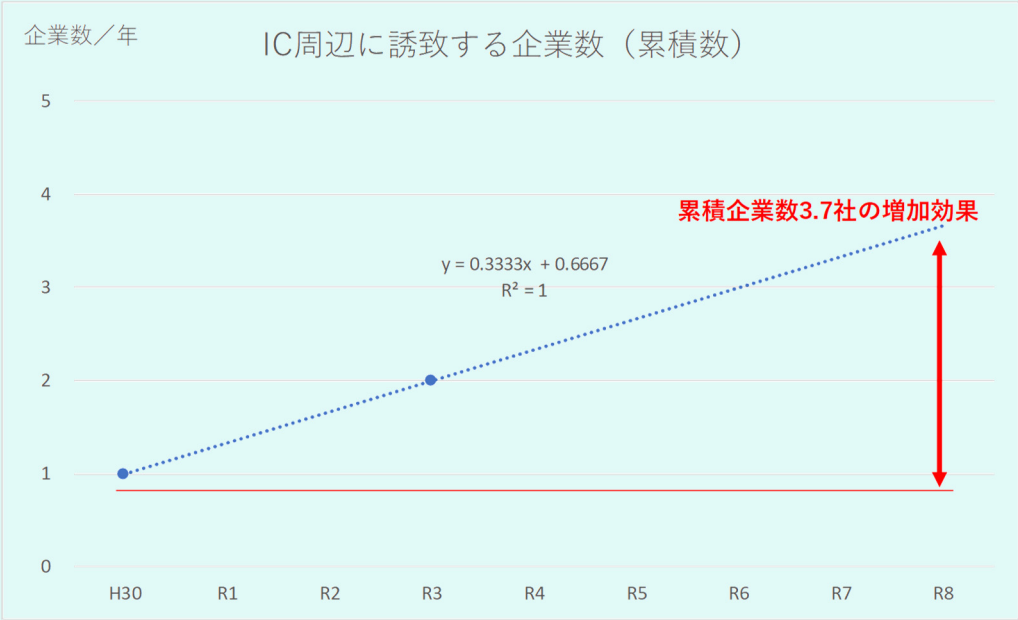

■IC 周辺への企業誘致数（累積）

9.1.4　防災に関する目標値

防災に関する目標及び期待する効果を把握します。

(1)　目標値

防災に関わる方針に基づき「水災害リスクを認識した上で、安全に暮らすことができるまちづくり」を目指します。

このため、避難場所等の確保などの「命を守る」対策により安全な区域を拡大し、準居住誘導区域を居住誘導区域へと編入させ、将来は居住誘導区域と準居住誘導区域含めた区域全域を居住誘導区域にすることを目指します。

表 9-8　早期避難が必要な区域の集中強化に関する評価指標と目標値（案）

評価指標		基準値 令和 3 年 （2021 年）	目標値 令和 22 年 （2040 年）
防災	準居住誘導区域（水災害対策重点区域）の解消率 ＝居住誘導区域／将来の居住誘導区域 ※将来の居住誘導区域 ＝居住誘導区域＋準居住誘導区域	79.6%	100%

■目標値について

・いの町は、居住誘導区域と準居住誘導区域を設定しています。

・準居住誘導区域は、仁淀川・宇治川の浸水想定時（想定最大規模）において指定緊急避難場所等確保ができない避難困難区域です。ここは本来、居住誘導区域とすることが望ましい区域を条件付きで準居住誘導区域としたものです。

・本計画では、指定緊急避難場所等の確保などの「命を守る」対策により安全な区域を拡大し、準居住誘導区域を居住誘導区域へと編入させていくこととします。

・このため、指定緊急避難場所等の確保による避難困難区域の解消率 100%（＝準居住誘導区域から居住誘導区域への編入）を目標値とします。

	面積	カバー率
①将来の居住誘導区域＝②＋③	232.5ha	100%
②居住誘導区域	185.1ha	79.6%
③準居住誘導区域	47.4ha	20.4%

【その他の参考指標】防災に関する評価指標

※いの町（全町）における災害ハザードエリア（レッドゾーン）からの要配慮者利用施設の回避率

表 9-9　防災に関する評価指標と目標値（案）

評価指標		基準値 令和 3 年 （2021 年）	目標値 令和 22 年 （2040 年）
防災	いの町（全町）における災害ハザードエリア（レッドゾーン）からの要配慮者利用施設の回避率	95.4%	100%

■目標値について

・いの町（全町）における災害ハザードエリアのうち、住宅等の建築や開発行為等の規制があるレッドゾーンにおける要配慮者利用施設の立地解消を目標とします。

・以上から、レッドゾーンに存在する要配慮者利用施設 2 施設の改修時における移転や対策工事の施工等を促進することによるレッドゾーンからの回避率を目標値とします。

回避率＝1-A／B（%）＝95.4%

A：レッドゾーンに立地する要配慮者利用施設数 3 箇所：医療施設：1 箇所（いの町立国民健康保険大橋出張診療所）、教育施設：1 箇所（本川中学校）、介護福祉施設（新別の里）

B：いの町の要配慮者利用施設数 65 箇所

〇医療施設　　：19 箇所（病院：4 箇所、診療所：15 箇所）

〇介護福祉施設　：15 箇所

〇子育て支援施設：17 箇所（保育園：7 箇所、幼稚園：1 箇所、認定こども園：2 箇所、子育て支援センター：2 箇所、放課後児童クラブ：5 箇所）

〇教育施設　　：14 箇所（小学校：7 箇所、中学校：5 箇所、高等学校：2 箇所）（小学校 休校中 5 箇所は除く）

出典：医療施設（四国厚生支局 HP、診療科は各機関 HP）、高齢者福祉施設（介護サービス情報公表システム）、子育て支援施設（いの町子育てパーフェクトページ HP、いの町子ども子育て支援事業計画）、教育施設（国土数値情報）

(2)　重点施策の効果指標

防災に関する以下の 2 つの重点施策について、効果指標による進捗管理を行います。

■重点施策 4：流域治水に基づく命を守る方策（災害に強いまちづくり、避難体制等）

表 9-10　流域治水に基づく命を守る方策に関する効果指標と目標値（案）

効果指標		基準値 令和 3 年 （2021 年）	目標値 令和 22 年 （2040 年）
防災	約 3m を超える浸水で命の危険のある方の解消率 （9,830 人）	0%	100%

■約 3m を超える浸水で命の危険のある方が 9,830 人と想定（想定最大規模）

・仁淀川左岸 11.4km が破堤した場合（想定最大規模）、2 階以上に居室を設けることで、1 階が浸水して命は助かるようにしても、寝たきり等で垂直避難ができず、約 3m を超える浸水で命の危険のある方が 9,830 人と想定されています。

・ここでは、洪水の処理能力の向上や住宅の複数階化で約 970 人の危険が解消されると想定されますが、依然として危険のある方が 8,860 人と想定されています。

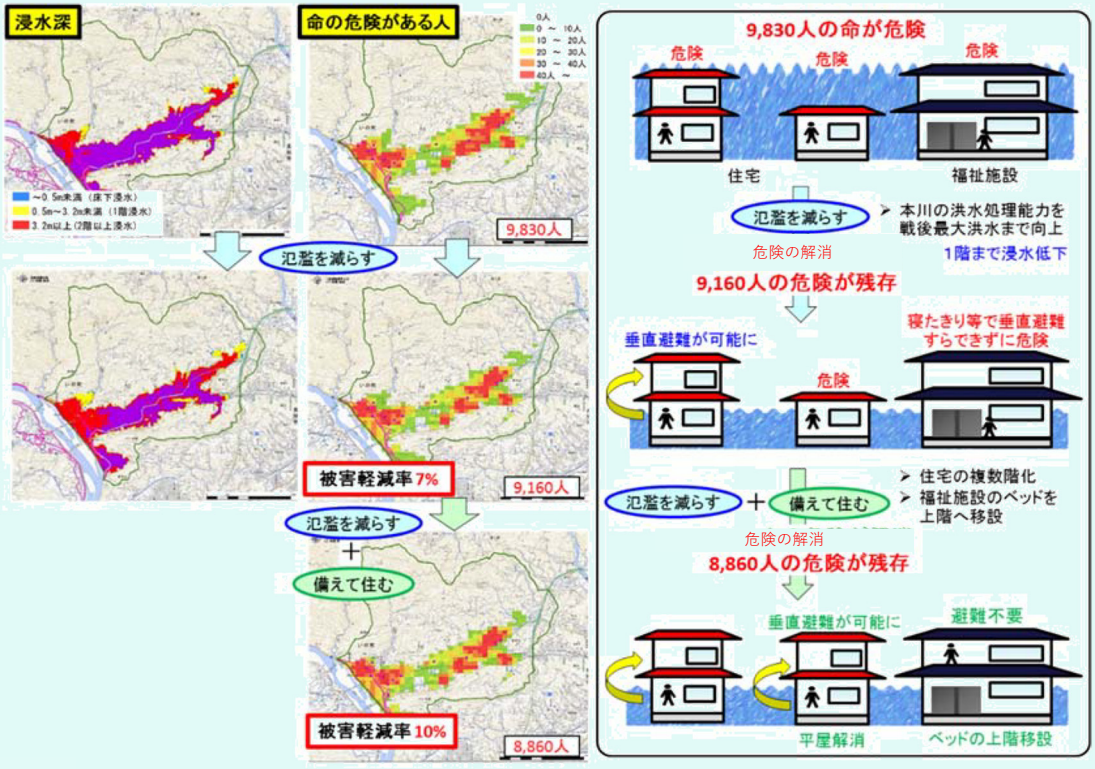

「氾濫を減らす」と「備えて住む」による被害軽減効果(宇治川流域:左岸 11.4k 破堤)

出典：「仁淀川水系における流域治水の推進方針【第 2 版】」（令和 4 年 3 月仁淀川推計流域治水協議会）

■重点施策 5：防災関連機能の集約化・防災拠点の整備（公共施設の再編の観点）

表 9-11　防災関連機能の集約化・防災拠点の整備に関する効果指標と目標値（案）

効果指標		基準値 令和 2 年 （2020 年）	目標値 令和 8 年 （2026 年）
防災	公営住宅・改良住宅の耐震化率	75.6%	100%

■目標値について
・本計画では、老朽化した都市インフラの改修を進めることとしています。
・令和 2 年 8 月 31 日現在、公営住宅・改良住宅の耐震化率は、75.6%（戸数）となっています。
・以上から、公営住宅・改良住宅の耐震化を目標とし、耐震化率 100%（戸数）を目標値として設定します。
※新耐震設計（41 棟、121 戸）、旧耐震設計（28 棟、39 戸）

9.1.5　“らしさ”に関する目標値

いの町“らしさ”に関する目標及び期待する効果を把握します。

(1)　目標値

いの町“らしさ”に関わる方針に基づき「仁淀川と暮らすまちづくり」を目指します。

このため、いの町“らしさ”にふれあえる暮らしを確保していくことを目標とします。

表 9-12　いの町“らしさ”に関する評価指標と目標値（案）

評価指標		基準値 平成 29 年 （2017 年）	目標値 令和 22 年 （2040 年）
いの町“らしさ”	県外からの移住者数	4 人	10 人／年

※評価指標（数値目標）：「第 2 期いの町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和 2 年 3 月）における H31 目標値は、10 人／年

■目標値について

・いの町“らしさ”とふれあえる暮らしの機会を維持あるいは増加させていくことを目指します。

・いの町では、以前より「第 2 期いの町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和 2 年 3 月）において、いの町とふれあい、生活していただくことを目標に、県外からの移住者数を対象に年平均 10 組の増加を目標としています。

・なお、大都市圏（東京都・大阪府）の 18 歳以上男女（N=500 人）におけるいの町への関心や移住へのニーズの調査（令和 3 年 1 月）においても、「地方での生活において重視する点」は「住まい周辺の豊かな自然環境」が 57.8%と最も多く、仁淀川に代表されるいの町“らしさ”とふれあえる暮らしの機会が求められています。

・以上から、本計画では、いの町における定住者数の増加を目標とし、県外からの移住者数に対し、年平均 10 組の維持を目標値として設定します。

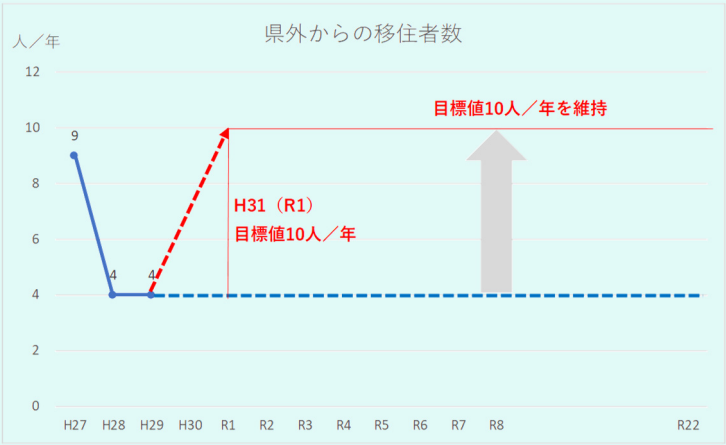

■県外からの移住者数

(2)　重点施策の効果指標

いの町“らしさ”に関する以下の重点施策について、効果指標による進捗管理を行います。

■重点施策 6：仁淀川周辺の親水空間の充実

表 9-13　仁淀川周辺の親水空間の充実に関する効果指標と目標値（案）

効果指標		基準値 令和 3 年 （2021 年）	目標値 令和 8 年 （2026 年）
いの町“らしさ”	いの町“らしさ”にふれあえる波川公園の整備率	0%	100%

■目標値について

・波川緑地（仁淀川右岸・仁淀川橋上下流部）では、「仁淀川波川地区かわまちづくり協議会」により、令和 2 年度～令和 5 年度を実行スケジュールとして再整備計画についての検討が進められています。

・本計画では、波川緑地を通して、いの町“らしさ”にふれあえる機会の増加を図ることとしています。

・以上から、波川公園の整備率 100%を目標値として設定します。

9.2　計画の進行管理

「仁淀川とともに歩むいの町らしい定住・通勤通学型まちづくり」に向けた集約型の都市構造の形成の実現のため、先に位置づけた居住や都市機能の誘導に関わる施策・誘導方針（ストーリー）を推進します。

計画の推進にあたっては、ＰＤＣＡサイクルを取り入れ、概ね 5 年を 1 サイクルとする進行管理を行い、必要があると認めるときは、立地適正化計画及びこれに関連する都市計画を変更するものとします。また、これらについての調査、分析及び評価を行ったときは、速やかに、その結果を都市計画審議会に報告（都市再生特別措置法第 84 条（令和 4 年 4 月 1 日施行））する必要があります。

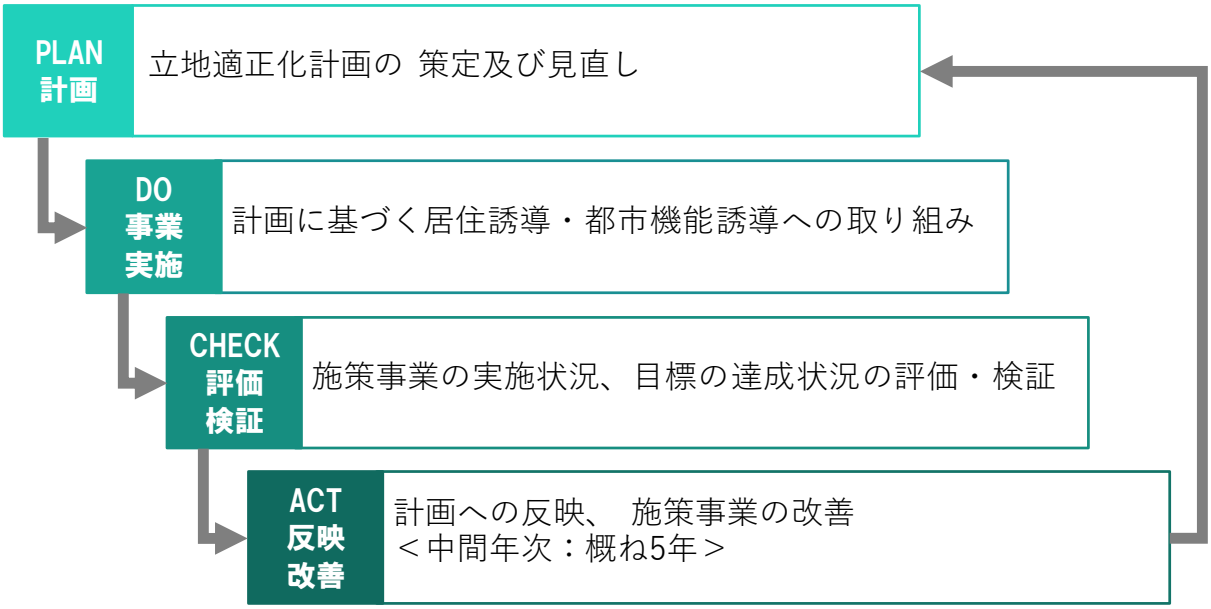

図 9-1　計画の進行管理

いの町
高知県吾川郡いの町

いの町立地適正化計画
〒781-2192　高知県吾川郡いの町 1700-1
TEL 088-893-1111／FAX 088-892-0353
いの町 土木課
令和 5 年 2 月発行

INOTOWN